

平成 1 2 年

小樽市議会会議録（ 2 ）

第 2 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成12年 第2回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 6月2日～7月4日(33日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
6月 2日 (金)	提案説明	
3日 (土)	休 会	
4日 (日)	〃	
5日 (月)	〃	
6日 (火)	会派代表質問	
7日 (水)	〃	
8日 (木)	一般質問	
9日 (金)	休 会	
10日 (土)	〃	
11日 (日)	〃	
12日 (月)	〃	
13日 (火)	〃	
14日 (水)	〃	
15日 (木)	〃	
16日 (金)	〃	
17日 (土)	〃	
18日 (日)	〃	
19日 (月)	〃	
20日 (火)	〃	
21日 (水)	〃	
22日 (木)	〃	
23日 (金)	〃	
24日 (土)	〃	
25日 (日)	〃	
26日 (月)	〃	
27日 (火)	〃	
28日 (水)	〃	予算特別委員会
29日 (木)	〃	〃
30日 (金)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
7月 1日 (土)	休 会	
2日 (日)	"	
3日 (月)	"	
4日 (火)	討 論 ・ 採 決 等	

平成12年

第2回定例会会議録目次

小樽市議会

○6月 2日(金曜日) 第1日目

1. 出席議員	1
1. 欠席議員	1
1. 出席説明員	1
1. 議事参与事務局職員	2
1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第1 会期の決定	3
1. 日程第2 議案第1号ないし第2・3号及び報告第1号ないし第3号	3
○市長提案説明	3
1. 日程第3 「休会の決定」	5
1. 散 会	5

○6月 6日(火曜日) 第2日目

1. 出席議員	7
1. 欠席議員	7
1. 出席説明員	7
1. 議事参与事務局職員	8
1. 開 議	9
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 日程第1 議案の撤回について	9
1. 日程第2 議案第1号ないし第2・1号及び報告第1号ないし第3号	9
○会派代表質問 西脇議員	9
○会派代表質問 松本(光)議員	25
○会派代表質問 渡部議員	36
1. 散 会	49

○6月 7日(水曜日) 第3日目

1. 出席議員	5 1
1. 欠席議員	5 1
1. 出席説明員	5 1
1. 議事参与事務局職員	5 2
1. 開 議	5 3
1. 会議録署名議員の指名	5 3
1. 日程第1 議案第1号ないし第21号及び報告第1号ないし第3号	5 3
○会派代表質問 秋山議員	5 3
○会派代表質問 大島議員	6 4
○会派代表質問 中島議員	7 3
1. 散 会	8 5

○6月 8日(木曜日) 第4日目

1. 出席議員	8 7
1. 欠席議員	8 7
1. 出席説明員	8 7
1. 議事参与事務局職員	8 8
1. 開 議	8 9
1. 会議録署名議員の指名	8 9
1. 日程第1 議案第1号ないし第21号及び報告第1号ないし第3号	8 9
○一般質問 小林議員	8 9
○一般質問 佐々木(勝)議員	9 6
○一般質問 斉藤(裕)議員	10 2
○一般質問 北野議員	11 0
予算特別委員会設置・付託	12 5
常任委員会付託	12 5
1. 日程第2 請願・陳情	12 5
常任委員会付託	12 5
1. 日程第3 休会の決定	12 5
1. 散 会	12 6

1. 出席議員	1 2 7
1. 欠席議員	1 2 7
1. 出席説明員	1 2 7
1. 議事参与事務局職員	1 2 8
1. 開 議	1 2 9
1. 会議録署名議員の指名	1 2 9
1. 日程第1 議案第1号ないし第21号及び第24号並びに報告第1号ないし第3号、請願、 陳情、調査	1 2 9
予算特別委員長報告	1 2 9
議案第1号修正案及び関連する議案第24号の趣旨説明	1 3 1
○討 論 高階議員	1 3 2
○討 論 松本（光）議員	1 3 4
○討 論 斉藤（陽）議員	1 3 4
採 決	1 3 6
総務常任委員長報告	1 3 6
○討 論 新谷議員	1 3 8
採 決	1 3 9
経済常任委員長報告	1 4 0
○討 論 西脇議員	1 4 2
採 決	1 4 2
厚生常任委員長報告	1 4 3
○討 論 中島議員	1 4 5
採 決	1 4 6
建設常任委員長報告	1 4 7
○討 論 古沢議員	1 4 9
採 決	1 5 0
1. 日程第2 議案第25号及び第26号	1 5 0
○市長提案説明	1 5 0
採 決	1 5 0
1. 日程第3 意見書案第1号ないし第9号	1 5 1
○提案説明（意1～3） 新谷議員	1 5 1
○討 論 前田議員	1 5 2

○討 論 古沢議員	1 5 3
採 決	1 5 4
1. 閉 会	1 5 4

議 事 事 件 一 覧

議案

- 議案第 1号 平成12年度小樽市一般会計補正予算
- 修正案第 1号 「平成12年度小樽市一般会計補正予算」修正案
- 議案第 2号 平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成12年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案第 5号 平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
- 議案第 6号 小樽市職員恩給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 7号 小樽市雇員恩給条例の一部を改正する条例案
- 議案第 8号 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 9号 小樽市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 10号 小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 11号 小樽市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 12号 小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第 13号 小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
- 議案第 14号 小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
- 議案第 15号 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第 16号 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 17号 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 議案第 18号 小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 19号 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 議案第 20号 不動産の譲与について
- 議案第 21号 小樽港港湾区域内公有水面埋立てについて
- 議案第 22号 平成12年度小樽市一般会計補正予算
- 議案第 23号 不動産の処分について
- 議案第 24号 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第 25号 小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
- 議案第 26号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

- 報告第 1号 専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）

- 報告第 2号 専決処分報告（平成12年度小樽市病院事業会計補正予算）
- 報告第 3号 専決処分報告（平成12年度老人保健事業特別会計補正予算）
- 報告第 4号 専決処分報告（落雪事故に係る損害賠償額）
- 報告第 5号 専決処分報告（落雪事故に係る損害賠償額）
- 報告第 6号 平成11年度小樽市一般会計及び特別会計の繰越明許費の繰越報告
- 報告第 7号 平成11年度小樽市下水道事業会計予算の一部繰越しについて
- 報告第 8号 平成11年度小樽市一般会計の事故繰越しの繰越報告

意見書案

- 意見書案第 1号 介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書（案）
- 意見書案第 2号 消費税率の引き上げに反対する意見書（案）
- 意見書案第 3号 日本への核兵器持ち込みを認める「核密約」の全容公表を求める意見書（案）
- 意見書案第 4号 林政の基本問題に関する要望意見書（案）
- 意見書案第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び私学助成の確保と教職員の定数改善等教育予算の充実を求める要望意見書（案）
- 意見書案第 6号 医薬品類の販売規制緩和に関する意見書（案）
- 意見書案第 7号 有珠山噴火災害に関する要望意見書（案）
- 意見書案第 8号 NTT小樽支店の存続を求める意見書（案）
- 意見書案第 9号 農業者年金制度改正に関する意見書（案）

請願

- 請願第 16号 認可外保育所「こどもの森おひさま」への補助金支給方について

陳情

- 陳情第 38号 道立小児総合保健センター付近へのJR駅新設方について
- 陳情第 39号 議会中の居眠り及び欠席議員に対する報酬減額方等について
- 陳情第 40号 広告アーチの移設又は撤去方について

平成12年 第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成12年6月2日

出席議員 (34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	36番	佐藤利幸

欠席議員 (2名)

20番	佐久間潤子	35番	佐野治男
-----	-------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川修三

港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺 章
書 記 丸田健太郎
書 記 斉藤繁幸
書 記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 中崎岳史

開会 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより平成12年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本光世議員、秋山京子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から7月4日までの33日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第23号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号まで及び議案第22号の各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では「おたる市議会だより」発行経費を初め、望洋台及び忍路町会の町内会館建設に対する助成金、市立病院新築資金基金積立金、運河北端部に係留中のはしけ1隻の整備費などを計上したほか、市債の利息負担軽減のため一部のものについて低利の資金への借りかえを行うこととし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上し、あわせて湯鹿里荘の建物及び土地の売払処分に伴う所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出とも6億1,206万6,000円の増となり、財政規模は723億3,375万8,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、国民健康保険事業では収納対策給付金の交付に伴い、介護納付金分保険料の引き下げを図るなど、所要の補正を計上するとともに、住宅事業では一般会計同様の市債の借りかえを、産業廃棄物等処分事業では企業債の繰上償還を行うための所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第21号まで及び議案第23号について説明申し上げます。

議案第6号 職員恩給条例等の一部を改正する条例案につきましては、恩給法等の一部改正に準じ、恩給年額を改定するものであります。

議案第7号 雇員恩給条例の一部を改正する条例案につきましては、職員恩給条例等の一部改正に準じ、雇員の恩給年額を改定するものであります。

議案第8号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに市立病院新築資金基金を設置するものであります。

議案第9号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、特定中小会社が

発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置を設けるとともに、被災者の新築住宅に係る減額措置の床面積要件を拡大するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 医療法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、医療法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽病院の病床数を変更するものであります。

議案第13号 公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案及び議案第14号 公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも卸売市場法等の一部改正に伴い、売買取引の方法を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに平成12年度供用開始の入船住宅、入船住宅集会所及び入船住宅駐車場を設置し、同集会所の管理を委託するとともに、祝津住宅駐車場の区画を増設するものであります。

議案第16号 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾法の一部改正に伴い、罰金の上限額を改定するものであります。

議案第17号 簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道事業給水条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金の額を改定するものであります。

議案第19号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、損害補償の対象となる応急措置従事者の範囲を拡大し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償基礎額等を改定するものであります。

議案第20号 不動産の譲与につきましては、町内会館の敷地として貸与している土地、約153平方メートルを若松2丁目会に譲与するものであります。

議案第21号 小樽港港湾区域内公有水面埋立てにつきましては、手宮1丁目130番地先の公有水面埋立て免許の出願について、免許庁である小樽港港湾管理者から意見を求められたので、異義のない旨を答申するものであります。

議案第23号 不動産の処分につきましては、朝里川温泉2丁目670番7及び670番18所在の土地約5,172平方メートルを6,518万円をもって虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町78番地362、田中實氏に売払処分するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、市税条例の一部を改正する条例案を3月31日に

専決処分したものであります。

その主な内容は、個人市民税に係る均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げるとともに、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置を講じるほか、所要の改正を行ったものであります。

報告第2号につきましては、判決に伴う損害賠償金を支出するため、平成12年度病院事業会計予算の所要の補正について、本年4月13日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、平成11年度老人保健事業特別会計において収支に不足を生じる見込みとなり、繰上充用による措置が必要となったため、平成12年度老人保健事業特別会計予算の所要の補正について本年5月23日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（松田日出男） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査のため、明6月3日から6月5日まで3日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時11分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 松本光世

議員 秋山京子

平成12年 第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成12年6月6日

出席議員 (35名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員 (1名)

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔

環境部長 大津寅彦
建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川修三

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺 章
書 記 丸田健太郎
書 記 斉藤繁幸
書 記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 中崎岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大畠護議員、北野義紀議員を御指名いたします。

日程第1「議案の撤回について」を議題といたします。

議案第22号及び第23号につきましては、本日付市長から文書をもって撤回したい旨の申し出がありました。

この際、市長から撤回の理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

市長（山田勝麿） 議案第23号 不動産の処分についてであります。売り払い先であります虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町78番地 362、田中実氏から本日平成12年6月6日、その取得について先送りしたい旨の申し出がありましたので、これを受け本議案及びこれに伴う議案第22号 一般会計補正予算について議案の撤回をいたしたく、本日議長に文書をもって申し出をいたしました。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案の取り扱いにつきましては大変申しわけなく、今後十分意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（松田日出男） お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第21号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより質疑及び一般質問を一括し、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

25番（西脇 清議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

「日本は天皇中心の神の国であることを国民に承知してもらおう我々が30年間活動してきた」、この発言で首相の資質が総選挙の重要争点の1つに浮上しているさなか、3日に奈良市で森首相は日本共産党について「天皇制も日米安保も認めない」などと述べ、「民主党はそういう政党とどうやって日本の安全を、日本の国体を守ることができるのだろうか」と発言。森首相の欠格性を裏づける発言について、国の内外から厳しい批判が寄せられています。

北海道新聞5月18日、6月6日今日、社説は、「『神の国』発言は、憲法を無視してはばからない首相が国政のかじ取りを握っているのかという不安を国民に呼び起こし、首相がなすべきは陳謝ではなく発言の即時撤回である」と批判し、「繰り返される問題発言を見れば、戦前への回帰を懐かしむ首相の体質はもはや疑いを入れな」と断罪しています。

朝日新聞6月5日付社説では、「森首相の体質が見えた」というタイトルで、『『国体』には主権がどこにあるかを示す国家の形態という意味が確かにある。だが、日本の近代史においては紛れもなく天皇中心の国家体制を指す言葉だった。『国体』の概念そのものが終戦とともに歴史の中に封印された。問題は、そのような言葉をいとも軽々しく発する森首相の思考経路にある」と指摘し、「時代錯誤の発想を引きずる首相の発言に振り回されるのは何とも情けない」と結んでいます。

外国ではどうか。アメリカ・ロサンゼルスタイムスは17日付で、「第2次世界大戦時の帝国主義の亡霊を呼び起こすもの」、こう報じています。

戦後の日本が世界に絶縁を宣言した戦前型の天皇中心の国家の復活を現職首相が政治信条として掲げている。この首相の発言はどう言い逃れを図ろうとも、日本は天皇をいただく神の国だという国体論に立って、日本に戦前型の政治、社会の体制を復活させることを企図したものであることは明々白々です。こういう人物をあえて首相に選び、これを押し立てて総選挙をやろうという自民党・公明党・保守党、与党3党の責任は重大であり同罪であります。この「神の国」「国体」発言について市長の所見をまず伺います。

次は、山田市政誕生から1年が経過しました。市長は昨年の選挙後の初の議会で、新しい時代におけるはつらつ小樽のため3つの基本姿勢、5つの基本目標を掲げ、「人口問題や経済の停滞など解決しなければならない」、こう決意を述べています。1年を経過した今日、人口問題や経済問題は怎么样了か、解決の方向に向かっているのか、検証が必要です。

まず、人口は15万3,394人から15万1,932人に1,462人の減少。かつて新谷市政が誇った3K、港湾貨物、企業誘致、観光客で見ると、港湾貨物は123万4,000トン、5.2%の減少です。企業誘致はどうでしょう。たったの4件にとどまっています。倒産は逆に20件。深刻な市の財政を見ると、市債が27億5,300万円ふえています。1,423億9,600万円に膨らんでいます。公債費は2億1,100万円増えて135億6,200万円。3Kのうち観光客は300万人増えている。しかし、人口も景気も解決の兆しが見えていません。市長はこの1年間を振り返ってどういう評価をしているのか伺います。

我が党はこれまで、自民党型大型開発優先では市民の暮らしを守ることも市の財政再建もできない、このことを指摘してまいりました。石狩湾新港、臨港道路縦貫線、港湾、中央通り、毛無開発、マイカル優先をやめて保育所や特別養護老人ホームなど福祉施設、公営住宅、学校など教育環境の整備、介護保険制度の改善などを優先して雇用も景気も立て直す。つまり従来型の政策の転換なしに市長の目指す人口、経済の解決はできないと思いますが、見解を伺います。

山田市政1年間に懲戒免職2名を含む3件の職員による不祥事が発生しています。中でも雪あかりの路、ドリームビーチ駐車場会計着服、土地開発公社資金着服は、多額の公金着服という悪質な事件です。市民の厳しい批判は当然です。なぜこのような多額の公金がやすやすと着服されたのか。関係職員のモラルのなさはもとより、市の組織上のチェック体制がどうなっているのか、議会の監査能力も問われるものです。市の監査報告書は、ドリームビーチなどの事件を二度と起こさないため、職員の倫理意識醸成などについて早急に見直しを求めています。これらについてどう対応されるのか伺います。

市長も、市民の信頼回復を図る立場から「各種団体会計事務調査委員会」を設置し、市が事務局を担当する各種補助金交付団体等の会計事務等の実態を調査し、書類等の点検など統一的な事務処理取扱要綱を制定しようと

していますが、いつまでに策定するのか。調査対象は91団体にも及びますが、調査は現在どこまで進んでいるのか、いつまでをめどに行うか。調査内容、結果も含めてお聞かせください。

次は、雇用問題等についてお尋ねいたします。

連休明けの5月8日、小樽職安は職を求める人であふれ、求人票も座るいすもないという状況でありました。4月の職業紹介状況によると、月間有効求職者数は4,991人、前年同月比141人の増、就職件数は416人、就職率はわずか8.3%、雇用環境の改善は図られていません。

総務庁と労働省が4月28日発表した労働統計によりますと、今年3月の完全失業率は4.9%、349万人で文字どおり過去最悪。4月は若干数字が動いていますが、高い水準で変わりありません。道内はこれに輪をかけて完全失業率6.5%、18万人となっています。

一方、民間信用調査によると、3月の全国企業倒産、負債額1,000万円以上で1,770件、前年同月比39.5%の増です。この結果、99年度の全国での企業倒産は1万6,817件、3年連続1万6,000件を突破しています。82年に次ぐ戦後10番目、バブル崩壊後では3番目の高水準となっています。これは自民・公明・保守党による森政府が振りまく景気楽観論とは反対に、国民の雇用、生活不安が深刻の度を増していることを鮮明に示していると思いますが、雇用・失業問題について市長はどういう見解を持っているのか伺います。

3月の完全失業者は前月より22万人増えています。この数字の背後には、大企業の身勝手なリストラで人間の尊厳を傷つけられ、あるいは職場に残った者の労働強化に苦しみ、次は自分かとおびえる何百万人もの痛みがあります。349万人の失業者のうち、企業側の都合で失業した「非自発的離職」が104万人。大企業によるリストラ、人減らしが依然猛威を振っていることをあらわしています。

政府の景気判断は「自律的回復に向けた動きが徐々にあらわれている」とし、その理由は、企業収益の改善、企業の業況判断の改善、投資意欲の改善を挙げています。しかし、これらは大企業が目先の利益をねらってリストラ、人減らしを大がかりに推進し、賃金抑制・切り下げなどと相まって「総人件費抑制」を行っているからにほかなりません。

雇用悪化の主な原因が横暴な大企業のリストラ、人減らしにあり、このリストラ、人減らしを後押しする政府・与党の責任にもあるわけであります。例えば、銀行への公的資金を注入するかわりにリストラ計画を出させるやり方では、99年3月、大手銀行15行に7兆円を超える公的資金が注入されましたが、そのとき銀行側が15行で計2万人近くの人員削減を含む「経営健全化」計画を出し、金融再生委員会が計画の進みぐあいの報告を求め、リストラを促す仕組みをつくっています。

また、99年8月に成立した「産業再生」法で、リストラをすればするほど税制上の優遇が受けられるようにしました。今日の雇用・失業の最悪な事態は大企業と政府にあることは明白だと思いますが、市長の見解を伺います。

雇用問題の冒頭で小樽の雇用状況について触れたように、全国にも増して深刻です。これまで市は雇用対策として国の緊急特別雇用対策事業に取り組んでいますが、この事業による雇用効果は、1カ月20日間稼働で6カ月間就労したとした場合、70人が仕事にありつけるという程度のもので、毎月4,000人からの求職者のうち70人の雇用では焼け石に水にもなりません。国に特別交付事業の拡充を求めることと相まって、市独自の雇用対策を図るべきであります。また、小樽市の若年定着、雇用・人口増の切り札としたマイカル小樽にも雇用拡大を求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

雇用問題の抜本的な対策は、ただ働き残業や長時間時間外労働の禁止、規制を行い、労働時間の短縮を国が行う。経営者側のシンクタンクである社会経済生産性本部の試算によると、ただ働き残業をなくするだけで90万人の雇用、長時間残業をなくすれば170万人の雇用、これだけでも260万人の雇用が拡大できます。日本の労働時間はフランスよりも年間300時間も長く、フランス並みに時間短縮をすれば雇用問題は一挙に解決できる、我が党はこう考えていますが、市長の見解も伺います。

次は、中小商工業問題についてお尋ねいたします。

小樽市における負債額1,000万円以上の企業倒産は今年に入ってから4月までで10件、負債総額は57億6,600万円、前年同月比で2倍の倒産件数となっています。4月単月の負債総額としては過去10年間で最高額となっています。全国的にも3月末の倒産が1,770件で、バブル崩壊後は3番目の高い水準ですが、雇用悪化に加え、この点でも「景気回復傾向」などと言える状況にはありません。市内における企業の経営見通しと倒産防止対策などについてどう考えているのか伺います。

マイカル小樽開業後、市内では小樽開発ビル内のアネックス館が閉店、店舗面積約2万3,000平方メートル。優良再開業事業の売り込みで始められた事業だけに斜陽小樽の影を強めていますが、経営失敗の原因は何か、また今後の利用計画はどうなっているのか。パチンコ業者による利用の動きもあるようですが、この事業には小樽市が1億1,000万円以上、国・道合わせて4億6,700万円の補助金が投入されており、市の責任も問われるものです。

長崎屋についてお尋ねします。東京証券取引所一部上場の中堅スーパー長崎屋が負債3,800億円で倒産、市民に大きな驚きが起きています。今、更生計画を模索中とのことですが、市内には小樽駅前と奥沢店、この2店に約350人の従業員が働いており、また長崎屋内のテナントをはじめ核店舗としている周辺商業者にとって長崎屋の動向は死活問題です。今後の見通しと市の対策についてお尋ねします。

マイカル小樽に関連してお聞きいたします。開業から丸1年が経過いたしました。来客数1,300万人、予想を上回る数字となっています。1年間の実数は、今後の見通しを立てる上でも、これまでの事業を評価する上でも基礎となるものです。1つには経済波及効果調査では、市内小売販売額の増加額を445億円、アミューズメント、ホテル、飲食の売上額は179億円、定住者700戸、所得31億円、計655億円の経済効果を見込んでいましたが、実績はどうなったのか。また、市内の生産の増加は約780億円、雇用の増加は約8,000人という目標でありましたが、この目標に対して実態はどうなっているのか伺います。

156億円の投資も、7億円のJR築港駅舎無償譲渡も、小樽の人口・雇用増という公共性があるから違法ではない、これが理事者、札幌地裁の言い分です。この点についてお答えください。

マイカル開業の影響は全市的に市場、個店にも深刻な事態となっております。こうした中で新南樽市場は積極的な経営を試みているようですが、予想したほどではなく苦戦していると聞いています。無料送迎バスの運行など経営改善に意欲が見られますが、デンコードーの店によりマツヤ電気への影響も心配されます。予断を許さない事態です。どう対応するのか。

また、1定で請願が採択となりました妙見市場の活性化について、早い対策が求められています。協同組合と十分な連携をとり具体的に取り組む必要があると思いますが、現状どう進んでいるのか伺います。

市場経営が総じて困難な状況にあることは明らかです。こうした中で、市場間の協力・協同を強める立場から

9つの市場が連合会を結成する予定ですが、時宜にかなったものと歓迎されるものです。市場はもともと個店が多く、財政も含め諸基盤が弱く、いろいろ市としての支援策が必要と思いますが、その対策について伺います。

今年度当初予算で1億5,300万円が予算化された「商店いきいき資金」は、マイカルなどの影響で最近3カ月の売り上げが前年同期と比べて10%以上減少している企業を対象として、限度500万円で6カ月据え置き、5年償還、保証協会の保証料2分の1助成という有利な新しい融資制度です。現在まで相談件数は20件あったと伺っておりますが、実際の利用は全くありません。「商店いきいき資金」と名づけても利用がないのは、これまでの他の融資制度と同じく、諾否の許可の判断は金融機関に任せられているからです。我が党はこれまでも、融資する・しないの判断は市が決めて金融機関が融資する、いわゆる直貸し制度とすべきと提案しています。「商店いきいき資金」の利用がない理由と直貸し制度について市長の見解を伺います。

「小樽まちづくり研究会」は5月に旗揚げしています。今年の6月に施行される大規模小売店舗立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法、この3つの法律を「まちづくり三法」と呼んでいますが、この活性化法に基づくTMOのまちづくり組織が「小樽まちづくり研究会」です。野放しの大型店出店ラッシュの中で、三法による商店街活性化は可能と考えているのか。地盤沈下が目立つ小樽市の中心市街地の再生に向けた駐車場整備や空き店舗対策などの振興策を盛り込んだものとなるようですが、これまで議論のあった「小樽駅周辺整備に伴う地下駐車場構想」との関連についてどうなっているのか伺います。

次は、議案第13号、第14号についてお尋ねします。小樽市公設青果・水産市場は10年度に比べ11年度は取扱量、取扱額ともに下回っています。マイカル小樽のオープンという市場利用拡大のチャンスにすべきなのに、なぜ前年を下回ったのか。平成9年には43人いた買出人は現在35人に減少しています。大型店に押されて個店の経営が困難になっているのではないのか、この点について伺います。

議案第13号、第14号は、卸業者と仲卸人または買受人との間で公正・公平な取引を維持するための取り決めとして、「せり売または入札の原則」を「予約相対取引」も同列に取り扱うことができるようにする規制緩和です。小樽市は経営基盤の弱い事業者にも公正・公平な取引を確保するため、「予約相対取引承認要領」を策定し、予約相対取引を例外的な扱いとして厳しく規制する措置をとってきました。例えば、「予約相対取引のため必要とする物品は、通常の市場取引に必要な数量とは別に確保する。通常の市場取引にかかわる物品として集荷した物品のうちから分け荷してはならない」。また、前日までに市長の承認を受けることを義務化してきましたが、こうした規制緩和によって仲卸、買受人の権益がこれまでどおり守れるのかどうか。予約相対取引の厳しい規制がありました。これを無視する取引が行われ、いろいろ問題はあっても一応ルールはあったわけであり。この規制緩和で新たな問題が生じたとき、市はどう対応するのか。ここ数年間、市場運営委員会が開かれておりません。開店休業です。なぜ運営委員会を開かないのか、取引高減少などについて検討を行わないのか、この点についても伺います。

次は、港湾問題について伺います。

港町埠頭が供用開始され、小樽港は新たな装いで21世紀に向けスタートしようとしています。我が党はこれまで、小樽市の人口減少と港湾貨物の減少が昭和39年をピークに見事に一致した下降線を描いていることに注目してきました。まさに「小樽は港とともに栄えてきたまち」と言うことができます。札幌にはないすぐれた財産、港をどう生かすか、今後ともこの命題は不変です。

市長も、新たに港湾振興室を立ち上げて、港湾の利用促進に力点を置く姿勢を見せています。これまでの貿易推進室と港湾部の機能を効果的に発揮しようとの試みと思いますが、構想の見直しだけで利用促進が飛躍するとは思われません。振興室として年次計画と目標を持ち、活動の具体化を図る必要があると思いますが、伺います。

それにしても、利用促進の願いとは逆に、新日本海フェリーの減便、パナナ船の撤退など、小樽港を取り巻く環境は厳しさを増しています。平成11年の取扱貨物量はフェリー 2,232万 7,000トン、一般貨物 173万トン、前年よりそれぞれ 5.5%の減少です。今年2月までの取扱量は前年同月比、フェリーで27万トン、マイナス10%、一般貨物で1万 1,000トン、マイナス5%。このまま推移すれば今年も前年を下回る心配がありますが、港湾改訂計画の目標達成は可能と考えているのか。また、石狩湾新港についても、平成11年実績は 262万トンで目標の39%にとどまっており、双方とも目標達成は困難と思いますが、見解を伺います。

言うまでもなく、港湾施設は取扱貨物量によって施設規模が決定されます。貨物量を過大に見れば当然施設は大きくなる。我が党はこれまで繰り返し、改訂計画作成の段階から貨物量推計の手法が現実を無視したやり方を批判してきました。貨物量の推計指標に取り入れているのが道内の人口動向や総生産額、工業出荷額の伸び率を機械的に持ち込む、あるいは経済企画庁の予測を使って貨物量を過大に予測する仕組みをしていることです。しかし、道内の人口は平成6年の基準年次より1万 6,000人も減っています。総生産額は目標の72.7%、工業出荷額は63.1%、貨物量推計の3要素が崩れている。税金の無駄遣いを減らすためにも改訂計画を見直すべきだと思いますが、伺います。

それとも、貨物の動向がどうあれ、小樽港には 300億円、新港には 1,000億円をこれからもつぎ込むのか。この点についても伺います。

小樽港、新港の一般貨物取扱量はそれぞれ 173万トン、262万トン、両港合わせても 435万トン、これは平成17年目標の37%にとどまっています。このままでは一層の過大、二重投資となり、国と市の財政を圧迫します。小樽市の11年度一般会計の市債残高見込額は 663億 8,200万円、このうち港湾関係の市債は 113億 8,300万円で18%を占めています。新港への管理組合負担金は今年度分も含め約64億円に達します。ただでさえ苦しい市の財政を大きく圧迫している。今必要なことは両港とも既に過剰となっている港湾施設の拡充ではなく、立ちおかれている小樽港の港湾機能の整備を行うことではないのか。

港町埠頭の貨物取扱量は将来 120万トンを想定しています。コンテナ化への対応も必要となります。クレーンもリフトもない、これではポートセールスをやるといっても効果は期待できません。この点どうするのか、見解を伺います。

5月の末、私は観光振興公社のシャトル便を利用させていただきました。天狗山には残雪があり、雪の多かったことがうかがわれました。それにしても、新たに供用開始された港町埠頭の異様に驚きました。北洋材の原木と製材の山々です。ロシアからの北洋材が約2万 2,500トン、2万 1,000立方メートルが所狭しと野積みされています。一方、これまでの勝納埠頭の原木は、ほとんどなくなっています。北洋材であれ、南洋材であれ、小樽港が利用されることは大いに歓迎するものですが、石狩湾新港での北洋材の取り扱いには昨年はゼロ。これは新港東地区の原木土場の液状化対策によって工事が行われているのが理由とされていますが、新港での原木取扱いはもともと評判が悪く、北洋材の取り扱いが少なかったものです。港湾改訂計画では平成17年目標22万 9,000トンとなっていますが、今後利用計画があるのかどうか伺います。

石狩湾新港との機能分担で北洋材は新港、南洋材は小樽港という約束からして問題化する懸念はないのか。かつて石狩市は、勝納埠頭の原木土場を小樽市が利用者の要望で一部補修したとき、「小樽市が機能分担を踏みにじった」として管理組合議会で取り上げた経緯があります。「話し合っただけで石狩市から了解をもらっている」ではあいまいさが残ります。文書での確認をしておくなどして機能分担で問題化しない措置をとるべきと思いますが、見解を伺います。

それは、今後、新港の整備促進が進めば、フェリーやマトンなど一層の競合激化が予想され、現在でもないに等しい機能分担ではあっても、小樽港の権益を守る必要があるからであります。マイカルから見る海側の眺望は、港に停泊する船、ヨットハーバー、裕次郎記念館、サイロなどがあり、一服の絵になる情景です。その中で原木土場は邪魔な存在だったとと思っていた人は、願ってもない土場の移動ではないのか。この土場は、もともと穀物関連用地として売却予定を目的とした売れ残り用地です。この処分見通しはあるのでしょうか。処分は割引制度を今後も適用するのか。これまで造成費を割って売却したため、小樽市の損害は約4億円になっています。この点についても伺います。

港湾問題の最後に、臨港道路小樽港縦貫線について伺います。我が党は現在の平磯線の改良は必要と考えています。国道5号東小樽交差点付近の混雑問題は、札幌自動車道小樽・銭函間の無料化で解消を図る提案を行っています。そもそも小樽港縦貫線は、港湾計画に基づき港湾貨物の増大に対処するために計画されたものです。しかし、おおむね平成17年に港湾貨物が目標どおり増大したとしても、日交通量はOBC関連の約3,000台を含め1万2,000台と試算されていますが、これは昨年10月調査、東小樽交差点の小樽港縦貫線側実測交通量1万3,900台を1,900台下回っているもの。ましてや、小樽港湾貨物量が計画を大幅に下回る状況を考えれば、港湾計画に基づく小樽港縦貫線の建設は根拠そのものがありません。ゼネコンのために80億円以上と言われるこの事業を見直すべきだと思いますが、見解を伺います。

石狩湾新港のマスタープランでは、昭和60年の取扱貨物量1,000万トンと見込んでスタートしたものです。目標年次から15年も経過した昨年実績が262万トン、26%の達成率。当初計画の破綻は明白です。今度は新港の背後地の造成処分を目的とした石狩開発の破綻です。石狩開発は小樽市も6,800万円を出資している第三セクター。この石狩開発が630億円の負債を抱え倒産状態。道は平成11年に20億円分を土地の先行取得という名で救いの手を差し伸べています。それでも経営は改善されず、今度は土地を処分しやすくするために、1平方メートル当たり7,800円の助成を道と小樽市、石狩市が助成するという救済策をとるというものです。3年間で50ヘクタールの処分を見込み、このうち小樽市域分12.5ヘクタールの売却を見込んでいます。1億5,000万円を市が負担するという計画です。道民の税金を30億円、市民の税金を1億5,000万円をつぎ込むなど論外であります。きっぱりとお断りすべきであります。見解を伺います。

再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 西協議員の御質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢について何点かご質問がありました。

まず、森首相の「神の国」や「国体」発言についてであります。国内外に波紋を広げておりますことは承知しておりますけれども、自治体の長である私としては、この件に関しコメントすることを差し控えたいと思っております。

次に、この1年間を振り返ってみますと、長引く景気低迷に伴う雇用環境の悪化、国と地方との関係の中で自己決定・自己責任を基本とする地方分権のスタート、また高齢社会に対応する介護保険制度導入など、21世紀に向け社会経済環境の大きな変革が進められた1年ではなかったかと考えております。こうした中で人口減少、少子・高齢化、長引く経済不況による税収の伸び悩み、経常的経費の増加などによる財政の硬直化など、本市を取り巻く環境は厳しいものがありますが、この1年間、市民生活の向上を図るため、生活基盤の整備や地域産業の活性化、高齢社会への対応など、「21世紀プラン」の着実な推進と市民の皆さんにお約束した公約の実現に向け全力を傾けてまいりました。今後、時間を要するものもありますし、あるいはまた継続して充実に図っていく必要のあるものなどがありますが、ほぼ予定どおり進んでいるものと考えております。本市の抱える課題は山積しております。これからも市民とともに歩む姿勢を基本に、知恵と工夫を結集し、引き続き公約実現のため努力してまいりたいと考えております。

次に、政策転換についてであります。これまでも本市の発展と市民福祉の向上を基本理念とし、生活環境の整備、経済の活性化、高齢者対策など、さまざまな施策を推進してきております。今後とも市民と行政が一体となって、本市の持つ個性を最大限に生かしながら、市民の立場に立った快適で安心して暮らせる活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の倫理意識醸成についてであります。このたび発生しました銭函3丁目駐車場会計や土地開発公社の着服事件につきましては、チェック体制の不備はもちろんのこと、公務員としての自覚の欠如が最大の原因であります。このことから、改めて公務員としての自覚を促すとともに、現在作業を進めております倫理規程を制定し、職員全員の倫理観の確立を目指すなど、再発防止に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「各種団体会計事務調査委員会」についてであります。調査対象91団体のうち事業費規模が比較的大きいものを中心に各部から均一的に抽出し、これまで22団体の調査を終了しております。調査内容は、関係書類、印鑑、預貯金通帳等の管理体制や事務の流れなど会計事務処理の実態、また管理監督者の指導、内部牽制体制等を重点的に実施いたしました。これまでの調査では、会計処理等に係る諸規定の不備などかなりの団体に見受けられるほか、事務処理に適正さを欠くもの、あるいは団体印、預貯金通帳、登録印等の管理や関係帳票類の作成で不適正な面も見られるなど今後改善を要するものもあり、その都度指摘し、指導したところであります。残りの約70団体につきましても今後順次調査することとし、関係要綱等の制定につきましては、全団体の調査終了後、課題等を整理した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、雇用・失業問題についてであります。平成12年4月に発表されている完全失業率は国・道ともこれまでにない高い水準となっており、雇用情勢は厳しい状況が続いております。国は景気回復を最優先に数回にわたり大規模な景気対策を実施し、最近では情報通信分野への重点投資や介護、福祉、教育への投資など内容も充実してきており、現在の緩やかな景気回復傾向もこれらの対策の効果がもたらしたものであると思われ。今後これらの政策の効果が十分発揮され、一日も早い景気回復と経済再生のシステムが確立されることにより雇用創出に反

映されることを期待しております。

次に、雇用悪化に対する見解についてであります。「産業再生法」による事業の再構築が行われることから、短期的には企業のリストラなど雇用に係るマイナス面は否めません。しかし、その一方で、国が昨年より力を入れている情報通信技術等の新規成長分野からの新規求人が増えたこともあり、4月の完全失業率は4.8%と過去最悪であった2、3月よりも0.1ポイント改善されました。さらに、リストラ等による失業者も昨年同期に比べ1万人減っております。

なお、今後、国としても企業の採用条件と求職者の技能が合わない、いわゆるミスマッチの解消に努めるとしており、これらの動向を見守りたいと考えております。

次に、国の特別交付金事業の拡充と市独自の雇用対策についてであります。国は緊急地域雇用特別交付金で実施されるそれぞれの事業において、より多くの雇用創出がされるよう雇用人員の拡大強化や、雇用情勢が悪化した地域に対する交付金を追加配分するなどの対応がなされております。今後さらに機会をとらえて国に要望してまいりたいと考えております。また、市におきましても、国の基準に基づき、できるだけ多くの雇用創出が図られるよう努めておりますが、今後継続が必要な事業につきましては市独自に取り組むことも検討してまいりたいと考えております。

次に、マイカルへの雇用拡大の要請についてであります。現在でも3,000名を超える雇用が確保されているものと承知しております。これまでも機会あるごとに雇用拡大についての要請を行ってまいりましたが、今後とも雇用の実態把握に努めながら、新規学卒者等の採用を中心に要請してまいりたいと考えております。

次に、雇用問題の抜本的対策ということですが、労働時間短縮による雇用の維持・創出は、いわゆるワークシェアリングと言われ、失業率の改善効果が期待されると言われております。しかしながら、一方では労働時間の短縮に応じた賃金削減も懸念されるなど、実施に当たってはさまざまな問題が予想されることから、我が国においてフランス並みの時間短縮の実現は早急には難しいものと思われま。

次に、中小商工企業問題について何点が御質問がありましたが、まず企業の経営見通しと倒産防止対策についてであります。5月の経済概況は、「全国的には景気は緩やかな改善が続いておりますが、北海道経済は緩やかながら回復に向けた動きが続いているものの、その足取りは若干弱まっている」と言われております。また、本市においても御指摘のとおり、倒産件数、負債額が増加するなど、企業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いているものと考えております。このため市といたしましては、企業経営の健全化のため地場産業振興セミナーや経営戦略セミナーなど各種のセミナーを開催するほか、融資制度の充実や経営課題に対する助言・診断を行うなど倒産防止に努めてきたところであります。今後ともこれらの対策を充実するとともに、先般、小樽商工会議所内に設置された「小樽・後志地域中小企業支援センター」の有効活用を図るなど、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、アネックス館についてであります。これまで丸井今井、再開発ビルの管理会社と協議を続けてまいりましたが、2月末をもって休館という大変残念な結果となりました。閉館の原因につきましては、当初、衣料品等の専門店館として営業してまいりましたが、個人消費の低迷のほか、魅力ある品ぞろえができなかったことや、売り場面積の狭さなどから業績の低迷が続き、閉店のやむなきに至ったものと承知しております。今後につきましては、できる限り早い時期に新たな店舗展開を図るべく、管理会社において鋭意努力が続けられていると承知

しております。

次に、長崎屋についてであります。2月13日の会社更生法の申請以来、情報の収集に努めるとともに、長崎屋小樽店との話し合いを重ねながら、2月23日、市といたしまして店舗の存続要請、従業員及び納入業者対策、特別相談窓口の設置など4項目にわたる「当面する対策」を決定し、取り組みを進めているところであります。今後の見通しにつきましては、5月19日に東京地裁が更生手続の開始を決定し、事業管財人を選任したところであり、来年5月をめどに管財人とスポンサーに決定したアメリカの企業再建ファンド・サーベラスグループの両者が更生計画案を作成すると伺っております。今後とも的確な情報収集に努めながら、小樽店、奥沢店の存続に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、マイカル開業1年の実績についてであります。御質問にあります平成7年度の経済波及効果調査の数値につきましては、その時点で想定できる投資額等をもとに、平成2年の北海道地域産業連関表などを用い推計したものであります。現時点における同様の調査は実施しておりませんが、マイカル小樽を核とした約55ヘクタールの再開業事業は全体としてはまだ未完成であることから、この開業による経済波及効果等の把握にはもう少し時間がかかるものと考えております。

次に、市場に対する支援策についてであります。新南樽市場はマイカル小樽の隣接地という地理的な特性などから、土曜・日曜の来客は多いものの、平日は売上げが思うように伸びないという状況にあると聞いております。市といたしましては、既に無料送迎バスの運行に対し助成を行っているところでありますが、さらに本年度より実施しております「いきいき市場推進事業」などを通じ、その活性化に向けて積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、妙見市場につきましては、現在、空き小間対策などについて鋭意市場側との話し合いを進めているところでありますが、整理すべき多くの課題があることから、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)市場連合についてであります。これまでに3回開催されました市場代表者懇談会において、市場の活性化を目的とした連合会的な組織の立ち上げについて合意されまして、今後設立に向けて具体的な話し合いがなされる予定となっております。したがって、市といたしましては、今後の推移を見きわめながら、具体的な事業展開がなされるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、商業環境変化対応特別資金、いわゆる「商店いきいき資金」についてであります。現在までの相談件数は制度への問い合わせを含めて25件ありました。財務状況から融資することが困難なもの、金融機関での相談・審査中のものもありますが、景気の先行き不透明なことへの懸念から融資の申請に至っていないものと認識いたしております。

なお、制度融資としての直貸しについては、従来からお答えしているとおり、回収に係る問題などもあり、難しいものと考えております。

次に、「まちづくり三法」による商店街活性化についてであります。三法は、生活環境の観点から大型店に配慮を求める「大店立地法」、まちづくりのために土地利用を計画規制する「改正都市計画法」、及び中心市街地の活性化を支援する「中心市街地活性化法」から成っており、これらの施策を一体的に推進することにより中心市街地や商店街の活性化が図られるものと考えております。

次に、「小樽まちづくり研究会」と小樽駅周辺整備に伴う地下駐車場構想との関連についてであります。「小

樽まちづくり研究会」は中心市街地の整備改善と商業の活性化を図るための課題、事業の効果、可能性について調査研究し、タウンマネジメント構想の策定を目的として小樽商工会議所が設置し、小樽市もオブザーバーとして参加しているところであります。

また、国道5号線の地下駐車場構想についてであります。かつて国や市において調査検討を行いました。実現するためには周辺施設の再整備が必要となるなど課題が多く、事業の実現化は難しいものと考えております。

次に、青果市場の平成11年度の取扱量、取扱額についてであります。10年度に比べて取扱量はほぼ横ばいですが、取扱額については7億8,700万円、13.9%減少したところであります。その原因といたしましては、消費の冷え込みのほか、夏場の猛暑、その後、高温で雨が多かったことの影響により品質の低下や過剰生産などにより、総じて価格が低迷したためであります。

また、水産市場におきましては、取扱量の中の主たる魚種でありますホッケの減少により、総体で約1万1,000トンの減となっております。取扱額につきましては、ホッケの取扱量の減少とその単価安、イカの単価安が主な原因となっており、総体では平成10年度に比べて約1億5,000万円の減少となったところであります。

なお、ビブレ、サティの生鮮食料品部門に対しましては、既に市内3業者が納入しておりますが、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、青果市場の買出人減少の要因についてであります。小売店の経営者が高齢化し、また後継者がいないということなどで廃業したことによるものと聞いております。

次に、売買取引の規制緩和の影響についてであります。今回の条例改正は、市場外流通の拡大などの状況の変化に対応して、相対取引をせり売と同列に扱うものであり、現在の売買取引の実態に即したものとなっております。今後におきましても、「市場協議会」において売買取引が適正に行われるよう協議を行うとともに、卸売業者に対しましては、さらに集荷量の増加に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、「公設青果中央卸売市場運営委員会」についてであります。運営委員会は平成10年度は開催しなかったと聞いておりますが、このたび28年ぶりに卸売市場法や道条例が改正されたことに伴い、卸売市場の活性化に向けた新たな制度がスタートしたこともあり、取扱高の減少対策も含めて運営委員会を開催し、協議してまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、港湾振興室の役割と活動目標についてであります。これまでも小樽港の利用促進を図るため、「小樽港利用促進協議会」などと連携をとりながら航路や貨物の誘致活動に取り組んできております。これらの活動を強化するために新たに港湾部に港湾振興室を設置し、今後、港湾業界や「小樽港利用促進協議会」などにより一層の連携を図り、全面供用を開始した港町埠頭の利用促進やコンテナ船を含めた外国航路誘致に向けて、船社など企業訪問について計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、取扱貨物量の目標達成についてであります。港湾取扱貨物量は、長引く景気の低迷による厳しい経済環境下にあることから、全国的にも減少傾向にあります。小樽港におきましては、今年4月に全面供用いたしました港町埠頭の有効活用を図るとともに既存施設の利用形態の再編を行い、また新たに設置した港湾振興室によるポートセールスの一層の強化とともに、取扱貨物量の増加につながる港湾施設整備を行いながら目標達成に向けてまいりたいと考えております。

また、石狩湾新港におきましては、管理組合としても今後も施設整備の充実やポートセールスに取り組み、目標達成に向け努力していると承知しております。

次に、港湾計画の改訂についてであります。港湾計画の取扱貨物量の推計は人口、総生産額、工業出荷額の3要素だけで決定するものではなく、貨物量の実績や企業ニーズ、さらには経済社会動向を踏まえ、将来の可能性を探りながら計画しております。小樽港と石狩湾新港とは、それぞれその地理的特性等を活かした港湾計画を策定し、これに基づき整備を進めており、道央圏の日本海側の流通拠点として相互に補完しながら、ともに発展を図っていきべきものと考えております。

次に、小樽港の港湾機能の整備についてであります。現在進めております中央地区再開発や臨港道路の整備につきましては、海上物流の変化に対応する小樽港の近代化を図るために必要な施設整備として進めているところであります。また、ポートセールスを進める中で、コンテナ化への対応など必要となります荷役機械等については、必要性や緊急性などを十分見きわめながら整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の北洋材の見通しについてであります。港湾計画では西地区で取り扱うこととなっており、整備にあわせたポートセールスにより利用が図られていくものと考えております。

また、新港との機能分担に対する懸念についてであります。従前から荷主等のニーズにより暫定的に勝納埠頭で取り扱っていた北洋材の港町埠頭へのシフトについては、国からの管理面や安全面での指導もあり、石狩湾新港と協議をし、暫定利用であるとの理解を得ております。

次に、勝納埠頭の用地処分についてであります。この用地は小樽港の大宗貨物である輸入米穀類を主原料とする配合飼料工場の誘致を目的として造成したものであります。現在、暫定的に木材土場として使用している未処分地につきましては、厳しい経済情勢にあります。隣接する穀物サイロとあわせ、引き続き穀物関連用地としての処分に努めてまいりたいと考えております。また、価格については、経済情勢などを見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、小樽港縦貫線の整備についてであります。小樽縦貫線は、臨港地区の交通量の増加に対応し、港湾関連交通の円滑化を図るため港湾計画に位置づけしたものであり、小樽港と国道5号を結ぶ港湾幹線道路であるとともに、本市全体の交通体系における重要な道路の1つであります。

なお、ルートにつきましては、昨年既に見直しを行い、事業費の圧縮を図ったところであり、御理解いただきたいと思えます。

次に、石狩開発株式会社の経営改善に係る支援策についてであります。バブル経済崩壊以降の長引く景気の低迷により企業の投資意欲が減退している中で、石狩湾新港後背地の分譲は平成5年度以降、極端な落ち込みを見せており、同社の長期借入金約630億円となるなど大変厳しい経営状況にあるものと聞いております。道では、新港地域開発を推進していく上で石狩開発株式会社の安定経営が必要であることから、平成12年度から3カ年を経営改善期間として位置づけ、この期間に50ヘクタールの分譲目標を定め、目標達成に向けて行政、会社、金融団が一体となった企業立地促進の取り組みを進めようとしております。その具体的取り組みの1つとして道では地元市と連携した立地助成制度の導入を考えており、さらに道では、この立地助成策のほかに、用地分譲の目標達成に向けた会社の事業活動に必要な資金の確保をしたいとしております。市といたしましては、新港地域開発には道・石狩市との連携が基本となることから、今後とも道・石狩市と協議をしながら、必要な支援策に連

携協力して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

25番(西脇 清議員) 初めに、山田市政1年間の評価について伺いましたが、ほぼ予定どおり進んでいるというお答えでありました。しかし、人口も減っている、雇用状況も悪化していると。増えたのは先ほども申し上げましたとおり、観光客が300万人程度増えているということです。観光客が増えていただくのは結構なことですが、そのことによって人口だとか小樽市内の景気がよくなるということではなければならぬはずなのに、なっていないと。それでほぼ予定どおり進んでいるという答えは、どうしてそういうふうになるのかと。

マイカルについて、波及効果について試算されていたものがあるわけですね。そういうふうになるのだから、156億円を投資しても公共性があり、違法ではないのだということです。しかし、実際に1年を経過しても、その波及効果はあらわれていないというのが現実の姿であるわけですから、今の答弁は当たらないということになると思います。

1,300万人集客して、それではマイカルが本当に今後も安定して商売が続けられる状況にあるのか。マイカルでは1年間の物販の売り上げを454億円というふうに見込んでいたようです。しかし、実績は285億円。売り上げ目標の60%程度ですね。非物販は70億円を見込んでいたわけですが、実績は90億円。この点では20億円上回っています。ですから、将来、アミューズメントだとかホテルだとかその他は生き残る可能性はあっても、物販関係は維持できるかどうかというのは大変問題になってくる。こういうところを見ても、市長が言うようにいろいろな面で計画どおり進んでいるなどという実態にはないということだと思いますので、もう一度見解を伺います。

それから、雇用の問題ですが、市独自の雇用対策についてはお答えがなかったですね。ちゃんと質問要旨にはマイカルへの要請と市独自の対策と。マイカルにも要請するし、市はどのような雇用対策を持って進めるのかという質問だったのですが、答えがありません。

それで問題は、この1年間、市は逆にリストラで100人以上、人を減らしているのですよ。職員で見るとマイナス38人、臨時雇用35人、嘱託職員34人、計107名リストラしている。みずからリストラをやっておいて、他の企業には人を雇用してくださいなんて言われなんでしょう、と私は思うのです。ですから、市独自の雇用対策をやって、そして他の企業なり事業者にも雇用拡大を求めるといえることが必要でないのか。やっていることが逆だということでお尋ねしているわけです。市独自の対策を重ねてお尋ねいたします。

それから、市場問題はお答えはありましたけれども、小樽市内の主な9つの市場が連携して頑張ろうと。結局はマイカルに対抗していこうということだと思います。しかし、3月の調査です、ちょっと古いのですが、妙見市場は59のうち空き店舗が20、第一入船市場は19店舗のうち空き店舗が10、半分以上あいている。入船市場は31店舗中9店舗があいている。中央市場は55店舗中7店舗があいているなどなど、どこの市場も苦戦しています。

それで、とりわけ妙見市場は小樽市が大家さんですから、これについては特別な対策といえますか、要望も出されておりますので、具体化を図るべきだということで、具体的にどういうことで進んでいるのかということをもう一度お答えください。

それから、「いきいき資金」の関係ですが、利用がもう丸々二ヶ月経過してもゼロだと。中小企業の皆さんが資

金ぐりで困っていないのか。決してそうではない。なぜ利用がないのか。先ほども述べたように、結局は最終的な金を貸すか貸さないかの判断は金融機関にゆだねられている。ですから、私に言わせると、この保証協会の保証料の2分の1を市が負担するだとか、利用されたい方はそういう問題ではないのです。それ以上にいろいろ障害がある。金融機関の決裁をもらうためのハードルが幾つもある、だから利用がゼロなのです。

そうしたら、あと解決の道は何かといたら、市が許可したのものについては金融機関が無条件で融資をするという方式をとる以外ないのではないですか。せっかくこうやっている制度は次から次つづけていただいて結構なのですが、利用がされないのであれば、いくら1億5,000万円以上予算化しても何もならないということになってしまうのですから、「直貸し」という言葉が嫌でしたら、別の言葉でも何でもいいです。実際に本当に困っている中小零細企業の皆さんが利用できるものをつくるという立場に立っていただきたい、この点についてお答えください。

あと、港湾問題ですが、平成11年に行ったときには1万3,000台の交通量があったと。平成17年ぐらい、貨物量が目標の3,800万トンを超えたときには、逆にあの周辺の交通量が1万2,000台に落ち込む。現在より少なくなるという試算なのです。それなのに、なぜ臨港道路として、港湾で発生する貨物の道路として必要なのかということで私は疑いを持って質問しているわけです。だから、マイカルで渋滞して混雑するから、マイカルのためにあの道路を改良するのだとはっきりおっしゃればいいのです。それをあたかも予算は全部港湾の予算でやる。マイカルとはかかわりのないような仕組みにしているわけですね。

しかも、先ほども指摘したように、現状貨物は平成17年3,800万トンのまだ56%、7%なのです。あと増える見込みがあるのかといたら、ないでしょう。だから、臨港道路小樽港縦貫線は港湾貨物が増えるから必要な道路ではないのだと。逆に今よりも減るのですから。ということで質問しているわけですから、せっかく手がけて、もうかなり金もつぎ込んでいるから、つくる、促進する以外にないという考えもあろうかと思えますけれども、いずれにしても我が党は小樽と銭函の間の今の有料道路を、もともとの約束が無料にするという約束だったのですから、それを国に求めて解決することができればすべて、お金を余り使わないで交通渋滞も港湾貨物の問題も解決できるのではないかということなので、市長としてはゼネコンのための事業を確保するという立場に立つのかということも問われるわけですから、この点について改めて伺います。

それから、最後に北洋材の問題です。石狩市の了解をもらっているから後で問題は起きないのだと言ったところで、実際に石狩湾新港管理組合議会で石狩市の議員が、勝納埠頭を若干整備しただけで、直しただけで、機能分担を小樽市が破壊したと管理組合の理事者に迫っているのです。当時は管理組合もそのことを認めたのです、小樽港が機能分担を破壊したということ。それで私は断固許されないということで、次の議会でこの発言を訂正させたという経過があるのですが、そういうあいまいなやり方ではなくして、暫定的な利用だから問題ないのだとおっしゃるけれども、苫小牧の東港も新日本海フェリーが使うのは暫定利用と言っています。しかし、暫定と言っても永久でしょう。実際に荷主や商社が小樽の方がよく使っているのだから、これはどうしようもないのです。そういう立場に立ったら、機能分担があっても、今後マトンだとかフェリーの問題も含めて一層小樽との競合が激しくなる心配があるので、そういう心配される懸念を取り除くためにも、きちっと文書で北洋材は当面小樽港でも扱うということをお約束しておいた方がいいのではないかという提起なのですが、この点についても再度お答えいただきたいと思えます。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えいたします。

初めに、1年間の評価の問題でありますけれども、公約の実現に向けての関係でほぼ予定どおりというふうに申し上げたのですが、先ほども申し上げましたけれども、人口の問題にしても、あるいはまた港湾貨物の問題にしても、こういった問題は短時間で即解決できる問題ではございませんので、こういった問題についても、現在、人口の問題については、やはり若年者を何とか地元に着着をさせると、そういう意味で地元の企業の活性化を図るために、「地場産業振興会議」の中でそういった地場企業の体力をつけるといいますか、そんなことの取り組みの中で少しでも人口減少に歯止めをかけていきたいと、こんな取り組みをしているわけでございますし、港湾貨物の問題にしましても、今、コンテナ航路等の誘致について官民一体となって取り組んでいると、こんな状況であります。そんなことでございますので御理解願いたいと思いますし、公約の問題について、時間のかかるものもありますし、継続してこれからまたさらに検討するものもあると、こういうふうにお答えしたわけでございまして、御理解願いたいと思います。

それから、雇用の問題、市独自のという話がありましたけれども、なかなか市独自でという難しい問題でもありますので、今回行いました国の緊急雇用対策の中で、これは時限がありますから、いずれ終わりますので、終わった後、引き続きそういった今回の国の事業の中で継続の必要なものがあれば、市独自でまた単費でやっていきたいと、こんなことでお答え申し上げました。

それから、市の職員でもリストラしているのではないかと、こういうことでございまして、民間と市と同列で扱われても困るのですが、市はやはり市民の税金でやっているわけですから、やはり必要な見直しというものはやっていかなければ、必要な事業の確保もできないわけでございますから、そういった面では市としてもそれは必要な雇用の問題で、どんどん、どんどん人を採用すればいいということにはならないだろうと思いますので、その点は十分御理解された上で質問されていると思いますけれども、高卒の新卒の採用が非常に悪いということで今回、職安とも協力しながら、市としても臨時なり嘱託でもって新たな雇用をしたということもありますので、御理解願いたいと思います。

それから、妙見市場の関係でございまして、今いろいろと協議をしております、どこへ集約をするか。A、B、Cの3棟ございますので、どの棟へ集約するかという問題もありますし、それから集約する場合の移転経費といいますか、そんな問題もあるわけでございます。さらにはまた、駐車場の問題については、河川法の絡みがあって、これは従来からのずっと引き続いた課題でありますので、これもなかなか一気に解決できませんけれども、今言ったような問題について、さらに協議を進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、「いきいき資金」の関係。確かにせっかく制度をつくりましたけれども、非常に現在のところ利用がないといいますか、こういう経済状況の中でのこともありますから、ないのしょうけれども、非常に制度資金自体が銀行との協調融資ということもありますから、銀行の理解も得られなければ融資条件が合わないといえますか、そんなことでございますから、なかなか申請があっても、すべてにおこたえできないということでもあります。経済状況も変化してきますと、こういった資金も利用する側が使いやすくなるのではないかと考えており

ますので、もうちょっと時間をいただきたいと、こう思っております。

それから、縦貫線の関係でございますけれども、これは港湾計画に位置づけしまして整備を進めているわけでございます。将来を見据えたときに、港湾貨物も減っている、あるいはまた自動車交通量も減るのではないかと、だから事業を見直せということでございますけれども、これはゼネコンのためにやっているわけございませんし、小樽市の港湾活動といいますか、将来どう変化するかわかりませんが、我々としても貨物の誘致に全力になって取り組んでいるわけでございますから、将来的には貨物も増えるだろうと、こういう見込みの中で、そのときに対応できる道路をつくっていかうと、こういうことで考えておりますので、御理解願いたいと思います。

北洋材の機能分担につきましては、港湾部長からお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 港湾部長。

港湾部長(兵藤公雄) 北洋材のことでございますけれども、確かに議員からお話しのございましたように、管理組合の議会の中でもそういった問題がございました。あの問題につきましては、やはり管理組合と私どもの方との意思の疎通といえましょうか、よくその辺の誤解を招くようなことがございまして、ああいうことになったのではないかと考えています。

今後につきましては、私どもやはり考えているのは、荷主のニーズによりまして暫定的な措置として、管理組合の理解を得ながらやってきてございますので、文書確認ということでございますけれども、そのことにつきましては、従前からやはり信頼関係で管理組合とは協議をしまいいっておりますので、今後さまざまな課題につきましては十分理解を得ながら解決してまいりたいと、このように考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

25番(西脇 清議員) マイカル誘致が小樽市にとって、人口問題でも経済の問題でも起死回生の起爆剤だということであったわけですね。それで、先ほど市長の答弁だと、これら解決するのは短時間では解決できないのだと。いつごろから人口が増え、そして港湾貨物も増え、そして中小企業の経営も改善するというふうを考えておられるのか、この点だけお尋ねします。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝磨) 西脇さんのお話でございますけれども、それが明確に言えれば心配要らないのですが、言えないところで苦勞しているわけですから、御理解願いたいと思います。

議長(松田日出男) 西脇議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時50分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 5番、松本光世議員。

（5番 松本光世議員登壇）（拍手）

5番（松本光世議員） 西暦2000年第2回定例会代表質問の2番手に当たり、自民党を代表して質問をいたします。

初めに、この本会議場におられるはずの前総務部長の突然の御訃報はまことに残念であり、心から御冥福を申し上げます。

また、このたびの有珠山の噴火で災害を受けられた市町には、我が党といたしましても早速お見舞いを申し上げたところでありますが、現在終息の可能性があるとの見解も出されているとはいえ、さらに長期にわたり避難生活を余儀なくされ、御苦勞なさっておられる方々に対し、お見舞いを申し上げ、御激励をいたすものであります。

まず初めに、緊縮財政が続いている中、平成11年度の一般会計の決算見込みについてお伺いいたします。

今年度は剰余金が出る見込みでしょうか。出るとすれば、その額はどの程度になるのでしょうか。

歳入の大きな柱である市税については、景気回復のおくれなどの影響で法人市民税、個人市民税、固定資産税の対前年比はプラス・マイナスそれぞれどのようになりますか。

地方交付税については、当初予算に対し、特別交付税、普通交付税にどのような措置が講じられたのか、お伺いをいたします。

また、ここ数年、約30数億円で推移している減債基金の平成11年度の残高はどのようになりますか。

現在、財政調整基金については残高がゼロであります。加えて近い将来、一般会計が歳入不足になって、減債基金の全額や、さらには社会福祉整備基金などの特定目的基金の取り崩しや退職手当債の計上で不足額を補っている道内の自治体も既にあらわれておりますが、このようなことにならないように財政構造の硬直化に対応した組織機構の見直し、事務事業の効率化による経常的経費の節減など、今後の改善策はどのように考えておられるのか。

そして、これからの予算編成に当たっては、予算全般を大胆に見直し、将来を見据えた重点的な財源配分が求められているところでありますが、市長の基本的な考えをお伺いしておきます。

また、今定例会の住宅事業特別会計において、公債費元金の借り換えによる金利負担の軽減措置が図られておりますが、これまでも7%、8%の高金利の借り換え等が進められてきたところではあります。今現在、金利5%以上の一般会計、特別会計、企業会計の借入残高はそれぞれどの程度あるのか。そして、公的資金や相対取引などの多い中で、今後どのように借り換え措置を進めて、どれほどの金利負担の軽減を図ることができるのかどうか、見直しについてお伺いをいたします。

次に、山田市長は平成12年度の年頭の記者会見で、「事業評価システム」を市総合計画「21世紀プラン」作業から導入する」と表明されました。さらには、第1回定例会の市長提案説明の中で、「これまでの事業の見直しや成果を踏まえながら策定作業を進めていく」と申されております。

私は平成9年度第4回定例会で自民党を代表しての代表質問の中で、「目的、効果、緊急性、必要性、効率化、役割等々、内容や規模を見直す再評価システムの確立をしてはいかか」と御提案を申し上げました。市長がかわって早々、山田市長は事前事後を問わずこの事業評価制の導入を表明されたことに対して、私はまさに文字どおり「評価」をするものであります。しかしながら、もう既に導入あるいは検討している自治体も数多くあります。

そこでお伺いいたしますが、市長は「全庁的組織である評価委員会で事業の必要性や有効性を検討していく」と言っておられますが、現在この評価委員会はどのようになっているのでしょうか。また、どのようなメンバー構成になっているのでしょうか。

さらに、将来的には庁内組織だけにとどまらず、第三者機関の設置は検討しているのかどうか。国には開発局の事業を再評価する第三者機関「開発局事業審議委員会」がありますし、公共事業の政策評価制度、政策アセスを拡充するための「公共事業政策評価委員会」で道の施策・事業の再評価結果や手法の審議体制を強化しております。札幌市においても「札幌市公共事業評価検討委員会」があり、その審議をしているところであります。加えて道では、これら政策評価制度の条例化をも視野に入れた検討がなされております。本市においてはこれらについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

評価システムは削減効果ばかりではなく、費用対効果の観点からも検証した職員の意識改革や市政の体質改善のためのツール、指針であることが重要だと思いますし、また地方分権が進み、国や道の広域的役割と市との役割分担に明確な判断材料がなかった問題についても、今後の評価作業は緊張感を持って進める必要があり、これを定着させる意味においても本年度は重要な変革の年となると存じますが、市長の評価制度に対する基本理念と御決意をお聞かせください。

次に、効果的な事業評価や事業決定に生かすための財務情報に企業会計的手法の導入についてお伺いをいたします。

これももう既に多くの自治体が作成または前向きに検討をいたしております。小樽市は収入役も監査委員も民間からの登用ですので、いち早く名乗りを上げるものと思っておりましたが、いまだ検討中の声は聞こえてきません。企業会計の病院事業、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業については、それぞれ予定の貸借対照表や損益計算書が示されておりますが、一般会計への導入については現在のところどのように考えておられるのか、お聞かせください。

自治体会計に企業が用いる貸借対照表（バランスシート）を導入して、市の財政状況をわかりやすく提供し、市民と情報を共有して、市職員のコスト意識の向上や行政の効率化に役立てるためにも、また今後のプロジェクトや政策を実施する際の判断材料にするためにも、今後の行財政改革にはぜひとも必要な方式だと存じますが、市長の御見解をお伺いいたします。

幸い、このたび自治省からバランスシートの統一基準となる作成マニュアルの原案が示されました。これまでの自治体の決算では年度内の歳入額と歳出額に限られておりましたが、時価ではなく原価とすることや、資産の減価償却、また職員の退職金総額を負債として見積もることなど、今までばらばらだった基準や内容が統一されてきましたので、本市としても研究を始めているのかどうか、そして導入も可能なのかどうか、改めてお伺いをいたします。

次に、私は平成10年第2回定例会の予算特別委員会でいち早く、「民間資本による社会資本整備、いわゆるP

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）が日本でも本格的に導入される見通しとなったが、財源不足から課題となっている市立病院の建設や手宮線の整備にこの制度を利用していく考えはないのか」と申し上げ、委員長報告がなされております。我が自民党の「予算編成にかかわる主要施策の要望」でも、このPFIの積極的な活用を申し入れておりますが、何せ民間資本という相手のあることですから簡単なことではありませんので、市長も今のところはじっくり見きわめてという段階ではなからうかと思えます。

しかし、焼却場の建設や学校の建替えなど、その他、道路、鉄道、港湾、河川、公園、下水道や、さらには公営住宅、情報通信施設など、この手法を活用できる対象施設は数多く考えられます。本市としても、厳しい運営を迫られている財政再建や経済活性化のためにも、このPFI方式の導入を検討すべきだと思いますが、市長は現在どの段階まで考えておられるのか、お伺いをいたします。

先般、「民間資本等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法案（PFI推進法）」が制定され、政府の「民間資金等活用事業推進委員会」から示された民間事業者の選定方法や、事業実施に伴う官と民のリスク分担のあり方などの基本方針が決められました。本市としても、これらを受けて庁内に関係部長から成る「PFI活用委員会」を設置して、事業の採算性や現行の財政制度の見直しなどについても検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

次に、自立者支援事業についてお伺いいたします。

本年3月に小樽市の「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」が発表されました。この中で、これまで介護サービスを受けていた高齢者で、自立と認定を受けたため介護保険のサービスを受けられない自立者支援については、現状の報告事項並びに評価と課題として検討を図る必要があるということが示されておりますが、今後、市が独自にどのような公的サービスの充実を進めていくのかは明確ではありません。一般会計予算の老人福祉費には高齢者生活支援事業費として、軽度生活援助サービス、生きがい対応型デイサービス、短期宿泊事業として総額6,425万円が計上されておりますが、この在宅3本柱の対象者数は何名を見込んでいるのか。また、今後5カ年の推定数もあわせてお伺いをいたします。

そして、この予算のほとんどが委託料であります。今後の施設面の充実、高齢者生活福祉センターや養護老人ホーム、ケアハウスなどの受け皿となる整備事業の予算づけについてはどのような計画を持っておられるのか、お伺いをいたします。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯のお年寄りの「閉じこもり」対策はいかがでしょうか。老人保健法に基づく保健事業の1つとして新たにスタートした「ほほえみ教室」や、従来からの機能訓練、「ふれあい教室」など、今年度は拡大をしたという説明でありましたが、増えたのは会場が増えたただけであって、老人保健予算に3カ所で平成11年度は1,050万円あったものが今年度は5カ所で244万円であります。予算に見合ったサービスしか提供できないわけですから、これでは明らかにサービスの低下と言わざるを得ませんが、いかがでしょうか。お答えください。

さらには、市内に5カ所ある各地域の在宅介護支援センターが開催する集会事業に委託料を支出して、新たに自立者支援向けの事業を創設し、拡大をしていく考えはないかお伺いをいたします。

次に、自治体誘致型の大規模アウトレットモールの建設はいかがでしょうか。

これは工場直販のブランド品を格安に購入できる行楽型ショッピングセンターであります。自治体が誘致す

ることにより事業用定期借地権を活用することができます。進出側には土地代が安く済むというメリットがあり、また自治体側には遊休地や市管理の空き店舗などの有効利用を図ることができることになり、さらには新たな雇用の創出など地域の活性化策となり得るものであります。これは遠距離からのマイカーやバスツアーでの集客が見込まれることから、地域振興の呼び水として全国の多くの自治体から注目されているところであります。本市としても、企業誘致の一環としてぜひとも御検討いただきたいと思っております。

なお、今年度もまた誘致企業の倒産がありました。これまで何社の立地企業の倒産や撤退がありましたでしょうか。進出企業の隆盛のいかんは自助努力であるということは当然ではありますが、誘致した自治体側のいろいろなフォローもまた必要なことだと存じますが、いかがでしょうか。

関連してお伺いいたしますが、平成8年度までは経済部の企業誘致室であり、対岸貿易担当参事でありましたし、また平成9年度から平成11年度までは企業立地貿易推進室でありました。本年度、平成12年度の対岸貿易は港湾部の中の港湾振興室に、企業立地に関しては経済部の中の担当主幹と大きく変わりました。これからは機構改革は必要なことであり、大変結構なことではあります。サービスの低下につながらないための方策はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、一連のこの改革に関しては、当然その交渉過程において市職労には詳しく説明していることではございますが、我々は新聞紙上あるいは人事異動のお知らせで、ああ、そうなのかと知る程度でありまして、事前事後を通じて一切公式な説明は市当局からはありませんが、その必要はないと市長は考えておられるのかどうか。アカウントビリティ、説明責任についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、これからの観光対策についてお伺いいたします。

本年度に入り、それぞれ数年ぶりに観光ビデオやポスター、英語版の小樽地図や中国語マップ、また新たに観光データベースを作成してホームページで公開することなど、総額2,100万円で続々とそれらの改訂が実施されております。以前のものにはマイカル小樽関連が入っておりませんので、これらを入れた観光案内が必要なことは当然ではございますが、これに当たって小樽観光としてマイカル小樽はどのような位置づけとして考えているのか、まずこの点からお伺いいたします。

また、マイカルへの99年度入場者1,269万人のうち、15%の193万人を観光客と算定した根拠をお示しください。

先般、道道小樽定山溪線が通年開通となりました。さらには、後志圏への高規格道路の延長や空港とのネットワークなどを控え、これからの広域観光事業などとの連携の強化はどのように考えておられるのかもあわせてお伺いをいたします。

現在、小樽への外国人観光客が倍増している中、今回、日ロフェリーが4年ぶりに再開されましたし、5月からは新千歳 - 瀋陽線が週1往復から2往復に増便になりました。韓国、中国、東南アジア諸国など、それぞれにターゲットを絞った観光キャンペーンはどのようにやっておられますか。

運輸省でも、外国人観光客を倍増させる「海外観光交流倍増促進事業」により、外国人観光客の誘致に熱心な民間業者を対象に、観光面で積極的な取り組みをしているベンチャー企業と認定して助成を行うことも検討しております。また、年内にも、中国からの団体観光客に対しては、観光ビザの発給が解禁される見通しとなりました。

早くもこの団体観光の解禁を視野に大型訪問団が訪れることになった道内の自治体もあらわれております。改革・解放以来、豊かさを増し、富裕層の中で海外旅行ブームが起きており、将来的には海外からの観光客の主力となり得るターゲットとして、いち早く小樽観光も誘致運動を展開すべきだと存じますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

あわせて、現在、世界的に話題となっている外国人入浴拒否問題についての現状と、本市の観光に対する影響度はどのようにとらえているのか。そして、今後この件に関しての対策はどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、有珠山の噴火以来、北海道観光のキャンセルが相次いでおります。本州方面と北海道との距離感の違いからくる風評被害もあるようですが、現在のところ道央ツアー客のキャンセルなど、今年に入って観光客の頭打ちや客単価の落ち込みなどの上、さらに4月からの有珠山の影響が本市にもどのように及ぼしているのか、つかんでいる範囲でお聞かせください。そして、それらに対して、不安を払拭するための本市としてのシティPRなどの取り組みはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

昨今、通過型から滞在型観光の起爆剤として夜の観光スポットの開発が進んでおりますが、今回の洞爺山水ホテルの朝里川温泉への進出も、本日若干延期にはなったようでありますが、今後大いに活用し、チャンスととらえて広報活動を展開して、宿泊型の新しい小樽をアピールすべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

なお、洞爺山水ホテルについては、将来的にも単に延期ということでもいいのでしょうか。今後は、より計画性を持って、念書をはじめとした具体的な事業計画や融資証明など、遺漏のないように対処方を指摘しておきます。

次に、「21世紀プラン」で小樽市の東南地区は、人と自然の調和による良好な居住環境の中で、定住人口の増加に向け新たな宅地開発の誘導を進めるとなっております。これを受けて、現在、望洋地区ではパークタウンの第3工区が、新光地区ではベイビータウンの造成が進められております。さらに、銭函地区では(仮称)ザ・スプリングス星野が平成10年11月6日付で第一種住居地域に用途変更され、地区計画を定めて4地区の細区分が示されました。札幌市に隣接し、ほしみ駅の南口通り開通により、良好な立地条件の宅地として定住人口の増加が期待されているところであります。しかしながら、いまだ造成の段階には至っておりません。新たな自然破壊となる造成工事ではありません。撤退した半導体関連企業跡地の再開発とも言うべき地域であります。社会情勢、経済情勢が大きく変化している現段階での課題となっているものは何なのか。この星野ニュータウン開発計画は今後どう推進していくのか、お伺いをいたします。

そして、この地域全体の人口増加など、その進行状況にあわせて公共施設の整備を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いをいたします。

次に、関連してお伺いをいたしますが、この星野ニュータウン開発計画の一番奥にあります研究施設棟に立地済みの企業が、言われるところのフレックスウェア企業であります。しかしながら、現在のところタウン全体が未開発ですので、この立地場所が「飛び地」扱いということになっており、金融機関の担保物件の査定対象とはなりません。

そこでお伺いをいたしますが、このフレックスウェア企業に対し、市長はどのような御見解を持っておられるのか。そして、先ほども申し上げましたが、このような不利益をこうむっている立地企業への解決策となる開発促

進などのフォローはどう図っていかれるのか、お伺いをいたします。

今般、久方ぶりに銭函工業団地の隣接地に新規に企業の進出が決まりました。しかも、スロバキア共和国から日本への初の企業進出であります。重機用の油圧部品を生産する機械メーカーであります。具体的にはどのような内容の工場でしょうか。周辺への影響についてはどのように考えておられますか。現在、本市としては、新規の進出企業に対してはどのような優遇措置がありますか。また、現地採用人数が70名と、この面では大変期待されるところでありますが、今後の進出企業に対する育成等対応策はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、私は山田市長になって初の代表質問となります。再質問は留保いたしませんので、内容のある御答弁を期待して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 松本光世議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成11年度の一般会計決算見込みについてであります。まず剰余金につきましては、現在、計数整理中のため具体的には申し上げられませんが、実質収支で昨年度の3億6,000万円を上回るものと考えております。

また、市税につきましては、主なものを前年度と比較して申し上げますと、個人市民税は納税義務者の減や景気低迷による所得の減などでおよそ2億円、3.9%のマイナス、法人市民税は企業収益の減などでおよそ1億2,000万円、6.8%のマイナスと見込まれますが、固定資産税がホテルやマンションの新築などにより、およそ1億8,500万円、2.7%のプラスと見込まれることなどから、市税合計では10年度とほぼ同額のおよそ165億円となる見込みであります。

地方交付税につきましては、普通交付税において、市税収入が見込みより少なく算定されたことなどにより、予算に比較し、およそ3億4,000万円の増となったほか、特別交付税も、高齢化対策関係費やコンピュータ2000年問題関係費の増などにより、予算に比較しておよそ1億8,000万円の増となったところであります。

なお、減債基金の残高につきましては、平成10年度末と同程度のおよそ31億円となるものと考えております。

次に、現在の財政状況の改善策についてであります。これまでも申し上げておりますとおり、今後とも健全な財政運営を行っていくためには、財政構造の一層の改善が必要と考えております。これまでも新行政改革の積極的な推進により、平成9年度、10年度の両年度でおよそ22億円ほどの財政効果を上げたほか、新規事業の見直しなども行いましたが、御指摘にありました組織機構の見直しや事務処理の効率化などによる経費の節減につきましても、まだなお改善の余地は残されているものと考えております。今後とも引き続き事務事業の見直しや事務の簡素・効率化などを進めながら、今年中に策定を予定しております財政健全化計画ともあわせて財政状況の一層の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の予算編成についてであります。現状の厳しい税収動向等を勘案いたしますと、新たな事業を展開していくためには既存の事務事業の一層の見直しが必要と考えております。平成12年度予算編成に当たりまし

ても、従前以上に事務事業の厳選と見直しに努めたところでありますが、この姿勢につきましては今後ともさらに続けていかなければならないと考えております。

重点的な予算配分という御意見であります。ますます多様化する市民要望の中では大変難しいことと考えておりますが、現在進めております事業の評価とあわせて、市民の皆さんからの御意見なども広くお聞きをしながら、市民福祉の一層の向上につながるような施策の適正な選択に努めてまいりたいと考えております。

次に、市債の残高についてであります。金利5%以上のものにつきましては、平成11年度末見込みで一般会計でおよそ111億1,100万円、特別会計で32億1,800万円、企業会計で315億6,700万円と、合わせて458億9,600万円となっており、市債残高合計1,423億9,600万円のおよそ32%となっております。

また、今後の借り換えについてであります。5%以上のもののうち、およそ99%が政府資金などで、原則として借り換えのできないものとなっており、これらにつきましては今後とも全国市長会などを通じて国へ要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、公債費負担の軽減を図るため、関係機関と積極的に協議をしてまいりたいと考えております。

次に、政策評価システムであります。本市におきましては、まずこのシステムを総合計画「21世紀プラン」の第2次実施計画の策定に導入することとし、継続事業については平成11年度事業の事後評価による成果の分析を行って計画に反映させるとともに、新規事業や拡大事業については事前評価による緊急性や優先性の検証を行って計画に盛り込んでいこうとするものであります。

この評価作業は、所管部が第1次検証を行い、評価委員会による第2次検証により最終評価することとしております。評価委員会の構成は、市長、助役、収入役、総務部長、財政部長、企画部長となっております。

次に、第三者機関による評価委員会の設置についてであります。確かに現在、都道府県や政令指定都市段階においては、公共事業の再評価についての第三者機関による委員会が設置されているところでもあります。しかし、事務事業の評価についての第三者機関を設置している都市は、ごくわずかであると承知しております。今後どのような形で外部評価を導入していくか、また条例化につきましては、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、評価制度についての基本的な考え方ですが、この制度を導入することにより、市民ニーズを把握しながら事業の必要性やサービスの充足度などの分析を行い、市民が真に望む行政サービスの質の向上を目指すとともに、事業の見直しを図りながら効率的・効果的に事業を推進してまいりたいと考えております。さらに、職員の政策に対する意識改革や政策形成能力の向上にもつなげてまいりたいと考えております。この制度は現在、試行の段階ではありますが、ぜひ実りのある制度として着実に定着させていきたいと考えているところであります。

次に、バランスシートなどの企業会計的手法の導入についてであります。わかりにくいとされる自治体の財政状況について、行政側から情報開示を進める1つの手法として近年、企業会計的分析手法の研究が進められてきております。本市といたしましては、昨年6月に発足した自治省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」の動向を注視してきたところでありますが、御質問にもありましたとおり、このたびその研究会の報告書がまとまり、バランスシートの具体的な作成手法が示されましたので、市としても現在その手法に沿っ

て作業を進めているところであります。

また、「今後の政策判断や行財政改革への活用」ということでありますが、今回示された手法は、あくまで企業会計的な財政分析への第一歩となるものであると考えており、各自治体の作成状況や新たな財務諸表の作成などを踏まえて、今後その解析方法が研究されていくものと考えております。

今回のバランスシートにつきましても、最終的な姿をお示しするまでには、しばらくの作業時間を要するものと思われませんが、いずれにいたしましても、このような取り組みを1つの参考として、よりわかりやすい形で市民の皆様にも市の財政状況をお示しできるよう、市といたしましても、その方法について研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、PFIの推進についてであります。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法につきましては昨年9月に施行され、さらに同法第4条第1項に基づく特定事業の実施に関する基本方針についても本年3月に定められたことにより、PFI推進に関する制度については、細部は別にして、一応整ったものと思っております。

PFI事業については、低廉かつ良好な公共サービスの提供、行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出を通じた経済の活性化などに効果があるものとされておりますが、一方、民間事業者の責任の明確化、適正な公共サービスの提供の担保など研究を必要とする課題もあることから、今後の公共事業の推進に当たっては、事業の適正かつ確実な実施を念頭に、PFI事業導入の可能性について、検討委員会を設置し、調査検討してまいりたいと考えております。

次に、自立者支援事業についてであります。初めに高齢者生活支援事業の対象者数であります。「高齢者保健福祉計画」では、軽度生活援助サービスについては、平成12年度50人と想定し、13年度以降の増加見込数を加えて、平成16年度には100人になるものと推定しています。生きがい対応型デイサービスは、12年度60人、16年度は120人。また、生活管理指導短期宿泊事業については、12年度は20人、16年度には70人になるものと推定しています。

次に、自立者支援対策の施設整備計画についてであります。先般策定した「高齢者保健福祉計画」では施設整備の計画はありませんが、今後は民間事業者による高齢者住宅などの類似施設の整備状況なども把握し、介護保険施行後の需要動向等の推移を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、機能訓練についてお尋ねがりましたが、老人保健法による国の基準額が変更になったことから、国の基準に沿った委託料などを委託3施設に説明し、了解をいただき、新年度の委託を実施したものであります。機能訓練は、これまでも対象者の状態にあわせた訓練を実施しておりますので、予算額の変更がサービスの低下につながるとは考えておりません。

なお、これまで実施してまいりました「ふれあい教室」は、本年4月の介護保険制度の導入に伴い、多くの方がデイサービスやデイケアなど介護保険による機能訓練へ移行することを踏まえ、今後、保健所が担う機能訓練は地域の社会参加と介護予防に重点を置いた機能訓練が中心になることを想定し、本年度から「ほほえみ教室」を開設したものであります。

次に、在宅介護支援センターの事業についてであります。市内5カ所の在宅介護支援センターは、主として援護を必要とする高齢者の相談窓口として年々相談件数も増え、市民に身近な存在として定着しつつあります。

自立者の支援対策は介護予防の上から必要な事業であると考えておりますので、御提案の在宅介護支援センターを活用した集会事業などを検討してまいりたいと考えております。

次に、アウトレットモールについて何点かお尋ねがありました。

最初は、大規模アウトレットモールの誘致についてであります。アウトレットモールにつきましては、御提言にもありますように、1998年の「横浜ベイサイドマリーナ」の登場以来、全国的にも注目を集めているショッピング形態であります。現在も埼玉、大阪など各地で新たな施設展開が進んでおり、新しい流通形態として期待されているものと承知しております。一方では、在庫処分という補完的な本質を持つ業態という点で、一時のブームに終わってしまう可能性もあると言われております。いずれにいたしましても、既存商業との調整や用地の確保等の課題もあることから、御提言の趣旨を踏まえ今後研究してまいりたいと考えております。

次に、誘致企業の倒産や撤退した企業についてであります。昭和59年4月の企業誘致室設立以来、平成12年4月末までの誘致企業166社のうち、倒産した企業は10社、また撤退した企業は14社となっております。

次に、進出企業に対する自治体としてのフォローについてであります。市といたしましては、これまでも進出企業の円滑な事業活動を支援するため、企業からのさまざまな要望を受けてアフターケアに努めているところであります。御指摘のように、進出企業を支援することは、その後の新たな企業立地につながることも考えており、今後とも企業との情報交換を密にし、きめ細かい対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致担当部局の機構改革についてであります。今年度から従来の企業立地貿易推進室の対岸貿易業務を港湾部に移行し、企業誘致業務は経済部主幹、商工課主査の2名体制で進めておりますが、特に支障がないものと考えております。今後につきましても、経済部を中心として関係部局の協力体制のもとで、進出企業へのアフターサービスを含めて企業誘致を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、機構の改編についてであります。社会経済情勢の変化や業務量の変化に対応し、効率的な事務事業の推進を図る上で必要なものであり、時宜を得た機構の改編が必要不可欠であります。今後とも必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

なお、大規模な機構改革については、事前に議会に対し、御説明してまいりたいと考えております。

次に、観光についてのお尋ねであります。まず小樽観光におけるマイカル小樽の位置づけであります。マイカル小樽は商業施設やホテルのほか、アミューズメント施設などが集積する複合的な大規模集客施設であり、道内外から多くの観光客が訪れる一大拠点となっております。このことから本市といたしましては、マイカル小樽の集客力を生かしながら、運河周辺、手宮、祝津地区などの各観光地区や中心市街地への回遊性を高めていくことが重要と考えております。

次に、マイカル小樽の観光客の算定根拠についてであります。小樽ベイシティ開発が公表した99年度の入場者をもとに、アンケートや聞き取り調査から得られた市外客の割合、通勤や日用品等の買い物客を除いた割合、そしてマイカル小樽だけを訪れた観光客の割合、これらの割合を乗じて算出したものであります。

次に、広域観光との連携についてであります。道道小樽定山溪線の通年開通により、小樽 - 後志圏と札幌 - 定山溪の観光ルートのみならず、道央圏の主要観光地との周遊ルートとして広範なネットワーク形成が図られるものと期待しております。また、高規格道路など高速交通網の整備充実により、これまで以上に広域観光の充実が図られることから、北海道観光連盟や後志観光連盟などとの連携を一層強化することは大事なことであり、今

後とも関係団体との連携を図りながら、広域観光ネットワークづくりやキャンペーンによる誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、アジア諸国への観光キャンペーンについてであります。近年、本市を訪れる外国人観光客は著しい伸びを見せており、中でもアジア諸国からの入り込みは全体の6割以上を占めております。このような動向を踏まえ、市としては、海外で行われる観光イベントにはポスター、パンフレットなどの資料を提供するとともに、「小樽観光誘致促進協議会」としては、平成11年度には台湾で開催された海外旅遊博覧会に参加し、小樽観光を積極的にPRしてきたところであります。今年度におきましても、同協議会において台湾、韓国、香港からの観光客の誘致を図るための事業を検討中であり、市としても一体となって効果的な誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、中国に対する観光誘致についてであります。現在、両国間において観光ビザ問題を協議中であり、その動向を見守りながら誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

なお、中国人向けの広告宣伝物については、今年度、中国語マップの作成を行うこととしており、今後は中国語ガイドブックの作成を検討し、受け入れ体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、外国人入浴問題についてであります。この問題が表面化した時点では入浴をお断りしていた施設が3カ所ありましたが、市と関係者が協議を重ねてまいりました結果、現在、外国人の入浴をお断りしている施設は1カ所となっております。

次に、観光に対する影響につきましては、現在大きな影響はないものと考えておりますが、このことによって小樽市の観光イメージを損ねることが懸念されますので、今後とも観光客や市民に対し、文化、習慣の違い等の啓発を図りながら、影響が及ぶことのないよう努力してまいりたいと思っております。

また、入浴をお断りしている1施設に対しましては、既に受け入れについて再三要請をしておりますが、今後とも話し合いを続けてまいりたいと考えております。

次に、有珠山噴火の影響と対策についてであります。噴火以来、本州方面からの団体ツアー客の中止や風評などにより、本市においても道外からの観光客の減少や売上げの低迷など、影響が生じております。一刻も早く有珠山の噴火が終息することを願うわけですが、現在、北海道としても全道を挙げて「ガンバル フンバル 北海道」キャンペーンを展開しておりますが、市としても例年の観光や物産のキャンペーンの活動を通じて不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

次に、宿泊型観光への取り組みについてであります。通過型観光から宿泊・滞在型観光への移行が本市の観光の重要な課題の1つであります。このため、製作体験施設の充実や歴史的建造物のライトアップをはじめ夜景スポットの整備など、夜の魅力づくりにも努めてきたところであります。また、昨今、大型ホテルの開業など宿泊施設が拡充されてきておりますことから、今後とも宿泊滞在型観光を目指し、関係団体と連携を深めながら観光振興を進めてまいりたいと考えております。

次に、星野ニュータウン開発に関して何点かお尋ねがありました。

まず、現段階での課題についてであります。全国的に景気の低迷が長期化し、雇用不安や景気の先行き不透明から、住宅産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。そのような社会経済情勢の中で当該開発者は、事業の採算性を考慮しながら、社会ニーズに対応した宅地の配置や公共施設の整備計画に対する再検討を

行うとともに、関係機関との協議にも時間を要していると聞いております。

今後の開発計画の推進についてであります。市といたしましても、この地域は市外からの定住人口の増加を期待している地域であると考えております。開発者は、計画の推進に向けて現在、関係機関と早期に開発行為が行うことができるように協議中であり、引き続き自然を生かした緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成していただくよう要請してまいりたいと考えております。

次に、この地域における公共施設整備についてであります。平成12年3月31日にほしみ駅南通りが完成し、同時にほしみ駅に南口が設けられ、地域の利便性が高まったものと考えております。また、星置川において地域の環境整備の一環として親水性護岸の整備や、銭函インターチェンジにおいても交通量に対応した改良がそれぞれの管理者によって整備されているところであります。公共施設の整備につきましては、市といたしましても、人口動態や宅地開発の動向を踏まえ、関係機関とも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

いわゆるフレックスウェア企業についてであります。本市の特性にマッチした研究開発型企业であり、商品化の方法なども含めて特色ある事業展開をされている企業と理解しております。

また、この立地企業に対するフォローにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、当該開発計画の推進が早期に進められるよう、開発者に対し要請をしておりますとともに、立地企業へのアフターケアの一環として、企業と緊密な情報交換を行い、円滑な事業活動が図られますよう、必要な問題点等についての解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、銭函に進出したスロバキア企業についてであります。この工場は敷地面積が6,800平方メートル、工場建物は製造ライン、保管施設、事務所などを含めて1,600平方メートルの規模であり、油圧モーター、油圧ポンプを製造する企業であります。平成13年に着工し、14年には一部操業開始と聞いておりますが、本格操業時には油圧モーターを年間5,000から6,000台生産する予定であり、従業員は外国人を含めて80人程度と伺っております。

また、周辺環境への影響についてであります。騒音等の問題が考えられますが、周辺環境には十分配慮して進めたいとのことでもありますので、市といたしましては、今後の工場建設に際し、国内の関係法令の遵守を求め、問題が生じないよう協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、進出企業に対する市の優遇措置についてであります。助成制度として、工場等を新設した場合、固定資産税相当額の一定割合を助成する工場等設置助成金、福利厚生施設設置に対する補助金、さらに市内からの雇用に対する雇用促進助成金の制度があります。また、融資制度として、土地取得を対象とする土地購入資金と工場建設を対象とする工場等近代化資金があります。また、実際の企業立地に当たっては、これら市の制度のほか、北海道の優遇制度も組み合わせながら進めているところであります。

次に、今後の進出企業に対する育成等の対応策についてであります。企業からの要望等について迅速に対応し、企業が円滑に事業活動が進められるよう必要な環境整備に努めますとともに、市内の既存企業との融和を図ることにより相互取引や技術交流を促してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 松本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時00分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

（22番 渡部 智議員登壇）（拍手）

22番（渡部 智議員） 第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

最初は、まちづくり理念についてです。

昨今、景気、経済、地域社会論といった、そのまちの活力を見出す議論より、景気はいつよくなるのだろうか、小樽のまちは果たして活力に満ちることができるのだろうかといった悲観論と待望論が大方のように見受けられます。確かにまちの状況はよくない。景気、雇用問題、市場原理に基づく競争激化によるリストラ及び倒産等々、情勢は厳しい面ばかりであります。

厳しい状況は今始まったものでなく、その対応は、これまで現実をしっかりと見詰めながら、将来への展望を切り開いていくために、1つ1つ着実に事業推進に当たってきたところであります。しかし、時代の流れは殊のほか早く、情勢への対応は多様化の上に新たな課題を抱きながら、しかも自主・自立が求められる時代にと突入しました。この項では、地方自治体首長のビジョンと、それに基づく職員の丸体制及び人材育成についてお伺いいたします。

これまで種々まちづくりについて研修会、シンポジウム等、議論の場に参加してまいりましたが、地方自治体の特色ある取り組みに共鳴できるのは、まずいづれも首長の手腕であり、その指導性とまちづくりの理念であります。同時に、連携したシステムをつくり、職員の能力を引き出しているところに注目してきましたが、市長のまちづくり理念をまずお聞かせください。

首長の指導性というのは、時代が大きく転換する過渡期のときであればあるほど問われてきますし、現状の厳しい時代背景と新たな創造が求められる今日、首長のまちづくりに対するビジョンを職員の相互理解のもとに、何をしなければならないかの目的意識とやる気が必要であります。同時に、市民の意思を集約するための新しい手法も考慮に入れながら、時代の変化に対応できる人材育成、並びにそれぞれの分野において即戦力として発揮できる人材の配置等が問われる時代と思いますが、時代の変化に対応できる人材育成についてのお考えをお聞かせください。

まちづくりは、広範な角度から現実をシビアにとらえ、従前よりのパターンから脱却して、その街にふさわしい基底をつくり上げなければなりませんし、横並び意識から質的向上を図っていく必要があり、文字どおり地方分権にふさわしいまちづくりを大いに期待するところであります。

次は、経済問題についてであります。

まず、景気状況と雇用対策です。

道内経済の回復のおくれを示す報道ほか、厳しい認識が続いています。日銀札幌支店では、道内景気について、「民間需要が依然として盛り上がり欠ける中、各種政策効果の一服感から持ち直しの動きに幾分足踏み感がうかがえる」と、回復のおくれを指摘しています。

一方、経済企画庁も地域経済動向を発表していますが、全国10地域のうち近畿、九州、沖縄の3地区で景況が上方修正されましたが、北海道は4回連続で「緩やかな改善が続いている」に据え置かれています。

さらに、経済企画庁は全国的に来月にも「底入れ宣言」を行う見通しであり、宣言となりますと、今回の景気後退は25カ月続いたことになり、第2次石油危機後36カ月、バブル崩壊後32カ月に続く戦後3番目の長さとなるようです。国の「底入れ宣言」が行われたにしても、北海道では経済そのものが全般的に冷え切っており、加えて有珠山の噴火、低温気象等の影響が懸念されるところです。底上げの背景となる先陣企業とそれに続く企業の活力、また、北海道経済に刺激を与える大きな要素には、まだまだ時間がかかりそうです。

本市における経済動向の景況観並びに業況判断については、日銀小樽支店、商工会議所、道財務局ほか関係先から発表されておりますが、その実態から実感がなかなか持てません。市長はどうとらえ、認識されておられるか。また、景況見通しと底上げに寄与する施策等についてお聞かせください。

企業間競争の激化、リストラ等のテンポは速く、社会経済に大きな波紋と課題を投げかけている現状にあります。4月下旬、「道内失業率、最悪の6.5%」という報道を目にしました。総務庁の調査によるものですが、統計を取り始めた1983年以降、全期を通じて最も高い数値です。

同庁によると、道内の完全失業者数は18万人、前年同期より何と4万人増です。全国的にその原因については、倒産やリストラなど非自発的理由による失業者は減り、若い層を中心とした自発的離職者や学卒の未就職が増えたのが特徴としていますし、また、中小企業の相次ぐ倒産による失業者が多かった時期でもあったことを理由にしています。

労働省は北海道の状況に対し、「緊急雇用創出特別奨励金」を初めて発動することを決定し、期間は3カ月間としています。この奨励金は、45歳以上60歳未満の非自発的失業者を職業安定所の紹介で新たに雇用した事業主に、1人当たり30万円を支給する仕組みとなっているようです。

一方、職安管内の雇用情勢を見ても、依然として厳しいことには変わりはないようであり、現状、経済、企業活動の関連から見て、雇用対策に即効薬はないように思います。そのためにも、国や道が打ち出している各種の対策を十分活用することが大事であり、同時に雇用問題は、改善を含めて一步一步着実に根気強く進めていくことが現状求められた道であると考えます。

市長は、市の雇用情勢について、どう掌握され、認識しておられるか。また、改善の見通し等についてお聞かせください。

雇用問題の解決を図っていくために、産業界、経済界、行政、関係機関等が一体となり、経済の活力を通じて雇用機会の拡大をもとに、必要な対策を講じていくことが求められますが、雇用対策について、これまでどのような体制でどう進めてきているのか。その実効性と今後の具体的取り組みについてお聞かせください。

労働省は昨年、緊急雇用対策の主要な柱として「緊急地域雇用特別交付金」を創設し、道と連携し各種事業などに取り組み、新規の雇用と就業機会の創出を目指すこととしています。小樽市が実施する12年度の事業は18事業、総額9,623万円で、これらの事業で予定している雇用創出効果は延べ8,992人日、うち新規雇用分は延べ7,598人日を予定しています。したがって、効果に期待するわけでありませんが、これらの事業について市民に十分PRされているのでしょうか。また、その他の雇用創出、確保及び対策における各事業と相談について行き届いた対応となっているのか、お聞かせ願います。

2つ目は、企業誘致と企業倒産についてです。

5月に入って「企業誘致曲がり角」という記事を目にしました。土地の広さや立地支援策の充実といった従来型の企業誘致には限界にきていることを指摘しています。また、道内の企業立地策の課題をまとめた調査が載っていますが、戦略的にここまで来たのかという感じです。今は進出企業の要望に沿ったオーダーメイドの時代と言われ、戦略的に再構築も考えなければと思います。

道通産局による道内工業団地の売却件数並びに札幌圏の状況等も発表されていますが、状況はいずれも厳しく、「冬の時代」と表現しており、その中に石狩開発（株）の厳しい実態も載っております。先日、企画部より石狩開発（株）の状況説明を受けましたが、北海道の対策は最終的にどのように結論づけられ、また、今後の見通しについて、まず、市長の御見解をお伺いいたします。

また、工業団地における状況の厳しさもあり、戦略的にどう考えていかれるのか。再構築等の検討がなされているのかどうかを含め、お聞かせください。

この5月に入って、先ほど代表質問にもありましたように、スロバキアの機械メーカーが銭函工業団地に隣接する地域に進出となり、2005年から本格操業を目指すと聞いております。一方では、観光面で朝里川温泉に洞爺山水が進出との話もあり、企業誘致上、朗報と言えます。

一方、中小企業センターの報告によりますと、この4月で大型倒産が3件あり、負債総額は計約50億円となっており、単月の負債総額としては過去10年間で最多になっているようです。原因は販売不振とされており、現状の経済・消費動向から見て引き続き予断は許されない状況にあります。

お伺いしますが、今年に入ってから、この4月の倒産を含めて、前段から救済及び存続の措置はとれなかったのでしょうか。また、離職者の対応はどのようになっているのか。さらに、ここ数年の企業廃業数と新設企業の状況についてどう把握しておられるか、あわせてお聞かせください。

企業活動の活発化、健全化は大事な問題です。御承知のように、人口定着、雇用による若者の流出をとどめるほか、あらゆる分野に通ずる要因です。積極的対応が望まれるところですが、反面、経済・社会状況の厳しさは当分続く要素にあり、企業体質の点検ほか、その手立てと指導は以前にも増して重要です。市長はどのような方針並びに方策を持って臨まれるか、お伺いいたします。

昨年12月に発足した「小樽市地場産業振興会議」ほか、市の経済、産業、商業の振興に向けて、さまざまな議論と実践が展開されています。それぞれの分野において振興策が軌道に乗り、現状打開と将来につながる基盤が確立されることを強く期待するものであります。

次は、大店立地法についてです。

現行の大店法にかわって、この6月1日から大店立地法が施行され、従前の規制ルールはがらりと変わり、「経済的な規制」の側面から「社会的な規制」に重きが置かれるようになりました。その違いは簡単に言って、法の目的では大店法は中小小売業の保護などとしていましたが、大店立地法は大型店周辺的生活環境の保持などとしており、規制の対象を店舗面積 500平方メートルを超えるものが 1,000平方メートルを超えるものとなり、届け出事項は店舗面積、閉店時間、年間の休業日数とされていたものが、駐車場台数、騒音対策、廃棄物保管施設、荷捌施設に関する要領等となり、手続の目安は1年であったものが最短8カ月となっています。これは規制緩和に伴う一連の措置の一つであり、さらに経済活動の競合がより激化するものと予測され、地元商業及び中小

小売業への影響が懸念されます。市長はどのように受け止めておられるか、御所見をお聞かせください。

運営主体は、この立地法では都道府県と政令都市となっています。札幌市は既に運営主体として運営基準を作成しておりますが、本市の場合はどういう手順で進められるのかお伺いいたします。

実際のところ、地元商業の保護政策に走りがちになりますが、法制上から経済規制のねらいがあってはならないようです。「自分たちのまちをいかに住みよく、また、調和のとれたものにしていくか」に関する社会的規制を前面に打ち出していくことが必要であり、場合によっては運用基準にプラスして補完のために、例えば建築指導にあるように指導要綱等を考えていくことも検討すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次は、介護保険についてであります。

大きな不安と期待が寄せられる中、関係者の日夜にわたる調査並びに任務から、この4月1日から実施となり、携わった関係者の労苦にまず敬意を表したいと思えます。同時に、引き続き認定作業をはじめ実務・実践に当たらなければならず、さらに体制強化から目的に沿ってスムーズに運営推進されるよう願うものであります。

この実施に当たっては、初めてのことであり、議会においても早くから多くの質疑が交わされ、改善を含めて運営上の指摘がありました。4月からの実施に当たり、当面する課題を含め何点かお伺いいたします。

まず、要介護認定の状況ですが、介護保険課の報告では、3月末までの申請者は3,841人、うち在宅2,136人、施設1,705人となっており、3月末で認定が終了した人が3,525人となっています。その内訳は、要介護認定者2,947人、要支援者441人、自立が137人となっています。この結果について、当初予測と比較してどのように見ておられるか。あわせて、全国的な状況について、まずお伺いいたします。

また、認定結果についての苦情及び不服申し立てはあったのでしょうか。あったとしたら、その内容についてお聞かせください。

介護認定については、訪問調査の結果をコンピュータで判定し、主治医の意見書や訪問調査の特記事項をもとに審査会で審査判定を行っているようですが、1次判定と2次判定の変更の状況についてはどのようになっているのでしょうか。アップ・ダウンの関係についてと、全国的に言われている変更率のばらつきについて、本市の場合どのような実態か、お聞かせください。

先日、「介護保険制度が始まると施設を出なければならぬ」と悩み、今年の2月、苦にして自殺という介護保険の犠牲報道がありました。要支援以下の施設入所者については、5年間の経過措置がある特別養護老人ホームの入所者を除き、在宅介護などに移行するなどの措置をとるよう厚生省は自治体に指導しているようです。当然、施設サービスが利用できない仕組みにあり、不安を抱いての生活です。

福祉施策としては、不安を除去することもケアの一つと考え、説明、対応、措置が行き届かなかった面、問われるべき点があったのではと思います。今後、推進していく上で不安解消のための相談、改善等、重要であります。介護保険導入のために十分に周知されなかった点での指摘も多々あり、高齢者の立場に立った懇切丁寧な説明を欠くことなく、しっかりとした情報とともに手立てを講じていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

介護をめぐる問題は多くの課題があり、多岐にわたっております。事業者の質の向上、要介護認定の見直しと、客観性と公平性の確保及び透明性、利用者負担の軽減、安心できる介護システムの構築等々、今後における自治体の力量が問われ、試されるところであります。この項の最後に、4月からの実施状況を見て、その感想と実施における課題についてお伺いいたします。

次は、道路政策についてです。

市内国道5号の拡幅工事が着々と進められ、本年度は張碓トンネル工事、景勝橋、礼文塚川、銭函川上部工事等が整備され、平成13年3月ごろには札幌間全線が4車線化の予定となり、社会・経済面に大きな役割を果たすものとなっています。

一方では、経済、産業、観光道路として広域的に整備が進められ、既に赤井川村へは平成元年から通年通行となり、小樽・仁木間の（通称）フルーツ街道は平成4年に完成、それらと連動及び市内交通の連携する道道小樽環状線といった整備も進められてきました。また、つい最近では、朝里・定山溪を通年でつなぐ「ゆらぎ街道」の開通に伴い、とりわけ観光面において大いに期待が持てるところです。

昨今の話題は、長年にわたって広域後志圏の要望であった国幹道が、そのルートも確定し、日本道路公団において施工命令に向けた調査を進めていると聞いております。現状、稲穂峠を山越えし、圏内町村に行くには、時間と安全性等からすれば、国幹道への期待は広がるわけですが、しかし、地域性、環境等を考えたとき、多くの課題があります。

まず、ルート上において埋蔵文化財包蔵地の網がかかっているところもあり、どう措置を講じていこうとしているのか。2つに、桃内の廃棄物最終処分場との関係と工夫上の件。3つに、自然環境上において大きな破壊にならないか。また、道路公害が発生しないのか。4つに、農用地区域にもあり、ルートによって農地分断及び廃止に追い込まれないか。等々あるわけですが、これらについてどう課題解決しようとしているのか、お伺いいたします。

また、新光地区にジャンクションの計画がされ、塩谷小学校通にインターチェンジの計画となっているようですが、市内道路とのネットワークを現状どのように描き、2カ所の根拠についてお聞かせください。

さらに、整備新幹線は後志地域をルートとしており、「新おたる駅」と国幹道のかかわりについてどのように見ておられるか、お伺いいたします。

さて、市内の都市道路・交通のあり方について、以前より基本調査を進め、しっかりとした基礎づくりからネットワーク化について提起し、今日に至っています。これまで道路整備は相当の時間を経過しながら、順次改良を含めて整備されてきているところですが、都市道路としてのネットワーク化や付随する整備等、まだまだ課題があります。市長は都市道路のあり方について現状どう認識され、また、将来の道路政策についてどのようにお考えか、お聞かせください。

最後は、港湾問題についてです。

これまで課題提起してまいりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案が3月30日、参議院の交通・情報通信委員会で付帯決議を付して賛成多数で可決となり、引き続いて5月10日に衆議院運輸委員会で、これも付帯決議を付して可決となつてしまいました。港湾関係者は、規制緩和によってダンピング競争が激しくなることや、悪質事業者の参入によって港湾の混乱と港湾労働者の雇用不安が広がることを指摘し、国会審議でも規制緩和による港湾労働者の雇用悪化と中小港運事業者の経営圧迫をどのように防ぐかが争点となり、政府にただしています。

政府や政府委員は根本問題に答えられないばかりか、緊急監査や料金変更命令の措置があるなど、従来の主張を繰り返すといった、いわばお粗末な答弁に終始していたようです。今後、政省令の作成作業を経て6カ月以内に法

律が施行されますが、付記した付帯決議では、規制緩和によって労働者へのしわ寄せを及ぼさないことや、ダンピングの防止のために船社やユーザーにも必要な指導をすることが明記され、さらに拠出金の確保の努力と、規制緩和される9港以外の地方港湾においては免許制と認可料金の遵守が強調されています。

まず、港湾管理者の長である市長は一部改正の可決をどのように受け止めておられるか。また、物流、経済原則及び他省庁による規制緩和と自由競争のありから見て、地方港に与える影響とその対応についてどのように考えておられるか、御所見をお聞かせください。

規制緩和の流れと荷主メーカーの企業再構築と相まって、裏面では相当数の秩序破壊が現実にあります。先日、小樽港に入港予定の飼料船が苫小牧に引き抜かれ、しかも相当の安値で持っていかれたとの指摘があり、先般、苫小牧港に出向き、調査含めて厳重に言い渡しを行い、一方、運輸局も他を含めて監査を行った結果、御承知のように文書警告を発しています。

また、大手港運業の苫小牧港への進出により、倉庫、サイロ建設までは何とか調整をとりながら来たものの、先日、港運業免許取得をしたいという動きがあり、厳しい港湾動静にあって大手港運業の事業免許取得は既存業者の死活問題につながりかねないし、また、港湾の規制緩和進行中にあって規制緩和の先取りとその後の波及性を呼び込むことになり、問題が大き過ぎることから、これも苫小牧港に出かけ、調査と一定の申し出を行っております。

その他、規制緩和ばかりではありませんが、石狩市から大手港運業に新港への誘致や大手港運業の釧路港への進出等々、水面下ではそれぞれの動きが出ています。規制緩和の流れの中と、当面する港湾動静について市長はどのように把握し、その対応等についてのお考えをお聞かせください。

規制緩和は当面9港先行で進められていくようになりますが、しかし、冒頭述べましたように、企業の再構築と先行9港の連動から、その流れに食い込まれていく様相を呈しています。地方港は2年か3年後にとの運輸省の考え方がありますが、地方港は規模も小さく、また範囲も広く、条件の違いや港の生い立ちも違うことから、そう簡単にいかない港湾環境にあります。だとすれば、9港先行により徐々に自然淘汰も考えられ、いつの間にか規制緩和の中に押し込まれていくのではないかと、その危険要素は多分にあります。

港は自由に行き来できるものであり、港によって法の網が違えば、いつまでも通用するものではなく、加えて何よりも荷主、メーカー、船社の攻勢が強いからです。いつの場合も、その港のしっかりとした位置づけから、港湾整備と条件、貨物量の確保、輸送体系、労働力の確保と港湾サービス等々を構築し、どのような変化にも対応できる港湾環境が重要です。市長の港湾行政のあり方と港湾整備ほか、構築についてどのように考えておられるか、具体的にお聞かせください。

次は、ポートセールスの関係でお伺いします。

北朝鮮への10万トン救援米の第1船が先般、小樽港に入港し、関係者の努力もあって無事積み込みを終え、出航いたしました。第2船、第3船は名古屋、博多、門司と決まっているように聞いておりますが、その後は公表されていないようです。米の場合は、船内、沿岸、倉庫、トラックと港湾の全体的な動きとなり、活気を呼びます。今日に来て小樽・室蘭港抱き合わせで第2船目として小樽港に入港ということでの話も浮上しており、第1船同様、港湾秩序ある積み込みができますよう万全の体制をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。まずお伺いいたします。

小樽港にバナナ船が入ると、港湾荷役そのものに活気がありました。毎年見る荷役風景です。しかし、今年からは残念ながら見られない結果となっています。また一つ、港湾指定が消えていくことになるのだろうか。それに、マトンも小樽港指定であり、当時に比べると見る回数が少なくなってきました。消費低迷、需要、割高から、原価コスト削減と効率性といったことがシビアに物流にはね返ってきているのが現状です。特にバナナ並びにマトンは港湾の歴史的なものがあり、港湾物流の変化ばかりの問題で終わらせるのではなく、小樽港に回復誘致と貨物の位置づけとしての取り組みが重要です。

また、港指定との関連からすると大麦、小麦がありますが、大麦の場合、今年に入ってS・B・Sにより苫小牧港で荷扱いが行われるようになり、その分また、小樽港の減少となっています。さらに、家畜伝染病予防法に基づく輸入動物検疫港の指定がこの4月1日から石狩湾新港で扱えるようになり、今後どのような変化が生ずるかが不安材料の一つでもあります。こうしたことから、小樽港での貨物が指定港を含めて物流の変化が目に見えて顕著となってきており、不安要素の拡大となっています。現存の港湾貨物の確保と新たな貨物誘致に全力を注ぐため、ポートセールスの重要性はますます高まっています。どうしたら確保できるのか、また、誘致かの環境条件を明らかにして取り組むための施策について具体的にお聞かせください。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 渡部議員の御質問にお答えいたします。

初めに、まちづくりの理念についてであります。本市には豊かな自然と先人が築き上げてきた歴史や文化、また、運河や石づくり倉庫などを中心とした落ちついた景観や雰囲気など他都市にはないものがあり、まずこの特性を生かしたまちづくりの推進に当たってまいりたいと考えております。

また、65歳以上の高齢者の割合が道内主要都市の中で最も高い状況にあることから、高齢者の方々が安心して暮らすことのできる施策の充実を図るとともに、若者が生き生きと暮らせるよう新たな雇用の場の創出と拡大に取り組み、経済活動の活発化を進めていくことが重要なことと考えております。

さらには、小樽は道央圏に位置し、日本海に面していることから、地理的な利点を生かしながら、対岸貿易等の活発化と交流に努めてまいりたいと思っております。

これらを主な柱としながら、市民の皆さんからの御意見や御提言もいただき、風格のある生き生きとした小樽を築き上げて、次代に託していきたいものと考えております。

次に、まちづくりに向けての人材の育成についてであります。私はこれからの時代は、従来の枠組みを見直し、特に若手職員が意見やアイデアなどを積極的に議論できる職場づくりや仕組みづくりが必要と考えております。就任以来、庁内各部の若手職員との対話を心がけ、私の考えを直接伝え、また、意見を聞くなど、コミュニケーションを深める機会をつくってまいりました。

また、先月25日に立ち上げた「人口問題庁内検討委員会」の委員には若手職員を指名し、自由活発な討議をお願いしております。さらに、庁内職員による横断的な政策研究グループが自主的に活動しており、期待している

ところであります。

私は常々、職場ミーティングの実施や職員の意見を施策に反映できるよう指示しており、今後とも職員研修の内容の工夫のほか、あらゆる機会を通じて地方分権の時代にふさわしい人材育成を図っていくとともに、人材の活用についても努めてまいりたいと考えております。

次に、経済問題について何点かお尋ねがありました。

まず、景気の見通しについてであります。5月の経済企画庁の報告によりますと、企業の自律的回復に向けた動きも徐々にあらわれてきており、景気は緩やかな改善が続いていると公表されております。しかし、北海道におきましては、雇用情勢など依然厳しい状態にあり、個人消費は足踏みの状態にあると言われております。また、本市におきましても、雇用の伸び悩みや企業倒産の増加など厳しい局面が続いており、回復が実感できる状況には至っておりません。現状の景気状況を改善するため、一地方自治体として有効な景気対策を打ち出すことはなかなか難しいわけではあります。今後とも国や道の経済対策と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用情勢についてであります。昨年4月の有効求人倍率は、マイカル開業の効果もあり、0.43倍と比較的好調でありましたが、本年4月は0.33倍と3人に1人しか職がない状況となっており、依然として厳しい状況にあると認識しております。

求人数は、建設業において前年比プラス基調となるなど一部に若干の明るさも見えますが、卸小売、飲食店関係などにおいては減少傾向にあり、総体的に厳しい状況はいましばらく続くものと考えております。

次に、雇用対策の体制についてであります。本市におきましては、昭和47年に小樽市と市内の各企業・団体で構成する「小樽市雇用促進協会」を設置して以来、雇用情勢や雇用対策について情報の提供や意見の交換を行い、若年労働者の地元定着のための方策を講じてきております。さらに毎年、市内企業を対象に実施している労働実態調査の結果を各企業に情報提供することにより現状認識をしていただくとともに、インターンシップ事業など新たな施策を進めるほか、関係機関との連携をしながら雇用の安定確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、緊急地域雇用特別交付金事業の市民へのPRについてであります。本年度実施する「緊急地域雇用特別交付金事業」の事業実施予定期間、新規雇用予定人員数等を一覧にしたチラシを作成して、求職者ができるだけ早く情報が得られるように、市の施設や公共職業安定所に用意して周知を図っております。また、雇用対策事業の周知につきましては、市内各企業・団体等を対象とした説明会を開催するなど、さまざまな機会を通じてPRに努めているところであり、各種相談にも応じているところであります。

次に、企業誘致との関連での石狩開発(株)への支援についてであります。石狩湾新港地域後背地の土地分譲の促進には行政・会社・金融団が一体となった取り組みが必要であります。石狩開発(株)においては、運営経費の削減と土地リース等による固定収入の確保など改善に向けた取り組みに努めることとし、行政においては、立地助成制度の導入及び事業活動資金の確保を図ることとして、その上で金融団には同社に対する長期貸し付けの金利の引き下げと随時償還についての支援を求めることとしております。現在、道は金融団との最終的な調整を行っている段階であると聞いております。

次に、新港地域への企業立地の再構築等の検討についてであります。新規立地企業の道内への立地の理由は、

用地の確保が容易であること、原材料等の入手の利便性、市場や関連企業への近接性、労働力の確保と、あわせて行政の助成・協力が重要視されております。また、最近の傾向としては、1件当たりの立地面積が小さく、小規模化と借地型の立地が増加しております。新港地域につきましても、こうした企業ニーズを十分認識し、立地希望企業の要望に柔軟に対応できるよう、土地利用計画の見直し等について「地域開発連絡協議会」において検討していくこととしております。

また、石狩開発(株)の経営合理化による分譲価格の引き下げ、さらには行政による立地助成などで他の工業団地との価格競争力をつけることにより、分譲促進の効果を得ることが見込まれるものと考えております。

次に、倒産関連についてであります。今日の景気低迷による経営不振など、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。市といたしましては、経営・融資相談や国の特別保証制度の活用を図るなど、倒産を未然に防ぐための努力をしているところであります。

また、離職者への対応につきましては、未払い賃金の申し立てや雇用保険の手続の相談に対応しているほか、小樽公共職業安定所など関係機関と連携を図っているところであります。

次に、企業数の推移についてであります。企業の廃業や新設については届け出義務がありませんので、現状の把握はなかなか難しいものがありますが、できる限りその把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業所統計調査によりますと、平成8年から平成11年までの3カ年の本市における新設事業所は1,007件、廃業事業所数は1,461件となっております。

次に、企業活動の活発化、健全化についてであります。企業活動が活発に、また、健全に行われるためには、企業みずからが財務体質の強化や経営手法の確立に努めることが大切であります。市といたしましては、中小企業の経営基盤強化のため商店街活性化セミナー、地場産業振興セミナーや経営戦略セミナーなどを開催するほか、各種セミナーを開催し、経営診断の実施あるいは各種融資制度の充実を図るほか、先般、小樽商工会議所に設置されました「小樽・後志地域中小企業支援センター」の有効活用を呼びかけるなど、一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

さらに、御質問にもあります「地場産業振興会議」の中で、より具体的な振興策を見出すよう議論が重ねられております。その結論を待っているところであります。

次に、大規模小売店舗立地法について何点かお尋ねがありました。

まず、法施行に当たっての認識についてであります。この法律は、中小小売業者の事業機会の確保という大規模小売店舗法の考え方から、環境保全を主眼とした発想に転換したものであります。今後は、改正都市計画法や市街地活性化法と一体となった対応が求められているところでありますが、その実施段階ではいまだ不透明な部分も残されていることから、慎重な対応が必要になるものと考えております。

次に、本市における審査手順についてであります。御質問にもありますように、大店立地法におきましては都道府県、政令指定都市が運用主体となっております。また、本市における大型店の立地に際しましては、北海道が先般公表した運用基準に基づき審査を進めるものであります。

なお、その審議過程の中で市としての意見を求められることから、既に庁内関係各部による打ち合わせ会議を設置するなど、市として適切に対応するための体制の整備に努めているところであります。

次に、指導要綱等についてであります。立地法では都道府県や政令指定都市が運用基準により市町村や地元

住民からの意見をもとに大型店の出店を審査することとなっております。市といたしましては、周辺地域の生活環境の保持の見地はもとより、地域の実情に合った観点から慎重な協議の上、意見を提出してまいりたいと考えておりますが、御指摘の件につきましては、今後、改正都市計画法等も視野に入れながら、本市全体のまちづくりの中でその可能性について研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありました。

初めに、要介護者等の当初見込みとの比較についてであります。12年度は要介護が4,190人、要支援が614人と見込みに対し、3月末時点では要介護で1,243人、要支援で173人、それぞれ少なくなっております。また、要介護と要支援の割合は、当初見込みとほぼ同率となっております。

3月末の全国の状況についてであります。要介護が82%、要支援が12.4%、自立が5.6%となっており、これに比べ本市の場合は自立が若干低くなっております。

また、認定結果に関する苦情等についてであります。家族の方から説明を求められたケースがほとんどで、心身の状況が変わったと思われる場合には再申請してもらっております。また、心身の状況等から要支援の認定の取り消しを求める不服申し立てが1件ありましたが、この申し立てを棄却した旨、北海道から通知がありました。

次に、1次判定と2次判定の変更の状況についてであります。3月末までに判定済みの3,525件のうち、2次判定で変更されたものが1,079件で、変更率は30.6%となっております。このうち、介護度が上がったものが約6割で676件、下がったものが約4割で403件となっております。

次に、施設入所者の不安解消についてであります。介護保険は初めての制度であり、特に高齢者にとって複雑でわかりづらい面がありますので、不安を与えないよう、介護保険制度や施設入所者に対する経過措置などについて、施設と協力して利用者等に説明してきたところであります。今後さらに施設などと相談し、個々のケースで具体的に対応していくことが必要であると考えております。

次に、介護保険の実施に伴う感想などについてであります。4月の利用状況を見ますと、短期入所は利用日数が少なかったものの、訪問介護や通所サービスでは利用回数が増えており、また、介護報酬の請求に各事業者とも苦慮されたと聞いておりますが、関係者の努力により大きなトラブルもなく、まずまずのスタートではないかと感じております。

また、実施上の課題についてであります。短期入所の利用の拡大や通所介護等の待機者の解消、サービス内容等の点検・監視、低所得者に対する手立て、さらにはサービス事業者の市民への情報提供などが当面の課題と考えております。

次に、道路政策に関して何点かお尋ねがありました。

まず、国幹道のルートと埋蔵文化財包蔵地とのかかわりについてであります。当該路線の選定に当たっては、地形、地質等の自然条件や道路、河川、土地利用等の社会的・公共的条件を勘案しながら、忍路環状列石など文化財を極力避けるルートとなっております。やむを得ず通過する埋蔵文化財の包蔵地につきましては、現地踏査による所在確認調査、いわゆるA調査を実施し、現地の状況を把握しながら、北海道教育委員会と協議し、ルートを決定したところであります。事業の実施に当たりましては、事業者が関係機関と協議しながら、発掘調査等の必要な措置が講じられることになっております。

次に、廃棄物最終処分場との関係についてであります。最終処分場付近のルートにつきましては、忍路環状列石等の文化財や塩谷地区の用途地域への影響に配慮し、(仮称)小樽西インターチェンジとの整合性を図るルートで計画されていることから、最終処分場の埋立処分施設と浸出水処理施設との間を通過することになっております。両施設の間には管理道路や浸出水導水管、さらには河川があることから、これらの道路等の維持管理に支障を来すことのないよう配慮していただくことになっております。

次に、自然環境の破壊と道路公害の発生についてであります。当該道路の計画に際しましては環境影響評価を実施しております。自然環境の保全に係る環境要素としては、植物、動物、景観について予測評価を行った結果、いずれも環境保全目標を満足しているところであります。

なお、事業を進めるに当たっては、計画路線周辺の自然環境の状態を勘案し、地形及び植生の改変を極力少なくするよう配慮するなど自然環境の保全に努めるとともに、工事前及び工事中において希少な野生動植物が確認された場合には、学識経験者の意見を聞き、現地調査を実施した上で、これらの生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう、必要に応じて適切な保全対策を講じることとなっております。

また、道路公害の防止に係る環境要素としては、大気汚染、騒音及び振動について予測評価を行った結果、大気汚染及び振動については環境保全目標を満足しておりますが、騒音については一部の地区で環境保全目標を満足していないことから、遮音壁等の保全対策を講じるよう事業者に要請しております。

次に、農用地区域の分断であります。当該道路は全体延長21.2キロメートルあり、そのうち約7.4キロメートルで農用地区域を通過することになっております。道路の構造としては橋梁、トンネル、切盛土となっておりますが、橋梁とトンネル部については農用地区域の分断を極力回避することができるものと考えております。しかしながら、切盛土区間については分断される箇所があることから、今後、地権者と十分協議を行いながら、可能な限り機能回復に努めるよう事業者に要請しております。

次に、ジャンクションとインターチェンジの計画についてであります。ジャンクションとは自動車専用道路が相互に直接接続される完全立体交差点のことであり、インターチェンジとは自動車専用道路と一般道路とを連結する立体交差点であります。これらの位置を決めるに当たっては、利用する交通やそれに伴う経済性の検討、隣接するインターチェンジとの間隔、さらには沿道地域の環境条件等を勘案しながら計画しております。

当該道路のジャンクションにつきましては、市中心部からの利便性、現朝里インターチェンジや張碓トンネルとの間隔及び周辺の土地利用状況を踏まえて、新光地区に計画しております。インターチェンジにつきましては、既存の小樽、朝里、銭函の3つのインターチェンジを考慮しながら、隣接するインターチェンジとの相互間距離、既存の幹線道路との接続性等を総合的に判断し、塩谷地区に計画し、市の西部地域の高速ネットワーク化を図るものであります。

次に、新幹線「新おたる駅」と高速道路のかかわりについてであります。均衡ある地域振興の上からも高速交通ネットワークの早期整備が待たれるところであります。新幹線による高速大量輸送は人的交流や情報交流の飛躍的な促進が期待されるところであり、また、高速道路の整備は物流の効率化、広域環状ルートの形成による経済波及効果を創出するものであり、このたびの有珠山の噴火により、防災上からもその必要性が再認識されたところであります。今後、新幹線の整備計画が示される中で、高速交通網の交通結節点としての利点を生かすよう、関係行政機関などと連携を図り、新幹線、高速道路、それぞれの異なった役割を有機的に結びつけ、本市を

含む後志管内の活性化に最大限生かしていくことが必要であると考えております。

次に、都市道路の現状認識についてであります。都市道路は円滑な都市交通の確保、公共交通施設や防災空間の確保など、極めて多様かつ重要な機能を果たすものであります。小樽市においても、札幌道、国幹道、国道、道道及び市道まで、それぞれの特性に応じ、また、土地利用計画などの整合を図りながら、道路交通ネットワークを形成しております。

また、将来の道路政策につきましては、総合計画や都市計画の基本方針であります「整備、開発または保全の方針」に基づく都市の将来像及び都市交通の動向などを総合的に判断し、都市計画決定や変更を行い、整備を進めていかなければならないものと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、港湾運送事業法の一部改正についてであります。日本における港湾の国際競争力の強化や港湾の安定経営を確立することを目的に改正されたものと認識しております。

また、地方港に与える影響についてであります。小樽の港湾運送事業への影響は避けられないものと思っており、先行して実施される京浜港などの本州9大港の推移を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、港湾動静についてであります。先行して実施される9大港における規制緩和とともに、今後、地方港の港湾運送事業への影響が考えられます。本州と北海道を結ぶフェリー航路の見直し、再編やローロー船の就航など、港湾を取り巻く物流や輸送形態が変化してきており、各港湾が競争の時代に入ってきているものと思っております。小樽港も、このような情勢を十分認識し、情報収集を行うとともに、関係業界と相談し協議しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、港湾行政のあり方についてであります。小樽港はフェリーや穀物基地機能を有した道央の日本海側の流通拠点港として整備を進めてきており、環日本海諸国を視野に入れた「効率的で使いやすい魅力ある港」を目指しております。今後とも港町埠頭を中心としたポートセールスや港湾サービスの向上を図るとともに、各港の競争時代に対応し得るハード・ソフト両面にわたる方策を、関係業界と協議してまいりたいと考えております。

次に、支援米船についてであります。世界食糧計画に基づく北朝鮮向け支援米船の第1船が1万トンの米を積み終え、大きな混乱もなく5月23日、小樽港を出航したところであります。また、小樽港からの第2船の積み込み予定もあっており、関係機関と協議し港湾関係業界の協力を得ながら、第1船と同様の対応をしてみたいと考えております。

次に、既存港湾貨物の確保と新規貨物誘致の施策についてであります。港湾貨物の確保を図るため、これまでも勝納埠頭における大型岸壁の整備や、利用実態に合わせた係船料の12時間体制への移行などのサービス向上に努め、また「小樽港利用促進協議会」などと連携しながら、ポートセールス活動も積極的に行ってきております。

近年、港間の競争が激しくなっておりますことから、外国貿易における輸送船型の大型化やユニットロード化の進展などに対応するために整備をしました港町埠頭の有効活用や、対岸諸国との関係、札幌の隣接地という立地条件の有利性を最大限に生かしながら、港湾業界などと官民一体となった取り組みを進め、より一層小樽港の利用促進を図るとともに、コンテナ船を含めた外国航路誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

22番(渡部 智議員) 再質問いたします。

時間的なこともあり、大店立地法に限って大枠お聞きし、細部にわたっては予特で行いたいと思います。

まず、大店法から大店立地法に変わっても、その趣旨は自由競争の流れであり、地元商業者にとっては今まで以上に影響の心配があると思います。

「大店立地法についてどう認識されておられるのか」との質問に対し、「改正都市計画法や市街地活性化法と一体となった対応が求められる。実施段階で不透明な部分もあり、慎重に」という御答弁であったと思います。しかし、法は6月1日からの施行でありまして、いまだに不透明とは何を指して言われているのか。これが1つと、もう1つは、「小樽市は道の運用基準に基づき審査を進めるものであり、その過程において市の意見が求められるので慎重に」と答えられております。まず、道の運用基準はどのようなものなのか。それに基づく市の対応として、地域住民、商工会あるいは商工会議所、また、専門家による出店審査等々、全く見えてこない状況にありますし、情報開示もない状況です。これらを含めて現状どのようになっておられるのか、改めてお聞きいたしたいと思います。

以上です。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝磨) 大店立地法の関係についてお尋ねありましたが、不透明な部分ということで何を指しているかということでございますけれども、先ほどもお答えしましたが、旧法は既存の商店への影響を配慮する立場からの経済的な規制であったわけですが、新法は競争を原則的に認める前提に立って、地域の環境を守るための社会的規制を強化したものであると、こういうふうに言われております。しかしながら、実際の運用段階におきましては、果たして規制緩和になるのかどうか、あるいはまた、規制強化につながるおそれはないかという指摘もありますので、いまだ不透明な部分があるという認識を申し上げたところであります。

それから、北海道の運用基準であります。北海道におきましては立地法の施行に当たり、その円滑な運用に資するため、「大規模小売店舗立地法に関する手続要領」を定めたところであります。その中で基本的には国が定めた環境指針に基づいた審査が進められるわけですが、一方で、北海道として独自に出店届け出の2カ月前までに、事前の出店計画の説明を求める方針を定めております。

また、出店審査に当たりましては、有識者10名による「大規模小売店舗立地審議会」を設置するとともに、地域の実情をより反映していくため、道内5ブロックに部会を設置して、届けに係る審議を進めていくこととなっております。

市といたしましては、北海道から届け出の通知があった場合は、書類の縦覧を行うなど市民への情報の開示に努めるとともに、先ほどもお答えしましたとおり、地域の実情を踏まえて協議を行い、意見書の提出をしてまいりたいと、こういうふう考えております。

議長(松田日出男) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田 日出男

議員 大 畠 護

議員 北 野 義 紀

平成12年 第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成12年6月7日

出席議員 (35名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員 (1名)

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔

環境部長 大津寅彦
建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川修三

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺 章
書記 丸田健太郎
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に新野紘巳議員、佐野治男議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 34番、秋山京子議員。

（34番 秋山京子議員登壇）（拍手）

34番（秋山京子議員） 第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問をいたします。

2日、衆議院が解散し、いよいよ総選挙へ向けて各党議員の皆様も大変に忙しい毎日と思います。2000年という歴史の節目、今、日本は景気、雇用、環境、教育など直面する諸課題が山積みし、さらにまた、21世紀の日本の再生をどうするのかという中・長期的課題を抱えております。

このような中で昨年10月、公明党は保守中道連立政権に参加いたしました。それは「景気回復、経済新生」をはじめとするあらゆる難問解決のためには、まず「政治の安定」が必要であり、「活力と安心」の社会建設のための改革を目指しての連立であります。

2000年度予算に見られるように、大型の所得税、法人税、住宅ローン減税の延長や信用保証協会の融資特別保証制度の実現、18兆円の経済新生対策など、まさに政治の安定あつての景気回復の流れが見えてきているのであります。

さらに、子育て、教育改革も大きく前進いたしました。小樽市においても、少子化対策臨時特例交付金等で1億5,500万円の子育て支援が実施されております。そしてまた、このたびの国会においても、「児童手当の就学前までの実施」が決定いたしました。このことによって子育て支援が大きく前進し、小樽市民の多くの方より共感を得ているのも事実でございます。

さらに、公明党が強く主張しておりました「循環型社会形成推進基本法」が成立し、いよいよ「ごみゼロ社会」へ大きな一歩を踏み出したのであります。

このように、連立政権の中で国民生活を守り、大きな実績を示してきたことを語りながら、政治の安定と改革を目指す公明党の政治姿勢の上に立ちまして、数点にわたり質問をいたします。

最初に、介護保険についてお伺いいたします。

現行の介護保険制度は、開始前から、「保険料と利用料が高い」、「保険給付に差別がある」、「基盤整備が不十分でサービス供給に不安がある」、「要介護認定の公平性確保に問題あり」として、特に強い見直しと改正が求められていたこの4点に対し、連立政権は特別対策により、65歳以上は4月から半年間保険料は徴収せず、その後1年間は半額として、財源は国の負担とす。また、40歳から64歳の加入者に関しては、従来の医療保険料より負担増となる額を1年間、国が医療保険者に財政支援をし、さらに利用料に対しては、ホームヘルプサービスの低所得者の利用料を3年間3%に軽減。その後、段階的に引き上げることとし、さらに基盤整備のための新たな計画を策定。公平性の確保に対して、特別対策で、介護サービスを利用しない重度の要介護者を抱える低所得の家

庭に上限年間10万円の「家庭介護慰労金」の支給を決めて、4月1日より開始となりました。

小樽市にあって大変に御苦労されての開始であったと思いますが、開始して2カ月になります。現在の状況をお伺いいたします。

最初に、今現在の申請者数と認定数を自立、要支援、要介護は1から5までの集計数をお願いいたします。

次に、要支援と要介護の認定者の居宅サービス計画作成の依頼届け書の提出数をお願いいたします。

次に、開始より窓口寄せられた相談、問い合わせで最も多かったものは、どのようなものがあったのでしょうか。お伺いいたします。

市では介護保険制度についての説明会を各町内会で開催し、また希望のあるところには出向いて説明をされていらっしやいました。しかし、全市民への浸透は大変に厳しい現実にあることも理解できますが、過日こんなことがありました。地方より電話にて、「小樽の街に住むある知人が老老介護の状況にあり、何とかしていただきたい」という依頼がありました。早速住所を探し、訪問して状況を把握し、代理人として役所に認定申請を行いました。「通知があったら教えてください」と伝え、待っていたところ、連絡がありません。心配になり行ってみると、当人のところには通知書は届いていましたが、中を見てもさっぱりわからないから、そのままという状態でした。分厚い茶封筒の中には、申請時に提出してきた被保険者証と印刷物です。1つの方は要介護認定結果の通知とその案内プリント、もう一つの方は8枚つづりの介護サービス提供事業所の一覧表、そして各サービスの種類と利用サービス単価表です。認定の通知案内はわかりますが、次の介護サービス利用を決めるまでの過程がわかりづらいと思いました。理解度の弱まってきているお年寄りや相談する相手のいない方にも、もう少しわかりやすくすべきと考えます。

介護保険を利用するには、一番最初の申請をしなければ、その先には進めません。情報が伝わっていなければ、その申請をすることもわかりません。介護を必要としていても、世間とのつながりのとれない高齢者もおります。体が不自由で、足を運ぶことの難しい高齢者もおります。このような高齢者への説明は行き渡っているのかどうか。独居者など、どのように把握をされているのかお伺いいたします。

また、この制度の利点は、利用者が介護サービスを選択できるということにあります。しかし、そのサービスも、提供事業所の一覧表とその種類と単価表の印刷物だけでは、どんな介護なのか、介護サービスそのもののイメージもわかりません。そして、同封の用紙には、「在宅の場合は介護サービスの計画をつくる必要がありますので、居宅介護支援事業所に頼むと無料でつくってくれますので、事業所に御相談ください」とあります。しかし、実際にたくさんある事業所の中からどこの業者が自分に合っているのか、どこの事業所が安心して託せるのか、判断するのも厳しい実態ではないかと思えます。最終的に事業者を決めて、その旨を市役所に提出をして1段階が終了となります。

いよいよデイサービスの利用ができると喜んでいたのに、希望する日時が自由に選べない。プランができ、デイサービスに行っても順番どおりにいかず、後回しにされ、「以前よりサービスが低下しているのでは」との声も聞かれます。市は事業所に対し、チェックや指導をされているのでしょうか。こうしたサービスに関する各支援業者や提供業者の情報もわかりやすく公開し、安心して利用ができるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、近くに相談する身内のいない高齢者や、考えることがおっくうになっている高齢者と一緒になって、相

談に応じてあげられる地域ぐるみの対応が必要だと思いますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

私の申請した方は、最終的に1割負担ということがネックとなり、「もう少し動けなくなるまで我慢します」との結果となり、サービス利用料の1割負担の重さを実感いたしました。

公明党の「介護問題対策本部」は、制度開始にあわせ設置した介護110番や私たち地方議員からの現場の声を踏まえて、諸問題の改善に向け当面必要な改革案を5月中旬、国会内で「介護保険制度実施後の対応についての提言」として発表し、全力で取り組んでいることを表明しております。その提言14項目の中に、サービス利用、介護事業者の情報提供、介護サービスの質の評価について、利用者負担の軽減についても提言をしております。小樽市として今後、ただいま提起いたしました現実問題をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、少子化対策、子育て支援に関して何点かお伺いいたします。

最初に、改正児童手当法についてお伺いいたします。

かねてより我が党が推進しておりました児童手当法が改正になり、法成立の公布日より施行されます。改正されました児童手当は、支給対象年齢を現行の「3歳未満まで」から「小学校入学前まで」引き上げられます。これにより支給対象者は現行の約256万人から570万人に増え、全未就学児の7割が対象となります。支給額と所得制限は現行どおりで、第1子、第2子に月額5,000円、第3子以降に月額1万円を支給。所得制限は、夫婦2人と子供2人のサラリーマン世帯の場合、年収670万円未満とされています。

この児童手当は、4カ月分まとめて年3回支給する仕組みで、改正によって新たに対象となる児童の受給開始は10月になります。申請手続は法成立の公布日から行うことができるとされています。今回の改正に際しては、9月末までに申請すれば、6月分までさかのぼって支給される経過措置が講じられているとありますが、まず小樽市では対象者への通知をどのようにされるのか、お知らせ願います。

また、現行の児童手当支給者数と改正による全手当支給対象者は何人になるのか、お伺いいたします。

さらに、この改正による小樽市への対象児童総支給額と、それに対する国の助成額をお示しください。

小樽市にとって、この改正は子育て支援策として役立つと考えられるか、お伺いいたします。

次に、昨年、保育所待機児童の解消をはじめ、地域の実情に応じた少子化対策に関して、全国の市町村に国からの財政支援、「少子化対策臨時特例交付金」が小樽市にも約1億5,500万円の交付がありました。この交付金による事業も幾つか実施になりましたが、交付の目的に保育所待機児童解消がありますが、市ではこの事業による待機児童の解消は図られたのか。現状と状況をお示し願います。

また、ほかにこの交付金による事業の予定がありましたら、お示し願います。

ある新聞記事に、育児について相談したりする仲間や知り合いがいないことによって精神的なバランスが崩れ、育児ノイローゼや、ひどいときには虐待にまで走ったりしてしまうケースもあるとして、例を挙げ、具体的な子育て対策として「育児相談」や「一時預かり」、「母子が安全にゆったりと遊べる場所の整備」を提言していましたが、とても大事な問題の一つと考えます。その意味からも、今年度、奥沢に建設を予定されている「地域子育て支援センター」の事業は、その開始の待たれるところであります。この子育て支援センターの事業内容についてお伺いいたします。

厚生省は、地域子育て支援センターの事業として、1つ、育児不安などについて相談・指導、2つ、子育てサ

ークルなどの育成・支援、3つ、特別保育事業など積極的実施、普及促進、4、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供などを挙げています。今年度よりもう1つ、家庭的保育を行うものへの支援を挙げています。この5つの事業から3つの事業を選択して実施とありますが、小樽市ではどんな視点からどの事業を選択し、実施されるのか。また、どのように運営をされるのか、お伺いいたします。

さらに、現在、保健所で実施されており、利用度の高い「育児相談」や「育児悩み事相談」などのかかわりと、今後の子育て支援センター建設へのお考えを、さらに「子育て支援」に関して、今年度からスタートする「新エンゼルプラン」との関連について、市のお考えを御説明願います。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。

今国会において児童虐待防止法が成立。21世紀を担う大切な命をこれ以上無残に傷つけられたり、奪い取られることのないよう、新制度施行に期待が持たれます。18歳未満を「児童」と定め、何人も児童に対して虐待してはならないと禁止し、「虐待」とは、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他の保護者の監護を著しく怠ること。児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなどを挙げています。また、日本独特の無理心中や子殺しなど、子供の生きる権利を親や保護者が故意に奪うことなども児童虐待に含むという考え方もあります。

1948年、児童福祉法が施行され、虐待されている子供を発見した場合、第25条には通告義務が、また第29条には虐待家庭への立入調査権が定められていますが、実際に通告し、立入調査が実施されたのは、児童福祉法が施行された48年から98年までに事例として約20件という実態です。

ここ10年ぐらいの間に、少子化の進む中、深刻な社会的問題化となり、児童虐待に関する児童相談所への相談件数も、90年度の1,101件から98年度には6,932件と6倍以上に増加しています。昨年、警察庁が事件として把握した児童虐待事件は120件、死亡者は45人。大人の都合で子供の生きる権利を奪う無理心中などを含めた民間調査では、98年度の死亡者は131人に達しています。また、北海道にあっても、児童虐待の児童相談所への相談件数も、札幌市を除き、98年度は92件、99年度は今年の2月末で120件という状況で、道として関係機関と連携し、連絡協議会を設置するとされています。

公明党は今年3月、女性委員会を中心に、児童虐待防止を求める75万人の署名とともに、政府に対し、1つ、虐待防止に向けた児童福祉法などの法整備、1つ、児童福祉法上の児童虐待通知義務の強化・徹底、1つ、児童相談所の家庭などへの立入調査時の警察への協力体制要請、1つ、親の精神的ケアをする育児支援策、1つ、24時間対応ホットラインの全都道府県への早急な設置等の要望書を提出し、その法制化を求めておりました。また、国会においても積極的に取り上げ、防止法設立に取り組んでまいりました。

このたびの防止法は、虐待の早期発見とその防止を目的とされています。そして、国や自治体は、虐待を受けている子供を速やかに見つけ、保護する責任を担うことになっています。現在、小樽市における児童虐待の実情と対応窓口、相談件数、虐待防止に対する取り組みと、法制化に伴う今後の取り組みに対するお考えをお伺いいたします。

また、この問題は一部の児童にかかわる関係者だけではなく、未来を託す大切な子供たちを守るために、地域社会の問題として市民の意識向上も必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、環境問題についてお伺いいたします。

地球規模の大きな環境問題の一つに地球温暖化があります。この地球温暖化は、現在の人類の生活と未来の人類の生活にかかわる深刻な問題であります。CO₂（二酸化炭素）など温暖化ガスの排出が現在のペースで増え続けると、地球の平均気温は100年後、約2度上昇し、その結果、海面の上昇で太平洋の諸島諸国が水没したり、熱帯病の蔓延などが予想されています。

1992年のリオデジャネイロにおける地球サミットにおいて、地球温暖化対策に最大限努力すべく、気候変動に関する国際連合枠組み条約への署名が開始され、94年に発効いたしました。この地球温暖化防止への取り組みを加速的に進めるため、97年12月、京都において気候変動に関する国際連合枠組み条約の第3回締約国会議が開催され、「京都議定書」が採択されたのであります。

「京都議定書」においては、先進国全体の温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中に、1990年の水準より少なくとも5%削減することを目標として設定し、日本は6%削減を世界に約束をいたしました。エネルギー効率が最高水準に達している日本にとって、この目標を達成することは容易なことではありません。しかし、地球温暖化問題の解決に向けた取り組みは、環境と調和した循環型の経済社会を構築し、持続可能な経済社会の発展が可能となるためには必要不可欠であります。今後の21世紀を考える上で、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしているこの問題についてどのような認識をお持ちなのか、市長の御見解をお伺いいたします。

2001年に向けた「地球温暖化対策推進大綱」が同対策推進本部より出されておりますが、今後の推進に向けての研修や、省エネルギーや新しいエネルギーの導入などによる温室効果ガスの排出削減に向けての対策の検討などは現在どのように進行されているのか、状況をお示しいただきたいと思えます。

次に、大事な視点として、将来を担う子供たちを中心として、学校、地域、家庭など多様な場において、森林の役割などを視野に入れた地球温暖化問題をはじめとする環境教育、環境学習、省エネルギーに関する教育学習の充実が非常に大切なポイントになってくると思われませんが、いかがでしょうか。

さらに、学校教育において、環境の保全や、よりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な学習システムの確立や、担当教員の環境に対する意識の向上や指導力の向上を図る体制の検討を考えていく時期ではないかと思えますが、この点についてもお願いいたします。

また、市民参加型としての普及啓発の場づくりや、環境にやさしい、地球にやさしい暮らしの実践につながっていけるような具体的な取り組みを真剣に考えていかなければならない時代であると思えます。であるゆえに、行政の中で今年度どのような取り組みを計画されているのか、お伺いいたします。

次に、ごみの問題についてお伺いいたします。

今年第1回定例会において、年間12万トンにも増えたごみの量と、2002年より国のダイオキシン規制法の実施により、ダイオキシンの濃度基準1立方メートル当たり1ナノピコグラムの達成は厳しいとの判断により、2002年3月で焼却処分場の停止と、新たな桃内地区の新廃棄物埋立処分場の延命のために、事業系廃棄物に処理手数料制度を導入し、また一般家庭系ごみの排出は4月1日より透明・半透明のごみ袋とし、さらに7月からは資源物の分別収集の決定をいたしました。短期間での実施となったために、市民の間では戸惑いもあったかと思いますが、各説明会を通しての市民の声と2カ月たったごみ収集現場での状況と対応、7月の分別収集に向けての現況をお知らせください。

また、事業系廃棄物の手数料制度に対する事業者への取り組み状況と対応等をお伺いいたします。

この手数料制度による市民への負担増につながることはないよう願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

7月より分別収集によるリサイクルも新たな展開となることと思いますが、公明党はごみゼロ社会を目指し訴えてまいりましたが、このたび循環型社会形成推進基本法が成立いたしました。これは大量生産、大量消費、大量廃棄型の日本の社会システムを抜本的に転換することが目的で、その循環型社会推進に大きな期待が持たれます。

既に法制化されている容器包装リサイクル法とともに、2001年4月施行の家電リサイクル法は、現在、全国の家庭から排出される家電製品は年間約2,000万台、約60万トンにも上るとされています。その8割が販売店に、2割が各市町村で回収され、ほとんどが埋め立て処分されているため、最終処分場の深刻な問題となっております。

この家電リサイクル法は、廃棄される家電製品を回収し、原材料として再商品化、リサイクルすることで、ごみの減量化と限りある地球資源を有効活用する循環型社会への転換を目標としています。このリサイクル対象家電製品はテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の4種類で、「家電リサイクルの流れ」も定められています。

北海道には苫小牧市に2社による家電リサイクル施設の建設が予定されているようですが、この家電リサイクル法には自治体の取り組みとして、回収した廃家電を自治体独自でリサイクルするか、指定の引き取り場所でメーカーに引き渡すとの2つの方途が示されています。この家電リサイクル法を含め、循環型社会形成推進基本法に対する小樽市のお考えと、7月からの分別収集による資源物の具体的な流れをお伺いいたします。

次に、焼却処分場についてお伺いいたします。

さきの第1回定例会での我が党の質問に対し、「国・道の方針に沿った方向で、平成14年度着工に向け、広域協議での検討・協議に精力的に取り組む」旨の答弁がありました。このたび「北後志広域連絡協議会」の「広域処理基本計画」で、ごみ焼却処分場の着工は、さきの定例会での答弁どおり平成14年度着工として、完成目標を平成17年度と示しております。17年度を目標にされた根拠をお示し願います。

また、年間の焼却処理量はどのくらいに設定しているのか。また、施設の規模と総事業費、さらに、今後、多様な論議が重ねられていくことになると思いますが、今後の課題と予測される問題点などをお示し願います。

最後に、小樽市の生涯学習への取り組み方についてお伺いいたします。

生涯学習とは、本来、人として生きるすべての段階で、学ぶ側の求める内容をだれ人に対しても、いつでも提供されるべき市民の学習する権利を実質的に保障するものと考えます。小樽市においては、平成7年に生涯学習プラザ「レピオ」が設置され、各種の成人学校講座が開講されております。これらの講座が十分に市民の学習への意欲、教育ニーズの変化にこたえているのかどうかは、常に検証されていかなければならないと思います。

そこでまず、昨年度における成人学校の開講講座数及び総受講者数をお示ください。さらに、生涯プラザでの開設依頼の講座数及び受講者数の推移もあわせてお示ください。

次に、生涯教育の本来の目的からすれば、小学校から大学までの学校教育、図書館、博物館、美術館など他の社会教育施設、さらに職能技術育成のための公立・私立の各種教育機関、勤労青少年ホームなどの施設との連携や役割の調整・協議が十分に行われる必要があると考えますが、現在そのような体制がとられているのかどうか、お伺いいたします。

次に、講座や学級の内容やプログラムの決定について、学ぶ側の求めるものにこたえられるように、計画の作成過程及び決定に参加者がどのようにかかわっているのか。そのような仕組みがつくられているのか、お伺いいたします。

最後に、憲法の第89条に「公の支配に属しない慈善、教育の事業に対する公金支出の禁止」がうたわれていますが、このことについては十分に踏まえた上で、市民の自主的な学習活動に対して、内容面に関しての拘束は加えることなく、学習に必要な経費、例えば講師謝礼金、会場使用料などを公費で援助する制度などを整える必要があるのではないのでしょうか。小樽市民のさらなる学ぶ意欲を沸き立たせるような生涯学習施策の充実を求めるものであります。教育長のお考えをお示し願います。

以上、再質問を留保いたしまして質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護保険について何点かのお尋ねがありました。最初に介護認定の申請者等についてであります。5月末現在で申請者数は3,982人、このうち自立が162人、要支援が508人、要介護が3,176人で、居宅サービス計画の依頼届は1,605件となっております。

また、相談、問い合わせについてであります。保険料の額や徴収方法等、保険料に関するものがほとんどでありまして、このほかに利用料や被保険者証、住宅改修などについての問い合わせがありました。

次に、体が不自由な方などに対する制度の周知状況であります。個々に確認はできませんが、ある報道機関の40歳以上の道民500人のアンケート調査によりますと、約4割の人が「制度を知らない」、あるいはまた「余り知らない」と答えております。こういう状況でありますことから、市民に対する周知については、これまでも広報おたるに特集を含め毎月のように掲載してきたほか、地域や各種団体ごとに説明会を開催してきたところであります。しかしながら、お話のような体の不自由な方もおられますので、電話での相談等も受けているところであります。この制度の定着を図るため、民生委員や町内会などの協力を得ながら、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業者に対するチェックと指導についてであります。事業者に対する指導は北海道が行うことになっておりますが、市といたしましても、保険者として状況を把握しながら、北海道と協力して必要に応じた指導を行っていく考えでありまして、苦情相談窓口も開設しているところであります。

また、事業者の情報については、運営基準等に合致して知事の指定を受けた事業者がサービスを提供することになりますが、制度がスタートしたばかりで、事業者の選択に当たり不安もあろうかと思っておりますので、利用する方の意見を聞きながら、必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

また、身内のいない方などに対する相談についてであります。現在は支援センターを核として対応しておりますが、本市の高齢化の状況を勘案しますと、介護保険制度が定着するまでの間、民生委員や町内会などの協力を得て、地域が一体となって支援していくことが必要であると考えております。

次に、利用者負担に伴う利用の抑制についてであります。ケアマネージャーからも利用者負担を考えてサービスの利用を控えるケースも一部にあると聞いております。従来の措置制度のときに負担がない、あるいはまた低い負担だった方にとっては、負担感が大きくなったことによる自衛的な動きではないかとも考えております。

なお、この低所得者対策につきましては、従来から全国市長会を通じて国に要望しているところでありますが、私といたしましても課題の一つとして認識をしております。今後、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、児童手当に関するお尋ねであります。6月1日から児童手当法が改正、施行されるため、6月号の広報おたるお知らせ版により改正のあらまし、申請手続について周知したところであります。さらに、3歳から就学前児童がいる全世帯に、児童手当法改正の内容と申請方法について案内したところであります。

また、児童手当の支給対象は、見込みであります。現行制度上3歳未満までが2,100名で、改正による3歳から就学前までが2,400名、合わせて4,500名となっております。

この児童手当の支給額等についてであります。小樽市が予定している総支給額は、改正分も含めて2億9,120万円と見込んでおり、そのうち2億5,944万6,000円は国及び道からの支出金を見込んでおります。

また、この児童手当法の改正が子育て支援策として役立つかということではありますが、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から行われたものであり、子育て支援の一助になるものと理解をしております。

次に、「少子化対策臨時特例交付金」についての待機児解消事業についてであります。平成12年4月に25名の待機児童がおり、年々保育を要する児童数は増加傾向にあると考えております。このため、今年度において交付金事業として、入所希望が多い低年齢児の保育スペースを確保するため保育所の改修を予定しており、これらの事業が終了した段階では一定の解消が図られるものと考えております。

また、待機児解消以外の事業についてであります。公立・民間両保育所及び幼稚園の施設や環境の整備、こういったものを進めるほか、母子生活支援施設の整備や子育て支援センターの建設を予定しております。

子育て支援センターにつきましては、小樽市での事業選定に当たって、核家族の進行により育児についての知識や知恵を身近に得られないことや、さらには地域での交流が希薄になっていることを考慮して事業の選定を行ったところであります。このような視点から、小樽市では育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、高齢者や地域の子供たちとの交流等の特別保育事業の実施を計画しているところであります。

また、運営については、センター事業を担当する専任の保育士を配置し、奥沢保育所と一体となった運営をしたいと考えております。

次に、保健所で行っている育児相談業務等と子育て支援センターとのかわりについてであります。センター開設後においては、保育士と保健婦が一層連携を強化していかねばならないと考えております。

また、今後の子育て支援センターにつきましては、「新エンゼルプラン」の策定趣旨を踏まえながら、延長保育の実施などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についてであります。市内において10年度と11年度の2年間で、父親による性的虐待1件、母親による暴行の疑い2件、両親によるネグレクト3件が発生している状況にあります。また、虐待に至っていませんが、相談を受けたものとしては、平成11年度では保健所、家庭児童相談員、民生児童委員、学校、福祉部

にわたり22件となっております。

虐待防止の取り組み状況についてであります。児童虐待も含めた児童の相談については、その内容により関係部による連絡調整を図りながら、児童相談所も含めて担当者会議をその都度開催して対応してきたところであります。

今後の取り組みについてであります。この法律において、地方公共団体の責務として関係機関等との連携強化、虐待防止のために必要な体制整備、さらには広報啓発活動が求められておりますので、これに沿った活動をしていかなければならないものと考えております。そのため、現在、児童虐待関係の相談が、その相談内容によって関係部でそれぞれ対応していることから、今後は部局の連携強化を図るため、庁内に「児童虐待防止連絡会議」を設置するため、その作業に着手したところであります。さらに、庁内だけではなく、関係機関や関係団体との情報交換や連携、協力、また市民への啓発活動等を推進するため、広く市民各層にわたる「虐待防止連絡会議」の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化についてであります。この全世界的課題はこれまでの私たち人類の日常生活や事業活動のありように原因が求められるものであり、この意味において、私たちの日常生活や事業活動について、省資源と省エネルギーの観点に立った見直しと改革をだれもが主体的に取り組んでいくことが重要であります。国内外の動向等について、市民に的確な情報の提供に努めるほか、小樽市での対策についても、研究課題として取り組んでいくべきものと考えております。

次に、温室効果ガス削減対策の進行状況についてであります。平成9年の「京都議定書」を受けて、平成10年6月に「温室効果ガスの6%削減」の目標が設定され、同年10月には「地球温暖化防止法」が制定され、同法に基づく基本方針が昨年4月に示されております。

削減のための国内制度については、先日、環境庁の「中央環境審議会地球温暖化対策検討チーム」の報告案も明らかにされており、2002年までに「環境基本計画」の中で示される予定になっております。また、道の方も既に「地球温暖化防止計画」策定を進めており、3月の環境審議会答申においては9.2%の削減目標を掲げており、その推進方策等も近々示されるものと承知しております。市としては、これらの動向に対応して、実行計画の策定等について検討してまいりたいと考えております。

次に、環境教育等についてであります。環境問題が私たちの日常生活等に密接に関連する課題であるだけに、市民のだれもが環境問題について理解を深め、環境にやさしい実践行動に取り組んでいく必要があります。人と環境のかかわりについて、環境庁が提唱する「こどもエコクラブ」や「出前環境教室」などの仕組みを活用して体験的な環境学習の場を充実させるとともに、市としても「エコライフフェスティバル」や「スターウォッチング」などの取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

市民参加型の実践的取り組みについてであります。市としては今年度の新規施策として、「環境にやさしい市民ルール」策定事業に取り組むこととしております。その中で、省エネルギー行動、省資源等のためのリサイクル推進、さらには生活排水対策などについて、市民1人1人の行動指針を市民参加の懇話会を設置して策定し、その実践活動の取り組みを働きかけていくこととしております。

次に、ごみ問題についてであります。最初に透明ごみ袋の切り換え等についてであります。約80回に及ぶ住民説明会では、透明化によるプライバシー問題やカラス対策、さらには可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の分別等

について多くの質問や意見がありました。総体的には新しいごみ処理のシステムについて御理解をいただくことができて、あわせて分別についての意識の高揚が図られたのではないかと考えております。

切り換え後の状況についてであります。4月第1週の後半から実施率が約98%となっており、市民の理解と協力により良好に切り換えができたものと思っております。しかしながら、一部にまだ不徹底のケースも散見されますので、その改善にさらに努めてまいりたいと考えております。

全市資源物分別収集についてであります。昨年9月の計画発表以来、地区別住民説明会、ごみ広報、ポスター掲示等で市民周知に万全を期しており、説明会等で要望が多かった保存用の分別リーフレットも5月に全戸配布しております。6月1日からは街頭放送による啓発活動も実施しておりますが、今後とも円滑な事業推進の実現に引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、事業系廃棄物処分の有料化の取り組みについてであります。本年第1回定例会での条例改正後、ごみゼロ広報やダイレクトメールにより、その概要についてお知らせをし、5月下旬からは事業者説明会を市内13カ所で開催したほか、業界団体等の要請に応じて説明会を行っております。また、収集運搬をする許可業者側も排出業者に対し説明をしております。有料化の実施についてはおおむね理解を得ているのではないかと考えております。

手数料の負担については、道央各市と比較してかなり低額の設定であり、かつ3年間での段階的实施としておりますので、負担軽減に配慮したものであり、御理解願いたいと思っております。

次に、循環型社会形成推進基本法についてであります。この法律は資源の消費抑制や環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進する基本的枠組み法であります。今後、政府が策定する「推進基本計画」等で具体的な施策が示された段階で、市としての取り組みについて検討しなければならないと考えております。

なお、家電リサイクル法につきましては、「北海道地区家電リサイクル法関係者協議会」などで回収システムや収集体制等について協議や情報交換を重ねてきておりますので、今後、同協議会や各市の動向を把握した上で、小樽市として判断することになるかと考えております。

分別収集資源物のリサイクルルートについてであります。ガラス瓶及びペットボトルは容器包装リサイクル法に基づく指定法人が指定する業者が処理することとなっており、ガラス瓶は再びガラス瓶や路盤材に、ペットボトルは食品パック等に再商品化されています。また、紙パックと缶は指定法人処理とは別に、紙パックはティ

ッシューパー等に、アルミ缶は再びアルミ缶にそれぞれ再生し、スチール缶は棒鋼材等に再生されております。

次に、「廃棄物広域化基本計画」において、焼却処理施設等の整備を平成17年度に完成目標としたことについてであります。これは小樽市及び北後志衛生施設組合の現焼却処理施設が、平成14年12月適用のダイオキシン類排出規制値を満足することが困難な状況にある一方で、新処理施設の施設整備計画作成等に最低2年を要すること。及び、小樽市において7月から埋め立て開始する新埋立処分場の埋め立て計画見込量を検討した結果、15年という計画埋め立て期間の確保及び埋立処分場の2期拡張事業年度との関係から、平成17年度完成目標としたものであります。

新焼却処理施設の焼却量等についてであります。処理開始当初の年間焼却量は約5万8,700トン、その施設規模は1日207トン処理。整備費は、平成11年度の全国各市が発注した1日100トン以上の処理能力を有する施

設の建設費で試算しますと、約120億円程度と見込まれます。

次に、施設整備に当たっての課題についてであります。1つには施設整備適地の選定と適地周辺地区住民の同意、2つには処理技術革新が目覚ましい中での処理プラント計画とその資金計画、3つには、共同処理ということで、処理施設を整備、管理運営する広域行政事業主体の設置などが主なものであります。これ以外にも市町村間の調整など多くの課題が想定されます。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

まず、環境教育についてですが、市環境部作成の副読本の活用を進めているほか、小学校を例にとりますと、5年生の社会科において、「環境を守る」を主題として、「森林とともに生きる」、「地球の環境を考える」学習を行っております。また、6年生の理科においては、「人と環境」をテーマに、「豊かな自然と生物の暮らし」、「人と環境とのかかわり」を学習することとしており、平成14年度から始まる「総合的学習」において学年をまたがって環境学習に取り組むこととしており、座学だけではなく、自然体験やボランティア活動などの問題解決的な学習を積極的に取り入れることとしております。

また、特別活動では、校下の海岸や道路のクリーン作戦を行うなど、体験を通して環境についての認識を深める活動にも取り組んでおります。

また、環境問題への実践的な取り組みを進めるためには、指導する教員の研修が重要になりますが、平成14年度に向けて各学校で校内研修に取り組んでおります。

また、環境学習における教職員の研修計画については、昨年度の実績によれば、後志教育研修センターにおいて、「学校における環境教育の進め方とその実際」、「環境調査の方法とその実際」など、具体的な進め方について教職員研修に取り組んでおり、学習指導要領の改訂を踏まえながら、さらに充実する方向で検討し、進められるものと考えております。

次に、生涯学習についての御質問ですが、初めに成人学級についてであります。講座は1年4期制4回になっており、平成11年度の講座数は1期8講座で32講座、受講者数は4期で822名となっております。

また、レピオ開設の平成7年度の講座数は1期6講座で24、受講者数は627名となっております。平成8年度以降については回数は変わりませんが、1期を6講座から8講座に拡大しており、受講者数は8年度882名、9年度862名、10年度は830名となっております。

次に、生涯学習推進体制の確立についてですが、高齢化の進行や少子化傾向などにより市民の生涯学習に対する関心も高まってきており、それに伴い、市民の多様化している学習ニーズにこたえる体制づくりが必要になっております。本市においても、各界各層から広く意見をいただくため、中学校長会、文化団体、PTA連合会、体育協会、青年会議所、奉仕団体、報道機関、その他の各種社会教育団体から成る「社会教育委員会」に諮り、生涯学習に関する計画を立案し、推進しております。

また、社会教育施設間の連携についてであります。文学館・美術館合同企画展の開催や、博物館と文化財企画担当者協力の特別展などを実施しており、今後さらに連携を強めてまいりたいと考えております。

さらに、市内の生涯学習関係団体などの代表者で構成される「小樽市生涯学習プラザ運営協議会」を置き、成人学校や各種講座の企画や構成について論議いただき、市民の生涯学習の充実に努めているところであります。

次に、講座内容の決定に参加者がどのようにかかわっているかについてですが、成人学校などの講座の計画に当たっては、生涯学習プラザの利用者の方々の意見や受講者のアンケートなどを参考にしながら講座内容を決めております。

最後に、市民の学習活動への援助についてであります。生涯学習は1人1人が自分の人生を豊かに充実させるため、みずからの意思で自分に適した手段、方法を選択して行う学習活動であります。そのため教育委員会は、

市民を対象に「生涯学習広場」の開催や「生涯学習講座」を実施し、そのきっかけづくりに努めるとともに、生涯学習の指導に当たる生涯ボランティアリーダーの登録制度を設け、市民の自主的な学習活動に対する支援を行っているところであります。

市民の自主的な学習活動に対する必要な経費を公費で援助する制度の創設は難しいと思いますが、自主的に学習する市民のグループも増えてきておりますので、市民のみずから学ぶ意欲を高めるため、今後も学習内容に関する相談や学習の場の提供など環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（松田日出男） 秋山議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時25分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

（9番 大島 護議員登壇）（拍手）

9番（大島 護議員） 平成12年第2回定例会に当たり、市民クラブを代表して質問いたします。

質問も2日目となりますと、前者の質問の部分と重なる部分がございますが、通告をしておりますので、通告どおり質問をいたします。

まず、質問に先立ち、去る4月11日、不慮の死を遂げられた前総務部長佐藤眞氏に対しまして、改めて哀悼の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りするものであります。突然の訃報は視察先の熊本で知らされたため、葬儀には参列できませんでしたが、残された御遺族の御心中はいかばかりかと、残念で悔しい思いでいっぱいではなかったかと拝察する次第であります。私としては、責任ある立場の総務部長として、たび重なる市職員による一連の不祥事の対応に追われたことが、かなりの心労が重なった結果ではなかったかと考えるところであります。前総務部長の死を無駄にすることなく、なお一層、職員1人1人が「綱紀肅正」を自覚し、市民の皆様からの一日も早い行政の信頼回復が図られるよう、一丸となって取り組んでいただくことを切に願うものであります。

初めに、職員に対する処分、処罰について何点かお伺いいたします。

観光客の入り込みについて。平成11年度の本市観光客の入り込みは約973万人を超えるに至り、これは小樽が

観光都市として全国的に認識されたあかしであると、大いに喜ばしいことでもあります。旅行業者の方から話を聞くと、道内観光ツアーに小樽を組み入れる場合には、ツアー客が幾らでも集まると話をよく耳にします。

そういう中、北海道が春の観光シーズンを迎えようとしていた矢先、不幸にして有珠山の噴火がありました。いまだ不自由な避難生活を余儀なくされている多くの地域住民の方々が、一日も早く平常どおりの生活に戻ることを心から願うものであります。

ところで、この噴火が道内観光に与えた影響は非常に大きく、聞くところでは、4月、5月は観光客の予約キャンセルが相次いでいることではありますが、本市の今春の入り込み客は前年同期と比較してどのように推移をしているのか、お尋ねいたします。

「観光都市・小樽」が平成11年から冬のイベントの目玉として企画した「雪あかりの路」事業では、小樽市民は言うまでもなく、道内外からも大変な期待と関心が寄せられ、大勢の方々が小樽を訪れておりますが、その一方で、第1回、第2回とイベントに関係した当時の観光課職員による不祥事は、いまだ記憶に新しいところであります。この不祥事をきっかけに過去の事務事業の見直しや洗い直しを行った結果、新たに別の職員による多額の使途不明金事件が発覚しております。これらの事件については、多くの関係職員が警察の事情聴取を受けたやに聞くところであります。

なお、当時の観光課職員が起訴され、裁判中であることは御承知のとおりであります。

また、土地開発公社の件につきましても、同じく当時の担当職員が起訴され、その初公判が6月5日開かれ、被告人質問などが行われました。その発言などから、市のずさんなチェック体制が改めて浮き彫りになりました。

それによると、着服を始める前の平成6年の春と平成7年春の2回、同公社の決算報告書を作成した際、職員は、「決算書に目を通すだけの監査で、金の出し入れにルーズだと思った。ずっとこんな監査が続くだろうと思った」と語り、これがきっかけで着服を繰り返すようになったという。事務局長は毎年かわったが、チェックは甘く、同職員に経理を一任する姿勢は変わらなかった。平成7年に就任した事務局長のときからは、印鑑や通帳などを同職員に預けっ放しになった。調査の中で同職員は、当時の事務局長から「こんな印鑑は嫌だから、君が持っていて」と言われたと供述していることもわかりました。同職員は、「初めは2～30万円のつもりだった」と述べたが、徐々に額が増え、平成8年春に前年度の決算書を作成中、着服額が約1,000万円になっていることに気づいた。しかし、「架空の土地測量費を計上しても、ばれなかった」と話し、さらに着服をエスカレートさせたという。

弁護人は最終弁論で、「被告は多額で責任は重い」としつつも、「5年間も着服を発覚できなかった市のずさんな監査が被害を拡大させた。適切に監査していれば、こんな重大な結果にならなかったのではないかと、市の姿勢を痛烈に批判したと言われております。このように公判で明かされた供述が事実とすれば、管理上の管理者の責任、資質を疑わざるを得ません。

また、こちらの弁済は、先月、市に対し、本人から被害金の一部2,000万円が弁済されたとの報告を受けておりますが、今後残金についてはどのように対処する考えなのか、お答えください。

一方、前観光課職員による1,558万2,800円の被害額に対する弁済額は10万円にすぎず、残金についてはどうする考えなのか、あわせて市長の御答弁をお伺いいたします。

また、新たに設置された特別調査委員会の構成メンバーと現在の活動状況はどのようになっているのか、お聞

かしてください。

次に、関係職員の処分、処罰についてであります。既に雪あかりの路、ドリームビーチ駐車場料金の横領事件等については、上司である経済部長以下の職員が「管理監督不行き届き」として処分を受けておりますが、土地開発公社の事件についての処分はどう考えているのか、お答えください。

また、平成8年から12年直近までの過去5年間に発覚した不祥事について、処分、処罰を受けた内容と人数などはどのようになっているのか、お答えください。

一方、事件にかかわった本人と、処分、処罰を受けた関係職員については、処分内容によっては将来にかかわる金銭的影響額も大きいものと考えます。例えば、50歳の幹部職員が戒告及び減給10分の1、1カ月の処分を受けた場合どの程度になるのか、お尋ねいたします。

次に、フィッシュミールの未収金についてお尋ねいたします。

私たち市民クラブは平成8年以来、このフィッシュミール問題に全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、市はフィッシュミール協業組合から施設利用料として受け取るべき債権1億5,700万円を依然として放置し続けるとともに、この間の連帯保証人に対する請求行為も極めてずさんなものと言わざるを得ないのであります。再三問題ありとの指摘にもかかわらず、今日までただの一円も回収されておりません。

さきの第1回定例会、経済常任委員会において、未収金問題に関する質問に対し、市長からは、「市は連帯保証人に対し、未収金の回収を求めるつもりはない」やの答弁が示されております。一体どのような理由で債権を放棄するつもりなのか、お答えください。

また、平成2年から8年までの過去7年間、市が公害防止事業団に支払った1億2,641万5,949円は市民の大切な血税だと思いますが、どのように認識されていますか。お答えください。

市長は、これら未収金を回収しないことについて、市民にどのように説明をするつもりなのか。市民1人1人が納得できる答弁をお願いします。

今日に至ってもこのような多額の金額が回収されないということは、市が行おうとしていること自体、私は組織ぐるみの犯罪と同様だと思いますが、いかがですか。

今日までこの問題に歴代かかわってきた幹部職員の責任は、果たして債権と同様に放棄できるのかどうかについても、あわせて市長の御見解をお聞かせください。

最後に、教育委員会にお尋ねいたします。

少年の凶悪事件が続発する中、首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」は5月11日、首相官邸で第4回会議を開き、西鉄高速バス乗っ取り事件など少年による凶悪事件の続発事態を重視し、命の大切さや子供の悩み事相談体制の充実などを呼びかける、江崎玲於奈座長名の緊急アピールを提出したところであります。

このアピールは、まず子供たちに対し、「あらゆる失敗は回復できるが、自殺と殺人によって失われた命は二度と回復できない」と訴え、国全体に向け、「自分の子供も他人の子供も、褒めるべきは褒め、しかるべきはしかるうではないか」と、子供との対話も重視するよう呼びかけており、なおかつ、教育現場における子供からの悩み相談をたらい回しにしないようにも求めております。

日ごろ教育委員会は、市内の小中学校現場に対して、これらのことについてどのように指導しているのか、お尋ねをいたします。

本市においても、いずれも中学校であります。3月に加害者に女子生徒を含む集団暴行事件があり、また5月末には金銭に関するトラブル事件などが発生しております。教育委員会はこれらの報告を現場から受けているかどうか、お答えください。

また、学校側はこれらの事件に対してどのように取り組み、また再発防止に向け、父母会なども含めて現実どのように対応し、また指導を行っているのか、あわせてお尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 大島議員の質問にお答えいたします。

初めに、有珠山噴火の影響についてであります。御指摘のとおり、噴火以来、道内観光への影響が生じておりました。本市におきましても、道外からの観光客の減少や売り上げの低迷など影響があらわれております。

4月、5月の観光入り込み客数につきましては、運河周辺地区ではおよそ20%から30%減となっております。また全市的なデータが集約されておきませんので、前年との比較ができる段階には至っておりません。いずれにいたしましても、現在、北海道として全道を挙げての「ガンバル フンバル 北海道」観光促進キャンペーン活動を展開しておりますが、市といたしましても、入り込み増につながるように、例年の観光や物産のキャンペーンなどを通してPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の不祥事に関して何点かお尋ねがございましたが、初めに土地開発公社にかかわる被害額の処理についてであります。今回判明した被害額は公社の調査により3,288万6,601円と算出され、担当弁護士立ち会いのもとで元職員本人もこの額を確認し、返済義務を認めているところであります。このうち2,000万円については返済内金として約束どおり先月弁済され、残金については、裁判での本人の処分確定後、就職などにより返済できる見通しが立った段階で返済計画等の協議を行うこととしております。公社に対しては、返済計画の早期策定と、それを履行させることに努めるよう指示しているところであります。

次に、元観光課職員に対する弁済請求についてであります。これまで12万8,000円の返済があり、現在の未返済額は1,545万4,800円となっております。これについては、裁判での処分確定後、本人から誓約書の提出を求めるとともに、社会復帰後の返済計画について協議をし、計画を履行させるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、「各種団体会計事務調査委員会」についてであります。メンバーは、助役をトップに総務部長、財政部長、総務部次長のほか、総務、財政、契約管財、会計の各課長、総務部主幹2名の計10名で構成をしております。

調査状況についてであります。調査対象91団体のうち事業規模が比較的大きいものを中心に各部から均一的に抽出し、これまで22団体の調査を終了しております。調査内容として、会計事務処理の実態や管理監督者の指導、内部牽制体制等を重点的に行いましたが、これらの調査結果を踏まえ、課題等の整理や事務処理の当面の改善を進めるとともに、残りの約70団体につきましても今後順次調査を継続してまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社にかかわる関係職員の処分についてであります。この件につきましては、当時の関係帳簿類が本人により多数破棄されており、また警察による捜査も進められていたことから、事件の全容がつかみ切れず、時間を要しておりましたが、公判も開かれ、事実も明らかとなってきておりますので、できるだけ早い時期に関係職員の管理監督責任について明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、過去5年間に発生した不祥事に対する処分の内容と人数についてであります。平成8年度から現在までの主な懲戒処分は、管理監督責任を含めて懲戒免職3件、停職2件、減給6件、戒告5件という状況になっております。

次に、処分による影響額についてであります。例えば、18歳高校卒で採用された50歳の幹部職員と仮定し、50歳で戒告を受けると、3カ月の昇給延伸となりますので、退職時まで影響を受けることとなり、約22万円の影響額であります。また、減給10分の1、1カ月を受けると、給料の1割がカットされ、6カ月の昇給延伸となりますので、その影響額は約38万円となります。

次に、フィッシュミール問題についてのお尋ねであります。まず債権についてであります。御指摘の3月22日の経済常任委員会におきます私の答弁した内容であります。私は過去数年にわたって話し合いを続けてきましたが、いまだ理解が得られる状況には至っていないと。最終的には法的な措置を講じるか、あきらめるかの選択になると思うけれども、慎重に検討し、早い時期にお示しをしたいと、こういうふうにお答えをしております。この中で「慎重に検討する」というお答えをしておりますので、債権放棄についての考え方を示したという認識は持っておりません。

次に、公害防止事業団への支払いについてであります。昭和51年12月の施設の引き渡しの際、市と事業団の間で割賦金総額確定契約書を締結し、20年年賦での支払いを定めております。御質問にあります平成2年から平成8年までの支払い額約1億2,600万円につきましては、この契約の定めに従い償還したものであり、その財源としては一般財源であります。

市民への説明ということでございますけれども、フィッシュミール協業組合はいわゆる昭和40年代において、市内の水産加工場から発生する悪臭対策として、いわゆる公害防止という社会的使命を持って、各事業者が出資金を出し合って結成したものであり、操業当初はまずまずの経営を行っていたと聞いておりますが、その後、200カイリ問題の発生により、原料の確保が困難になって経営が行き詰まったものであり、こうした過去の経緯・経過もあってなかなか関係者からの理解が得られないと、こういう状況であります。未収金につきましては引き続き今後とも連帯保証人に対して話し合いを続けてまいりたいと考えております。

多額の未払い金が残っていることは大変残念なことでありますが、今申し上げましたとおり、引き続き話し合いを続けてまいりたいと考えております。

これまでこの業務に携わってきた職員につきましては、それぞれの立場で与えられた業務を誠心誠意取り組んできたものと考えております。しかし、結果として残念ながら成果が得られていないと、こういう状況でありますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長（石田昌敏） 大畠議員の御質問にお答えします。

まず、緊急アピールについてですが、中学生による恐喝事件や残忍な殺人事件に強い衝撃を受けております。このたびの「教育改革国民会議」の座長名による緊急アピールは、何よりも命を大切にすること、そして、すべての大人が子供のしつけや教育にかかわっていくことが今、極めて重要であると指摘しております。

教育委員会におきましては、本年5月23日に各学校に最近の少年による事件に関する文部大臣からの「各学校へお願い」を送付し、自他の生命を尊重することの大切さとともに、よいことはよい、悪いことは悪いときちんと指導することの徹底を図っております。さらに、6月1日には「児童・生徒の問題行動等に関する指導の徹底について」を通知し、生徒指導の一層の充実と家庭との連携強化について指導してきたところであります。また、校長会議の中で、市内の中学校でありました具体的な事例を取り上げ、事例研究を行うよう指導し、教員の指導力の向上と学校としての指導体制の見直し、強化に努めているところであります。

次に、子供の悩み相談体制についてですが、相談窓口を開設しているほか、平成6年度から適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒からの相談を受け、適応指導に努めております。平成11年度からスクールカウンセラーを、さらに今年度から適応指導教室にふれあい協力員2名を配置し、その充実に努めております。また、教育研究所には夜間留守番相談電話を設置し、いつでも相談を受けられるように体制の整備を図っております。

次に、市内中学校における2つの事件についてですが、3月末の事件は、遊び友達であった生徒が友人関係を言いふらしたり、横柄な態度を示すようになったことに腹を立て、仲間とともに殴るなどの暴行を加え、入院を必要とするけがを負わせたものであります。この事件は、卒業生が加害の中心にあったこと、被害者の保護者が事件解決のため当事者同士の話し合いを望み、学校の関与を避けたいと望んだこともあり、学校は職員会議を開き、事故の状況把握と関係する生徒の指導と各家庭への説明に当たることとしたものであります。

校長及び教育委員会は被害者による警察への届け出などを当事者に求めましたが、理解が得られず、警察に対して校長及び教育委員会は、現在、双方が事態の收拾のためにお互い話し合っていることを説明いたしました。その後、校長は双方の保護者に、生徒の将来のことも大切であり、警察に説明に向かうよう説得を続け、双方とも事情聴取に臨んだと報告を受けております。現在、治療費など負担について話し合いも終わり、被害生徒のけがも回復し、学校に通学していると聞いております。

なお、この件については両校長会に詳しく説明し、各校の指導体制の見直しを求めたところであります。

次に、5月下旬のトラブルについてですが、このトラブルは、中学3年生2名が複数の生徒から金銭を貸借しているものであります。学校では事故が判明した後、直ちに被害を受けた関係生徒宅を訪問し、その全容把握に努めています。この事故は現在まだ調査進行中ではありますが、男子2名の貸借金額が約6万3,000円に達することから、学校では届けを出すよう保護者と話し合っているところでありますが、借りた生徒の保護者から貸した生徒の保護者に弁済の申し出があり、その対応が進められております。

学校では、その間の事情について教育委員会に報告し、さらに詳しく事情を聞いているところであります。

また、再発防止に向けましては、これらの事故を校長会議で報告し、注意を喚起するとともに、児童・生徒の問題行動に対する指導について改めて文書通知をし、教職員1人1人が日ごろから児童・生徒の様子等に変化がないかどうかをきめ細かく把握するとともに、問題の早期発見に努め、適切な対応をするよう指導を行ったところであり、各学校において指導体制の見直しや強化を図るとともに、PTAに対しても説明し、協力を願うよう

指導しているところであります。

以上であります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 9番、大島議員。

9番(大島 議員) 再質問させていただきます。

ただいま市長の答弁をいただきましたけれども、土地開発公社の処分がまだ未定だと、裁判中ですと。よくわかります。どのぐらいの方々が、職員が処分されるのか、処分の対象になるのか、お聞かせください。

また次に、不祥事で管理監督不行き届きということで処分を受けた戒告以上の職員が全部で16名ですか、17名ですか。ちょっとそれ今聞き落としたのですが、聞かせてください。

この平成7年から事件が続発なのですね。これは前市長の時代でございます。あるとき、何でこんなに事件が続発するのだ。何か原因があるのではないか。これは雑談の中で、会派の部屋の中である課長さんと話をしたことがございます。これは非常に多い数字だと思います。それに、さらに今また土地開発公社に関係する職員が処分の対象になるとすれば、今、特別調査チームをつくって一生懸命市民の信頼回復に努めようとしているさなか、市民の不信感、また与えるものは大きいな、そのように思っております。この点についてもどう思うのか、お聞かせください。

さらに、今、一例を挙げて50歳のということでお聞きしたわけですがけれども、私も認識不足で、この処分というのは、例えば減給10分の1、1カ月というのは、1カ月だけだと私は思っておりました。また、戒告についても、そのときだけだと思っておりましたら、調べているうちに、今、市長の御答弁は在職中の金額だけしか言っておりませんけれども、これは年金にまでかかわるのでないですか、年金にまでいくのではないですか。年金までいくということになれば、これは終生ですよ。私は年金までかかわりがあると思っております。私の考え違いであれば訂正してください。

市長、私は今申しましたように、年金にも影響があると思っ質問しているのです。そうすると、今これだけの方々が処分を受け、あるいはまた今までもいると思います。これは処分を受けた本人にとってみれば、将来の生活設計にかかわる大きな大変な重い処分だと私は思っているのです。その点について、年金まで影響あるかどうか、その点をお聞かせください。

未収金の回収について、質問の中でも申しましているように、放棄はしていないと、そういう答弁はしていないという回答でございます。しかし、今、粘り強く交渉を続けている。1回目の時効の時期はいつですか。その時点でどうするのか、お聞かせください。それまでにめどが立つのかどうか、お聞かせください。

次に、先送りの責任はということでお尋ねしましたところ、所管の当時のそれぞれがみんな一生懸命やって問題はないのだという内容でございますが、私は何回もこの件についてはお尋ねしております。

これは平成9年か11年の資料で、今までの経緯・経過を文書で回答してほしいとしましたところ、8年以前の、8年までの公式な交渉の記録はないということなのですよ。これはどういうことなのですか。そして、渡されたのがメモですよ。公式な記録もない、残っていない。答弁の中でそれぞれ責務を果たしているやの答弁でしたが、この点についてもお聞かせください。

また、これはもうまことに言いづらい話でございますけれども、あえて質問させていただきますならば、フィ

ツシュミールに関する件ですけれども、歴代の経済部の幹部職員を調べてみましたら、これも以前にも質問しておりますけれども、大変残念ながら市長さんは昭和63年4月1日から平成3年5月31日まで約4年間、経済部の次長として在籍しておられました。このことはフィッシュミールに深くかかわっていたのでございます。その後、平成7年6月1日から平成9年3月31日まで約1年9カ月間、経済部長として在籍しておられました。また、今皆さんの、そこに座っておられます各部長さんの中には、それぞれが担当の課長だったり、あるいはまた部長だったりする方が数名おります。この点について、今こういう状況にある中で責任をそれぞれが果たしてきたのだと答弁されても、私は納得ができません。一方では監督不行き届きということで、前段で申しましたような職員の処分がされているのです。私は歴代の皆さんにも責任があると、これは考えるべきだと思っているのです。この点についてお答えください。

教育委員会に1点だけ質問しますが、先ほども褒めるべきは褒め、しかるべきはしかる、そのようなことが全国的に向けて座長さんの方から報告がございました。しかし、褒めるのは簡単なのですけれども、しかるといふことは、これはもう大変な勇気が要るのです。特に中学生、これはもう見て見ぬふりした方がいいという場合も随分あります。だから、そういうことで、私は毎日、中学校の校下に住んでいるものですから、それは実感としてわかります。しかし、今ここで声をかけなければ、次にまた大きな問題があるということになれば、これは1人1人がやはり大きな勇気を持って対処していかなければならないなと思っております。これは私は父母会も含めてだと思いますが、これは御答弁は要りません。そのように考えておりますので、指導のほどよろしく願いをいたします。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

土地開発公社の関係の関係職員の処分の人数でございますけれども、現在、「懲戒審査委員会」で審査をしておりまして、最終の人数が何人になるか。当然、当時の管理監督者が対象になるかと思っておりますので、5人か6人か、その程度かなというふうには感じておりますけれども、できるだけ早く明らかにしていきたいと思っております。

それから、不信感の関係でございますけれども、これは何回かお話をしておりますとおり、やはり根本的原因というのは、チェック体制が甘かったというのははっきりしております。さらに、やった職員については公務員としての自覚の欠如といいますが、これがまた大きい原因だと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、現在、倫理規程等の作成を今進めておりまして、こういった問題を通して職員のもう1回、新たな公務員としての自覚を促して、市民の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

それから、処分に関係しての影響額ですけれども、先ほど申し上げましたのは退職時までの影響でございますので、当然年金まで及ぶと、こういうことでございます。

それから、未収金の関係でございますけれども、めどがつくのかと、こういうお話ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、フィッシュミール協業組合の設立当時の経過といいますが、そんなこともあってなかなか話し合いが進まない、という状況でございますので、そういったことも含めてこれからも話し合いを続け

ていきたいと、こう思っております。

一応時効は来年というふうに聞いていますけれども、その時点でどうするのか、そこでめどがつくのかどうか、まだわかりませんが、いずれにしても、非常に大きい問題ですから慎重に対応していきたいと、こう思っています。

それから、先送りの問題ということで、当時の担当者ということでございますけれども、私のことで話がありましたので申し上げますけれども、こういったさっき申し上げました経過等があつて未収金があると、こんなようなことで、この問題をどう処理していくかということで、当時、私はたしか経済部の次長だったと思っておりますけれども、全国市長会の顧問弁護士、東京にいるのですけれども、その方のところへ行って、これの対応についていろいろ協議をしまいいりまして、最終的に何といひますか、今まで払ったものは、もらったものとして、これからのものは使用料でという、当初の契約とは違う契約変更して扱ってきたという経過があります。

そのことで双方了解したと、こういうふうに思ってきたわけでございますけれども、現実問題としてなかなか相手側の了解も得られない。おまけに協業組合自体が財産が無財産といひますか、処分すべき財産が一銭もないという、こういう厳しい状況の中での話し合いなものですから、なかなか交渉が進んでいない、こういうことでございまして、先ほど組織ぐるみの犯罪でないかというようなお話もありましたけれども、決して当時の職員もそれぞれ、何回かかわっておりますけれども、こういった問題について十分認識をしながら話し合いを進めてきたと、こういう経過でございますので、その点については御理解を願ひたいと思ひます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 9番、大島護議員。

9番(大島護議員) 今、未収金の問題でまた再答弁いただいたのですが、本来であれば小樽市が公害防止事業団に支払った1億2,641万何がし、これはミールから使用料として入ってくれば、これはそれに充てるべきお金だったのです。今答弁をいただきましたけれども、今までの答弁の繰り返しで何も進展していない。今、担当の課長さんがかわって、連帯保証人に対してごあいさつから始まっているわけでしょう。ごあいさつが終わった段階で、また職員の異動の時期と重なりますよ。

まず当面、来年の3月に、平成13年の3月に1回目の時効の期日が来ます。これはこのままいくと、本当に放棄になるのでないですか。この1点お聞かせください。どういうふうに取り組むつもりなのか。そうすると、これから毎年毎年、時効の時期が来ますよ。そんなことで、一括してどう処分をするのか。あるいは、毎年時期が来る、時効の時期が来るものに毎年継続してやっていくのはどうなのか、その辺もあわせて考え方をお聞かせくださいませんか。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝彦) 来年3月に来ます1回目の時効の問題ですけれども、この問題について、今、市役所の顧問弁護士と相談中でございまして、その結果が判明しましたら、またお知らせをしたいと思ひています。

議長(松田日出男) 大島議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時40分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

（10番 中島麗子議員登壇）（拍手）

10番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して質問します。

代表質問も最後のために、重複する件もありますが、よろしく願いいたします。

初めに、介護保険についてお伺いします。

4月から始まった介護保険に対して、政府は「大きなトラブルもなく順調に始まった」と評価しています。本当にそうでしょうか。日本共産党小樽市議団は、4月に市内の特養ホームや老健施設など9カ所の施設訪問してきました。また、この間、市民から寄せられた相談内容も含めて質問いたします。

一番大きな問題は、利用料の問題です。介護サービスを利用すると保険料の1割負担がありますが、これが大きな負担となり、介護サービスの手控えになってきています。ケアプランをつくるケアマネージャーは、利用者の希望に合わせたサービス計画をつくっても、実際には払える料金に合わせた内容に変更せざるを得ない、このように報告しています。とりわけデイサービスでは、これまで1回330円だった負担額が1回1,100円以上になっています。事業者の皆さんも従来から利用してきた方には大きな負担になると胸を痛めています。

ケースを紹介します。Aさんは、1カ月約8万円の障害年金で暮らしている74歳のひとり暮らしの方です。望海荘のデイサービスに週2回参加することを楽しみにしている方です。しかし、今まで1回330円、月2,640円で済んだ料金が4月からは1回1,100円、月8,800円と3倍にもなり、週1回に減らしました。ひとりぼっちで過ごす時間が長くなり、すっかり元気をなくしてしまいました。

Bさんは70歳、脳血管障害で左半身麻痺のために全面的な生活介助を要する介護度5の方です。在宅でデイサービス、ホームヘルパー、訪問看護、医師の往診を受けています。これまでの費用は月5,640円でした。4月からは1万3,710円と2倍以上に増えています。障害があっても家族一緒に暮らしたいと施設には入れないで在宅で頑張っているBさん一家ですけれども、今後病気が進んで介護サービスを増やすとき、経済的に心配だと不安を強めています。

Cさんは、頭の中の血腫を取り除く手術をし、その後遺症のために全介助状態になり、市内の施設に入所している方です。介護度は5に認定されています。これまでは身体障害者1種1級のために医療費は無料でした。今回、介護保険ではこのような制度が適用されず、4月は1万8,000円も負担が増え、これから毎月10万円以上支払うことになるそうです。奥さんは、「私はお茶を水にかえても我慢します」、このように言っていました。

このように、利用料の負担がサービスの利用の抑制になったり、在宅や施設でも大きな不安をもたらしているのです。

我が党が「全日本民主医療機関連合会」の協力を得て全国のケアマネージャーに緊急調査した結果でも、利用料の重さなどの負担でこれまでの介護サービスの水準を後退させる、こういうことになった方がケアプランを作成した人のうち15.3%になりました。これまで受けていたサービスを減らすのでは、何のための介護保険でしょ

うか。

森首相は、「保険料や利用料などは小さいことだ」と発言しています。今、私は市民の具体的な実態を報告いたしました。このようなケースからも利用料の負担軽減がどうしても必要です。我が党は在宅サービスについては、すべてのサービス利用料を3%に引き下げるよう提案しています。市長の御意見をお聞かせください。

また、小樽市は今年度の第1回定例会で、小樽市特別養護老人ホーム条例と小樽市デイサービスセンター条例で、法定外料金として新たに日用品や教養・娯楽費の徴収を我が党以外すべての会派の賛成で決めました。しかし、「全国老人福祉施設協議会」では、この法定外料金の徴収については一律部分の徴収はしないとしています。本市においても同様に見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、サービス供給の実態についてです。

介護保険開始に当たって、サービスの準備不足が心配されてきました。本市の3月との比較で、4月時点の市内のサービス供給実態を、ヘルパー、デイケア、デイサービス、ショートステイ、特養ホームについて、数字でお答えください。

特養ホームは4月に申し込みが増加しています。現在、在宅で待っている方が73人に増えています。今後も増えることは十分考えられます。市は特養ホーム増床70床を平成16年めどとしていますが、4年間このままにしておくということでしょうか。介護保険の実施責任者としての答弁を求めます。

また、一方では、ショートステイ枠が十分利用されていません。市内の某施設では、3月まで6割の利用率が、4月になってからは3割に落ち込んでいます。市内で唯一の専用ベッドを持つS病院でも、1床も利用されませんでした。

事例を紹介します。Mさんは、軽い痴呆のあるお母さん85歳と二人暮らしです。これまでは月10日間ショートステイを利用して、20日間は商売をしているお姉さんに預けて仕事を続けてきた方です。しかし、4月からは、このお母さんは介護度2、ショートステイは6カ月で14日間しか利用できなくなりました。1カ月にすると、わずか2日か3日しか利用できません。これまでどおり利用すると、認められた日数以外はすべて1日1万円の実費負担です。毎月7万円から8万円、計40万円から50万円もの負担が実際にかかってくるわけです。この方は、仕事をやめたら、月4万円のお母さんの年金で暮らすことになる。とても暮らせない。特別養護老人ホームは申し込んで2年になるけれども、まだ入れない。入れるまで頑張れるだろうか。このように悩んでいます。ショートステイのベッドはあいているのに、介護保険の制度上の制限のために利用できない矛盾した実態があるのです。

この間、我が党のショートステイ枠拡大を求める国会質問に対して、厚生省は入所日数の弾力化を決めています。小樽市はショートステイの枠に余裕があるにもかかわらず、この施策の実行を保留しています。Mさんの在宅介護を支えるためにも一日も早く実施してください。答弁を求めます。

次に、介護認定の問題です。

痴呆のお年寄りを見ている施設長さんたちが、いずれも「痴呆の認定が低いように思う」と感想を述べていました。小樽市の介護認定では1次判定と2次判定の3月末の変更率は30.6%、全国平均21.3%に比べ高くなっています。2次判定で変更した分6割は介護度が上がっています。本市で介護認定に不服申し立てをした例や再度認定し直しを求めたケースは何件になりますか。お知らせください。

本市では介護認定の1次判定の3割が変更され、そのうち6割が介護度が高くなっています。また、再申請の

件数のうち、認定者の約9割は1回目より介護度が高くなっています。つまり1次判定が低過ぎる、こういうことではないですか。介護サービスを受ける出発点となる介護認定が正しく公平に行われるように、コンピュータソフトの見直しを含めて国に申し入れるべきだと考えます。市長のお考えはいかがでしょうか。

介護保険は、保険料徴収と介護認定までは市が担当し、サービスは民間会社と利用者の契約です。市はサービスの量や内容が適切かどうか、利用者の意見を把握してサービスの質の向上を指導する責務があります。今後この点に対する計画と市民への情報提供の方法をお聞かせください。

今年度の第1回定例会で市長は、「介護保険の低所得者対策はスタート後の状況を見て判断していく」と答弁しています。4月20日の厚生省の調査では、全国で保険料減免を150の自治体が実施しており、利用料減免では247自治体が独自に行っています。最近では、美唄市が生活保護世帯と同基準以下を対象にしてデイサービスやヘルパー利用料の自己負担分を援助する、この計画を2,200万円の予算を組んで取り組んでいます。本市においても低所得者、せめて高齢福祉年金受給者及びこれに準じた方々に対して保険料や利用料の免除を検討し、対策を講ずるべきと考えます。市長の御意見を伺います。

また、さきに述べたように、利用料負担のためにサービスを削っている実態があるにもかかわらず、国は10月から年金から天引きで保険料徴収を計画しています。しかし、保険料負担分が増えれば、さらにサービスを減らす人が出てくると考えられます。保険料の10月徴収は延期するべきと考えますが、市長の答弁を求めます。

介護保険をめぐる矛盾が噴き出す背景には、政府が国民から介護保険料が入るからといって国の福祉予算を2,500億円も減らし、これまでの国の負担分を2分の1から4分の1に減額した事実があります。これをこれまでどおり国の財政負担を2分の1に戻し、国民と自治体へ大幅に援助して、だれもが安心して老後を迎えられる介護保険制度に改善することを自治体首長として国に求めるべきだと思います。お考えをお示しください。

次に、国民健康保険について質問します。

国民健康保険は世帯数、被保険者数ともに年々増加し、現在は人口の3割を占める数を示しています。高い国保料が払えない事態は一層深刻になっています。本市の国保料の減免件数は、平成7年で121件、平成11年で225件と5年間で約2倍になっています。また、保険料の軽減世帯は、全世帯に占める割合で平成7年度は37.2%、平成11年で48.8%。今では国保世帯の約半数が保険料軽減対象になっている、こういう実態です。

平成10年度の保険料収納率は90.21%、前年度から0.46%落ち込んでいます。ここに介護保険料1人年額平均1万4,000円が賦課され、さらに負担が多くなります。

国も介護分の負担による収納率低下を予測して、収納対策給付金を交付しています。我が党は、この給付金を国保料引き下げに充てるよう提案してきました。

今回、市は給付金の2分の1、2,100万円を保険料引き下げに充てるという報告をしています。これは市民の負担軽減の必要性を認めたものであり、大きく評価されます。しかし、減額は年間1人1,600円程度で、介護保険料の11.4%にしかすぎず、支払う市民の負担感は依然大きいものがあります。残額1,200万円は何に使う予定でしょうか。この分も含めて保険料引き下げに充てることができると考えますが、いかがでしょうか。

小樽市は、平成10年度末の国保の累積赤字は30億2,000万円です。台所は火の車、財政はパンクしているといえます。医療費の増加分は市民の問題だと書いてあります。しかし、国保の赤字の責任を市民に転嫁するのは間違いです。

昭和59年、国は医療費の国庫負担分を45%から38.5%に減らしました。このときから国保料の値上げが各地で続出しているのです。さらに、保険料の収納率の低い市町村に対しては、国の補助金を減らしています。また、乳幼児や老人、障害者などの一部負担する医療費に対して助成をし、患者負担を少なくしている市町村に対しても、国の補助金を減らすというひどいやり方をしています。その結果、昭和59年までは国保収入に占める国の負担割合は約50%だったものが、平成7年には36%と大幅に減っています。一方、自治体では、国保事業に対する一般会計からの支出が昭和59年に4.2%だったものが、平成7年には10.9%と倍増している実態です。

小樽市では、昭和55年から平成10年までの間に、収納率が低いために減額された補助金総額26億3,700万円です。国が本来交付すべき補助金を出していれば、本市の累積赤字30億2,000万円はないも同然です。自治体負担を一層ひどくするこのような制裁措置はやめるように国に求めるべきだと考えています。お考えをお示してください。

また、今年度から国保法では、保険料未納者に対して、これまでの保険証の返還を「求めることができる」から「求めるものにする」と、保険証取り上げを義務づけました。かわりに短期保険証や資格証明書を交付することになります。しかし、資格証明書では病院の窓口で一たん医療費の全額を支払わなければなりません。国保料も払えない人が医療費全額払えるわけがありません。結局、お金のない者は医療を受けることもできないことになります。

私が看護婦として働いていたとき、友人と創立した会社が倒産し、借金返済のために保険料も払えず、腹痛を我慢していたMさんという方がいました。毎日、長いすの上で痛みをこらえてうなる姿を見て、見かねて奥さんが無理やり連れてきたときには、既に肝臓がんが全身に転移してしまっていて、入院してわずか1週間に死亡されました。保険料を払っていないために相談にも来れず、手おくれになったMさんのような人を二度と出してはならないと思っています。

宮下前厚生大臣は、「悪質な滞納者以外からは保険証を取り上げるべきではない」、国会でこのように答弁しています。ぜひこの答弁に基づいて対応していただきたい。市長のお考えをお聞かせください。

また、小樽市として、国や道に働きかけ、国保料の収納率低下による補助金未払い分を取り戻し、自治体の負担を軽減して、市民が払える国保料にしていくべきです。介護保険が始まることで市民の負担が増え、医療を受ける権利すら脅かされることがない、こういう対策を立てることを求めます。お答えください。

次に、青年の問題です。

まず、青年層の小樽定住化促進について質問します。

小樽市の人口は本年4月末で15万2,564人、昨年同時期で15万4,071人、1,507人の減少で、人口減少が続いています。道新の4月26日付では、小樽商科大学の学生2,600人中、札幌から通学する学生が54%、そのうち、下宿や間借りにもかかわらず、小樽には住まないで札幌から通う学生が約200人と報道されています。彼らはなぜ小樽に住まないのか。札幌の方が家賃が安い、アルバイト先が多い、遊び場所がある、これが大きな理由と言われています。

新光の老健施設では、若いケアワーカーを採用時に小樽居住を勧めても、家賃が高いと札幌から通勤する者が多く、若者向けの安い住宅が欲しいと意見がありました。

それでは、銭函の北海道薬科大学では、地域が札幌に近いと札幌からの通学者が多いかと思いましたが、平

成12年度 795人の学生中、札幌通学生は31%で、7割は小樽に住んでいます。それも、そのほとんどが下宿、間借りです。商大生に比べて経済的に恵まれている、つまり高い家賃が払えるためと推察できます。家賃が安ければ、商大生もまた学校近くに居住が増えるのではないのでしょうか。

少し古い資料ですが、平成6年に小樽市で実施した大学生の居住に関するアンケート調査結果では、小樽市は札幌市に比べて学生1人当たりの居住室面積が狭く、1平方メートル当たり平均家賃も高く出ています。本市の「21世紀プラン」では、若年者や中堅所得者層を対象とした特定賃貸住宅建設事業を推進する、このようにあります。若者の定住化を進めるために、安い良質の住宅の提供は大きな役割を果たすと思います。具体的な取り組み及び今後の計画をお聞かせください。

また、商大生の調査によると、1カ月の下宿または家賃は平均4万円から4万5,000円が最も多く、権利金あり15%、敷金あり47%、どちらもあり19%で、全体の8割の学生が権利金、敷金を支払っています。一般通念とはいえ、大きな負担です。通学のための学生割引があるように、賃貸住宅の権利金、敷金を学生には免除するように、アパート業協同組合や業者の協力を得るよう働きかけてはどうでしょうか。御意見をお聞かせください。

続いて、青少年の犯罪についてです。

中学生による5,000万円恐喝事件、17歳の少年による西鉄バスジャック事件、「殺してみたかった」という動機による主婦殺害事件など、青少年による重大な犯罪が続き、社会全体に大きな衝撃を与えています。小樽でも、定時制高校に通う17歳少年ら4人が同じ17歳少年に100万円恐喝事件を起こしていると、きのうの新聞に出ています。

最近の少年犯罪の特質は、犯行に対する明瞭な動機を欠き、異常な心理状態のもとで行われる非社会型非行が急増していることです。この背景には、我が国社会のさまざまな病理現象が青少年に影響している深刻な現状があります。これを取り除くことなしに少年の非行や犯罪をなくしていくことはできません。

そのために我が党は、まず第1に、受験中心の詰め込み教育、競争教育を改めることを提案しています。この受験中心の教育が学校や子供の世界を荒廃させ、いじめや不登校などを生み出しています。子供たちを受験のための詰め込み教育の重荷から解放し、学校教育の基本を社会を構成する人間にふさわしい総合的な知育・徳育・情操・体育に切り換える必要があります。

第2は、子供に市民道徳を求めるなら、政治や経済の世界をはじめとした大人社会のモラルを正すことです。警察の不祥事や道庁の汚職事件などを根絶する取り組みが必要です。

第3は、退廃文化から子供を守る問題です。昨年の国会で児童売春・児童ポルノ処罰法が成立しましたが、退廃文化から子供を守るための社会的ルールをつくる必要があります。競争と効率主義の中で、子供たちは感情の豊かさや人間の交流の豊かさを知らず育っています。子供が命の大切さを知るためには、自分が社会から認められている、そう思えるような社会づくりそのものが求められています。

我が党の青少年問題に対するこの方針について、市長、教育長の御意見をお聞かせください。

本市においても、地域と学校、家庭、行政の協力のもとで、子供たちの実態に即した対応が求められます。この点で、子供の悩みに対する相談業務は大変大きな役割を持つと思います。本市においては、市民部青少年女性室で設置している家庭児童相談は昨年199件、保健所のテレホン育児悩み事相談は339件、社会福祉協議会の母子相談室では809件中、児童相談28件、教育委員会のスクールカウンセラーでは23件、74回の相談を受けていま

す。相談内容は、子育ての悩みや非行、不登校、家庭内暴力やいじめ、虐待など、家庭や学校の揺らぎも反映して、実に広範なものがあります。

本年5月17日、児童虐待の防止に関する法律が成立しました。道は各児童相談所に「地域児童虐待防止対策連絡協議会」の設置を決めています。児童相談所のない小樽ではどのように計画をしているのか、お聞かせください。

また、さきに述べたように、子供相談そのものも各所管にわたり、内容が総合的に把握されていないために、改善する必要があると思われます。そして、児童相談の中核となるべき児童福祉士は、人口10万から13万人に1人配置される基準になっています。小樽では、札幌の中央児童相談所に小樽担当として後志地域全域を兼務した人が2人配置されているにすぎません。小樽市の児童問題に責任を持って取り扱うだけでなく、今後重視される本市の地域ネットワークづくりに役割を果たせるよう、全体の児童福祉士配置基準の改善を求めるものです。

また、現在、家庭児童相談の担当は嘱託職員配置になっていますが、今後は正職員を配置して取り組みを強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、専決処分報告のうち、報告第1号の市税条例の改正についてお尋ねします。

専決処分してしまったのだから、賛成しようと反対しようと結果は変わらず仕方がない、こういう態度はとりません。問題点はきちんと指摘しておきます。

そもそも公平・公正な税金とは、直接税中心、総合累進課税、生活費非課税が原則であります。この観点から今回の改正案を見てみますと、まず個人市民税の均等割、所得割の非課税限度額引き上げの問題です。非課税扱いの生活保護世帯、生活保護基準以下の低所得者が市民税を負担する、いわゆる逆転現象をなくすというものであります。

国は、住宅扶助は基準額しか見ていず、教育扶助は特別基準や給食費も含まない額を示しています。そのため、小樽市に当てはめると、実際には一部で逆転現象が出てくる実態です。国の基準額を実態に見合ったものに改善する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、固定資産税の件です。なぜ地価がどんどん下がるのに、税額はそれに見合っていないのか、これが市民の皆さんの疑問や不満です。小樽市も例外ではありません。今年は3年に1回の評価替えの年です。固定資産税の収入は約3,900万円下回っていますが、実際は築港や望洋の開発関係で増収になり、全体としてプラス・マイナス・ゼロになっています。「まあよかった」と済ますことはできません。現在の地価下落状況を見れば、本来ならもっと大幅に下がるのが当たり前です。

地価の動向と固定資産税が連動しないのは、1994年、固定資産税の評価額を公示地価の70%と決めたままだからです。現実の地価の下落とますます乖離し、いわゆる負担水準方式を取り入れ、地価の動向と税を分断させる方式をとっているせいです。この結果、今のような不合理な事態が起こっているのです。70%評価や負担水準方式を抜本的に改め、収益還元方式を採用してはどうでしょうか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護保険について何点かのお尋ねがありました。

最初に、利用者負担についてであります。低所得者対策については従前から全国市長会としても国に要望しているところであり、小樽市としても課題の1つと認識しており、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、公設民営施設の法定外利用料についてであります。3月30日付で厚生省から都道府県に通知があり、これらに基づき関係法人と協議した結果、日用品費や教養・娯楽費について、4月1日に遡及して無料としたところあります。

次に、4月のサービス利用実績についてであります。3月実績と比較して、訪問看護では実利用者が557人で3.7%、利用回数が3,943回で24%、それぞれ増加しております。通所介護では実利用者が437人で0.9%減少しましたが、利用回数は2,105回で19.7%増加しました。通所リハビリでは実利用者が455人で26%増、利用回数は2,106回で5.7%増となっております。短期入所では実利用者が94人で2%、利用日数が580日で44.4%と、ともに減少しております。

特別養護老人ホームの入所者は320人で、4月末の待機者は在宅待機者73人を含めて382人となっており、3月末の待機者数に比べ10人増えております。

次に、特別養護老人ホームの増床についてであります。特別養護老人ホームの整備は「北海道介護保険事業支援計画」に基づいて整備する必要がある。後志管内では未設置の町村を優先する動きがありますが、市といたしましては「高齢者保健福祉計画」に基づき、民間の動向も見ながら、平成16年度までの設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、短期入所の特例措置についてであります。この措置を実施するに当たって4月の利用状況などを見ておりましたが、4月の利用日数が前月に比べ55%にとどまっていることや、秋には新たに短期入所施設が供用開始し、供給量が拡大することから、在宅介護が困難な痴呆性高齢者などを対象として、現在、7月実施に向け準備を進めているところであります。

次に、不服申し立て等についてであります。3月に心身の状況等から要支援の認定の取り消しを求める不服申し立てが1件ありましたが、6月1日付で請求を棄却した旨、北海道から通知があったところであります。

また、要介護状態の悪化などによる再申請についてであります。4月末までに77件あり、このうち47件について認定を終えております。

次に、介護認定の見直しについてであります。介護認定が公平に行われるよう、認定審査会委員や介護支援専門員等の育成対策の推進や1次判定のソフトの改善等について、これまでも全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

次に、民間業者への指導等についてであります。事業者に対する指導は北海道が行うことになっておりますが、市といたしましても、保険者として状況を把握しながら、北海道と協力して必要に応じた指導を行うとともに、「介護支援専門員連絡協議会」とも連携し、介護支援専門員に対する研修会等を開催するなど、サービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。また、苦情相談窓口を開設し、利用者の意見の把握なども行っ

ているところであります。

さらに、市民への情報提供についてであります。制度がスタートしたばかりで、事業者の選択に当たり不安もあるかと思しますので、利用者の意見も聞きながら、必要な情報を提供したいと考えております。

次に、老齢福祉年金受給者などを含めた低所得者対策については、先ほどもお答えしたとおり、従来から全国市長会を通じて国に要望しているほか、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、保険料の徴収についてであります。保険料を半年間徴収せず、その後1年間は半額にするとともに、訪問介護の利用者負担の3%への軽減などの特別対策も講じておりますので、現時点では徴収延期については考えておりません。

次に、介護保険の改善についてであります。調整交付金の別枠化など、従前から全国市長会を通じて要望しておりますが、今後とも必要に応じて国に要望してまいりたいと考えております。

なお、国におきましては、制度開始後5年以内に保険給付の内容や水準、保険料等の負担のあり方など制度全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うこととしておりますので、この推移を注意深く見守ってまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険についてであります。まず収納対策給付金であります。収納対策給付金4,248万円のうち約2分の1の2,100万円については、加入者の負担感に配慮し、介護分保険料の引き下げに充て、948万円については収納対策事務費に充てることとしたところであります。さらに、1,200万円については、介護分保険料の上乗せで収納率が低下することによる保険料収入の減少や、国庫補助金のペナルティの増加等の財政的なマイナス影響が見込まれることから、その補てんに充てたいと考えており、十分に検討した上での措置でありますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、制裁措置の廃止と保険料の額についてであります。国庫補助の改善や収納率によるペナルティ基準の緩和については、これまでも全国市長会を通じて国に対し要望してきた経過があり、収納率によるペナルティは平成11年度に緩和が図られております。

なお、国保制度には一保険者だけでは解決できない構造的な問題を含んでおりますので、今後も引き続き医療保険制度の抜本改革等を求めていく中で、小樽市国保財政の安定化が図られることが望ましいものと考えております。

次に、保険証の返還についてであります。保険証の返還等の措置はこれまで保険者の裁量に任されてきましたが、全国的に収納率が低下傾向にあり、国保財政に悪影響を及ぼしていることや、保険料をきちんと納めている人と特別な事情がないのに滞納している人との負担の公平を図る観点から、国が義務化を図ったものであります。

これまでに国が示してきた通知等は例外を認めない厳しい内容となっておりますが、厳しい生活状況にある方がおられることも十分認識しておりますので、その運用に当たっては、納付誓約を誠実に守っている方について保険者に裁量の余地が全くないのか、その可能性等について本格実施の来年6月までに引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、若年者の定住化促進についてであります。具体的な取り組みといたしましては、平成6年度より若年層の定住や人口増等の人口問題に対応するため、良質で低廉な家賃の民間共同住宅を供給する目的で小樽市共同

住宅建設改良資金融資制度を実施しております。今年度この制度の見直しを行い、貸付利率や貸付限度額などの拡充を図り実施しているところであり、より良質で低廉な住宅が供給されることを期待しているところであり、今後とも若年者の住宅ニーズにこたえられるよう、アパート業協同組合などと話し合ってもらいたいと考えております。

次に、学生への権利金、敷金の免除についてであります。御指摘のように、賃貸住宅に入居する際、敷金や権利金などの一時金を支払うことは一般的に行われているようであり、こうした一時金につきましては、法律上の請求権や支払い義務があるものではなく、慣例的に行われているもので、最終的には貸し手と借り手の間での話し合いで決定されるものでありますが、特に学生への一時金の取り扱いにつきましては、アパート業協同組合などと協議してもらいたいと考えております。

次に、青少年犯罪に対する意見とのことですが、10代の少年による凶悪な事件が相次ぎ、社会的にも大きな衝撃を与えているところであり、小樽市においても刑法犯が大幅に増加していると聞いており、憂慮すべき状況にあります。これらの背景として、大人社会の規範意識の低下、有害図書等による悪影響が指摘され、小樽市においても北海道青少年保護育成条例による立入調査を随時実施し、青少年の有害環境浄化に取り組んでおります。

青少年非行に対処するためには、幼児期からのしつけや、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの健全育成に当たることが大切なことと考えております。

なお、共産党の方針は、それでまた結構なことだろうと思っております。

次に、児童虐待防止の体制についてであります。児童虐待防止法では国及び地方公共団体に児童の保護等に努めるよう規定しており、そのため、今後におきましては市においても必要な体制を整備し、法に沿った活動ができるようにしていかなければならないと考えております。そのため、現在、児童虐待関係の相談は、その相談内容によって関係部でそれぞれ対応しているところですが、今後は関係部局の連携の強化を図るため、庁内に「児童虐待防止連絡会議」を設置するための作業に着手したところであります。さらに、庁内だけではなく、関係機関や関係団体との情報交換や連携、協力、また市民への啓発活動等を推進するため、広く市民各層にわたる「虐待防止連絡協議会」の設置について検討してもらいたいと考えております。

次に、児童福祉士の配置基準の見直しについてであります。この配置は児童福祉法第11条第1項の規定により定められ、児童相談所を設置する北海道において配置しているところであります。この児童福祉士との間では、日ごろより連携を密にし、業務を進めているところであり、現状の配置で支障がないものと考えております。

次に、家庭児童相談室の正職員の配置であります。現在、家庭児童相談員は3名の嘱託職員を配置しておりますが、これらの職員は長年、学校現場で子供たちの相談にかかわってきた経験者であります。また、青少年女性室では、正職員も必要に応じて相談員とともに関係機関との連携等に当たっており、現状の体制で支障ないものと考えております。

次に、市税条例の改正についてであります。平成12年度の個人市民税の非課税限度額の引き上げにつきましては、国が低所得者層の負担軽減に配慮し、均等割の加算額を18万円から19万円に、所得割の加算額を31万円から32万円に引き上げ、生活扶助費及び生活保護基準を下回らないよう地方税法を改正したことに伴い、市といたしましても均等割の加算額を17万円から18万円に、所得割の加算額を31万円から32万円に引き上げたものであり

ます。

国と小樽市の生活保護基準額について比較いたしますと、小樽市においては住宅や教育の扶助費において上積み加算があるため、一部国の基準を上回っておりますが、非課税限度額の制度は税制上の措置であり、家族数に応じて一律に適用されるものであるのに対し、生活保護基準は社会保障制度上の措置であり、世帯員の年齢、地域等、個々の事情によってその額が異なるものであります。したがって、両者の趣旨や仕組みの違いもあることから、世帯の態容ごとにその額が異なる生活保護基準額と非課税限度額を比較することは難しいものと考えております。

次に、固定資産税についてであります。土地の課税に当たっては、地方税法による固定資産評価基準に基づく路線価方式によって評価を行っております。土地の評価は、平成6年度の評価替えの際に、それまで各都市でまちまちであった評価額の決め方を、地価公示価格の7割をめどとする基準に改められました。しかし、これにより税の負担が急激にはね上がってしまうこともあることから、平成7年、8年度において課税標準額を段階的に引き上げる措置がとられました。さらに、納税者の負担軽減を図るため、平成9年度から負担水準方式が取り入れられ、この水準を評価額の80%とし、平成12年度からは75%に引き下げたところであります。

また、御指摘の収益還元法は、原価法、取引事例比較法とともに、通常は鑑定評価を行う際の手法の1つであると認識しております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 中島議員の御質問にお答えします。

青少年の非行防止についてですが、近年、過度の受験競争やいじめ、不登校を伴う心の抑圧状況から逃れるため、過激な行動や非行に走る傾向が見られることは、憂慮されるべきことと考えております。この弊害を取り除くため、初等・中等教育段階にあっては、知識の一方的な教え込みでなく、「みずから学び、みずから考える力」の育成を目標とし、ゆとりと生きる力を求める方向に教育内容の改善を進めております。

また、幼児期、児童・生徒期の家庭教育において、知情意の円満な発達が心の成長や生活の充実感、非行防止に大きな力を示すと考えており、その立場に立って教育の推進を図ってまいります。

以上であります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

10番(中島麗子議員) 再質問します。

介護保険の問題からですけれども、今の答弁では、特養ホームやデイサービスセンターの法定外料金については、4月に改めた料金を報告するという形でおっしゃいましたけれども、実際にはこれは日用品という形や教養・娯楽費、洗濯代などですね、一律負担を課してはならない、こういう形で徹底する形になったというふうに考えています。これについては私たち共産党も、この条例をつくるときに、大きな負担になるわけだし、新たな1割の利用料が負担になるほかに、さらに料金負担を設けるのは、もうこれは大変なことだということで、かなり反対もはっきり申し上げました。

そして、この中身については、今そうならなくなった、一部取らなくなったと言いますけれども、こういうことを報告する必要はないのですか。新しい条例をつくったわけですから、この条例の項目を削除する必要があるのではないのでしょうか。

それともう一つは、議会で新たな徴収を決めておいて、いつの間にか取らなくなりました。こういう変更が報告もされないという、こういうこと自体、議会軽視になるのではないですか。この手続の問題が1つです。

もう一つは、実際に利用者の方々の痛み、大変さということが本当にわかっていらっしゃるのかなという問題ですね。費用軽減の問題、特に低所得者層の方々の利用料の軽減の問題については、経過を見て対応していきたいと、このように再三おっしゃっていますけれども、私は今、事例を申し上げて、小樽市に実際こういう方が出てきているのだ、大変な状況なのだ、月2万円も上がっている。実際、今おっしゃったではないですか。デイサービスは0.9%利用率が減って、ショートステイの利用者も5割しかいない。こういう状況にもう4月、既になっているのです。こういうことに対して心痛めないのかということを知っているのですね。それについて、早く取り組んでいきたいとか何とかしたい、こういう御意見ではなかったように思うのですが、この問題について、具体的な事例に対する御意見も含めて、急いで取り組まなければならない課題だとお考えにならないのか。そのことについてお聞かせください。

それともう1点、この利用料、法定外収入を今年度の予算に組んで、やすらぎ荘なんかは予算立てたのではないかと思うのです、デイサービスセンター。そこら辺の方々にしてみたら、この予定外の徴収取り消しによって大きな収入減、あるいは1年間の予算の変更というものが当然出てくることあるのではないのでしょうか。これらについて市の方ではどのような対応、あるいは配慮する予定はあるのでしょうか。

あともう一つ、国民健康保険の問題では、定期的に良心的に納められている方々については、さらに検討する道がないのか、検討していきたいというお話でしたけれども、私たちは、所得が少ないことによって減免を受けている方が国民健康保険の半分という実態があるわけです。これはもう既に現実の数字で収納率も低下しています。大変な状況だということがはっきりしている中での対応を求められているわけですから、これにふさわしい提案をしていただかないと、実際には大変困ったことになる方がたくさん増えてくるという問題をしっかり受け止めてほしい、このように思います。

それと、子供の問題でいけば、現在の児童相談の相談員で、また児童福祉士の数で問題はない、このようにおっしゃっていましたが、現在のことを言っているのではないのですね。これから子供の問題はたくさん大きな課題になってきて、児童虐待防止法ができて取り組んでいかなければならないという、こういう時期のときにどうするかということを知っているわけです。今までどおりでいいというのでしたら、何も新しい法律をつくる必要ないと思うのですね。今までどおりでいけないということに基づいて対応しようという提案なわけですから、それに対応した内容を考えてほしいと提案しているわけです。

そういう点において、例えば福岡なんかでは、いじめや虐待、非行などの増え続ける問題に対して、市民局の中に市長提案で子供部というものをつくって総合的に取り組む。16人のスタッフ配置をして、子供の問題として統括できる部局をつくった、こういう報告もあります。そういう点で、従来型では対応できない問題についての取り組みとしてぜひ積極的に取り上げるべきではないか、このように提案したわけですが、再度答弁を求めます。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝磨) 法定外料金の関係については、福祉部長からお答えいたします。

低所得者対策でありますけれども、痛みがわかっていないのではないかと、こういう御指摘ですけれども、痛みがわかっているのですからこれから対応したいと、こういうことでお答えしましたので御理解願いたいと思いますけれども、いろいろサービスの利用がどのようになっているのかとか、あるいはまた負担の状況がどうなのか。あるいは、現在、全国市長会を通して国に要望していますから、そういった状況がどうなっていくのか。あるいはまた、国の、市の財政状況の問題もありますから、そういったもろもろの状況を見ながら対応していきたいと、こういうことでお話ししましたので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

それから、保険証の問題でございますけれども、先ほどもお答えしたとおりで、本格実施までまだ時間がありますので、その間にいろいろと検討させてもらいたい。何とか保険者に裁量の余地がないのかどうか、こういった問題について各市の状況等も見ながら対応していきたいと、こういうふうになっております。

それから、児童虐待防止の関係では、これも先ほど申し上げましたけれども、そういう状況の中で、今まで個別に対応していたものを各部連携を図ると、こういう意味で、当面は庁内の連絡会議をつくって、ともどもやっていこうと。さらには、庁外にもそういった連絡協議会をつくって、関係機関・団体と連携をとって進めていこうと、こういうことでございますので、御理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 福祉部長。

福祉部長(田中昭雄) 法定外料金の関係でございますけれども、今御指摘の報告する必要があるのではないか、新たな議会軽視でないのかという御意見でございますけれども、これは条例的に言いますと告示で済む行為でございますけれども、議会の議論があったということを踏まえて、やはり何らかの形でお話をすべきだったのではないかとこのように考えております。

1点、大変申しわけございません。やすらぎ荘の収入減という事例を挙げてお尋ねがございましたけれども、どういう対応をするつもりかということでございます。これにつきましては、今のところ特段考えていないという状況でございます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

10番(中島麗子議員) これは自治体だけの責任だとは私も思っておりません。介護保険導入に至っての事務手続と通達の問題では、国レベルでの大変なおくれたとか、自治体への迷惑もいっぱいかけているなというふうに私も思っています。でも、これは利用している市民の皆さんにも本当に大変な迷惑をかけているということも、また理解していただかなければならないのです。

この方は、私、相談受けた方なのですけれども、それこそ市内の特別養護老人ホームに入所している方なのですけれども、従来、措置制度で6,600円毎月払っていました。今度、介護保険になるので幾らになるか心配だということで、毎回毎回幾らになるかという相談を受けていたのですけれども、ようやく施設の方から4月以降幾らになりますという連絡が来たのが3月だったと言っていましたけれども、このときでは特別対策がまだ適用さ

れていませんでしたから、普通どおり計算して5万2,680円になるという報告が施設の方から来ているのです。6,600円からですよ。こういうことが全国中で起きて、問題になって特別対策になったと思うのですが、その後、4月上旬には改めて料金の訂正が来て、今度は食材費と日用品費合わせて1万800円ですという報告が来ました。その後、さらに今の日用品費の一律分はやめましたということで、この訂正が来て、4月30日現在で6,300円と、3度にわたって料金の訂正が次々来ているのです。説明は一切なし。このように変わりましたという報告だけです。市民の皆さんの段階でも、こういうわけのわからない手紙を次々受け取って困惑している状態です。

これは自治体だけではなくて、国の責任もあると思うのですけれども、こういうことを最大限防ぐために、自治体もまた市民の立場に立って最大限努力するのが本来の姿だと思うのですね。そういう点で市民負担の問題、あるいは今部長からお答えあったように、報告すべきだったと言われましたけれども、そういう内容も含めて一層今後、介護保険の充実、市民の負担の問題について取り組んでいかれることを願って質問を終わります。

議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 新野紘巳

議員 佐野治男

平成12年 第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成12年6月8日

出席議員 (35名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員 (1名)

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔

環境部長 大津寅彦
建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川修三

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺 章
書 記 丸田健太郎
書 記 斉藤繁幸
書 記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 中崎岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に見楚谷登志議員、武井義恵議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

17番（小林栄治議員） 歴史と伝統のある小樽市議会が今、新たな議会ルールを身にまとい船出した記念すべき定例会に当たりまして、最初に一般質問の機会をお与えいただきました。まことに身の引き締まる思いであります。今後とも微力ですが、真の議会活性化に向けて努力を重ねてまいります。改めて議長をはじめ各議員に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、市長並びに関係者の方々の一層の御協力をいただきますように伏してお願いを申し上げます。

まず、小樽市の港湾行政から入ります。

代質で各議員から指摘を受け、重複もあり、大変失礼ですが、早くに通告をさせていただきましたので、御寛容のほどお願いいたします。

港湾は多くの諸問題が考えられるが、今回は特に次の各点についてお尋ねいたします。

初めにお断りしておきますが、今回新設になった一般質問という形で討議をさせていただくわけですが、ぜひとも実りのある論議にさせていただくためにも、形式的な言葉のやりとりは一切省いて、与党ではありますが厳しく指摘をさせていただきますので、緊張感を持って傾聴していただきたくお願いいたします。

タグボートに関連して何点かお尋ねいたします。

まず、乗組員数についてですが、現在、市が直営で行っている小樽港のタグボートを運航するために、7名の有資格職員がいると伺っておりますが、この数は他港と比較し、かなり多いと考えられます。小樽港と比較にならないほど多忙な苫小牧港は1隻当たり4名となっており、これが全国的にも一般的な乗組員数と理解しておりますが、小樽港の乗組員体制はどのようなになっているのか。また、有資格者7名がなぜ必要か、理由を説明してください。

御承知のとおり、タグボートは1年365日、常時稼働しているわけではなく、主に大型の船舶からの要請により出動するわけですが、小樽の2隻のタグボートの昨年の船別、つまり具体的には「さくら丸」と「たていわ丸」のそれぞれのタグボートについて、年間稼働日数をお知らせください。

ここからは、冒頭お断りしたように、かなり厳しい質問になりますが、さきにお伺いした月間及び年間の稼働日数の積算根拠になるそれぞれの船舶の年間の燃料消費量並びに燃費を教えてください。

次に、タグボートは前に触れたように常時稼働しているわけではなく、当然1日中出動要請が全くない日がたびたびあると思いますが、このようなときは乗組員はどこでどのような業務を行っているのか、具体的に説明をお願いいたします。また、その業務はどのような理由で必要なのか、お答えください。

港町埠頭についてお尋ねいたします。

本年4月より供用開始された港町埠頭についてお伺いします。

初めに、小樽市はどのような目的で同埠頭を造成したのか。また、どのような船舶の誘致を考えているのか、お尋ねいたします。

一説には、同埠頭はコンテナ船の誘致を目的に造成されたと伺っておりますが、いかがでしょうか。また、仮にコンテナ船の誘致のために造成されたのであれば、現在のままの埠頭設備で、ほかに必要なものはないのか、お伺いします。また、ほかの荷役設備が必要なら、その種類と設置にかかるコストを教えてください。

さらに、コンテナ船用のそれらの荷役設備を安全に設置することができる十分な強度が同埠頭にあるのか。また、コンテナ船用の荷役整備の種類別の自重を教えてください。

次に、港湾振興室についてであります。

本年度より新設になった港湾振興室についてお伺いいたします。

現在、6人の職員の皆さんがその任についているわけであり、関係方面からその期待が非常に大きく、私もその1人であり、大いにその実力を発揮していただきたく願います。次第であります。

当港湾振興室の役割は多方面にわたっていると思いますが、ここでは、さきに触れたコンテナ船等を含む外国船の誘致に絞ってお伺いいたします。

誘致を考えている船舶についてであります。どのような航路の船舶を考えているのか。船舶の種類及び規模について。取り扱い貨物について。船会社の選択は、1カ月当たりの埠頭利用回数並びにそれに基づく係船料の試算はどうか。外国船の誘致に当たり、誘致先地域の選択について。船舶のドラフトと岸壁の水深並びに干満の差から積算する接岸可能最大ドラフトの試算等々であります。

外国船を誘致するに当たり、最低限でもこれだけのことを考慮し、理解する必要がありますが、まことに残念ながら、現在の港湾振興室の職員がこれらを含む、さきに述べました専門的なコンテナに関する多くの技術的な知識を持っているとは到底考えられないのが現状であります。言い換えれば、専門的な知識がなくて当然であります。

誤解のないように御説明いたしますが、私はここで振興室の職員の方々を非難する考えは毛頭なく、むしろ同情申し上げる次第です。つまり、船舶に関する多くの専門的な知識を要求される港湾振興室に、全くその経験、知識がない方々を配置する市の姿勢が大きな問題であることを強く申し上げるとともに、このようなセクションは専門的な知識を有する外部の人材の登用又は市職員を関係機関に長期間出向させ、専門知識を習得させる等の作業が絶対に必要だということを強く申し上げたいのであります。

なぜなら、今のままで仮に小樽港のポートセールスのために諸外国の関係船会社等に出かけても、専門的な海事用語が飛び交う中で満足な説明をできかねる状態になると考えるからであります。また、現在の小樽港の問題並びに何をなすべきか等についても全く理解できないまま、漫然と過ごすことになるかと考える次第であります。もしさきに述べたような専門知識を有する人材の登用、育成等がなされないのであれば、まことに残念ながら港湾振興室等の何の役にも立たないことになるかと考える次第であります。

以上、見解を申し上げさせていただきましたが、市長の率直な答弁をいただき、この項の質問を終わります。

次に、IT戦略会議についてであります。

情報技術を活用した行政環境づくりであります。

現在、各方面に急速な情報技術、インフォメーション・テクノロジー化が進む中、本市におきましても、市民サービスの充実の観点から、インフラ整備や導入のための研究が行われていることと思います。

自治体事務の情報技術化を図る場合、職場環境はどう変わるかと考えますと、例えば現在の戸籍住民課が住民票担当、戸籍担当等と窓口を分けていますが、その必要がなくなり、どの窓口からでも同課のすべての事務処理が行えるようになります。また、もっと進めば、どこの市町村の窓口へ行っても各手続きができるようになります。自治体内の決裁についてはネットワーク稟議になり、同時情報配信による並列稟議が行え、途中で情報が途絶えることがなくなり、信頼性や透明性が高まります。

確かに個人の能力差や情報差が高まることにはなりますが、反面、個人の事務処理能力の差が減少し、それぞれの状況判断や責任能力で評価されることにはなります。つきましては、将来の市民サービスに備えた小樽市の情報技術化の取り組み状況やインフラ整備状況をお答えください。

次に、経済対策です。

経済の活性化についてであります。

記念すべき2000年の幕開けの年、景気は緩やかな回復傾向にあると言われますが、回復感を実感するに至っていない、いまだ経済状況の厳しいのが偽らざる現状だと考えます。

最近、各地域において独色の濃い地域振興策を打ち出し、それに真剣に取り組む動きが活発となっています。私は、4月から施行された地方分権一括法の推進と相まって、こうした地方自治体の動きは今後、地域経済の活性化に向けて大切な要素であると思います。

本市における地域経済は、製造業において出荷額等の若干の伸びが見られるものの、事業所数、従業員数は減少し、小売業においても、百貨店、量販店、地域商店等、総じて売り上げが減少するなど、厳しい経済環境にあるものと認識いたしております。

このような中、本市においては昨年12月に「小樽市地場産業振興会議」を設立し、産・学・官の連携のもと、地場産業の振興と新産業の創出のため協議をしていると伺っております。さらに、提案で終わることがないように、具体的事業化を図るための産・学・官のワーキンググループや市役所内のワーキンググループを発足したと伺っております。つきましては、「小樽市地場産業振興会議」の現在までの経過や、ワーキンググループを含めた今後の見通しについてお答えください。

次に、雇用対策であります。

いまだ経済状況の厳しい長引く景気低迷の中、平成12年3月末の全国完全失業率は4.8%、過去最悪を更新しており、北海道においては平成12年1月から3月期6.5%、全国を上回る高い割合となったことから、去る5月16日、緊急雇用創出特別奨励金の支給対象地域に指定されるなど、厳しい現状にあります。

本市においても、昨年はマイカル開業による大規模な求人があり、小樽公共職業安定所管内の有効求人倍率は全国、全道を上回っておりましたが、平成12年3月、新規学卒者の就職率は94.2%と、前年同期を0.3ポイント下回っております。

このように雇用情勢は厳しい現状となっておりますが、生活の担い手である中高年の方々や、これから21世紀の小樽を担う若者が地元で安心して働けることは、活気あふれる魅力ある産業の振興と、にぎわいのあるまちづ

くりの基本と考えておりますが、小樽市としてどのような雇用対策をされているのか、現状と今後についてお聞かせください。

最後に、教育長にお尋ねします。

「校長に土下座要求した児童たち」、先日ある新聞を読んでいましたら、このような見出しが目飛び込んでまいりました。今の時代に土下座を要求、しかも校長先生にとは、余りの内容に言葉を失い、ショックを受けました。東京都国立市の小学校で校長先生が卒業式で屋上に国旗を掲揚したところ、その小学校の子供から抗議があり、このこと自体異常ではありますが、掲揚したことについて子供に説明をしていた校長先生に小学生が「土下座をして謝れ」と言い、「校長やめろ」とまで言い放ったというのであります。

校長が学校教育を進めるために、さまざまな内容について検討し、校長として職の責任のもとに行ったことに對し、教えを受けている小学生が土下座要求するとは何たる教育なのであるのでしょうか。鳥肌が立つ思いであります。大きな悲しい出来事であります。我が国の教育は一体どうなっているのでしょうか。

しかも、驚くことに、そこには学校の教職員も保護者もいたというのです。仮に百歩譲ったとしても、「土下座しろ」などと非礼にも口走る子供には、教職にある者であれば、その場で直ちに厳しくしかり、強く戒めることが教育であるはずであります。それを、自分たちの主義主張のためには判断力の十分でない子供までであり、校長に土下座を要求させるとは、全く常識を欠くというより、言語道断の嘆かわしいことです。

教育基本法には、教育の目的は人格の完成を目指すとしてされています。教育においては、知識を習得させることだけでなく、例えば教えを受ける人には敬意を表することも、しっかりと教えなければならないはずであります。

人殺しを経験したかったという17歳の少年、若い人は将来があるから老女を殺したというニュースもありました。さらに引き続いたバスジャックでは、「おまえたちの行くところは地獄だ」と乗客をおどし、「反則ごとに1人を殺す」と断言して、それを実行したというニュースは読むにたえないものであります。しかし、このような少年たちを続々と生み出しているのは、卒業式に国旗を掲揚することすらできず、国歌を歌わせることもできない学校であると言わざるを得ないのであります。

国立市第二小学校の教員たちは、子供に相談しないで国旗を揚げたのは民主主義に反する。多数決で多い方に決めるのが民主主義だと主張したといえます。あの白地に赤い「日の丸」を世界各国の国旗の中で一番美しいと感じ、戦後55年、世界各国で戦争・内戦の状況の中で唯一戦争のない平和な我が国日本、「日の丸」とともに誇りに思っている私には全く理解できない主張であります。

20世紀から21世紀へと移りつつある現在、改めて教育について考えてみる大切な時期であろうと思います。そのような観点から、本市の教育状況について教育長のお考えをお伺いする次第であります。

1点目は、国旗の掲揚、国歌の斉唱についてであります。

昨年、長年の慣行により国民の間に国旗及び国歌として定着していた「日の丸」及び「君が代」について、成文法でその根拠が定められ、学校における指導についても一層適切に行われるように通知がなされました。しかし、本市においては、依然として卒業式、入学式での実施率は低い実態です。国旗の掲揚については、わずかな改善はありましたが、全国の実施状況からしますとまだまだ低く、比較にならない状況でありますし、国歌においては、日常の音楽指導で国歌の指導を小学生1年から6年生まで、ただの一度も教えることなく、実施がない

という状況であります。

21世紀の国際社会の中で生きる子供たちにとって、いずれの国においても、その国の主権を象徴し、独立を示す国旗・国歌が尊重されていることを理解することは極めて大切なことであると私は認識しております。本市において国旗・国歌の適切な実施を進めるためにどのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願います。

2点目は、学校における儀式的あり方や男女平等教育についてお伺いいたします。

卒業式に参りますと、生徒の自主性を生かした式であるとして、生徒のパフォーマンスばかりが目につくような式が行われております。入学式や卒業式は、社会人として自立していくための成長の節目として、その自覚と責任を確かめるときでもあり、これらのことを強く実感し、認識できるよう、厳粛な雰囲気の中でとり行われることが必要であると考えます。

また、最近は男女平等ということで、男女の能力差など考慮に入れず、単に男女が同じことをすることが平等であるとし、運動会での徒競走を高学年になっても男女同じ組で走らせ、競わせている実態があると聞いております。男女の違いを正しく理解し、違いをそれぞれが生かすことが男女平等の精神であり、単に同じにすることではないと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、不登校についての対策であります。

平成11年度の本市の不登校児童・生徒は、小学生16人、中学生71人の87人の数になっております。要因は1人1人異なり、複雑なものがあるとは思いますが、まず、学校が子供の心の痛みを痛みとしてとらえる感性を持ち続けているか。父母の身を切られるような苦痛感、恐らくこの世が地獄になっている父母の心に寄り添えるか。10年前後の年数しか人生経験のない子供が、大人でも耐えることの難しい深刻な孤独感の世界を経験しているというのに、それに涙し、正義感にあふれた行動を起こせるかなど、先生方がこの苦しみを我が事として感じ取り、親身になった対応をいただくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。今後の不登校対策について、お考えをお聞かせください。

最後に、心の教室相談員の制度は、文部省がこれらの解決を願って実施している政策でありまして、各学校に心の教室相談員の配置を進めていると聞き及んでおります。全国各地で歓迎され、多くの成果を上げているようです。小樽の状況はどうでしょうか。実施状況を報告することがあるなら、報告を願います。

再質問はいたしません。感度のよい答弁を期待をし、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 小林議員の御質問にお答えいたします。

港湾行政について何点かお尋ねがありました。

まず、タグボートの乗組員体制についてであります。小樽港は大型船の入港にも対応できる港としてタグボート2隻を配備しており、1隻5名体制で業務を遂行しております。道内他港においても、1隻当たり4ないし5名体制と認識しております。

有資格者の配置につきましては、2隻同時の引き船作業や、早朝、夜間、土曜、日曜、祝祭日を問わず業務に

従事する体制となっていることから、7名を確保しております。

次に、「さくら丸」、「たていわ丸」の年間稼働日数及び燃料消費量についてであります。平成11年の稼働日数は、「さくら丸」131日、「たていわ丸」は1、2月を除いて112日となっており、燃料消費量はそれぞれ41キロリットル、36キロリットルとなっております。

次に、引き船作業がない日の業務についてであります。気象状況や荷役作業の状況により突然の要請や変更等に対応するため、常時待機している必要があります。待機中は、タグボートを良好な状態で維持し、安全航行確保のため、機関をはじめとする船体設備の保守点検を行うとともに、埠頭内パトロール等の港湾施設の管理業務にも従事しております。

次に、港町埠頭の造成目的についてであります。近年の外国貿易における輸送船型の大型化やユニットロード化の進展など、海上物流の変化に対応する小樽港の近代化を図るため整備したものであります。

船舶の誘致についてであります。輸入穀物、製材や鉱産品などの大型船やコンテナ船、大型のローロー船などを考えております。

次に、コンテナ船の誘致に必要な荷役設備についてであります。コンテナ貨物に対応できる荷さばき地のコンクリート舗装、照明設備やゲートなどについては整備済みであります。今後、冷凍コンテナ用の電源設備やコンテナヤードの仕切りさく、荷役機械などの整備が必要であると考えております。

また、荷役機械については、コンテナの積みおろし用の荷役クレーンや、ヤード内での運搬用機械が必要となると考えており、そのコストについては、現段階では8億円ないし9億円程度が見込まれますが、コンテナ船の船型や取り扱い貨物量などにより機種を選定することとなりますので、金額については多少変動するものと思っております。

また、埠頭の安全性については、機種を選定にあわせて今後検討してまいりたいと考えております。

また、荷役機械の自重は、一般的には荷役クレーンで350トンから700トン、運搬用機械で70トン程度であります。

次に、港湾振興室についてであります。本年の4月、機構改革により港湾部に新設し、小樽港の利用促進業務、港湾の調査・統計・分析業務、石狩湾新港についての業務を担当いたしますが、多目的外貿埠頭である港町埠頭の利用促進が今後の課題となりますことから、コンテナ船等を含む外国航路の誘致につきましては、港湾振興室の重要な業務であると考えております。

これまでも小樽港のポートセールスにつきましては、「小樽港利用促進協議会」と連携をとりながら進めてきておりますが、外国航路の誘致に当たりましては、御指摘のとおり、航路や取り扱い貨物、船会社の選択など、多くの専門的・技術的な知識が必要でありますことから、そのことは十分に認識しております。

しかし、こういった知識、経験等については、不足する部分がございますので、国なり、あるいはまた、関係業界の皆さんからアドバイスをいただきながら対応しております。今後ともさまざまな機会をとらえて、専門的・技術的知識の習得に積極的に取り組んでまいりますとともに、港湾業界などと連携を図り、官民一体となってコンテナ船を含めた外国航路誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、将来の市民サービス向上に備えた情報技術化の取り組みやインフラ整備の状況についてであります。近年における情報処理技術や通信技術の目覚ましい発展により、経済活動や市民生活にも急速にコンピュータが

浸透してきております。

本市においては、住民基本台帳情報や税情報などのオンラインシステムをはじめ、庁内各業務の機械化を既に実施しているほか、一部であります。庁内LANによる情報の共有を行い、事務の効率化に努めております。また、本市のホームページを開設するなど、地域の情報化に向けた環境整備もあわせて進めておりますが、今後とも高度情報化社会に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムの導入や庁内LANの拡充など、市民サービス向上に向けた情報化を推進してまいりたいと考えております。

次に、「地場産業振興会議」についてであります。昨年12月28日、産・学・官から成る委員15名で発足をし、これまで5回の会議を開催してきたところであります。この会議の目的につきましては、地域経済の活性化のためには、何といたしても地場産業の振興、発展が重要であると考えており、産・学・官が連携して地場の既存企業に対する具体的な振興策を策定し、さらには、これからの小樽を支える大切な要素として、新規産業の創出を図ること等を考えております。

現在、「振興会議」で協議、決定された「ゼオライト開発研究」、「朝里川温泉地区振興」、「小樽まち育て情報センター」のワーキンググループを立ち上げ、具体的な事業化の可能性を目指した検討を開始したところであります。今後は各ワーキンググループ別に積極的な検討が進んでいくこととなりますが、市といたしましても、ワーキンググループの中に職員を加えるなど、一体となった取り組みを進めており、できるだけ早い時期に具体的な振興策をつくり上げるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてであります。厳しい雇用情勢が続く中で、本市においても国の「緊急地域雇用特別交付金」を活用し、より多くの雇用が確保されるよう、平成12年度には16事業を予算化いたしました。これらの事業の中には、これから雇用の増加が期待される福祉分野で安定した雇用につなげるための資格取得を目的とした、ホームヘルパー養成研修事業なども予定をしております。

さらに、本年度、新たに企業と働く側のミスマッチを少なくし、雇用拡大につなげるため、高校生を対象としたインターンシップ事業を実施いたします。

また、新規卒者の就職率が低いこと、市といたしましても、臨時・嘱託職員として4月に7名を優先採用したところであります。

今後におきましても、小樽公共職業安定所など、関係機関や関係団体とも連携を図りながら、新たな雇用機会の創出に向け、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、国旗・国歌についてですが、卒業式、入学式における国旗の掲揚率が極端に低いこと、また、国歌の斉唱が全く行われていないことは、まことに残念であり、今後とも学校に対し、教職員の理解を求め、実施率の向上に努めるよう、一層の指導をしてまいりたいと考えております。

そのため、御指摘のとおり、各教科で国旗・国歌にかかわる指導が適切に行われることが必要であります。国旗及び国歌に関する法律の成立後、平成11年9月の各教科の文部省学習指導要領解説で指導することの必要性

が強調されており、本年から移行措置がとられる本市の教育課程基底編においても、各学年で指導することとしております。

児童・生徒が国際社会に生きる日本人の自覚を身につけることの大切さを学び、我が国はもとより、世界の国々の国旗・国歌を尊重する態度をさらに深く養うことができるよう、校長会議など、あらゆる機会を通して指導に努め、着実に国旗の掲揚、国歌の斉唱が増えていくよう指導してまいります。

次に、学校における儀式的あり方についてですが、入学式や卒業式などの行事は、「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけになるよう活動を行うこと」が大切であり、校長会を通じて学校内で論議を深め、儀式的場面と記念発表場面との扱いについて検討するよう指導してまいります。

次に、男女平等教育にかかわってですが、小学校の運動会では、徒競走などで学年を異にする男女と一緒に走らせることがあります。これは児童数の少なくなっていることと、運動会に競技よりも楽しさを求めようとする大人の考え方が反映しているものと考えます。学校によっては、棒取り、騎馬戦、紅白リレーなど伝統的種目を大切にしている学校もあり、また中学校では陸上競技記録会など男女別で記録中心の大会が行われ、男女のそれぞれの違いをきちんととらえ実施している状況にあります。

御指摘のように、男女共同参画基本法が昨年6月に公布、施行され、学校教育においても男女の協力の大切さや、互いの違いについての理解を深めることが求められており、男女それぞれの特性を生かす立場に立って、学校の指導が深められるよう努めてまいります。

最後に、不登校対策についてですが、本市の不登校の状況は、平成12年については前年度を下回りましたが、子供たちの心の痛みや保護者の苦しみを考えますと、その解決を図ることは重要な課題として認識しております。この対応については、国の事業として心の教室相談員とスクールカウンセラーのどちらかを選択することとなっております。

近年の不登校の原因は一層多様化、複雑化しており、家庭や地域、さらには関係団体と一体として取り組むことが求められていると考えております。そのため、スクールカウンセラーの増員など、不登校対策の充実・強化に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、小樽市においては、心の教室相談事業については、より専門的な指導や助言が必要であることから、保護者や指導教員にも適切なアドバイスなどを行う上でも、臨床心理士という高度に専門的な知識を持ったスクールカウンセラーでの対応が望ましいと考え、スクールカウンセラーの配置を選択し、学校への巡回指導、父母向け講演会、個別相談などを実施しております。

以上であります。

議長（松田日出男） 小林議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

21番（佐々木勝利議員） 議会の活性化、今議会から一般質問を取り入れた初めての本会議の場で質問する機会を得たことに感謝し、今回、私は地域課題に絞って一般質問を行います。

まず初めに、交通安全対策の具体的交通環境整備についてお伺いいたします。

平成11年の道内の交通事故死者数は前年より3人増の536人となり、都道府県別では8年連続の「全国ワーストワン」という不名誉な記録となりました。一方、目を転じて小樽市の状況はといいますと、発生件数894件、前年度比171件増、死者数に至っては15人、同1人減。しかし、負傷者数1,128人と、同238人増となっていることがわかりました。

ここで大事なことは、事故発生の分析等を十分に行って、その結果をその後の解決に生かしていくことが重要と考えます。そして、次の対策につなげることだというふうに思う次第です。

そこで、御質問します。事故発生時の検証と今後の対策についてお聞かせください。

とりわけ交通安全対策の重要な課題となっています通学路を含めた子供たちの安全確保について、各地でさまざまな取り組みがなされていますが、特に今年に入って「小学校周辺の通学路総点検」を実施する中で、富岡地区、稲穂小学校の校区内において、児童が輪禍の巻き添えに遭うおそれがあるというところが何力所かありますが、その中でも商大通り、稲穂小学校前、富岡1丁目市道交差点の横断歩道は特に危惧する場所となっていると思います。児童の登下校時には、交通安全女性指導員の親切な指導により、児童の安全は何とか確保されているものの、放課後及び休業日の児童の横断は危険にさらされている状態と考えます。

その裏づけとなる日中の自動車交通量、歩行者調べなどによりますと、5月15日月曜日から20日までの6日間のデータ集積として、同校前の富岡1丁目市道交差点の状況であります。登下校時とも10分間で100台から200台の車が通る過密ぶりが指摘されておりました。この調査中に車の事故が発生したことも新たにわかりました。

このように、自動車の交通量は極めて多く、歩行者が安全を確認して横断するまでにかなりの時間を要するものも確かになりました。昨年秋、この交差点でお年寄りが右折の車にはねられ、とうとい命を失った痛ましい事故があったばかりです。また、この近くには生涯学習プラザや福祉センターなどの公共施設もあり、高齢者の利用も多く、道路を横断するにも大変困っているのが実態です。

このように、この交差点をこのままの状態では放置することは、児童の命はもとより、地域の多くの方々の命と安全を守るため、この交差点への信号機の設置がぜひ必要と考えます。この点についての地域からの要望書も届けられていると思います。稲穂小学校前市道交差点信号機設置に当たっての条件整備に特段の御努力をお願いし、次の質問に移ります。

次に、街並み景観形成と高層マンション建築計画についてお伺いいたします。

港などを臨む眺望に恵まれた小樽市富岡2丁目の住宅街の真ん中に、地上15階建ての高さ50メートルのマンション建設計画を突然住民が知ることとなり、その結果、地域の住民から不安の声が上がり、業者との話し合いの中から小樽らしい住環境への配慮や、まちづくり景観形成の視点が問題になりました。

大手宅地開発業者（本社大阪の業者）建設の計画によりますと、富岡2丁目、旧拓銀小樽支店長公宅跡地と旧拓銀テニスコート跡地を合わせた約2,500平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート地上15階、地下1階建て、延べ約6,400平方メートル、高さ約50メートル、入居は52戸を予定しているということです。

窓側の海側の方に目を移しますと、あれが今、業者が建てているもう一つの同じ高さのマンションなのです。あの青いやつが、ある日突然あれがあらわれてきたのです。あれが富岡のその跡地に、傾斜地の中にあの規模と

同じのを建てるという、そういう問題なのです。

開発業者と「住民の集い」による話し合いは、市の「中高層建築物指導要綱」の定めに基づき、平成12年2月27日から5月8日まで4回、説明会を開催し、その間、質問状や要求書の提出、回答を入れた話し合いが続けられてきました。住民側は、このような建築計画が企画されたことは、小樽及び富岡の地域特性、地域事情、地勢などについて、企画当初から深まった認識のないままつくったものではないか。この地に15階建ては余りにも巨大。眺望や日照、ビル風など、住宅街に及ぼす影響ははかり知れないこと。何よりも、この建築計画が歴史、地勢、住民等々が醸し出している富岡の街、小樽の街並み、景観、眺望等について、いかに配慮に乏しい建築計画であることを住民側は指摘いたしました。それに対して業者側は、結論として「事業の採算性から階層の変更は困難」という主張になっています。話し合いは平行線をたどることになりますが、ここで行政の果たす役割は大きいと感じます。この間の市の対応についてお聞かせください。

住民側の要求書の中から明らかになったこととして、話し合いを進める中で建築計画の改善を約束したのもあり、住民は、話し合いを継続することで住民の求めている富岡の地域特性に適応した建築計画に徐々に改善されることに期待を寄せ、話し合いを進めてきました。

この段階で建築確認申請の提出を強行したり、はたまた眺望つき、そして紛争つきのマンションを建築するのではなく、会社側が説明会で述べたように、このマンションの建築の進め方がほかのマンション建築者のよき模範となるよう、そのように努めていきたいとの姿勢を具体化して、本マンション建築計画を私たち住民とともに作り上げていくという全国初のマンション建設、小樽富岡形式をつくっていきませんかと強く訴えているのが現状です。このことは、これからの小樽のまちづくりの重要な要素になると考えます。市長の受け止め、行政の責任と指導性についてお伺いいたします。

ここに、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成4年3月31日）」の前文に、こう書かれています。「小樽には、先人の豊かな感性とたゆみない努力によって築き上げられた独自の文化や歴史、港湾都市としての魅力ある雰囲気など、財産がある。これらは天与の恵まれた海、山、坂とともに、変化に富んだ四季の移り変わりの中で独自の都市景観を形成している。次代を担う子供たちが郷土を愛し、未来に夢と誇りの持てるように、小樽の個性と文化を育て、さらに好ましい都市景観を後世に残し、潤いと活力あるまちづくりを進めることが今、私たちに求められている。都市景観は市民1人の生活意識や価値観が背景となって形成され、それは市民文化を反映した総合的な都市としての印象であり、姿である。都市景観形成の主役は私たち市民である」と記されています。

いま一度、この「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」について、しっかりと学習する必要があると感じます。必要があれば、この小樽の景観条例をよりよいものに練り上げて、生活の中に生かしていくことが重要であると強く感じます。市長の見解をお聞かせください。

次に、教育条件整備、とりわけ教職員定数と30人学級についてお伺いいたします。

5月19日、文部省の「調査研究協力会議」の報告を受けて、文部省は2001年度からの公立小中学校のクラス編制について、この先5年間は1クラス40人とする現行の学級編制の標準を維持し、都道府県の独自の判断や自治体の裁量の幅を広げた内容の方針を発表しました。

しかし、この発表内容を見ますと、後ろ向きで、教育改革の流れに沿わない決定であると言わざるを得ません。

子供たちの多様な個性を伸ばして、先生と子供が深くふれあう教育環境をつくるには、「30人以下学級」の実現が望ましいと、現場で苦しむ先生やさまざまなところからそれを求める切実な声が聞かれ、少人数学級の早期実現を求める声が強まっています。

文部省は、なぜ方針転換をためらうのか、この点についての厳しい指摘もされています。この点について、どのように受け止めているのか、教育長の考え方をお聞かせください。

確かに40人は上限で、実際の1学級当たりの人数は、全国平均で小学校27.2人、中学校32.4人となっています。しかし、31人以上の学級が、なお、小学校で5割、中学校で8割を占めているのが現実です。

文部省は、学級人数が少な過ぎると、かえって支障が出ることや、少人数化に伴う教職員増を賄う財政負担の大きさを問題視しているようですが、ここで問題なのは、文部省が全国で新設する2万数千人の教職員の増加の枠を利用したとすれば、きめ細かな指導も可能になると判断したことです。学級集団を柔軟につくることは大切ですが、ただし、それは学級規模の縮小と相まって初めて生きることではないでしょうか。この点についての教育長の見解をお聞かせください。

そう考えてきますと、文部省が現状維持を通そうとする理由は財政負担でしょう。公立小学校を30人以下とするには約12万人の先生が必要となり、国・都道府県合わせて約1兆円の負担増であると宣伝しています。これに対して、2万人余りの増加なら2,000億円の負担で済むと考えた点に注目したいと思います。

教育環境の改善のための抜本的な対策が望まれ、今それに向かって進んでいるにもかかわらず、その方向に取り組まず、運用の工夫だけで当座をしのぐという安易な発想がうかがわれるのではないかと指摘も多くあります。私はそのとおりだと感じます。

今日、学校教育に求められていることは、教職員と児童・生徒1人1人がふれあうことができる時間をつくり出し、自分とは何かを発見する喜びを知ることではないでしょうか。そのために必要なことは、各学校が自主性と自律性を持ち、創意工夫を生かした特色ある教育を実現することではないでしょうか。

地方分権は時の流れです。学級編制等は各学校、地域の判断に任せるのが基本だとは考えますが、国としては、すべての地方公共団体で30人学級を実現できるだけの財政を国が保障するよう定めるべきではないでしょうか。

米国や英国では、小学校低学年の学級人数の上限を18人ないし19人にするための取り組みが始まっています。児童・生徒の数が減少するに当たり、学級編制基準を改訂することによって、児童・生徒1人1人に教職員の目がしっかりと届く教育を実現することが、21世紀に向けて学校教育の再生を図る有効な方策となり得ると考えます。市教委の対応と今後の取り組みについての考え方についてお聞かせください。

再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成11年の市内の交通事故の発生状況と今後の対策についてであります。平成11年は平成10年に比較しまして、死亡者数では1名減少したものの、発生件数、負傷者ともに20数%の大幅な増加と、大変残念な結果

に終わっております。特に死亡事故につきましては、15名のうち高齢者の犠牲者が4名と相変わらず高い比率を示しております。

事故発生の検証等についてであります。事故が発生した場合には警察署が現場検証を行っておりますが、その後、特に死亡事故の場合については、市の交通安全対策課でも事故現場を確認し、事故の状況や事故原因等の把握を行っております。その中で、事故が多発している場所については、注意看板の設置はもちろんのこと、道路標識や信号機の設置についても、住民要望も含め、市から直接、北海道公安委員会に要望しているところであります。

さらに、標識等の破損を発見した場合には警察署に、冬期間、雪山で視界が悪いところは、それぞれの道路管理者に対応をお願いしているところであります。

また、事故分析については、警察においてあらゆる角度から分析を行っており、その資料をもとに市として交通事故状況を作成し、事故防止の啓発に役立てております。

今後の対応につきましては、警察や交通安全協会など関係機関・団体との密接な連携のもとに、7期70日の交通安全運動をはじめ、幼稚園、小学校、町内会、高齢者など幅広い階層を対象とした交通安全教室の開催を通じて啓発や指導に取り組む中で、交通安全意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、稲穂小学校横の信号機の設置についてであります。同交差点は稲穂小学校の通学路でもあり、通学する児童など歩行者の安全確保の観点から、運転者への注意を喚起する看板を設置しておりますが、信号機の設置についても、北海道公安委員会に既に要望済みであります。ただ、同交差点国道側はかなりの急坂であり、特に冬期間、止まった車が発進できない状況が予想されるため、ロードヒーティングの設置が必要との警察署の見解もありまして、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、街並み景観についてのお尋ねであります。まず、富岡2丁目のマンション建設に対する市の対応についてですが、本年2月に「中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づく届け出及び景観条例に基づく大規模建物等の届け出がなされて以来、事業者へは、周辺住民へのわかりやすい説明をすること及び住民の要望等への誠意ある対応をするよう指導してきており、随時両者から説明会等の報告を受けておりますが、両者が円満に話し合いがされるよう指導してきたところであります。

次に、行政の責任と指導ということですが、マンション建設に当たっては、計画内容が住民に十分説明され、理解が得られた中で事業が進められていくのが基本であると考えております。今回の階層等の計画変更についての話し合いが平行線をたどったため、市が双方と個別に話し合いを進め、その結果、現在、計画内容の一部変更について両者で協議が進められております。今後とも、市といたしましては、引き続き両者の話し合いが円滑に進められるよう調整に努めてまいりたいと考えております。

次に、景観条例についてであります。市といたしましては、平成4年に景観条例を制定し、この条例の趣旨について、景観フォーラムや街並みウォッチング等を開催しながら啓発活動に努めているところであります。また、景観形成には市民の理解と協力が必要なことから、一定地区内の住民などで構成され、住みよい景観づくりのために活動している団体を「まちづくり景観協議会」として認定し、その活動に対して助成を行っているところであります。

さらに、一定地区内の住民等による建物、看板、緑化などの自主的な取り決めを「まちづくり景観協定」とし

で認定し、支援する制度もあります。今後、これらの制度の活用を含めて地域と協議しながら、地域の特性にふさわしい景観の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、このたびの「調査研究協力者会議」の報告についてですが、現行の学級編制の標準を維持しつつ、学習集団の小規模化を果たそうとするもので、現行のクラス固定の授業展開をもっと自由な集団に変えるものであり、注目すべきものと考えます。

教育委員会といたしましては、国に対し、第7次定数改善計画の策定を要望しており、今後とも第7次計画と今回報告との関連について見守ってまいりたいと考えております。

次に、教職員定数についてですが、御指摘のとおり、学級定数40人上限で、1学級当たり全国平均では小学校27.2人、中学校32.4人であり、教員1人当たりの児童・生徒数は小学校19.3人、中学校16.7人となっております。

報告によりますと、平成13年度から17年度までの改善で先進欧米並みの人数まで改善したいとしており、財政負担の制約があったとはいえ、注目していきたいと考えております。

次に、学級規模の縮小についてですが、このたびの報告では、ホームルームとしての生活集団の基礎として1学級40人を維持しつつ、学習展開の場合、1学級2分割、20人規模の集団を予想しております。実際問題として15人から20人ぐらいと想定され、個別指導で効果を上げる学習教科では有効な結果を生むものと考えられます。

最後に、学級編制の40人基準についてですが、市教委ではこのたびの報告以前に、40人以下学級の実現を目指す第7次改善計画の策定を早期に進めること。また、具体的振興計画については小学校1、2年及び中学3年生の対応から始めるべきと要望しており、さきにもお答えいたしました。このたびの報告を文部省がどう具体的方針として示すのか、また、第7次改善計画はどのようになるのか、注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

21番(佐々木勝利議員) 1件だけ教育長に。

文部省の動きを十分注意して見ていると、こういうことですがけれども、道との協議というのは、道教委との関係というのは、積極的にどういうふうにかかわっているのか。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 御質問にお答えいたします。

第7次改善計画につきまして、都市教育長協議会の名前で道教委を通して文部省に要望しており、基本的には道の方も第7次改善計画の策定が大事であると考えております。今回の協力者会議の報告は、この時期と想定されておりましたので、その相関は注意深く見ていく必要があると、そういうふうと考えております。

以上です。

議長（松田日出男） 佐々木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時40分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

8番（斉藤裕敬議員） 平成12年第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

本年7月1日から供用開始する桃内廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。

管理委託業務の随意契約は、与党議員の鋭い質問を受けたことに端を発し、議会での議論の末、公募型指名競争入札に変更。去る5月16日、4,042万5,000円で樽栄環境整備株式会社が落札いたしました。

当初、与党議員の「随意契約の受託基準があいまい」という主旨の厳しい追及に対し、環境部は、「市内では株式会社エコサービス以外には委託先はない」かのごとく答弁を繰り返してきました。まさしく、エコサービス一点張りの答弁でありました。

ところが、ふたをあけてみると、エコサービス以外の2社から公募申し込みがあり、この事業に高い関心を示しているのと同時に、肝心かなめのエコサービスは公募にさえ参加しませんでした。理事者の予測は見事に外れました。随意契約の根拠、議事録に残っている答弁は一体何だったのか、強い不信感を抱かざるを得ません。こんなことが再三起きるのであれば、環境部に限らず、随意契約そのものを全庁的に見直さなければならなくなってしまうほどの重大な問題と考えています。

まず、随意契約予定者が公募にさえ参加しなかった事実、これまでの理事者の主張と結果が大きく乖離していることに対し、説明と市長の見解をお示しください。

今回の契約金額は4,042万5,000円ですが、当初予算における廃棄物最終処分場維持管理経費は7,780万円であり、かなり開きがあるように映ります。当然、この予算には事務経費や市からの支給品が含まれているとは想像できますが、当初予算の内訳をお示し願いたいと思います。

自治体の契約における予定価格の公表は時代の流れであり、委託業務も透明性を高める意味で公表すべきと考えます。いかがでしょうか。

公募の内容、中身についてであります。

公募の告示の際、これは告示当日ということですが、私は理事者より資料をいただき、一読して不明瞭な点、誤解を生む点があると環境部に指摘しておきました。それは、身分の移管と雇用手続に係る日数の問題、資格者による縛りの問題でありました。私としましては、既に告示されてしまっていることや公募の公正さを配慮し、入札が終わるまでそれ以上の発言は控えざるを得なかったわけであります。

私の調査の結果、入札直前の5月12日の金曜日の夕方に、公募企業2社とも水処理関係の技術者が不適格と判断され、土日を挟んだ翌月曜日までに新たな資格者をそろえなさい、こういうことだったようであります。入札

に参加しようという者が、1社ならまだいざ知らず、2社とも資格要件を満たさなかったということは、発注者側に問題があったのではないかと、こう疑わざるを得ません。「下水道処理施設管理技師又は同等以上と認められる者」、この「同等」の解釈は具体的にどういうことだったのか、説明を求めます。

結果、1社は辞退せざるを得なかったわけですが、辞退した1社はその後の調査により、「道と札幌市に相談した上での参加だった」と、こう語っております。

私も、この水処理技術者、正式には下水道処理施設管理技師について、聞きなれない資格だったので、処分場と汚水処理施設の関係について厚生省、建設省に問い合わせてみましたが、話がかみ合わず、よくわかりませんでした。

委託業務の水準を高めるという意味で発注者側がいろいろ条件や注文をつけることは、ある意味では望まれることでありますので、この下水道処理施設管理技師を受託条件にするということは、ある意味では発注者の裁量とも言えます。しかし、調べれば調べるほど、この資格者による縛りは異例とは言いませんけれども、大変珍しい条件と感じられますので、他都市の同様の事例を一つ二つ挙げ、下水道処理施設管理技師を要件に入れた経緯をお示し願いたいと思います。

今回、市長の判断によって公募式を採用したことにより、廃棄物施設の管理委託業務に地場企業の異業種参入という新たな可能性を見出したことは評価できるところであります。今回は初めてということもあり、少々ドタバタしましたが、これも経験の積み重ねであり、決して無駄ではないと思います。そこで、今後予定されている新リサイクル施設や新焼却施設の委託についても、今回同様、公募方式を採用するべきであると思います。市長の考えをお示してください。

地方分権と都市計画についてお尋ねいたします。

地方分権一括法成立に先立ち、「都市計画中央審議会」において、「都市計画における役割分担のあり方について」と題し議論がなされ、制定後30年を経過した現行都市計画法が社会情勢の変化により地域の実情とずれて生じていることに着目し、大幅な見直しの必要性が確認されたところであります。一括法により、本市においては「都市計画審議会」と道との関係が承認から同意に変わり、その裁量が広がったようにもうかがえますが、ここで改めて同意による市町村決定事項についてお示しを願いたいと思います。

今回の分権と都市計画の精神は地域の実情に合った継続可能な都市の構築にあると考えますが、私が特に注目しているのは、市街化区域と市街化調整区域、いわゆる線引きについてであります。

「経済の底打ちがされた」とか、「いや、まだまだ」、専門家の意見はさまざまありますが、小樽の経済、特に中小事業者は疲れ切った様相であります。建設関連の下請、孫請業者は、「全く仕事がない」、「あっても、たたき合い」という悲鳴が聞こえてくるのであります。調整区域の線引きを改めることによって土地の流動性、換価性を高め、個人消費を刺激すべきと考えています。

私はこれまでも、本市の地形的特徴を踏まえ、市街化区域内の未利用地を調整区域と入れ替える逆線引きを提言してまいりましたが、これも含め土地利用を積極的に進めるべきと思います。いかがでしょうか。

分権一括法、都市計画法及び建築基準法の改正による本市に対する恩恵、プラス要件は何か伺います。

からまつ公園運動場の利用について、お尋ねいたします。

昭和49年、4,184万円を投じ、サッカー・ラグビー場が設けられました。運営ハウスの新築、芝生の張り替え、

ハウスの増築等々、総額1億4,867万4,000円の施設整備費に加え、芝生の維持管理費約600万円を含む年間約800万円の経費が必要であると聞きます。夏期のサッカー、ラグビーの利用者は年間1万人前後とのことで、冬期のクロスカントリー愛好者の利用を含めると、市民のスポーツ振興に大きな効果を上げている施設であります。

からまつ公園には運営ハウスがあり、冬期間のクロスカントリーは市の主催ということもあり、基本的に開放されているようですが、夏期については減免制度はあるものの、グラウンド使用料、日1,500円の3倍、4,500円のハウス使用料は、サッカー、ラグビーの少年団やクラブチームにとってはかなり大きな負担となり、結果、使いづらいものになっているのであります。

最近のハウス利用を調べますと、年間12回程度、月1回の利用ペース。昨年の使用料も、年間総額で3万3,750円と極めて少額であり、維持管理経費年800万円の一部収入と考えるには心もとないものであります。

そもそも社会教育施設や社会体育施設は、市民負担をできるだけ軽くし、施設利用の増進を目指すべきであり、社会基盤の一つであると考えます。ハウスだけ考えると、イニシャルコストに6,639万5,000円、水道光熱費等ランニングコストは年間約200万円であり、4万円弱の使用料を取るよりも、無料にして本来ハウスが持つ意義、目的を高めることの方が合理的であります。

使用料無料の取り扱いについては、条例、規則の関係もあり、煩雑な一面もあるとは十分承知しておりますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

また、この際、社会体育施設全般にわたり、その利用回数、使用料について調査、再検討すべきと思いますが、あわせてお示しください。

その他の項として、6月6日に撤回された議案第22号「平成12年度小樽市一般会計補正予算」及び議案第23号「不動産の処分について」質問いたします。

既に自民党・松本光世議員の「融資証明を取るべき」との指摘にもありますように、議案提出に至る理事者の対応に不手際があったと言わざるを得ません。議会に対する説明も、主旨はわかるが、実務的には不自然な面も散見され、財産の処分に当たっては慎重に慎重を重ねていただきたいものと願います。

議会からの融資及び所有権移転の実務に対する問い合わせにも、的を得た回答とは言いがたく、いたずらに時間を費やした感さえあります。撤回の理由についても疑問が残るものであり、山水ホテルはもちろんのこと、中小公庫、理事者、議会に要らぬ不信感を抱かせたことにもなりました。理事者におかれましては、事業の熟度をしっかり判断していただきたいと存じます。

また、市長が常日ごろ述べられている横断行政的機能を発揮されることを望みます。

今回、不動産鑑定評価を行い、「市有財産評価委員会」の議を経て売却金額を決定したわけですが、これは事業の内容さえ市の方針と合致していれば、同金額で山水ホテル以外にも売る可能性があるというお考えなのか、この辺を1点だけ御質問させていただきたいと思えます。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長（山田勝磨） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

桃内最終処分場について幾つか御質問がありました。

初めに、処分場の業務委託業者の決定までの経過についてであります。当初は環境部において随意契約によることで検討を進めていた経過がありましたが、より透明性、公平性を確保するため、最終的には公募型指名競争入札によることとしたものであります。この経過の中で、疑問を抱かせるようなことがあったとすれば好ましくないことであり、今後、このようなことのないように努めていかなければならないと考えております。

次に、廃棄物最終処分場維持管理経費の当初予算額の内訳についてであります。管理業務が3,940万円、除雪、水質検査などの委託料が1,050万円、薬剤費が1,140万円、燃料・光熱水費が1,390万円、その他、計量伝票印刷費などの一般事務経費が260万円となっております。

なお、今回の委託契約では、伍助沢廃棄物処分場の汚水処理施設の管理業務も含めて契約したものであります。

次に、予定価格の公表についてのお尋ねであります。本市では契約手続の透明性を高めるため、平成10年度から工事請負については、契約後において予定価格の公表を行っております。委託契約の予定価格の公表については、他都市においては、設計、測定の委託契約について予定価格を公表している事例はありますが、このような委託契約においては、公表している事例は承知しておりません。今後、情報を集めながら研究してまいりたいと考えております。

次に、「下水道処理施設管理技師又は同等と認められる者」についてであります。公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格を規定しております下水道法施行令第15条の3各号に掲げられている者と解しております。

次に、公募型競争入札に下水道処理施設管理技師を応募要件としたことについてであります。市といたしましては、埋立処分場で処理する汚水が下水道処理の汚水に近似しているなどの理由により、伍助沢の現処理場には、下水道法の規定による「下水道の維持管理を行うため必要とされる技術」の検定試験合格者を充てております。このようなことから、桃内の新しい水処理施設では、より高度の処理を行うこと、また、新処分場は最新の構造や機能を有し、処理する汚水の状況がこれまでと相当変化することなどを考慮して、処理に万全を期すため、技術検定試験合格者と同等の下水道処理施設管理技師を応募要件としたものであります。

次に、今後整備する処理施設の管理業務についてであります。これらの施設は現在計画段階であり、その機能、規模等も未決定で、着工まで相当時間がありますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、地方分権と都市計画について何点かお尋ねがありました。まず、小樽市における都市計画の決定事項についてであります。今回の地方分権による都市計画法の見直しにより、小樽市に設置されている「都市計画審議会」が法定化されました。このことから、市が都市計画決定をしようとするときは、知事と協議をし、同意を得ることになりました。したがって、「北海道都市計画審議会」の議を経ることが不要となったわけでありました。したがって、市が都市計画決定できる主な事項は、用途地域、4車線未満の道路、10ヘクタール未満の公園や50ヘクタール未満の土地区画整理事業などでありました。

次に、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについてであります。小樽市の都市計画は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化の促進を図るために、都市計画区域を区分して市街化区域と市街化調整区域を定めた線引きを行っております。

これまでの線引きの見直しにつきましては、小樽市の地形的な特徴や社会環境及び自然環境を考慮し、総合計画や都市計画の基本方針であります「整備、開発又は保全の方針」に基づき将来のあるべき姿を描き、安全で快適な市街地形成を図る方向で見直しを行ってきたところであります。今後の線引き見直しにつきましては、これらのことを踏まえつつ、市街地の未利用地などを十分に調査、把握し、市民の意向を尊重しながら、逆線引きも視野に入れ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画法及び建築基準法の改正についてであります。今回の法改正の趣旨は、活力ある中心市街地の再生と豊かな自然環境のもとでのゆとりある居住を実現することが今後のまちづくりの目標であり、理念であります。

今回の改正による主な改善点としては、都市計画に関するマスタープランの充実や線引き制度等の見直し、良好な環境確保のための制度の充実、既成市街地の再整備のための制度の導入や都市計画決定のシステムの合理化などです。特に都市計画の決定システムの合理化につきましては、地区計画の立案において地域住民の意向が早い段階から反映される方向での拡充となっており、さらに都市計画決定までの手続について、一層の透明性を向上させるものであります。

最後に、議案第22号及び第23号の撤回についてであります。今回の購入延期の申し出があったわけですが、これはあくまでも融資決定までの先送りということですので、現時点では洞爺山水ホテル以外に売り払うということは考えておりません。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 斉藤裕敬議員の御質問にお答えいたします。

からまつ公園運動場の運営についてですが、同運営室は都市公園条例において有料公園施設として位置づけられ、団体使用料の額が定められております。これまで、市の主催事業や、中体連、高体連の大会など公的な行事では、使用料の減免措置を行っているところであります。このため、クラブチームや少年スポーツ団体に対する全面的な無料開放は難しいものと考えられますが、公益上などの理由から必要と認められる場合は、休憩などでの一部利用について配慮してまいりたいと考えております。

また、社会体育施設の使用料等の再検討についてですが、今後、施設全体の管理運営のあり方の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

8番(斉藤裕敬議員) 再質問申し上げます。

委託業務の予定価格公表というのは、他都市の事例では聞いていないと、だからやらないのだというように聞こえました。

そこで市長、私の質問の中で、この下水道処理施設管理技師、こういう資格者を処分場の受託要件にしているところはあるのですかと、一つ二つ他都市の事例を挙げて答えてください、こう言っているのですよ。この辺は

答弁がなかった。この辺はもう一度答弁してもらわなかったら、あるのかないのか。お尋ねします。

私は極めてまだという印象を受けているのですよ。というのは、建設省、厚生省にそれぞれ聞いても、聞いたことないと言うのですよ、こういう条件をつけているところは。厚生省の方は、何でそういうことが必要なのですかという。下水道の処理施設なんて言っていますけれども、産業廃棄物処理法令集、これは産廃の資格を取る人は必ず持たされる。下水道処理施設管理技師なんて言葉は一言も出てこない。それどころか、下水道の水処理とは全く違う注意を、いろいろな注意を事細かに書かれているわけです。

厚生省の見解としては、電話ではありましたけれども、非常に不愉快というか、私の質問に対して、何を聞いているのだというようなニュアンスでありました。私たちの法律に何も書いていないものを、なぜそこにつくった。

建設省に尋ねました。建設省に尋ねましたら、こう言っているのです。これは民間の委託業者の技術向上を目指す任意資格であるから、強制力はないですよ。それでも、いや今回、こういう形で最終処分場の水処理に下水道処理の技術を生かす云々という話をしましたら、建設省はばっさりです。そもそも公共下水道、流域下水道に当たらない、これだけですよ。

私は質問の中でも述べていますけれども、発注者がよかれと思っている注文つけるの、これは結構です。だけど、いろいろ注文つけるのであれば、きちんとした根拠が必要ではないですか。下水道法と廃棄物処理法は全然違う、所管も建設省と厚生省、全然違う、それをくっつけてくる。これは非常にまれなことです。この辺の説明をしていただきたい。

それと、下水道処理施設管理技師というのは、聞きなれないことですが、物の本によりますと、民間の方は、下水道処理施設で一定年限の経験年数、実務経験年数がなければ資格講習を受けられないと書いてあります。一体この資格を小樽市内で持っている会社というのはどこなのですか。これは市長おわかりでなかったら、水道局に聞いていただいて、局長に答えていただいても結構ですけれども、どこなのですか、何人いるのですか。これをお答え願いたい。

市長に対しては、これは環境部と水道局との協議というのがあったのかどうか。そして、市長はこれが非常にまれなケースであるということをお報告を受けていたかどうか、この辺をお尋ねしたいと思います。

それと、湯鹿里荘の件ですけれども、融資決定までの先送りである。これは市長の方針ですから、それは結構なのですけれども、それでも、待ってあげるといっても限度があるだろうと思うのですね。それはいつぐらいまで。年内なのか、それとももっと短いのか、これをお答え願いたい。

湯鹿里荘に関してもう一つは、売却の意思を市としては示したということです、今回。しかも、金額も提示してしまったということです。そうしたら、第三者、私が心配しているのは、山水ホテル以外の第三者が申し入れをしたときに、申し入れがあったときに、市長はそれは山水ホテルありきのことで、取っかかりがこうなのだから、ほかには考えていないよと言うけれども、実際対抗できるのか、これはいけませんよと言えるのかなど。他の申し込みがあったときに対応できるのかということが心配です。その辺を見解をお尋ねします。

教育長に関しては、いろいろ施設ありますね。今回の事例をとりますと、設置が昭和49年あたりからのものなわけですよ。そして、自来、条例、規則も当然ありますけれども、これは見直しがそうそう図られているものではないわけですよ。

そして、やはり施設というのは、私の持論としては、社会教育施設、社会体育施設に採算性を必要以上に導入するのはいかなものかなと思っているのです。しかし、今回のやつは、どっちにしたって、収入として上がってきているのは3万3,000円ですよ、年間。年間3万3,000円。乱暴な言い方をすると、入っても入らなくてもいいお金ではないですか。とするならば、建物だっただんどん老朽化するわけですから、建物を無料開放して、そして建物本来の目的、使ってあげるのが筋ではないですか。そういう意味で合理的と申し上げました。これについてもう一度御答弁願いたい。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝彦） 桃内の関係でございますけれども、この公募型の指名競争入札に当たりまして、これについては、庁内の「応募要件審査委員会」においてそういった議論をして進めてきた。そして、その結果を報告を受けております。

その他の部分については、環境部長からお答えをさせます。

それから、湯鹿里荘の関係でございますけれども、今回の件につきましては確かに異例だと思います。御本人がああいった有珠山の噴火によって非常に再開のめどが立たない、あるいは従業員の皆さんの苦悩も考えて、何とかここをお願いしたいと、こういうお話がありましたので、そのことに対して私の方でこたえてあげようというような趣旨で、それとまた、隣の旧温泉センターの土地についても一括でというお話がありましたので、今回、随意契約による売却を決定したものでありまして、特別な措置であるというふうに御理解願いたいと思いますし、いつまで待つかということでございますけれども、現状としては洞爺湖の方で再開が可能であるのではないかと。噴火が鎮静化に向かっていますので、再開の可能性があるのではないかと、近々ですね。そういうようなことで、当面は融資を受けて向こうでの再開、そしてまた同時に、向こうのめどがつけば、こっちでというようなことで考えているようでございまして、あわせて融資の申し込みをしているようでございまして、その融資が決まるまでということでございますので、それが決まれば改めてまたお願いしたいと思っておりますけれども、現状ではいつになるか、ちょっとまだ、その辺はまだ不明確でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 環境部長。

環境部長（大津寅彦） 斉藤議員の質問にお答えを申し上げます。

下水道処理施設管理技師についてでございますけれども、御質問にありました他市の状況について把握をしてございません。ただ、市長が先ほど答弁をいたしましたけれども、本市の現在の伍助沢処理場にこの管理技師と同等の技術検定合格者である職員を配置をしていると。そういったような状況の中で、この管理技師の業務を民間委託する場合に、登録要件となっているこの管理技師の配置を要件にしたと。そういうことで、施設をあずかる環境部としての考え方でそういうふうなことを審査委員会の中でお願いをしたという経過でございます。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） お答えいたします。

全体の建物を利用するときに4,500円必要ですが、例えば少年スポーツ団が突然の降雨とか休憩とかトイレの利用といったようなときに、そこまで適用するのはどうかという意見が内部にございますので、今後検討して、その場合の対応について考えてまいりたいと思います。

また、平成14年度から学校5日制が全体的に行われますので、そういう時点も視野に入れながら社会教育、社会体育施設の利用について検討したい。今、検討を考えておりますので、その点について御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 水道局長。

水道局長（須貝芳雄） 先ほどの御質問の中で、水道局が管理しています下水道終末処理場のお話では、この下水道処理施設管理技師は選任できておるわけです。道央エンジニアリングさんで委託してまして、そこに管理技師がおります。あわせて、同会社にはこの資格を有している者が数人いるというふう聞いております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

8番（斉藤裕敬議員） 市長の答弁の湯鹿里荘に関しては、わかりました。というのは、相手のあることですし、我々を含め、ほかの会派の皆さんたちも、やはり洞爺の噴火の救済という一面もあって心配したわけです。しかし、余りにも、行政マンの方としては、やはりなれない、手なれない話だったのかもしれないですね。融資であるとか、新会社の設立だとか、そういうことで手なれない問題だったのかもしれないけれども、これはやはり人材をフルに活用して見きわめていただきたいと、こう要望しておきます。

それと、これは市長にお尋ねしますけれども、今の環境部長、そして水道局長の答弁で明らかのように、他都市の事例は知らない。普通、「他都市の事例を参考にしまして」とかいう答弁は今まで山ほど聞いてきましたけれども、「他都市の事例は知りません」なんていう答弁は珍しい答弁ですよ。このこと自体が珍しいですよ。

しかも、水道局長の答弁にあるように、特定のところしか持っていないのですよ。なぜかというと、公共下水道の管理会社なんていうのは小樽市だったら1つしかないわけですから。技術検定の3種だったら3種と最初からうたえばよかったですではないですか。3種ということになると、市のOBさんも含めて随分人が増えてきますわね。ところが、下水道施設管理技師なんて前面に出してしまうと、読み方によっては特定の業者さんしかだめですよと宣言しているように映るのですよ、常識的に。

いや、それは小樽以外にも、札幌でも、それこそ余市でも倶知安でもたくさんいますよと、こう言われるかもしれないけれども、少なくとも公募条件というのは、小樽市内という枠組みを、たがをはめたわけだから、こういう誤解を生むような受託要件というのは改めてもらわないと困ります。

市長、原課の環境部が他都市の事例を知らないということ、知りませんよ、調べてもいませんよ、このことについてどうお考えですか。これだけ最後に聞いておきます。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 先ほどもお答えしましたけれども、他都市の事例を調査したかどうか。していないというふうな話でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在の処分場でそういう資格のある者がいるという、他都市を調べなくても実際に身近に自分のところにいるわけですから、それを参考にして今回、新しい施設もそういう万全の処理をしなければならないという、そういう意識の中で公募要件に入れたものというふうに思っております。

議長（松田日出男） 齊藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

24番（北野義紀議員） 一般質問を行います。

市民と小樽港の安全、小樽市の平和を守る立場から、最近明らかとなりました日米両国政府による「日本への核兵器持ち込みの密約」にかかわって尋ねます。

日本への核兵器の持ち込みの密約については、これまでラロック元アメリカ海軍提督やライシャワー元駐日大使の証言があり、核密約が日米政府間にあることが問題になったことが何回かありました。そのたびに政府は、「これは、やめた外交官の不確かな話だ」などと言って逃げ、本格的究明には至りませんでした。

ところが、日本共産党が今年2月11日、アメリカ国立公文書館でアメリカ政府が情報公開法に基づいて公開している外交文書の中から、日米両国政府による核密約にかかわる幾つかの文書の全文を入手いたしました。これによって、核兵器の日本への持ち込みの密約の全貌が明らかになりました。このことにより、アメリカ艦船の小樽入港に当たって、これまで外務省への照会で小樽港への入港のアメリカ艦船には核は積んでいないとした歴代小樽市長の判断が違っていたという重大な結果となりました。

我が党は、一貫して核兵器積載可能艦の入港を認めるべきでないという立場を主張してまいりました。

今年2月3日から7日まで小樽に入港した「モービルベイ」のとき、山田市長は歴代市長と同じように外務省などに問い合わせました。これに対する1月18日付け「外務省北米局日米安全保障条約課長」の回答は、「米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持ち込みについて事前協議が行われていない以上、米国による核持ち込みがないことについては、政府として疑いを有しておりません」とのことでした。これを根拠に山田市長は「モービルベイ」の入港を認めました。

アメリカの公文書が明らかにした事実は何か。事前協議の対象に核兵器を積んだ艦船の日本の港への一時寄港、核搭載飛行機の日本の空港への一時立ち寄り含まれていないということです。事前協議するときは、核兵器を日本に本格的に常時配備するときであるということです。

この秘密の取り決めに照らせば、小樽港に1971年以降だけでも67隻のアメリカ第7艦隊の艦船が入港していますが、この中に核兵器を積載している駆逐艦、巡洋艦も多数含まれており、核兵器を積んだまま米艦船が小樽に入港していたこととなります。このことは極めて重大と言わなければなりません。この事実に対して市長はどういう見解をお持ちか、お答えください。

1982年（昭和57年）に市議会が全会一致で決議した「核兵器廃絶平和都市宣言」で小樽は非核三原則、つまり「持たず、つくらず、持ち込ませず」が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶平和都市になることを宣言い

たしました。この趣旨に沿い、小樽市に核兵器が持ち込まれることがないようにすることは、議決した市議会の任務でもあります。この立場から私は日米両国政府による核密約の歴史的事実を明らかにし、市長の見解を求めるものであります。

第1は、核兵器積載艦の日本寄港は1950年代、旧安保条約の時代に確立していたということです。

アメリカ国務省と国防総省の共同報告書で、「核兵器積載の米艦船が日本の港湾に寄港する慣行は、1960年以前に確立されたものであった」と書かれております。また、後でも触れますが、1963年、ケネディ大統領が日本への核積載艦船の寄港問題で開いた対策会議の議事録で、当時の海軍作戦部長代理のグリフィン提督は、「1950年代の早い時期から核兵器は通常、日本の港湾に寄港している空母の艦上に積載されてきた。さらに、太平洋における空母機動部隊を構成している駆逐艦や巡洋艦も、行く行くは同じように核装備される」と発言しています。

第2は、1959年から60年にかけての日米安保条約改定交渉で何が問題となり、どんな結論になったかということです。

アメリカ側から見て最大の問題の一つは、核兵器を積んだ艦船がこれまでどおり自由に日本の港に寄港できるようにすることでした。皆さん方も御承知の「岸・ハーター交換公文」は4項目から成っています。その3項目目で、「事前協議は合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来、合衆国艦船の日本領海や港湾への立ち入りに関する現行の手續に影響を与えるものとは解されない」つまり、旧安保条約時代と同様に、核兵器を積んだ艦船が日本の港湾に自由に寄港できるということです。

続いて、この核密約をより強固にしたのは、1963年のケネディ大統領のときでした。63年1月、日米政府間に1つの事件が起きました。アメリカが日本に対し、原子力潜水艦の寄港を申し入れてきたときのことで、日本国内では核兵器の持ち込みではないかという世論が起こり、国会でも追及が行われました。これに対して当時の池田勇人首相は、「核兵器を積んだ軍艦の日本寄港は一切お断りするのが日本政府の立場だ」と答弁しました。

この答弁にアメリカでは、秘密取り決め違反だということで政府部内の大問題となり、ひそかに緊急対策会議が開かれました。会議の名称は、「米核兵器装備艦船の日本立ち寄りに関する大統領の会議」です。この会議で今の日本政府は60年の秘密取り決めを知っているのだろうかということが問題になり、結論としてライシャワー大使に至急日本政府の代表と会談を行わせ、日本政府が秘密取り決めを知っているかどうか確かめることを含め、日本の国会での政府答弁が秘密取り決め反していることを日本政府にわからせようという訓令を出すことになりました。

ケネディ大統領はこの訓令のとき、「日本側が十分納得しなかったら、よくよくの例外だが、日本に入っている軍艦は核を積んでいる場合があるということを適切な表現で話をしてもいい」とまで言っています。訓令を受けたライシャワー大使に呼ばれたのが当時の外務大臣大平正芳氏でありました。この会談後のライシャワー報告書も公開されていますが、池田首相も大平外務大臣も核密約のことは知らなかった、前任者から引き継いでいなかったのです。それにもかかわらず、大平外務大臣はアメリカの考えを理解し、秘密協定を今後とも忠実に守ることをたった1人の判断で、その場で改めて約束するという重大なことをしてしまいました。

第3の問題は、1972年、横須賀の核空母の母港化です。

当時の田中内閣、時の外務大臣は大平正芳氏でありました。これまで核兵器積載艦の一時寄港だけであったものを、横須賀に核兵器積載空母が常時駐留するという母港化を認めてしまった。これは日本への核兵器持ち込み

を新たな段階に拡大するものであったことは明らかです。これが現在のクリントン政権にも引き継がれているわけです。

こういう歴史的経過に照らしてみれば、艦船の母港化は核を積んだままで結構、日本への軍艦の立ち入りも核兵器を積んだままで結構、飛行機の日本立ち寄りも核兵器を積んだままで結構というのが日米間で確立された仕組みの基本になっています。

第4は、1960年に「文章の形をとらないもう一つの秘密了解」で、有事の際の核兵器の本格的持ち込み、配備の権利をアメリカが持っているという重大な問題です。

これは、1966年に当時のソ連のコスイギン首相が核拡散防止条約に関連して、「自国の領内に核兵器を持たない非核保有国に対しては核攻撃は行わない」ことを条約にうたおうではないかと提案したときのことで、この核拡散防止条約に関しては反対の強い国際世論もあったわけですが、核を持たない国々の中には歓迎の世論もありました。

日本でも、当時の下田外務次官がコスイギン提案を評価する記者会見を行いました。これがアメリカで大問題となり、直ちに国務次官が日本に飛んできて外務省と交渉をやりました。しかし、日本の態度があいまいだということで、ラスク国務長官がライシャワー大使に極秘電報を打ちました。この電報も今では公開されていますが、この中で、「日本政府は、秘密の1960年の合意が日本への核持ち込みについての日本の同意を求めるアメリカの権利を認めていることを想起すべきである」というくだりがあります。これは日本への本格的核兵器の持ち込みの権利を、1960年にアメリカとの間で文章の形をとらない秘密の取り決めが保証された証拠であります。

以上、歴史的事実がアメリカの公文書の公開によって明らかになった日米両国政府の核密約です。市長もアメリカが公開した関連の文書は御覧になっておられるでしょうから、この重大な事実に対し、どういう見解をお持ちか、お尋ねします。

また、核密約の事実に関連して、小樽にかかわることを幾つかお尋ねいたします。

小樽港へ核兵器積載艦が入港していたことはアメリカ側の公文書で明らかになったのですから、これまでの市長の見解に照らしても、入港を断るのは当然です。小樽港の安全を確保するためにも、この際、核兵器積載可能艦の入港は認めない、きっぱりとした態度を打ち出すべきです。その保証の一つとして、非核証明書がない限り入港は認めないという「神戸方式」をこの際、小樽でも採用すべきことを改めて提案します。見解をお聞かせください。

次に、小樽市港湾施設管理使用条例に照らし、核兵器や通常の弾薬は危険物ですから、今後、米艦の入港届に記入させることは当然で、入港はきっぱりと拒否すべきです。市長の見解を伺います。

同時に、艦船が積載している通常の弾薬も法律では危険物とされているのですから、我が党の質問に市長は、「通常の弾薬は艦船の装備品だから、入港届に記入の必要はない」ということで、我が党と見解が分かれ、政府の見解を聞くことになりましたが、政府の見解はどうであったか、お聞かせください。

この問題の最後に、周辺事態安全確保法の地方公共団体、民間の協力の項ですが、この政府の解説案に関連して尋ねます。

民間の団体が政府から米軍への協力要請を受けて協力を行った場合、その仕事にかかわる情報を一定期間非公開にしてほしいとの依頼を受けた人が情報非公開の依頼に反し情報を漏らした場合、いわゆる「刑事特別法」の

第6条に抵触するという問題です。

これは、アメリカの依頼で作業に従事した人が、仕事帰りに居酒屋などで、「どんな貨物の作業をやった」などとしゃべったら、「刑事特別法」でスパイとして処罰され、人権が侵害されるという問題です。この問題も市長は答弁を保留し、政府に問い合わせることになっていましたが、どういう見解が示されたのか、お答えください。

次に、市職員による一連の不祥事に関連して尋ねます。

不祥事根絶についての我が党の考えは、今年の第1回定例会で高階孝次議員が述べていますので、繰り返しません。

市長は不祥事にかかわって、2つのことを述べています。1つは、特別調査チームをつくって100余りの団体の経理状況をチェックしていく。もう一つは、職員倫理規程の制定と答弁されています。

特別調査チームによる調査の結果は、我が党の西脇議員などの代表質問に答弁されていますので、そこからの教訓、今後の対策はどうするのかに絞って具体的かつ詳細にお聞かせください。

また、職員倫理規程の制定ですが、これはどういう手続を踏んで作成するのか、現在どの過程の作業をしているのか、制定の時期はいつか、お答えください。

市長は、「一連の不祥事に共通していることは、本人の公務員としての資質の欠如にあるとともに、管理監督の立場にある職員が長期間にわたり、そのチェックを怠るなど、ずさんな状況が原因である」と指摘しておられました。

第2回定例会に先立ち、各党に小樽土地開発公社の不祥事について、その後の状況が警察の捜査にも触れて関係理事者から説明がありました。説明を聞けば聞くほど、そのずさんさには驚かされます。土地開発公社の所有している桂岡自然公園用地の売買の話が持ち上がったが、途中でキャンセルになった。それにもかかわらず、測量費用が1,035万3,000円とした架空の決算をしていた。これを管理監督する者が見抜けなかったとの説明には唾然といたしました。キャンセルになった土地の測量などあり得ないし、また、その測量の費用が1,000万円を超えるなどという常識外れのこと、こういう初歩的なことも見抜けなかった。仕事をちゃんとやっていたのかと疑いたくなります。

市長は、土地開発公社は公共事業推進の土地取得などで国の補助制度があるなどという理由で当面存続していく方向のようです。今後、不祥事再発防止に当たって土地開発公社の機構をどうするのか。具体的考えがあれば、お聞かせください。

また、土地開発公社の人事についても指摘しなければなりません。「公社の理事長は理事の互選で選ぶ」と定款にありますが、理事長を選ぶ理事は市長が任命することになっています。事件が発生した平成7年度・8年度の理事長は助役で、現在は道の幹部職員になっています。また、土地公社の担当職員を直接監督するのは企画部長、しかも、その事件が発生したときの企画部長は、すべて道から来た幹部職員であったというのも事実です。土地開発公社の不祥事は、道の副知事経験者の新谷前市長のもとで、道から来た幹部職員が土地公社の理事長、そして複数の幹部職員が直接担当しているもので発生していることに市長はどんな見解をお持ちか、お聞かせください。

あわせて、この問題で市長はみずからを処分するとともに、「小樽市職員懲戒審査委員会」を開いて、現在、

市の職員をされている当時の関係者を処分すると思いますが、先ほど指摘した現在道の幹部職員に戻っている3人の方の処分はどのようにですか。行政は公平・公正でなければなりません。適切な形で処分すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

特に平成7年度・8年度の公社の理事長は、助役、道の幹部で、山田市長も小坂助役も当時は単なる理事です。この平の理事が処分されて、理事長が処分されないとは不公平です。道職員を小樽市長が処分する権限のないことはわかっています。小樽市役所に勤務し、その後、道職員に戻った幹部が小樽市役所在職中の責任を問われた場合、処分するとすれば小樽市長としてどういう手続が必要か説明してください。

私は現在、道から小樽市役所に来られ、まじめに仕事をされている職員がいることを十分承知している上での質問です。調査が一定程度進行した段階ですので、不祥事根絶への市長の決意と対策を改めてお聞かせください。

その他の項目で、「北後志地域ごみ処理広域化計画書」にかかわって質問いたします。

第1は、「北後志地域ごみ処理広域化計画書」の「成果品」は、この5月9日に関係6自治体の市町村長の会議で確認ができていながら、重要な問題なのに、なぜ議会に対し、招集日の市長提案説明直前まで報告・説明がなかったのか伺います。

5月の市長や、あるいは関係議員の海外視察日程などあったにしても、第2回定例会の議案説明が各党に行われたときに、いくらでも説明する機会があったはずですが、なぜ行わなかったのでしょうか。「説明に1時間も要するから」と言いわけしていますが、そんな理由にはなりません。第1回定例会の議案説明は多くの時間を要しています。大事な問題は、議会に対し、時間をかけて説明するのは当然のことです。こんなこと、今まで何回もやってきているではありませんか。

しかも、昨年の第3回定例会の補正予算に計上された、ごみ焼却場を北後志の広域化で対応する「ごみ処理施設整備調査事業負担金」に反対したのは我が党だけでした。それだけに我が党としては、以下述べる問題点について十分な審議を要求するのは当然です。

しかも、議会活性化で予算委員会の日程が、この第2回定例会はたった2日と決められています。市政の重要な問題である「ごみ処理広域化基本計画書」が決定していることが会期日程を決める議会運営委員会のときにわかっていたら、違った対応になったでしょう。

環境部からの我が党への説明は、6月2日の午前中です。私の一般質問の通告期日が済んでいましたし、代表質問で取り上げるにしても、調査の時間がありません。これは、議会の審議権・調査権への侵害です。なぜこういう対応をしたのか、説明してください。

各党には「概要版」で説明がなされましたが、心配される点に絞って質問します。

第1に伺いたいのは、焼却場を含む広域処理施設の建設場所です。

「概要版」には、「運搬距離の要素では余市町、これにごみの運搬量を加味した要素からは小樽市」が、それぞれ建設適地と書かれています。余市町は場所の問題では全くの白紙で、これから適地を探し、関係住民の合意をとるとなれば、いつのことになるかわかりません。ところが、小樽市は既に桃内に、小樽市単独計画とはいえ、焼却処理施設、破碎処理施設、資源化リサイクル施設の建設用地を確保しています。

それに加えて「概要版」では、建設用地の確保として、「広域処理施設のみならず、関連業者との連携にも留意して、関連施設全体が機能するに十分な面積の用地」が必要としています。ここまで具体的に適地の条件とし

て注文がつけられれば、常識的に小樽市の桃内が有力と見るのは当然ではありませんか。

北後志の関係者は、小樽の桃内に対応するというのが常識になっています。

昨年の予算特別委員会で環境部長は、「仮に桃内の住民に広域化で他町村のごみを搬入すると説明するとすれば、高いハードルとなる」と答弁し、関係住民への説明の重要性を認めていました。場所の決定は、いつがタイムリミットと考えておられますか。関係住民に説明に入るのはいつかもあわせてお答えください。

第2に伺いたいのは、「実施計画」で、これから具体化する主なものとして、処理施設用地のほか、ごみ運搬計画、共同広域処理に当たって、各市町村で取り扱いが異なる処理体制を一定の基準のもとで各市町村が統一的調整、ごみの量を減らすための資源化の徹底などがありますが、それぞれどのようにこの課題を解決するのか、説明してください。

第3に伺いたいのは、事業主体を一部事務組合や複合事務組合でなく、「広域連合」とした理由、特に国や北海道の指導方針に基づいて広域連合としたわけを詳しく説明してください。

また、地方自治法第291条の4第1項の各号で定められている各項目についての基本的考えをお示ください。

特に、広域連合の議会が設置されますが、法に基づく議員の選出方法は二通りありますが、どちらをとるのかお答えください。また、小樽市民の声が反映される保証はあるのか、具体的に説明してください。

第4に伺いたいのは、150億円とも200億円とも言われる焼却施設などの建設費をどうするのか、資金計画を説明願います。

破綻した石狩開発への事実上の資金援助をはじめ、引き続き石狩湾新港への税金の投入、マイカルのための臨港道路、小樽・余市間の国幹道の推進、これらを依然として推進していて、財源をどうするのか見通しはあるのか心配です。説明してください。

第5に尋ねたいのは、焼却施設の焼却処理方式は、「概要版」によれば、「従来型方式+灰溶融固化」又は「ガス化溶融」と書かれていますが、それぞれの性能について説明し、また、どちらを選択するつもりか、その理由も含めて説明してください。

特に桃内処分場建設に当たっては、談合問題で、当時議会でも激しい議論が交わされ、市民的にも多くの批判が相次いだ経緯があるだけに、今回の建設に当たって、同じ批判を浴びないためにどういう対策方針で臨まれるか、お聞かせください。

市単独であろうと広域化であろうと本質的には同じなので、逃げないでお答えください。

第6に、「概要版」に広域処理施設の候補地の1つに挙げられている小樽の桃内の処分場を国幹道が分断する問題に触れていないのはどういうわけか、説明してください。

一昨日の他党議員への市長答弁では、文化財のことは答えていません。振動などによる水処理に影響はないのかなどの疑問点もあります。国幹道の建設に当たり、桃内処分場への影響評価は行われていません。法の決まりがないからアセスをしなかったと言いつけしないで、市の施設として予定した箇所でもあるわけですから、その影響を調査するのは当然と思われますが、見解を求めます。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

市長（山田勝麿） 北野議員の御質問にお答えいたします。

核兵器持ち込みに関連した御質問が何点ございました。

まず、これまでに入港していた米艦船は核兵器を搭載しての入港ではないかとの御指摘であります。私といたしましては、これまでの米艦船の入港の際には事前協議が行われていないと承知しておりますので、核兵器を搭載しての入港とは考えておりません。

次に、核密約に対する見解であります。この問題につきましては国会における党首討論、いわゆるクエスチョンタイムで日本共産党の不破党首が小淵前首相と森前首相と4度議論が交わされておりました。そのときの国会の会議録によりますと、両首相は、「安保条約の関連取り決めは、岸・ハーター交換公文及び藤山・マッカーサー口頭了解のみであり、いかなる密約も存在しない」と答弁しておりますので、これ以上、私から申し上げることはありません。

次に、米艦船の入港についてであります。米艦船の入港につきましては、従来からお答えしていますが、港湾機能の支障の有無、入出港時の安全性とあわせて核兵器搭載の有無を確認し、総合的に判断しているものであります。

また、核兵器搭載の有無につきましては、外務省及び在札幌米国総領事館に確認する方法をとっており、今後ともこれまでどおり慎重に対応してまいりたいと考えております。したがって、「神戸方式」について採用する考えはありません。

次に、港湾施設管理使用条例による入港届についてであります。米艦船については我が国の国是であります非核三原則が遵守されていることが大前提であり、核兵器の持ち込みはないものと考えております。

また、通常の弾薬が装備品かどうかについての政府見解につきましては、昨年8月、「周辺事態安全確保法第9条の解説案」に関する照会事項で内閣安全保障危機管理室に問い合わせをしており、再三回答を促しておりますが、まだ、その回答をいただいております。

次に、「周辺事態安全確保法第9条の解説案」と日本におけるいわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法第6条にかかわる政府見解についてであります。この問題につきましても、昨年12月に内閣安全保障危機管理室に問い合わせを行っております。これも、いまだ回答をいただいておりますが、見解が示されましたら御報告いたしたいと考えております。

次に、職員の不祥事に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、関係団体の調査についてであります。さきに西協議員にもお答えしたとおり、対象91団体のうち22団体の調査が終了し、一部の会計事務処理等に適正さを欠く面が見られております。こうした問題点につきましては、調査実施中にその都度指導し、改善を求めています。いずれにいたしましても、長年の慣行のまま業務を執行してきたことがチェック機能の低下を招いていると考えております。当面この22団体について改めて問題点を整理し、担当各部に対し、適正な事務処理を図るよう指導を徹底してまいります。91団体すべての調査が完了した段階で、関係要綱等、統一的なマニュアルづくりを検討したいと考えております。

次に、職員倫理規程についてであります。現在、総務部において原案を作成中であり、この原案を各部での

検討を経た上で「例規審査委員会」などで十分協議を重ね、制定してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市の業務を進める上で職員全体の行動基準となるものであり、職員1人1人の意識改革を図るとともに、自覚を持たせることも必要と考えておりますので、その方法なども検討しながら、できるだけ早い時期に制定したいと考えております。

次に、土地開発公社の機構の改善についてであります。今回の不祥事はチェック機能が働かない状況の中で、公社の財務規程や社員規程が遵守されることなく会計処理されてきたことに根本的な原因があったものと考えております。既に公社事務局において不祥事再発防止のため、公印や預金通帳等の管理及び月例報告など、それぞれの規程に従って改善していると聞いております。

また、機構の改善については、これまでの公社の組織では事務局長の次の決裁権者が理事長となっており、常任理事が空席となっていたことから、さきの公社理事会において専決権を有する常任理事に公社事務局を所管する企画部の管理監督者である企画部長を選任し、公社が行う業務全般に関してのチェック機能の強化を図ったと報告を受けております。

次に、道から派遣された幹部職員についてであります。これらの方々については、担当された仕事の一部に公社の業務があり、理事長、理事として、また、管理監督者としての助役、企画部長の職にあったわけですが、在職中にこのような不祥事が発生していたことは、まことに残念なことであると思っております。

次に、北海道からの3名の派遣職員についてであります。派遣の状況も、退職による派遣、協定に基づく派遣と、それぞれ身分的な取り扱いも違ってまいりますので、今後の取り扱いについては北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市在職中の責任問題についてであります。先ほど申し上げましたとおり、派遣状況の関係で身分の相違もありますことから、北海道とも十分協議する中で、必要な手続があれば対応してまいりたいと考えております。

次に、不祥事に対する決意でありますけれども、一連の不祥事の発生は本人の公務員倫理の欠如は言うまでもありませんが、内部の指導、牽制体制が長期間機能しないなど、極めて不明確な責任処理体制にあったことが原因であります。現在、各種団体の会計事務について調査を進めておりますが、これらの調査結果を踏まえ、問題点の徹底的な洗い出しをはじめ、市の会計処理全般についても、慣行的に進めてきた業務のあり方やチェック体制の見直しを図り、不祥事の再発防止に万全を期していかなければならないものと考えております。

また、管理監督者に対する指導の強化はもとより、全職員に対し、改めて公務員としての自覚を促し、職員が一丸となって市民サービスに徹するよう求めるとともに、一日も早く市政の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、北後志ごみ処理広域化計画についてのお尋ねであります。初めにこの計画書の説明の経過であります。5月9日開催の協議会で正式に決定されましたので、小樽市としてその概要精査と対応について庁内で協議を行った際に、速やかな議会への説明を指示したところであります。その後、関係部で協議を行い、正式には第2回定例会の厚生常任委員会で報告することとしましたが、それ以前に対応を急ぐべきものとの判断で事前に説明することとしました。説明等が詳細にわたり、時間を要するというものでありますので、議案等の説明とは別にお話をさせていただいたものでありますので、御理解いただきたいと思います。

次に、建設適地決定の時期等についてであります。基本計画ではこの事業の平成14年度着工を目標にしていることから、建設地は今年度中にはめどをつける必要がありますので、候補地の関係者に対して、できるだけ早く説明と話し合いをしたいと考えております。

次に、6市町村間のごみ処理方法等の調整についてであります。これまで14回に及ぶ協議会の幹事会で協議を重ねてきており、基本計画においてもその基本的方向が示されております。今後、着工あるいは処理開始までに、6市町村間の連携を密にして対処しなければならない課題であると考えております。

次に、事業主体を広域連合とすることについてであります。これは自治省や道の広域行政制度についての方針によるものであります。自治省は、平成7年の地方自治法改正以降は、広域行政については広域連合によることを基本としております。

また、広域連合の規約等について規定している地方自治法第291条の4第1項の9項目についてであります。広域連合を組織する地方公共団体やその区域などのように、おのずと決まってくる項目もありますが、名称その他については設置準備のための協議会を設置して今後具体的に検討、協議してまいります。その状況については議会に報告してまいりたいと考えております。

広域連合と小樽市の関係については、処理するごみの大部分が小樽市民の排出したものであること等から、当然、小樽市や市議会の意向が反映されなければならないものと考えております。

次に、施設建設の資金計画についてであります。計画書では、焼却、破碎及びリサイクルの3つの施設の整備事業費について、小樽市分担分が約150億円と試算されております。この財源としましては、事業費の3分の1は国庫補助を充て、残りの95%は起債等で賄うことになるものと思っております。

次に、焼却処理方式についてであります。基本計画では2つの方式のいずれかとしており、現時点ではまだいずれとも決定しておりません。今後、処理するごみ質との関係等から詳細な検討を行うこととなりますが、施設整備計画の重点項目として、慎重な判断を要する課題であると認識しております。

なお、2つの処理方式についてであります。従来式プラス灰溶融化とは、現在一般的に採用されているストーカー炉又は流動床炉による焼却処理に、焼却灰を溶かしてスラグ化する機能を付加したものと言っております。ガス化溶融化とは、廃棄物を熱分解システムにより高温でガス化して溶融処理を行うもので、大別して流動床式、ロータリーキルン式及びシャフト式の3タイプがあり、次世代型処理システムと呼ばれています。

次に、本施設の建設に当たっては、契約手続の透明性を図ることは重要であると考えておりますので、今回の建設工事においても、内容を十分勘案し、誤解を招くことのないよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、国幹道との関係であります。仮に広域処理施設が桃内の処理センター内に建設されるとした場合、この候補予定地は国幹道予定位置から約1,000メートル近く離れた位置にありますので、直接的には影響を受けないものと考えております。

次に、国幹道の桃内処分場への環境評価についてであります。国幹道のルートの計画に際しての環境影響評価は、自然環境の保全に係る環境要素と生活環境等に及ぼす公害の防止に係る環境要素について予測評価を行ったところであります。しかしながら、工事の実施に当たりましては、地質等の詳細な調査を行い、道路交通が処分場の施設に与える影響を評価し、必要な措置を講じていただくとともに、工事中においても振動規制法等の関

係法令を準用し、施設や施設の維持管理に支障を来さないよう、適切な対策を講じるよう事業者に要請しております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再質問いたします。

核密約問題で尋ねます。

1つは、市長は小樽港に入る艦船に核兵器が積載していることを認めるのかどうか、再度お答えください。

事前協議がないから積んでいないものと判断して、今後もそういう対応をするということなのですね。

また、核兵器を積んでいることが明確な艦船の入港は当然断ると思うのですが、改めてお答えください。

次は、事前協議の対象に核積載、核を積んでいる艦船の日本寄港は含まれていないというのが、今回の核密約で日本の関係者に衝撃を与えた大問題なのです。だから、市長のおっしゃる事前協議がないから核積んでいないというふうに判断するという最大の根拠が崩れているのですよ。このところについて私は指摘をしたわけなので、政府や、あるいはアメリカ領事館が事前協議がないから核積んでいないと言うから、それはそのとおりですというのは、もう通用しないのだということを指摘しているのです。再度お答えください。

それから、市長の答弁は、私が密約の具体的事実を指摘しても、市長自身も密約の全文には目を通しておられるはずなのです。それにもかかわらず、市長自身の見解を示さないで、小樽の安全と市民の命を守る立場を毅然としてとれないということは甚だ遺憾だと。地方分権の時代ですから、みずからの態度を問われることが多くなるわけですから、高知県の橋本大二郎知事のように、政府に遠慮することなく、自治体の首長として明確な態度を表明するように要望します。お答えください。

次に、政府に問い合わせ中の2つの問題でも、政府はいまだに回答してきておりません。10カ月たちます。この問題でも、私は予算委員会などで法律に基づいて根拠を持った見解を示しているのに、市長答弁はみずからの独創的発想での答弁です。客観的にどちらに分があるかは明らかです。再考を求めます。いつになるかわからない政府見解を待たず、市長の熟慮した答弁を求めます。

次に、ごみ処理広域化計画についてお尋ねします。

焼却場の場所はまだ決まっていないということですが、「次世代の」という表現ですが、最新鋭のガス化溶融はダイオキシン発生源になっていることが最近明らかになっています。新聞報道によれば、神奈川県藤沢市の荏原製作所の排水から環境基準の3万8,000倍のダイオキシンが発生し、その原因をたどっていったところ、荏原製作所の最新鋭の焼却炉、ガス化溶融施設が原因の1つであることが明らかとなっています。市長はこういう事実を承知の上で基本計画を作成するのに参加したのかどうか伺います。

市長は、他の町村のごみを持ち込むデメリットをあえて押しても、市単独で処理するより広域化がよいとしていますが、他町村のごみを持ち込んで関係住民に迷惑をかけても、それでも、なおかつ広域化が必要なのだという理由を具体的にお示しく下さい。

次は、処理施設の場所を決めない限り住民への説明に入れないというのは当たり前の話です。平成12年度中に場所を決定し、住民の合意をとるとのことですが、それであれば場所はいつまでに決めるのですか。住民の説明には一定の時間を要するのは当然のことなので、場所の決定は関係機関でいつまでと予定しているのか、

お答えください。

我が党は、住民の合意なく他町村のごみを桃内に入れると、こういうことで住民が反対していると、そういう場合に工事に着工することには反対であることを表明しておきます。

また、我が党は、ごみ焼却炉製造の大企業に新たな市場を提供する政府のごみ処理広域化の強行には反対です。同時に、ごみ問題の根本対策である製造者責任を明確にして、ごみになるものはつくらせないと。やむを得ず製造した場合は、その回収に責任を負うことを法律で義務づける。ヨーロッパでやられている常識的なことを日本のごみ問題解決の土台に据える。このことが今、日本では抜けているわけです。政府にこのことを求めることが緊急な課題であることを指摘し、市長の見解を求めます。

次に、広域連合とする自治省の指導の根拠、一部事務組合などよりベターだとする理由を先ほどは簡単におっしゃいましたけれども、なぜこれから広域化の行政は広域連合を基本とするというふうになったのか、納得のいく説明をしてください。

次は、土地公社の不祥事にかかわってです。

もっとわかりやすく聞きます。事件が発生した平成7年度、8年度の市長は、道の副知事経験者の新谷前市長の時代です。そして、土地公社の理事長は、今は道の中心幹部の人が助役で土地公社の理事長だったのです。そのもとで企画部が担当している土地公社ですね、ここを直接指揮する人は企画部長なのですから。今度は常任理事にしたということですが、その当時はそうではなかったですけれども、指揮監督の直接の責任は当時の企画部長なのです。お二方とも道の方で、今は道の幹部職員です。だから、道出身の人で土地公社の事件を起こしているのですよ。市役所のまじめな一般職員は、天下りがやったのでないかということで、一杯飲みながら当時いろいろ話になっておるといのは、市長をはじめ関係理事者は耳にしているはずですよ。示しがないではないですか。

だから私は、行政は公平でなければなりませんから、当時、一定の責任はあるけれども、平の理事であった今の市長や助役が処分されるというのであったら、もっと重い責任のある人たちが、今、道に戻っているからといって、処分なし、おとがめなしなんていうことは世間で通用しないということを言っているのですよ。そのことを指摘したにもかかわらず、市長は残念であったと、ただこれだけの感想ですよ。そんな無責任な話ありますか。きちっと責任ある市長自身の方針をお答えください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝磨） 再質問にお答えいたします。

広域処理施設の関係については、環境部長から答えさせていただきます。

初めに、米艦船の入港の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたが、事前協議がなされておられませんので核持ち込みはないと、こういう判断をせざるを得ないというのが、私どもの現在の考え方でございます。

それから、事実上容認する態度でないかという御指摘でございますけれども、米艦船の入港につきましては、これまでも申し上げてありますとおり、非核三原則の1つであります「核を持ち込ませない」と、こういう観点から核兵器の有無を慎重に確認をして判断しておりますので、核兵器の搭載艦であれば、当然これは容認するわ

けにはいかないと、こういうことでございます。

次に、密約の関係でございますけれども、これについては先ほども申し上げましたけれども、まだ、その全文を私も読んでいませんが、密約がないと総理大臣が言っているわけですから、これ以上申し上げられないというものでございます。

次に、問い合わせをしている問題でございますけれども、私どもがお示した見解と北野議員との間で意見が分かれておりますので、国に対して照会しておりますので、示されました直ちに報告をしたいというふうに思っております。

それから、道からの派遣職員の問題でございますけれども、これらの方々につきましては、当時の市政の抱える重要な課題について、その解決に向けて頑張っていたというふうに思っております。たまたま担当された仕事の一部にそういう公社の業務があったので、そのことについて残念であったという感想を述べたわけでございます。

在職中の責任につきましては、当然、先ほどもお答えしましたが、道の方とも十分こういった過去の経緯等を説明して相談してまいりたいと、こう思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 環境部長。

環境部長(大津寅彦) 北野議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、藤沢市の施設のことについてでございますけれども、情報的には新聞報道された段階で承知はいたしましたけれども、当時、1つは発生源が大きく違っているということで、溶融炉であるがための直接的な、すべてが構造的なものでは必ずしもないようでございます。

それともう一つは、ほぼその当時、基本計画の内容が集約のような段階があったということの中で、特にこの基本計画に当たっての、それを一部変えなければならないとか何とかと、そういうような判断には至りませんでした。

2番目ですけれども、広域化処理の理由についてですけれども、この広域化処理を行うということの理由は、政府が9年の1月にダイオキシン類の防止にかかわる新ガイドラインを策定をしました。その中で、ごみの処理については今後広域化をするのだと、広域化でやるのだということが明確になりました。そして、そのために都道府県、北海道が広域化の計画を策定をするというふうな決めになりました。この決めを受けまして、この決定を受けまして道は平成9年の12月ですけれども、北海道におけるごみ処理の広域化計画というものを策定しました。この道の広域化計画の中で小樽市は北後志ブロックという形で、北後志6市町村で共同処理を行うというふうな処理と申しますが、そういう取り扱いの方向が決められました。このことによりまして、今後、北後志6市町村は施設整備事業をする際の国庫補助をいただくに当たっては、この広域処理をしなければ補助採択の基準になじまないというふうなことの中で、こういったことをするというところでございます。

それから、3番目ですけれども、建設適地の決定とその周辺住民への説明についてでありますけれども、決定の時期は、先ほど市長答弁にもありましたけれども、遅くとも今年度中に何とかしなければならぬというふうに思っておりますし、そのために、説明に入る時期については、施設整備計画の内容とも若干関連してくる事項もありますので、そういったことの中で今後、協議会の場でそのタイミングをいろいろ相談しながら進めること

になろうかというふうに考えております。

4番目の広域化連合方式による部分についてのことですけれども、先ほど市長が答弁を申しあげましたように、自治省は先ほどの自治法の改正以降、新規の一部事務組合の設置は基本的には承認しないというふうな取り扱いになったというふうなことを承知しておりまして、なお、内容的に詳しいことは承知は必ずしもしてはいないのですけれども、そういう取り扱いの中で広域連合というものが、例えば西胆振の方でもそういった対応をしているということの中で、北後志ブロックでも広域連合で対応しようというふうなことを協議会として方向を打ち出したということでございます。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再々質問いたします。

核密約にかかわってですが、市長は総理大臣がそうやって国会で言っているから、それ以上のことは言えないと。今度の森総理大臣というのは、自分の考えを率直に言うということは、いろいろ物議醸しているけれども、そういう点ではみんなの、有権者の認識一致しているのですよ。だから、党首討論も逃げてやらなかったのですから。本当のこと言われたら困るから。だから、そういう政府が逃げの一手をやっている、そういう答弁を根拠にして、市長が小樽の港に入るアメリカの艦船に核兵器が積んでいるかどうかということを自主的に判断するという基本的態度をとられないということは、これは残念に思うし、遺憾だと。これは態度を改めるように要望します。

そこで伺いますが、アメリカは外交文書は全部公開しているのですよ、一つ残らず。この中に、日本共産党が行っているいろいろ調べたら、先ほど指摘している核密約に関する文書が明らかになったということなのですね。

一方、日本政府はどうかと。この5月29日に1950年代から60年代にかけての外交文書、これまで非公開とされてきた外交文書が公開されました。しかし、752冊分だけで、今回の公開に当たっても、日米安保条約の改定など、日本の外交の根幹にかかわる重要文書は公開しないということですから、一体どちらが都合悪いことを隠しているかというのは一目瞭然でないですか。日本政府は外交に支障があるからと言うけれども、アメリカは何も支障ないと言って公開しているのです。

しかも、国会で我が党から追及したら、今の森内閣は、外務省にそういう文書が保管されているはずだから調べなさいと言っても、調べる気がないというのだから。ここまで至ったら、アメリカという国と日本という国の情報公開で、肝心なことを日本が隠していたら、日本の方がどうもおかしいのではないかと一般の人は思うでしょう。市長だってそう思いませんか。そういう常識的な判断に立てば、アメリカ政府の言うことが本当で、日本政府は隠していると。これは多くのマスコミも指摘しているのです。国家機密を盾に都合の悪いことを永久に封印すると。こんなことでよいのかということは、これは5月30日の新聞で明らかになっているのですよ。だから、こういう日本政府の態度に追従して小樽港への核兵器の持ち込み、この問題で自主的態度をとらないというのは、市民の立場からいえば許せないと思うのです。

核兵器を持ち込ませないということでは、市長ははっきりしているわけでしょう。そうであれば、我が党が提案した「神戸方式」 - どうも気に入らんようですが、「神戸方式」が気に入らないというなら、市長のよく言う

独創的発想で方法を講じて、これを機会に核兵器積載可能艦の入港はきっぱりと断るべきだと。このことが「核兵器廃絶平和都市宣言」に沿うことになるということを要望し、答弁を求めます。

(発言する者あり)

何かあるのだったら、言いなさい。

次に、ごみ処理広域化計画に当たって幾つか伺います。

1つは、環境部長が今答弁されましたが、神奈川県の新原製作所がダイオキシンを排出、垂れ流したということとは、はっきりしているのです。3つの工場があるのです。そこからダイオキシンが出ていたということは、はっきりしているのです。その1つに、市長が答弁された次世代のごみ処理の焼却の花形だと言われているガス化溶融というのがあるのです。だから、国会でもこのことが問題になって、新原製作所を環境庁なり監督官庁が調査せいとやったのだけれども、政府はしないというのだから、これもまた、変な話なのですよ。

しかも、桃内の最終処分場の問題が談合ではないかということで、数年前、大きな問題になったときに、この次の桃内最終処分場のところにあわせてつくられる焼却場は新原製作所なんだという話まで飛び交ったというのは、みんな知っているでしょう。その談合の一翼を担っている新原製作所がダイオキシンを排出しているという問題なのです。こういう問題について、市長はどういう考えを持っておられるかということですね。

それから、環境部長の話は、広域化で焼却場をつくらなければ国庫補助を認めないというのが政府の方針だと。これまたとんでもない話なのです。これは何回も議論したから詳しく言わないけれども、広域化をまともに受けて、でかい焼却炉をつくったほかの自治体、大変な目に遭っているのですから。幾つもつくった炉のうちの1つしか使用されていないと。ごみは減量化で集まってこないということで、借金も返せないし、運営費の負担に苦しめられているのです。だから、こういう事実を突きつけられて、厚生省も「広域化、大型化だけがすべてではない」というふうに答弁の修正だっているのですから。だから、広域化を絶対なものというふうにする政府や道の方針というのは、そういう意味では地方自治を踏みにじっている問題だというふうに思うのです。

これは広域連合、広域連合と言いますけれども、これは市町村の自主性を無視した市町村合併を前提にしていると、地方分権の中で大問題になった。こういうことも伏線としてあるわけですから。だから、こういう問題について、そういうことも見越して対応し、きちっと責任ある答弁をしていただきたい。

次に、広域連合について、その広域連合の長並びに議員は選挙で選ばれると。直接選挙、間接選挙。直接選挙の場合は、一般の選挙の公職選挙法を適用しなさいとまで言っているのですよ。そこで伺いますけれども、政府の方針どおり広域化を広域連合でやるというふうに決めておきながら、それを執行する長、これの長は一体どうするのかと。充て職ではだめだと言っているのですよ、法律では。選挙で選びなさい。これはどういう方法をとるのかということがまだ決められていないというの、おかしい話なのです。

それから、議員の選挙についても、やはり直接選挙あるいは間接選挙というふうに言っているのですよ。こうして初めて地域住民の声がその広域連合の議会に反映されるという保証なのですから。広域連合を決めたけれども、その中身の肝心なことを決めないで、これは後からだというのは、ちょっとおかしいのではないですか。どうしても広域連合でやりたいというなら、こういうわけで、こういう根拠があってやるのだということをはっきり示すべきです。他町村との協議ということはありますけれども、小樽市自身の態度ははっきりしていると思うので、お答えください。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 廃棄物処理関係の御質問については、助役からお答えします。

核の問題でございますけれども、この問題でございますが、外交あるいはまた、安全保障の問題でございますので、これは国の専管事項ということでございますので、国会で十分御議論をお願いしたいと、こう思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 助役。

助役（小坂康平） 広域のごみ処理の件で3点ほど御質問ありましたけれども、1点目の具体的な会社名を挙げられておりますけれども、こういった、これからこういった施設を選択するかといったようなこと等も、まだこれから大きな課題の1つで検討することになっておりますので、そういった時点で今のただいまの御指摘も含めた検討をさせていただくというふうに考えております。

それから、今の時点では、先ほど御答弁いたしましたように、広域化をしなければ、これからのこういった廃棄物処理の施設につきましては、補助の問題、それから起債の問題等々が承認されないといったようなことになっておりますし、道の広域の整備計画の中でもこういった位置づけをしていただいておりますので、そういったものにのせていただいて、この事業を進めたいというふうに考えているわけでありませぬ。

それから、広域連合の議員の選出方法等でございますけれども、議員の選出の方法、それから長の選出方法と申しますか、こういったことにつきましても現在まだ本当に白紙でございますので、これから各首長の集まっております協議会を何回か開催することになりますので、そういった場で、まずこの6市町村でこの広域事業をやっていくというような確認書の取り交わし、これが当面、第一の作業でございますので、そういったものを確認しながら次の作業に進んでいくといったようなことになりますので、そういった中で今の議員の構成ですとか長の選出、それを協議していくこととなります。

以上であります。

（「議長、答弁漏れがありますよ。議事進行で言います。答弁漏れを

議事進行で指摘します。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） いいです。

24番（北野義紀議員） 市長答弁は、平成12年度中にこれを立ち上げたいということなのですね。場所の選定、それから機種を選定ですね、住民への説明ですよ。だから、まず場所を決めなければ住民説明できないでしょう。余市か小樽かどちらかにすると言っているのですから、一体どこにするのかと。だから、その場所を決めて住民に説明に入るのだから、場所はいつまで決めるのですかと。

そして、平成12年度中となると来年3月までなのですから、こういう大問題を関係住民に新たに提起をして合意を得るためには時間が必要なのですよ。そういう難問があるから、いつですかと聞いているのですが、お答えがありません。

議長（松田日出男） いや、先ほど部長が今年度中という答弁してあったのではないですか。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） はい。

24番（北野義紀議員） 議長に聞いているのでないです。12年度中にやるというのは私もわかっています。しかし、場所を決めないと住民の説明に入れられないでしょう。だから、その概要あるいは計画書の中には小樽か余市かどっちかだと書いてあるのですから、場所は。そのどちらかに決めるのはいつで、それから余市ないし小樽の関係住民に説明に入るのでしょうか。場所も決めないで関係住民に説明に入るなんて、そんなばかなことできるわけではないではないですか。だから、平成12年度中という、そんなことでなくて、場所はいつまで決めるのですかということを知っているのですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 助役。

助役（小坂康平） これまで何回か御答弁させていただいておりますけれども、今年度中のできるだけ早い時期にということ考えております。

それから、今の広域の協議会等の作業、進捗状況、そういったものとあわせながら、並行してやっていくというふうを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（松田日出男） 以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第8号、報告第2号及び第3号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

横田久俊議員	成田晃司議員	松本光世議員
大畠護議員	新野紘巳議員	久末恵子議員
佐々木勝利議員	渡部智議員	北野義紀議員
西脇清議員	高橋克幸議員	秋山京子議員

以上であります。

なお、委員中事故ある場合は所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号、第7号、第9号、第18号ないし第20号及び報告第1号は総務常任委員会に、議案第13号、第14号、第16号及び第21号は経済常任委員会に、議案第10号ないし第12号は厚生常任委員会に、議案第15号及び第17号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明6月9日から7月3日まで25日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松 田 日 出 男

議 員 見 楚 谷 登 志

議 員 武 井 義 恵

平成12年 第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成12年7月4日

出席議員 (35名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
19番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	25番	西脇清
26番	高階孝次	27番	岡本一美
28番	吹田三則	29番	中畑恒雄
30番	松田日出男	31番	佐々木政美
32番	高橋克幸	33番	斉藤陽一良
34番	秋山京子	35番	佐野治男
36番	佐藤利幸		

欠席議員 (1名)

20番 佐久間潤子

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔

環境部長 大津寅彦
建築都市部長 山下勝広
小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 内藤 洋
総務部秘書課長 長川修三

土木部長 松村光男
港湾部長 兵藤公雄
消防長 多賀俊春
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 磯谷揚一
財政部財政課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 片岡義一
調査係長 渡辺 章
書記 丸田健太郎
書記 斉藤繁幸
書記 大門義雄

事務局次長 須貝則彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 中崎岳史

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に佐々木勝利議員、西脇清議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号及び第24号並びに報告第1号ないし第3号並びに請願、陳情、調査」を一括議題とし、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 14番、新野紘巳議員。

（14番 新野紘巳議員登壇）（拍手）

14番（新野紘巳議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

本年5月に新たに「人口問題に関する庁内検討委員会」が立ち上げられたが、これまで行ってきたさまざまな人口対策もほとんど実効性が上がっていない。単に施策を展開するだけでなく、その実効性を分析し、反映させていくことが重要と思うがどうか。また、若者対策や高齢者対策等、個々の施策を充実させることが将来的な人口対策につながっていくと思うがどうか。

北海道新幹線については、7月1日から環境影響調査が実施されるなど建設計画が一步進んだが、一方、これに伴い小樽～長万部間の在来線が廃止になるのではないかという不安の声もある。仮にそのような取り扱いとなれば、雇用の問題やバスへの転換など、沿線住民の生活に大きな影響を与えることとなる。本州では青森までのルートで反対運動が起こっており、また、フル規格ではなく、従来の軌道を使った新幹線となった例もあることからすれば、市長は北海道新幹線期成会会長の立場から、これを念頭に置きながら活動すべきと思うがどうか。

今回、元土地開発公社職員による不祥事に関連し、関係職員の処分がなされたが、事件当時、最高責任者であった前市長が何ら責任をとらないとなれば、市民の納得は得られない。本人からは自発的に当時の給与の一部を返還したい旨の申し出があったと聞かすが、具体化した場合は速やかに議会に報告すべき義務があると思うがどうか。

元土地開発公社職員の不祥事について、理事長印や通帳の保管、各財務関係の書類の作成等、ずさんな管理が明らかになったが、土地開発公社の理事を務めていた当時の各部長が、業務の全体を把握するという理事の役割を果たしていなかった責任は重大だと思うがどうか。

また、早急に職員倫理規程を制定することであるが、これを守るのは個々の職員であり、いかに職員の自覚を高めていくかが非常に重要であると思うがどうか。

現在、小中学校では、パソコン等の普及により、すぐブレーカーが落ちてしまうとの苦情が多くなっている。子供たちが気持ちよく学校生活を過ごし、また、学校開放で利用している地域住民の利便性を高める上でも、配線工事等の電気設備改修に努めてほしいがどうか。

青少年による犯罪が多発している中、社会において最低限守るべきルールの認識が希薄になっているように思う。学校生活やクラブ活動、スポーツ活動等を通してルールの大切さを指導していくべきと思うがどうか。

衆議院議員総選挙の終盤戦において、全国各地で特定政党を誹謗中傷する出所不明のビラやパンフレットが大

量にばらまかれ、投票日直前には市内でも集合住宅を中心に配布される事態が生じた。このような謀略的な行為は国民主権・議会制民主主義の根幹にかかわる問題であり、明らかに公職選挙法に違反すると思うがどうか。

「商店いきいき資金」制度が開始されてから3カ月が経過したが、相談や問い合わせはあるものの、利用はいまだ1件もない。結局は融資の決定権を金融機関に与えていることが障害になっており、直貸しも含め、商業者の実態に合った融資制度に改善していく必要があると思うがどうか。

マリンウェーブ小樽の収支計画書は平成11年度以降作成されていない。平成11年度で長期債務がなくなり、来年度以降も順当に利益が上がれば、株主への配当も可能になることも考えられるが、つぎ込んだ巨額の税金を少しでも回収し、事業全体の将来の方向性を明確にする上でも、収支計画書の提出を求めるべきと思うがどうか。

また、ヤマハから経営指導の名目で2名の社員が派遣されているが、その人件費の一部として年間1,500万円が支払われている。開業から既に10年が経過し、もはやヤマハからの指導は必要ないと思うが、派遣社員を見直すべきではないのか。

苫小牧港のコンテナターミナルでは予定どおりの荷役ができないため、小樽港にコンテナ船が入るとの話が聞くが、もし入港するとなった場合、どの埠頭で荷役をするのか。

また、供用開始となった港町埠頭では、ガントリークレーンやジブクレーン等、ユニット貨物の荷役に必要な大型揚げ積み機械の設置に耐え得る基盤となっているか甚だ疑問に思うがどうか。多額の投資をして港湾整備を行っても、あわせて荷役設備、土場、上屋などの施設整備が並行して行わなければ、結局は過大投資となってしまふことも考えられる。先見性を持った港湾整備に努めるべきと思うがどうか。

国民健康保険料に介護保険料を上乗せして徴収することに伴い、収納率の低下が見込まれるため、国は収納対策給付金を交付することとしたが、本市としては当該給付金の約2分の1の2,100万円を介護保険料の引き下げに充てると聞くが、その程度では被保険者の負担感の軽減にはほど遠い。給付金全額を引き下げに充てるべきと思うがどうか。

また、国庫補助金のペナルティを少しでも回避するためとして、交付金のうち1,200万円は介護保険料上乗せによる財政的マイナス影響分の補てんに充てるとのことであるが、この程度では焼け石に水である。国保料を引き下げて払える金額に設定することによって、収納率を向上させることになると思うがどうか。

青少年による犯罪や独居老人の孤独死が増加する中、生活の安全を守る体制が求められているが、防犯協会や交通安全協会などの団体が活動しているものの、施策はそれぞればらばらである。推進安全協議会等を設立し、市がみずから先頭に立って横の連携をとっていくべきと思うがどうか。

また、電気・水道・ガス会社等、頻繁に家庭を訪問する業者と連携をとり、独居老人の孤独死等を未然に防ぐための連絡体制を確立する必要があると思うがどうか。

現状、児童館の設置は市内中心部2カ所と北西部1カ所のみであるが、21世紀プランでは9つの地区に配置することになっており、エンゼルプランでは5カ所となっている。児童館建設の要望が高まる中、少なくともエンゼルプランで示されている5カ所まで増やすべく、具体的な検討を行うべきではないか。

また、財政的な問題で設置が難しいというのであれば、既存の建物を借り上げ、公共性のある団体に運営委託するという方法はとれないのか。

臨時特例交付金を活用し、待機児童解消事業として市内の保育所・保育園の増築や改修工事を行い、待機児童

の解消を図るとのことであるが、その対象はほとんどが市内中心部である。より待機児童が多い銭函、新光、桜方面も早急に解消に努めてほしいがどうか。

また、共働きが増加する中、延長保育や早朝保育の充実を図るべきと思うがどうか。

子育て支援の観点から児童手当の対象が3歳未満から就学前まで拡大されるが、その財源確保のため、昨年恒久減税として開始された年少扶養控除が廃止されると聞く。結果的に増税となる世帯が圧倒的に多く、また、子供が多いほど増税になる仕組みになっており、子育て支援とはとても言いがたいと思うがどうか。

また、奥沢保育所の敷地内に子育て支援センターの設置が計画されているが、中心街への設置や十分な駐車場の確保等、利用者の立場に立って場所の選定をするとともに、子供を自由に遊ばせ、親が気軽に交流できる、拘束感のない形での整備に努めてほしいがどうか。

ごみ処理施設の管理業務委託に関し、契約書において市がみずから提出を義務づけている施設管理維持計画書と運転計画書が業者から提出されていないなど、契約が遵守されていない箇所が至るところに散見されているが、市はこれら契約違反に対し何ら指導をしていない。見積書に内訳書が添付されていないなど、業務内容の確認等にも多々不備があり、市の管理体制がずさんだと言わざるを得ないと思うがどうか。

また、有資格者配置の判断、委託業者以外の技術者の配置等、明確な根拠もなく、環境部内部の協議のみで独自に解釈している部分が非常に多い。事務的な体制について抜本的な改善が必要と思うがどうか。

小樽公園は街の中心部に位置し、社会体育施設や市民会館、公会堂等を有する歴史ある公園である。今後の再整備に当たっては、交通アクセスの改善や駐車場整備、パークゴルフ場の設置等、より市民の利便性を高める形での整備をすべきと思うがどうか。

地方分権により自治体の自主・自立が叫ばれる中、地域の特性を生かしたまちづくりは非常に重要である。海に囲まれた地形や手宮線、歴史的建造物等、小樽の地域資源・潜在的資源を積極的に活用したまちづくりに取り組むべきではないか。特に、まちづくりの観点からも、海洋を利用した開発に力を入れ、親水性を高めていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、中島、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第3号につきましては、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 次に、議案第1号に対し、中島議員ほか5名から修正案が提出されておりますので、これに関連して提出された議案第24号とあわせ、一括、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、議案第1号 一般会計補正予算に対する修正案、これに関連する国保条例の改正案について、提案理由の説明を行います。

介護保険のスタートにより、老後の負担と不安が一層増しています。今、最も切実なのが利用料負担が高過ぎること。政府の特別対策にもかかわらず、利用料の負担がネックとなって福祉サービスの後退が起こっている現在、この事態は緊急の負担軽減策が不可欠なものとなっています。我が党の改善要求に市は冷たい態度をとっていますが、軽減策を検討すべきです。

また、国保加入者は、国保料の負担が今でも重い上に、介護保険料の上乗せで負担が増大しています。私の国保料は、これまで年間限度額の51万円でしたが、今年度は介護保険料7万円が加算され58万円になり、13.7%引き上げられました。このままだとさらに滞納が増え、収納率を低下させることが十分予想されます。

自治体は保険者として調整の権限があり、他の自治体では国保料と一体のものとして軽減措置をとっているところもあります。我が党の修正案は国保加入者1世帯当たり1万円の軽減であり、控え目の提案となっています。この軽減に必要な事業費は2億2,700万円、財源は減債基金で措置しています。

長引く不況は、市民の購買力が冷え込んでいるからです。これを少しでも温め、消費の拡大が進めば、経済的波及効果も期待できます。

皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより修正案を含め一括討論に入ります。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

26番(高階孝次議員) 日本共産党を代表し、委員長報告に反対、我が党提案の議案第1号、関連する第24号の修正案に賛成、並びに当委員会で大論議となりました謀略ピラ問題について我が党の見解を述べ、以下討論を行います。

まず、議案第1号、第3号、第24号に関連する国保についてであります。

去る6月13日付の読売新聞では、国保の赤字が深刻化し、制度全体が崩壊しかねないと報じていました。高齢化に伴う医療費の急増、加入者の半分近くが低所得による減免扱いから保険料の引き上げもままならず、かといって一般会計からの繰り入れも限界、保険として成り立たない状況であると言っております。本市の場合も同じような状況ではないでしょうか。

これに追い打ちをかけるようになっているのが介護保険料の上乗せです。さすがに国も手を打たざるを得なくなり、今度の収納対策給付金の交付です。これによって本市の場合、介護保険料、年平均1万4,000円がわずかに1,600円安くなります。これでは全く焼け石に水です。

我が党の修正案は、減債基金を財源に一般会計から2億2,900万円を繰り入れ、1世帯1万円、保険料を引き下げるといふものです。これで決して問題が解決するものではありませんが、せめてそのくらいのことを考えるべきではないでしょうか。

問題は財源、市の財政についてです。我が党はこのたびの選挙でも、ゼネコン中心の公共事業を抜本的に見直して財源をつくり、社会保障に充てるべきと提案いたしました。

中尾元建設大臣がゼネコンから4,000万円をもらったと逮捕されました。ある新聞は、4,000万円は2億円程度の公共事業を受注した場合の相場ということであり、これが公共事業の無駄遣いの実態です。

これは、ひとり国だけの問題ではありません。市についても同じことが言えるのではないのでしょうか。市長は、「事務事業の見直し」「優先順位を考えて」と、毎回お題目のようにこれを繰り返します。本当にまじめにこのことを考えるならば、高齢化率23%、全道トップの本市においては、国保、介護保険対策を最優先にすべきです。

常日ごろ責任与党を標榜する皆さん、福祉を看板という皆さん、いかがですか。我が党の提案は決して突飛なものではありません。ごく当たり前のことです。ぜひ御賛成ください。

次は、謀略ピラの問題です。

今回のピラは、その規模、内容ともに選挙史上空前のもので、40とも60種類とも言われております。1億数千万枚、その経費も数億円とも言われております。小樽でもマンションや公営住宅、夜陰に乗じて投票日の直前まで配られました。ピラの出所は不明、あるいは架空の団体、抗議反撃のしようもない卑劣なものです。内容もデマ、中傷、我が党をねらい打ちにした文字どおりの謀略ピラです。

議会制民主主義にとっては選挙が命であります。各党各候補がそれぞれ公約、政策を掲げて正々堂々と論戦し、有権者の審判を仰ぐ、この基本が守られなければ民主政治は成り立ちません。謀略ピラはひとり我が党だけでなく、有権者国民への重大な挑戦、民主主義の冒涇です。各地の選管が違法と判断するのも当然です。我が党が皆さんとともに一緒にこれを告発しよう、呼びかけたのもその意味からであります。我が党の北海道委員会は、この問題で札幌の地検に告発しました。いずれ真相がはっきりすることでしょう。

自公の皆さんは応じないどころか、数の暴力で我が党北野発言の削除、抹殺です。極めて不当だと言わざるを得ません。我が党は、全国各地の事例から政権党に深いかわりがあると見ています。事実、自公保の3党の統一ピラと一緒に折り込まれていること。この問題で我が党は自民、公明、創価学会に公開質問状を出しましたが、ナシのつづてです。ますます疑惑は深まります。

せっかくの機会ですから、ピラの中身についても触れておきます。今日の毎日新聞です。ここにコピーがありますが、評論家の岩見隆夫さんは共産党が議席を減らしたことに触れて、「謀略ピラのせいばかりでない。共産党の政権参加に無理があると国民が判断した」と、こう述べております。岩見氏自身が結局謀略ピラに毒されていると私は思います。

自公保の統一ピラは、資本主義、天皇制、日米安保を認めない共産党が政権に参加すれば大混乱する。自公保の安定政権がましだと言わんばかりの大宣伝です。悪政の安定では国民がたまりません。

我が党は、綱領で明らかにしておりますが、資本主義や天皇制や日米安保、未来永劫不変とは考えておりません。紆余曲折はあっても、国民の要求、闘いによって社会は進歩、発展してきました。

厳格な身分制度のもとで、侍以外は虫けらと扱われた江戸時代だって、300年で終わりました。

治安維持法という国体の変革を企てた - 「国体」というのは、こういうときに使った言葉なんです。天皇を中心とする「神の国」です。我が党の大先輩である小林多喜二が殺された、あの昭和の暗黒政治も、公明党の皆さんにも御存じだと思いますけれども、国家神道に逆らった邪教ということで、あなた方の初代の会長は弾圧を受けたではありませんか。こんな暗黒政治もたかだか20年で終わってしまいました。

戦後、アメリカ、大企業のバックで栄華を誇った自民党の政治も、今は長期凋落です。そして、今のような寄り合い世帯、これは歴史の必然と謙虚に受け止めるべきだと思います。ソ連が崩壊して資本主義が勝ったのだと、こんなふうにして浮かれたのも、つかの間です。弱肉強食むき出しの資本主義が未来永劫続くなど、だれも考え

ておりません。国民主権者が許すはずがありません。

我が党は、21世紀の早い時期に独立民主、非同盟中立の日本、私たちの言葉では民主連合政府といますが、これを目指しております。言いかえれば、基地のない平和で豊かな日本です。資本主義の枠内でも民主的な改革を進め国民の権利と暮らしを守る、そういうまともなルールを持った社会をつくるということであり、これも一つの選挙を通じて国民の合意、支持を得て一步一步進めていくという立場であります。

謀略ピラは、共産党にだまされるな、中国、ソ連のような暴力革命を持ち込もうとしている。政権党は鬼の首を取ったように躍りとなっておりますが、我が党には全く無縁のことです。発達した資本主義国の日本では、そんなことを国民自身が許すわけはありません。

政権与党の皆さんも、謀略集団を当てにするのではなく、我が党の綱領を正しく読んでいただいて、非常にわかりやすく書いた共産党の綱領の話というのはたくさんありますので、どうぞひとつ帰りは部屋に寄って行って持って行ってください。我が党の綱領を正しく読んでいただいて、1年後の参議院選挙、正々堂々と政策論争しようではありませんか。

議会制民主主義を大事にする立場からこのことを強く要求し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

5番(松本光世議員) 自民党を代表して、予算特別委員長報告に賛成の討論をいたします。

今議会提案の議案第1号ないし第5号は市政執行上当然のことであり、議案第8号は今後の小樽病院の新築に向けて歓迎すべきものとして、それぞれ可決。報告第2号、第3号はやむを得ないものであり、承認することに賛成。共産党から提出の議案第1号に関する修正案は、態度表明直前の提出であり、既に議案第1号は我が党としての態度を決定した後とはいえ、内容は常々共産党が唱えるばらまきの施策の域を出ておらず、不足額も単に減債基金からの繰り入れによるということであり、賛成することはできません。

なお、本委員会において共産党より我が党から出ております新野委員長の不信任動議が出されましたが、今回の地方自治体の議会の予算特別委員会にはなじまないような議論にもかかわらず、委員長としてこの対応に奔走し、努力をいたしました。しかしながら、いかに言論の自由とはいえ、委員会という公の場で全く根拠のない憶測での他党批判への反発は委員長の努力以上に大きなものであり、結局このような結果になったことを委員長一人の責任とすることにはならないものとの判断から、委員長の不信任動議には反対の立場を表明いたしました。

以上をもって討論といたします。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

33番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する賛成の討論を行います。

議案第1号ないし第5号及び第8号並びに報告第2号ないし第3号については、議案については賛成、報告については承認といたします。

なお、共産党から提案された議案第1号の修正案及び関連して提出された議案第24号には反対いたします。

市長提出議案につきましては、内容審査の結果、極めて妥当であり、賛成といたします。

共産党提案の修正案につきましては、国保料を1世帯当たり一律1万円減額せよとの内容であります。財源は単に減債基金を取り崩せとの主張であり、妥当とは考えられません。

次に、6月28日、予算特別委員会冒頭における共産党北野委員の発言について一言申し上げます。

本委員会において北野委員は、このたびの選挙結果を踏まえて、いわゆる謀略ピラが自民党、公明党勢力によって大量にばらまかれたという決めつけをし、事実に基づかない発言により公党の名誉を著しく傷つける発言をいたしました。

共産党は今回の衆院総選挙において、全国300の選挙区や比例区において、全国11のブロックすべてで議席や得票数を減らしたのは事実であり、この敗因について北海道新聞は、情報通信や金融政策など明確な主張が聞かれず、政権担当能力をアピールできなかったことなどが無党派層の支持を得られなかった要因の1つと分析しております。

共産党の幹部は、「間違った方針を出してこういう結果になったとは思わない」とした上、25日深夜のテレビ番組等でいわゆる謀略ピラキャンペーンを始めたのであります。それを受ける形で北野委員は、テレビ討論会における発言、新聞「赤旗」の記事等を引用して、明白な証拠はおろか、状況証拠さえ示さないまま、みずから出所不明とは言いながら、あたかも我が党もいわゆる謀略ピラ印刷・発行等に関与し、さらにはその配布等までもかかわったかのような予断に満ちた発言を行い、公党の名誉を著しく傷つけたのであります。

我が党は、見過ごすことのできない発言として、本委員会休憩中の理事会において発言の根拠を明確に示すように求めましたが、北野委員は「だれがとは言っていない」として、明らかに我が党の関与があったかのような発言を行ったのであります。伝聞や憶測によって、厳正・公平たるべき小樽市議会の言論の場において平然と公党の名誉が踏みにじられたことは、断じて許すことのできない公党への侮辱であります。言論の場においては、論争を闘わせる者が最低限守るべきルールがあるはずであります。今回の発言は、この最低限のルールが無視された悲しむべき結果であります。

一連の発言には、もう一つの重大な問題があります。挙証責任であります。ある者に嫌疑をかけて疑うときは、疑う側の方に疑うに足るべき事実を立証する責任があり、疑われた側がそうではないという反証を挙げる必要はないとの原則であります。もしこの原則が守られないならば、証拠もなく手当たり次第にだれもが訴えを提起され、反証を示さない者は次々犯罪者の汚名を着せられていく、こんな社会をつくってよいのでしょうか。反証を示さなければ公職選挙法違反を認めたと、これは言論云々、民主主義云々というより、社会常識の欠如であります。我が党はこのような発言を容認することはできません。

我が党が理事会において再三にわたり、本委員会での北野委員の質問における極めて不穏当な発言について撤回、取り消しを求めたにもかかわらず応じなかったために、我が党は委員長の職権による質問の一部取り消しを求める動議を提出したものであります。

賢明なる小樽市議会議員各位におかれましては、二度と再びこのような発言がなされることのないよう公平で厳正な議会議論を求め、共産党のこのたびの批判、中傷に重ねて抗議を申し上げ、討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案及び議案第24号について一括採決いたします。

修正案及び議案第24号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、可決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 15番、次木督雄議員。

(15番 次木督雄議員登壇)(拍手)

15番(次木督雄議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

市内の一部の入浴施設が外国人の入浴を拒否している問題は、人種差別問題にまで発展し、全国的にも小樽のイメージを悪化させている。現在、この問題は国際交流が担当しているが、むしろ全庁的な取り組みにより解決を図っていくべきと思うがどうか。

新行政改革実施計画において職員の5%削減がうたわれていたが、実際にはこの4年間でそれ以上の職員が削減されている。その一方で職員の時間外勤務は増大し、長期療養者も増えている現状にあるが、職員の負担を軽減し、雇用の促進を図る上でも、計画を見直し、新規に採用すべきと思うがどうか。

桃内新焼却場が建設されとなれば、入札に参加することが予想されているメーカーの1社が、他都市の工場で河川にダイオキシンを流出していたことが社会的問題となっている。特に小樽市が計画している焼却処理方式がダイオキシンの原因となっていた疑いがあるが、これら原因について独自に調査し、原因が不透明であれば、入札から排除することも検討すべきと思うがどうか。

出産可能な女性が生涯子供を何人産むかを示す合計特殊出生率は、少子化傾向をはかる重要な指標の1つであるが、小樽市の合計特殊出生率は他都市と比較して著しく低い現状にある。原因を分析し、少子・高齢化対策に力点を置いた施策をとることが必要だと思うがどうか。

道教委から出された「公立高等学校配置の基本指針と見通し」では、市内の高校のうち、商業高校と工業高校が準拠点校、水産高校が拠点校と位置づけられているが、特に準拠点校は間口削減の対象になるおそれはないのか。これらの間口削減が小樽経済に与える打撃は非常に大きいと思うが、地域産業の担い手を育成し、人口対策として若者の定住を促進する上でも、間口削減は市全体で反対していくべき問題と思うがどうか。

また、きめ細かな指導による行き届いた教育を実現するため、30人学級についても道に要請していくべきと思うがどうか。

市内の小学校において、床にカーペットが張られている学校が4校あるが、汚れが落ちにくい、ほこりっぽい、子供がアレルギーになるなど、さまざまな問題が指摘されている。学校におけるアンケートでもカーペットは不評であり、取り替えの要望は非常に高いが、年次計画により順次改善すべきと思うがどうか。

スポーツ振興は、健康維持はもちろんのこと、青少年の健全育成の観点からも非常に重要である。市としてもスポーツ振興計画等を策定し、スポーツ人口を増やすことができるような施策を展開していくべきと思うがどうか。

また、有名選手にあこがれてスポーツを始める子供も多いと思うが、小学校レベルでの選手強化に努め、レベルの高い選手を輩出することにより、将来的なスポーツ振興につなげていくべきと思うがどうか。

21世紀プランにおいて生涯学習への市民参加の促進がうたわれているが、地域に根差した学習を提供することを目的に毎年数カ所で開催されている生涯学習広場について、より自発的な市民参加を促進するシステムを確立する必要があると思うがどうか。

また、札幌市において、開放図書館として学校図書室を地域に開放し、ボランティアが本の整理や貸し出し等を行っているが、生涯学習と学校教育の連携やボランティア活動の促進等の観点から、小樽市においても積極的に導入を検討してはどうか。

今回の総選挙において、不在者投票ができる理由の緩和や投票時間の延長等、投票方法が何点が改善されたが、在宅の寝たきり老人の投票等、いまださまざまな問題を抱えている。投票率の向上を図るためにも、郵便投票制度の条件緩和等、さらなる改善が必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第39号につきましては、不採択と継続審査に意見が分かれ、採決の結果、不採択と決定いたしました。

次に、請願第7号、陳情第1号、第2号、第30号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第6号、第7号、第9号、第18号ないし第20号につきましては原案可決と、報告第1号につきましては承認と、いずれも全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第39号並びに継続中の案件、請願第7号及び陳情第1号、第2号、第30号については願意妥当、採択を主張します。

陳情第39号については、第1項、第2項に分けて採決すべきと主張いたしましたが、一括して採決となりました。日本共産党は継続を主張します。本議会において継続が否決された場合、自席にて棄権をいたします。

まず、陳情第39号第1項は議会中の居眠り及び欠席議員に対する報酬減額についてですが、市民の代表として議会に来ているのですから、もちろん居眠りはよくないことです。しかし、居眠りが否か、見ただけの判断は難しいものがあります。また、欠席議員に対しても、その理由はさまざまあり、理由のいかんを問わず減額することになりますから、第1項には反対をいたします。

第2項の議員の顔が見える位置への傍聴席の変更については、活発な論戦で議会の活性化を促し、たくさんの方々に傍聴に来ていただくことが大事であり、第2項についての市民要望が強くなってきた場合は、可能な限りその要望にこたえるのが我が党の立場です。議会活性化委員会でも照明の問題など議場改修の問題が出されておりますので、この項については継続審査を主張しました。

しかし、第1項、第2項一括採決ですので、陳情第39号については継続審査を主張します。

次に、継続中の案件、請願第7号は、30人学級の早期実現を求める意見書提出方についてです。

全国の半数近い約1,500の地方議会が30人学級を国に求める意見書を採択し、首相の私的諮問機関の「教育改革国民会議」の江崎玲於奈座長も「24人学級が理想」と述べております。国会においては、30人学級を求める署名に対して、北海道出身の5人の議員が超党派で紹介議員になっているように、今や30人学級は国民的世論となっています。

5月19日の文部省の協力者会議の最終報告では、現行の1クラス40人学級の基準を変えないが、30人学級は都道府県の裁量で実現可能としております。教師たちも、「40人の教室では1人1人を見るのが難しい。しかも、特別なケアが必要となる子供の数は増えている」と述べています。学級定員を引き下げることが教育現場の切実な声でもあり、一日も早く30人学級を実現するよう北海道独自の施策を求める願意は妥当であり、採択を求めます。

次に、陳情第1号「星野町における公的避難所設置方について」です。

星野町は毎年人口が増え続け、平成12年5月末現在1,422名、10年間で1.8倍にもなっている地域です。平成10年9月には、キライチ川の護岸崩壊で住民は災害の恐怖にさらされました。住民の反対を押し切り開発を進めてきた市が責任を持って公的避難所を建設すべきです。陳情の願意は妥当、採択を求めます。

陳情第2号は、「銭函地区における教育環境の整備方について」です。

銭函地区は人口が増え続けてきたのにもかかわらず、地域住民の長年の要望である学校新設がされておられません。子供たちは通学に片道30分もかかるという実態です。通学バス代も4カ月の半分ですから、不況の折、保護者の負担は増える一方です。日本で子供の権利条約を発効されて7年目、この条約を真摯に受け止め、劣悪な教育環境に置かれている銭函地区の教育環境整備を進めるべきです。願意は妥当、採択を主張します。

陳情第30号は、「人種差別撤廃のための条例制定方について」です。

外国人の入浴お断り問題に対して外務省の報道局長は、1999年11月22日付ニューヨークタイムズの編集長への手紙の中で、「日本の憲法は在日外国人の基本的人権を保障し、外国人に対する差別を禁じます」と答えています。また、広報おたる 620、今年の4月号では、「外国人の利用を一律にお断りすることは人種による差別であり、大変残念なことです」と述べております。年間多くの外国人観光客が訪れ、国際都市を目指す小樽市として、人種差別撤廃のための条例制定を求める願意は妥当であります。採択を主張いたします。

全会派の賛成をお願いして討論いたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第39号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、継続審査は否決されましたので、次にお諮りいたします。採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立なし。

よって、陳情第39号は不採択と決しました。

次に、請願第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第2号、第30号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

35番(佐野治男議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

歩行者通行量調査によれば、中心商店街の人通りは、個々の商店街の懸命の努力にもかかわらず減少の一途をたどり、運河周辺地区からの人の流れが変わった要因は明らかにマイカルの影響である。市が共存共栄をうたい文句に多額の公金を投資し、人口や雇用の増加に結びつけるといった効果は見られず、単に中心部の空洞化を招くマイナスの部分しか生じていない。

一方、マイカルは、開業1年間で1,300万人の来客を数えたが、直接物販には結びついておらず、当初目標を大きく下回り、1平方メートル当たりの売り上げも平均的店舗の3分の1程度という状態である。このまま推移するとなれば、数年後には撤退、廃業という事態に追い込まれるおそれはないのか。

歩行者通行量調査は、人の流れを確実に把握することができるものであるが、それに加えて、これまで市が行った商業振興施策と、それに対する効果が一目瞭然にわかるものとなれば、今後の政策立案にとって有効な資料になると思うがどうか。

また、他都市では商店街の空き店舗対策として、商店街に欠くことのできないと判断した店舗の開業予定者には、積極的に家賃の値下げ交渉を行うなど関与を進めている。本市においても、商店街の考え方を誘導し、商店街を単に個々の店舗の集積としてとらえるのではなく、エリアとしてとらえた商業振興を図るべきと思うがどうか。

昨年の観光客の入り込み数は、10年前との比較で約2.5倍となり、道内客が2倍、道外客が4倍になるなど好調に推移してきた。しかしながら、有珠山噴火の影響からか、4月、5月は対前年比で減少傾向が見られたほか、小樽観光にも陰りが見え始めたのではないかとの声も聞かれる。これらの状況についてどのように分析し、今後どう対処していく考えか。

また、市内では修学旅行生が多数見受けられるが、新たな観光施設は案内板に表示されておらず、特にランドマークとなるべき大きな建物も少ないため苦勞を強いられている。早急にわかりやすい誘導策を講じる必要があると思うがどうか。

昨年同期と比べ観光客の入り込み数が減っている現状を、市は真摯に受け止めるべきである。観光客のニーズを的確にとらえる中で、これまで余り知られていない歴史的、文化的な遺産の紹介や、フェリーなどを利用した海から見る市街地の夜景など、変化を求める観光客を飽きさせない魅力づくりとともに、例えば釣り公園など自然環境を生かした体験型の観光も取り入れる必要があるのではないか。

企業立地について、バブル期には室として4人体制で2けたの誘致実績を上げてきたが、その後の長引く景気低迷により、近年は1けたにとどまっている。こうした状況下においてながら機構改革で2人体制となっているが、こうした大変な時期にこそ体制を強化し、積極的に誘致を図っていくべきではないのか。

石狩湾新港の小樽市域における企業立地状況については、いまだに分譲面積の半分以上が売れ残っており、大変厳しい状況にある。そのため、石狩開発への緊急の支援策が打ち出されたものと思料するが、今後の見通しはどうなっているのか。

一方、銭函工業団地については84%が売却済みと聞くが、今後、分譲枠の拡大など何らかの考えはあるのか。

昨年2月から丸井今井アネックス館が空き店舗となったため、現在、特定業者と交渉中と聞かすが、市中心部の核店舗でもあり、一日も早い店舗利用を望むものである。今後、テナントが長続きできるよう、市としても市街地活性化の側面から何らかの支援を検討すべきではないか。

先般、道内の31信用金庫、12信用組合についての決算状況が報道されたが、市としてこれら現状をどう分析しているのか。各信用金庫は地元で運用先が少ないため進んで札幌に出店しているが、みずから経営体質の改善を図らなければ、今後とも苦戦が予想される。また、2001年のペイ・オフ解禁に向けては、金融機関同士がしのぎを削るという状況は、さらに激化するのではないか。

万が一、市内の信用金庫や信用組合が破綻する事態となれば、その影響は拓銀のときとは比較にならず、それらをメインバンクとして取引を行っている市内商工業者は行き場を失ってしまう。また、破綻に至らないまでも、仮に預金量が減った場合には、金融機関の一層の貸し渋りも懸念される。これらを回避するためにも、市は地元信用金庫、信用組合に対する支援を行うとともに、利用者に対する積極的な直貸しを行うなど、リスクを分散させておくべきと思うがどうか。

湯鹿里荘及びその敷地を売却するという議案が提出直後に撤回された。売却先を洞爺山水ホテル筋に限定したいということは、有珠山噴火被災地に対する人道的支援や、朝里川温泉地区の活性化を図るなどの観点から理解を示すが、単に市長答弁では「当分の間、売却を待つ」ということである。一体いつまで待てばよいというのか。一般的に事業計画の見直しにはそれほど時間はかからず、このように際限なく待つという姿勢ではなく、一定の期限を設けるべきではないか。

また、この問題に関しては、議員と理事者との間にかなりの温度差を感じる。金融機関の融資も契約の一步手前との説明を受けたが、現実にはそこまで至っておらず、理事者側の不勉強さゆえに当然行われるべき金融機関に対する事前確認がなされていなかったと言わざるを得ない。例えば、その途に精通している収入役に相談するなどしていれば、より効率的に事を進められたと思うがどうか。

これまで市場取引においては、主たる売買は競りが中心であり、相対取引は例外的取り扱いであったが、今回、規制緩和を目的とし、原則、競りと同等に取り扱うという条例改正案が提出されている。これは相対取引の増加実態に即したものであるというが、従前、要綱で行われてきた相対取引についても、さまざまな不平等な取り扱いが見受けられたことからすれば、力のあるものが独占し、中小の業者が必要な品物を入手できない事態が生じないよう、平等性確保に向けての規制を条例に盛り込むべきではなかったのか。

市場を取り巻く環境は規制緩和を含めて急激に変化してきており、従来型の運営形態であれば、市場以外での流通によってみずからの存在価値を失いかねない。それを防ぐための条例改正であるべきと思うが、取引の扱いを大きく変えたために競合に負けて廃業する者が出ないよう、セーフティネットとなり得る緩やかな移行措置が必要ではないのか。

また、引き荷の条件次第では、末端の小売業者にまで影響が生じるおそれが懸念される。市としても十分な配慮が必要と思うがどうか。

第3埠頭先端部には車のエンジンが10数台放置されているが、許可を出しているのか。また、港湾区域内では草が人の背丈ほど伸びているところも散見される。青少年の非行の温床となるおそれや、観光客の目につくことから、適切な管理を行うべきではないか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第13号、第14号及び陳情第17号につきましては、採決の結果、議案は可決と、陳情は継続審査と、賛成多数により決定いたしました。

次に、議案第16号、第21号及び所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

議案第13号、第14号は否決、陳情第17号は採択とすべきです。

議案第13号、第14号は、これまで仲卸人や買い受け人が物品の売買において適正かつ公正な取引ができるように、競り売り方式が原則として行われてきました。今度の規制緩和で、これまで例外的扱いとされていた荷役相対取引が自由にできることとなります。荷役相対取引が自由化されると、特定の業者による物品の買い占めなどの弊害が起こるなど予想されます。買い占めによる高い買い物を消費者が買わされる心配もあります。市として独自の規制を残すべきです。第14号は、これまで生産者の利益を守るためにあった定価売りの制度が削除されており、認められません。

陳情第17号は、依然として厳しい雇用失業による生活苦、生活不安が深刻です。総務庁の発表で5月の完全失業率は4.6%、328万人となっています。大企業の身勝手なリストラ、国のリストラ神話はやめて、サービス残業などなくする措置をとって雇用拡大を図るべきです。陳情の願意は妥当であり、採択すべきです。

以上で討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第13号、第14号、陳情第17号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

ごみ広域共同処理に当たっては、国や道の指導方針等に基づき、事業主体を広域連合とすることで検討が進められているようだが、複合事務組合の形態で実施する場合との比較では、どのようなメリットがあるのか。

仮に広域連合と決定した場合には、発足に向けて準備事務局の体制づくりが急がれるが、北後志ブロックの自治体の中では、処分量からも当然に小樽市がイニシアチブを発揮していかなければならないものとする。市にとっては新たな業務量の発生となり、現環境部の体制からは難しい。組織、機構の見直しが必要になると思うがどうか。

焼却処理施設の候補地については、桃内地区も建設適地とされ、余市を含めた中で年度内に決定されるというが、小樽市に決まるとなれば、北後志4町1村で排出されるごみまで処理しなければならないこととなる。果たして短期間に施設整備地周辺住民からの建設同意を取りつけていくことができるのかどうか。

「北後志地域ごみ処理広域化基本計画書」では、平成21年度を基準年とし、後志6市町村全体で発生する1日当たり推定252トンもの焼却処理能力を有する全連続炉を整備する予定だが、現在、各自治体のごみの減量化に向け、発生抑制や資源物リサイクルなどを積極的に推進する取り組みからしても、明らかに矛盾する過大な施設になるとは考えないのか。

これまで事業系一般産業廃棄物を排出する市内の事業においては、条例の定めるところにより、収集・運搬・処分を含めて、一律0.1立方メートルにつき150円の割合で算定されたごみ処理手数料を許可処分業者に対して納めることになっていたが、この7月からは条例上の手数料がごみ埋立処分のみに変更され、収集・運搬費用については別途許可処分業者が自由に料金設定できる仕組みとなった。しかしながら、この費用が極めて高額となるため、引き続きごみの処分を依頼するとなれば、前月比で5倍もの費用負担を余儀なくされる事業者もあり、当然に多くの苦情が寄せられる結果となっている。事業者にとっては極めて深刻であり、また、不法投棄につながる懸念もあるがどうか。

事業者はこのことを全く知らされておらず、市が十分な事前説明を行ったとは言いがたい。今後、廃業に追い込まれるという事態とならぬよう、早急に許可処分業者と収集・運搬費用の段階的な運用に向けた調整に入る必要があるのではないかと。

また、花園かいわいの飲食街については、直営方式を主体としたごみ回収がほぼ毎日行われてきたが、7月1日からは業者による回収のみとなり、事業系一般廃棄物の回収回数が週2～3回の割合に低下すると聞く。本格的な夏場を迎えるに当たり、衛生上、生ごみ等を店内に保管できないとの苦情も多く、町会が業者と話し合った結果として、回収までの間は店外にポリバケツを配置し、一時的に仮置きすることで一応の合意を見たが、経営者の多くは納得していない。自宅に持ち帰り、生活系ごみと一緒にして処理すれば無料との声も聞かれ、これが現実となれば、市が目指すごみ行政とは大きく乖離する実態を招くのではないかと。制度の移行時点にはトラブルはつきものである。業者任せという態度ではなく、市は早急に対応策を検討すべきと思うがどうか。

青少年健全育成の一環として長年にわたり実施されている「子供の船」実施事業については、市財政の厳しい状況を考慮し、予算化に当たっては隔年での見直しも検討されたようだが、最終的には継続が決定されている。

将来の小樽を担う子供たちの各種団体やイベント等への積極的な参加を促すとともに、さらには将来のまちづくりにもつながる有効な事業であると認識しており、現実的な費用対効果の面からの判断は避けるべきではないか。本年5月、ナホトカ市制50周年記念において同席した敦賀市長からも、相互の子供たちの人材育成のために、ぜひとも交流を継続してもらいたい旨の要請がなされている。将来にわたる事業の継続を約束することはできないのか。

このたび国は、介護保険現場における適正なサービス提供の実態を監視するとともに、利用者の人権擁護を図る機関として介護相談員制度の導入を提唱した。同制度は、派遣を望む事業者や施設等に介護相談員が直接出向き、トラブルの未然防止に努めるとの内容だが、それでは公平さを欠くと言わざるを得ない。希望の有無にかかわらず、介護相談員が行政から独立した機関として自発的に調査を行い、その結果を公表できるなどの権限が付与されたものでなければ、制度本来が志向する目的の達成は難しいと思うがどうか。いち早く実施を決定した自治体も多いが、今後、市としては積極的に本制度の導入を検討していく考えはあるのか。

利用者の不満を受け、国がショートステイ利用枠の拡大を決定したことに伴い、市も準備を進めているようだが、今後、利用者が特別措置により短期入所サービスを受けるとなれば、1回につき1万円もの高額な料金を支払わなければならない。後で9割分が返還される仕組みとはいえ、その都度、低所得者層にとっては重い負担となる。医療保険における高額療養費と同様に、施設開設者が受領委託方式を採用する自治体もあり、市は事業者と早急に検討に入ることはできないのか。

市は、これまで社会福祉協議会に対して条例に基づく助成を行ってきており、特に平成12年度は「訪問介護運営費補助金」3,100万円の交付を決定しているが、申請書を見る限り、条例で義務づけされているバランスシートの添付はなく、過去も同様に全く提出された事実はない。これは明らかな条例違反であり、違法な公金の支出ではないのか。

全国的にも社会福祉協議会のほとんどが単式簿記を用いた経理を行っているためというが、条例で複式簿記を想定した書類の提出を求めている以上、当然に改めさせるべきである。今後、同協議会の経営状況を明確にしていくためにも、適正な指導を行っていく必要があると思うがどうか。

8月初旬に供用開始となる単身高齢者向け入船団地23戸は、住み替え分を除いた12戸の公募が行われ、入居者が決定されたと聞かすが、申告書における困窮事情中、老朽度項目の判定の結果が入居を左右する重要なファクターと感じている。最終的な決定は各項目の合計点によるというものの、特に老朽度については、専門的資格のない社会福祉課と住宅課の職員が現地で目視を行うだけとのことであり、また、他の判定項目との比較でも、項目内の分類数や配点、内容が極めて大ざっぱなため、この判定いかんにより得点に大きな開きが出ると危惧される。今後とも福祉住宅行政の推進に当たっては、高齢者に不信感が生じないように、有資格者による判定や項目内容の改善に向けた努力、検討を行っていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第38号につきましては、継続審査と不採択に意見が分かれ、採決の結果、不採択と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第14号、陳情第23号につきましては、採決の結果、継続審査と賛成多数で決定いたしました。

次に、議案第10号ないし第12号につきましては可決と、請願第16号につきましては採択と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第38号は継続審査、継続審査中の請願第5号、請願第12号、請願第14号、陳情第23号は採択を主張して討論します。

陳情第38号は、道立小児総合保健センター付近へのJR駅の新設方で、同センター通院の便宜を図るためと思われま。しかし、現在のセンター通院のバス路線やJR線の利用実態やその問題点、周辺住民や患者さんの意見、JR関連の確認など十分検討する必要があるために、今回は継続審査を主張します。

なお、否決されたときは、自席にて棄権いたします。

請願第5号は、朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方についてです。

東南部地区は人口増加地域で、保育所の待機児童も多く、児童館もないために、早期の施設設置が要望されており、住民からの署名も寄せられています。これにこたえ、採択に賛成していただくように求めます。

なお、本議案に対しては、我が党以外の会派の皆さんは継続審査を主張していますが、平成11年7月1日の予算委員会で公明党は東南部地区での整備は緊急の課題だと思いと質問しています。それならば、議会意思として採択を決め、理事者に早期の実現を迫るのが本当ではありませんか。

請願第12号は、介護保険における「移送サービス」実施方についてです。

4月から始まった介護保険は、従来の措置制度にかわり市場原理を導入し、さらに国の支出を今年度で2,500億円も削りました。このために、さまざまな問題点が噴出しています。コムスンが事業所統廃合と人員整理を強行したように、多くの事業所から「政府の介護報酬が低過ぎる」「安心して介護ができない」という意見が上がっています。この大きな原因は、介護保険の利用料が高過ぎて利用が減っているためです。各地の調査でも認められた利用限度額に比べて実際は6割以下の利用者、こういう方が8割もいます。平均では3割程度とも言われています。このまま10月、年金から介護保険料が差し引かれると、さらにサービス利用が減ってしまいます。請願項目2にある低所得者に対する介護保険料の減免措置は緊急な課題です。

また、医療保険では身体障害者への医療給付無料分が、介護保険ではすべて有料です。現在、施設入所中の利用者は月2万円から3万円の負担増になり、大変な事態が起きています。

請願項目1、3、4は、人工透析を受けている身体障害1級の方の通院援助のための移送サービスの希望です。願意は妥当、採択を求めます。

請願第14号は認可外保育所の補助金増額方等について、陳情第23号は保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方についてです。

厚生省の1999年人口動態統計では、合計特殊出生率が1.34と過去最低となりました。昨年生まれた赤ちゃんは、統計をとり始めた1899年以降最低の数です。国の研究機関の試算では、このまま少子化が続くと、日本の人口は

100年後には今の半分になるとされています。しかし、厚生科学研究所のシミュレーションでは、家賃や教育費、保育所数などが改善されていけば出生率はもっと高くなっていくと報告されています。また、日本学会議総会は「報告 少子社会の現状と将来を考える」を発表し、産みたい人には安心して子供を産めるような社会環境整備が重要としています。働くことと子育てが両立できるように長時間労働や変則勤務、単身赴任などを改善すること、保育所の待機児童の解消、保育内容の充実のために補助金の増額、保育士の労働条件の改善などの施策を充実させていくことが重要です。これらにかんがみても、いずれも願意は妥当であり、採択を主張いたします。

小樽市の合計特殊出生率は1.02、都道府県別で最も低い東京の1.03を下回ります。この深刻な事態の改善のために、すべての会派の皆さんの賛成を訴えます。

最後に、今回の厚生常任委員会では、本年の第1回定例会で議決された事業系ごみの有料化による著しい事業者負担の問題が我が党、公明党、市民クラブ、自民党から質問されました。我が党以外のすべての会派の皆さんは事業系ごみの有料化に賛成したわけですから、従来より3倍から4倍もの値上げになったことについては責任があることを申し添えて討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第38号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、継続審査は否決されましたので、次にお諮りいたします。採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立なし。

よって、陳情第38号は不採択と決しました。

次に、請願第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、陳情第23号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 16番、久末恵子議員。

(16番 久末恵子議員登壇)(拍手)

16番(久末恵子議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

祝津山手線、高島小学校付近における信号機が設置されていない横断歩道は、往来車両も多く、交通事故の発生が危惧されている。このため、地域住民から安全確保のための切実な要望があり、これを受けて、本年4月に小樽警察署も交え、交通安全調査を行ったところである。その結果、小樽警察署においても信号機の必要性を認識し、公安委員会へ設置についての答申を行ったことから、今後、同委員会の判断が待たれているとのことである。しかし、当然にこのような危険な状態は解消されるべきであり、一日も早く信号機の設置を実現するよう、市は関係機関と精力的に協議を重ねるべきではないか。

さらに、狭隘な同路線における危険箇所、特に冬期間における地域住民からの危険性の指摘についても、真剣に事故防止策を講ずるべきではないか。

小樽・余市間の広域農道は、平成5年に開通して以来、見通しが悪く、カーブが多いことなどから、交通事故が多発している。このため、警戒標識などを設置し、安全対策を進めているとのことだが、現状はその危険性が緩和、解消されてはいない。加えて、このたび廃棄物処理センターの供用が開始され、これらの関係車両が増大し、また、大型車両による大事故の発生も危惧されることから、市は道路管理者として安全対策がこれまで以上に求められる。特に広域農道と当該センターへ通じる道路との交差点付近は、事故防止のためのさらなる工夫が必要ではないか。

勝納川は、地域住民と市民団体が中心になり、水質の浄化や美化、清掃に長年取り組んできた結果、現在、市街地において自然ふ化したサケが遡上する唯一の河川となっている。今年度、北海道が予算を計上し、2基の落差溝を魚道の整備として改修することだが、工事の実施に当たっては、サケの回帰時期などの生態系に配慮するとともに、汚泥化が進む産卵床の整備もあわせて実施するよう、市としても強力で道へ働きかけるべきであると思うがどうか。

また、於古発川下流に設置する沈砂池は、年に一度しゅんせつされ、週に2回、水面の清掃がされているとのことだが、現状は汚濁が目立ち、泥の堆積が異臭を放っている状況にある。サケの遡上期ともなると、市民はもとより、運河を訪れた観光客の注目が集まるところでもあり、しゅんせつ時期の見直しや浄化についての対策が必要と思われるがどうか。

さらに、同河川をサケが回帰し、産卵ふ化ができるように河川改修することにより、空洞化する中心街への観光客の誘導策ともなることから、当該河川における産卵場所の確保についての調査・研究を早急にすべきではないか。

於古発川河口付近は勾配がなく、水がゆっくりと流れていることから、水はよどみ、上流からのごみや土砂が

へドロ状に堆積し、雑草や異臭がその周辺を覆っている。その中で地域住民は生活しており、また、市民はもとより、小樽観光の中心をなす寿司店が建ち並び、まさに観光道路と呼ぶべき通りを観光客が往来するとき、不快感を持つことは明らかであり、また、都市間競争からの上でもイメージダウンにつながることであり、このような現実さらされていることは悲しむべきことである。

また、中心街の空洞化が叫ばれ、活性化が本市の大きな課題である今日、この解決の第一歩とも言える環境整備がなおざりになっていることから、道が管理する河川とはいえ、市・土木部などが中心となり、於古発川における河川浄化や清掃の措置を緊急かつ優先的に講ずるべきではないか。

雪対策については、21世紀プランの実施計画に位置づけて充実・強化を図ってきている。しかし、ロードヒーティングは道路の格付け、利用形態などに応じて整備しているのが実情で、除排雪については、道路の種、種の格付けに応じた除雪車の出動基準はあるが、実際に現地でどのような路面管理、除排雪を進めるかのマニュアルは実施の段階に至ってはいない。近年のタイヤのスタッドレス化による凍結路面の出現、生活道路除雪への市民要望の変化などに対応するために、ロードヒーティング設置基準や路面管理基準などを盛り込んだ新しい雪対策の基本計画を策定するべきと考えるがどうか。

昨年度の公共事業労務費調査の結果により、本年度の公共工事費積算に使う労務単価が大幅に引き下げとなったため、建設労働者の実賃金も引き下げられるなど悪影響が出ている。一方、これまで景気浮揚の名目で公共事業費が増額され続けているが、必ずしも雇用の増進に結びついていない。工事発注者の市としては、市内業者や労働者への具体的な対策として、生活関連型工事の枠を広げ、また、市内業者への発注率を高めて元請け化を進めるために、工事の分離・分割発注をさらに高めるべきではないか。

建設業退職者共済制度については、平成11年度「小樽市労働実態調査」によると、制度への加入業者は68%になり、改善の兆しがあるものの、他都市に比べれば決して高い数値ではない。運用に適切さを欠く業者もあることから、市は工事発注者として建退共の加入率を高め、適正な運用をするよう業者を指導するべきと考えるがどうか。

また、建設・運輸・農水の3省協定賃金よりはるかに低い賃金、有名無実の有給休暇、健康保険、年金など、これらは発注単価に積算されているものであるが、実態はそのようになっていない。行政として厳しく対処すべきと考えるがどうか。

市営住宅の整備、修繕については、現在、平成11年度から15年度までの「第5次5カ年整備計画」に基づいて進められている。市営住宅の補修は、基本的には入居者の負担で行われているが、退去者や長期入居者の部屋については、その状況に応じて事業主体での補修となり、その目安はおおよそ10年を超えることとなっている。民間賃貸住宅では、細かなマニュアルによって計画的な修繕を行うのが一般的になってきている。市営住宅についても、わかりやすい一定のマニュアルをつくるべきと考えるがどうか。

また、今年度完成予定の高齢単身者向けの特定目的住宅である入船団地においてはエレベーターが設置されるが、3階から5階建ての一般の中層住宅では、補助対象となっていながら、ほとんど設置されていない。これからは土地の有効利用ということでますます中層住宅が増えると思われるので、エレベーターの設置については一層の検討をすべきと考えるがどうか。などあります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第15号につきましては原案可決と、陳情第40号につきましては採択と、いずれも全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第17号は否決、継続審査中の案件、請願第11号、第13号、第15号並びに陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号については、いずれも願意妥当、採択を求めます。

以下、その理由を述べます。

議案第17号は、小樽市簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本条例は、石狩湾新港開発計画において小樽地域に進出する企業に安定した用水確保のための水道施設整備を図るとして、平成元年12月に制定されたものであります。御承知のように、石狩湾新港開発それ自体、日本共産党は当初より反対してきました。

自民党の日本列島改造論のもと、1970年代に国、道、小樽・石狩両市と第三セクターで鳴り物入りで始まった石狩開発は、今日なお、まだ1,260ヘクタールもの広大な土地が残されています。年々進出する企業が減り続け、昨年度の一般企業への分譲は、過去10年間で最低の0.8ヘクタールと極端に落ち込んでしまいました。一方、港湾予定地や下水道予定地を買い上げる公共分譲は、98年度の3ヘクタールから昨年度には22.6ヘクタール、実に7倍に増えています。つまり、99年度の借金残高627億円、支払利息が17億5,100万円、事実上破綻状態になった第三セクター石狩開発株式会社を救済するためにきゅうきゅうとしているのが実態であります。

加えて、第2回定例道議会における道の補正予算案は、この石狩開発に9億9,600万円の貸し付けと、企業誘致の推進、分譲価格の引き下げに30億円をつぎ込む計画であります。道民、市民の税金を投入し、分譲価格を大幅に引き下げても、この先一体どんな企業が石狩湾新港地域にやってくるのか、その展望は全くないものであります。

我が党は、これ以上の無駄遣いをやめるためにも、石狩湾新港の開発は現状、現行で直ちにストップするよう提案しています。こうした立場から、本件条例についても、その制定時から我が党は一貫して反対の態度を表明してきたものであります。

なお、継続審査中の案件についてですが、これまで同様、我が党は強く採択を主張いたします。

請願・陳情案件は、合わせて16件であります。11件に上るロードヒーティング敷設方や河川改修、道路側溝の整備、除排雪の要望など、いずれも願意は妥当であります。

陳情第21号 榎里沢踏切の改良や同第29号 市道桜17号線の除排雪についてなどが他会派議員を介して、しか

も多数の署名を添付の上、議会に提出されたこと。ロードヒーティング敷設については、行政の側が新たな検討に入ろうとしていること。こうしたとき、議会として、市民の負託にこたえるべき議員として何をなすべきか、各位に問い続けてきました。

陳情第25号は、オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方についてであります。

本継続案件を審議した委員会において、私の質問に対して、「処理に向けて動きを開始する」、こうした旨の明快な答弁をいただいています。にもかかわらず、一蓮托生とでも言うように継続審査でありました。極めて残念、遺憾であります。与野党の違い、会派の所属の違いを超え、議員各位が市民の願いにこたえられるよう切に要望して討論いたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第17号、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第25号及び第26号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) ただいま上程されました議案第25号及び議案第26号について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第25号 特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、元財政部市民税課職員による不祥事の責任を明らかにする措置として、私の平成12年8月分の給料月額を10%減額するものであります。

議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松田一郎氏、佐藤三千子氏、松本久氏及び小前真智子氏の任期が平成12年9月30日をもって、石上源應氏の任期が平成12年10月31日をもって満了いたしますので、委員の候補者として引き続き松田一郎氏、小前真智子氏及び石上源應氏を推薦するとともに、新たに市川圭子氏及び岩松初雄氏を推薦するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(松田日出男) これより一括採決いたします。

議案第25号は可決と、議案第26号は同意と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第9号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第9号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

11番（新谷とし議員） 提出議員を代表して、意見書案第1号、第2号、第3号の提案趣旨を一括説明いたします。

意見書案第1号は、介護保険の改善と国の財政措置を求めるものです。

4月から介護保険制度がスタートいたしました。さまざまな問題が噴出しています。特別養護老人ホーム入所者やホームヘルプサービスを受けている人に対して、5年間の負担軽減措置が講じられたものの、利用料1割負担で大幅負担増になったり、支給限度額によりサービスがカットされたり、利用料が払えずサービスを減らしたりする人が続出しています。

また、サービス基盤のおくれから、希望するサービスが受けられない事態も全国各地で発生しています。小樽市でも、特別養護老人ホーム待機者が5月末で382人、デイサービス31人という実態です。

第1号保険料については半年間徴収凍結、さらに1年間は半額になるものの、その後は基準の額は小樽市においては1カ月3,090円、夫婦で6,180円の負担が始まります。利用料負担が問題となっているのに、さらに保険料の徴収は、低所得者を中心に高齢者の生活を圧迫することは目に見えて明かです。

このような事態が発生する根本原因は、政府が老人福祉法下の50%の国庫負担を介護保険制度においては25%に削減する一方、国民には新たな2兆円に達する介護保険料負担と1割の利用料負担を導入したことにあります。せっかく始まった介護保険制度です。だれもが安心して受けられるものにするための改善と、国が責任を持ち財政措置を講ずることが急務です。

第2号は、消費税率の引き上げに反対する意見書案です。

政府税制調査会は消費税増税へ向けた中期答申のまとめ作業に入り、消費税大増税へのルールづくりが始まっています。加藤会長は、「景気回復後、消費税率を10%、将来的には15%への引き上げは避けられない」と発言していますが、仮に10%なら4人家族で40万円、15%なら80万円の負担で、国民生活をますます圧迫するものになり、個人消費は抑制され、景気はさらに冷え込むことになるでしょう。食料品非課税は直ちに実施し、政府並びに関係省庁が消費税率の引き上げを行わないよう強く要望するものです。

第3号は、日本への核兵器持ち込みを認める「核密約」の全容公表を求める意見書案ですが、最近、アメリカ政府の公文書解禁により、日本への核持ち込みの事実や日米間の「核密約」の存在を示す文書が相次いで発見されています。とりわけ、1960年の日米安保条約の改定時に結ばれたとされる「討論記録」と題する秘密協定には、核兵器を積んだ艦船の領海・港湾への立ち入りや航空機の飛来は事前協議の対象とならないと明記されていることも明らかになりました。日本政府は40年間もアメリカの核兵器持ち込みを国民に隠し通していたことになり、非核三原則を根本から覆すものです。本市も核兵器廃絶平和都市宣言をしている自治体として、政府に日米「核

密約」の全容公表を求めるべきです。

全会派一致の賛成をお願いし、提出議員を代表して提案説明とさせていただきます。(拍手)

議長(松田日出男) これより意見書案第1号ないし第3号について一括討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

2番(前田清貴議員) 自由民主党を代表して、意見書案第1号ないし第3号については否決を主張し、そのうち特に意見書案第1号、第3号についての討論を行います。

まず初めに、意見書案第1号 介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書提出方についてであります。

平成9年12月に介護保険法が成立し、2年余りの短い準備期間の中で、関係者の懸命な努力により、本年4月に介護保険制度はスタートしましたが、予想を覆し順調な3カ月を経過しました。

従来から要介護認定における公平性、透明性の確保、介護サービスの質と量の確保、将来を見据えた介護保険財政の健全性確保など、多くの課題があると思います。

そのような中で、スタートを目前にした昨年11月に国の特別対策が発表され、65歳以上の保険料は今年4月から9月までの半年間は徴収せず、その後の1年間は2分の1に軽減すること。利用料についても、ホームヘルパーの継続利用者は3%に引き下げるなどの低所得者への利用者負担の軽減、自立認定者などへの介護予防、生活支援事業などの方策が打ち出されました。

当市においても、これら施策を実施し、介護保険の円滑な実施に向けた取り組みを進めてきたほか、制度スタート後においても、ショートステイの振り替え拡大など、改善できるところはしてきているところであります。

保険料は3年以内に、介護保険制度は5年以内に見直しを義務づけされており、介護認定のプログラムソフトなどの改善も国は研究に着手したと聞いております。

初めて、かつ複雑な制度の中で、やっと落ちつきつつある時点で現制度の基本を変えることについては、かえって混乱を生じさせるものであり、また、将来とも安定的にこの制度を維持していくためには、少子・高齢化をにらんでの対応が必要であります。したがって、目前に迫った10月からの保険料徴収延期など莫大な財政負担と労力、そして混乱を考え合わせると、得策とは考えにくく、本意見書は我が党の考え方と乖離するものであり、意見書案に反対するものであります。

次に、意見書案第3号 日本への核兵器持ち込みを認める「核密約」の全容公表を求める意見書案であります。

同意見書案は、アメリカ政府の「討論記録」などに「核密約」を示す文書が発見され、その中で核搭載艦船の領海・港湾への立ち入りなどは事前協議の対象にならないと記載されていると主張し、日本とアメリカ政府のいわゆる「核密約」の全容を公表するよう求めているものであります。しかし、こうした文書に関して政府は、政府として責任を持って論じ得るものではなく、コメントできないと一蹴しております。

事前協議に関する政府の見解は、艦船、航空機によるものを含め、安保条約の下での核持ち込みに関する事前協議制度については、安保条約第6条の実施に関する交換公文及び同交換公文の解釈を日米両国間の了解事項として、公表当事者が口頭で了解したいいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、密約であると否とを問わず、このほかに何らかの取り決めがあるものという事実は全くないとしており、我が党もこれを一貫として

基本方針としているものであります。

また、本市議会では、こうした文書の存在の有無を確認することはもちろん、その信憑性や性格を論じるすべや手段を持ちませんし、国の安全保障の問題を一地方議会で議論するのも極めてなじまないものであると判断します。

したがって、本意見書は我が党の考え方と乖離するものであり、本意見書案に反対し、討論といたします。

(拍手)

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について賛成の討論をいたします。

まず、意見書案第1号 介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書についてであります。

多くを語る必要はありません。ぜひ意見書案要望事項の各号をいま一度御参照ください。今まで受けていた介護サービスが受けられない、利用料が高くてやっていけない、こうした介護保険をめぐる矛盾が今、噴き出しているわけですが、その最大の原因は、政府がそれまでの介護の予算2,500億円を削ったことにあります。この結果、給付全体の総額のうち、国の負担分は2分の1から4分の1へと大幅に減じました。従来の措置制度から国の撤退が引き起こした、文字どおり政治の責任であります。お年寄りや国民がだれでも安心して介護保険を受けることができるよう、当議会の総意において政府に対して要請されるよう強く求めるものであります。

意見書案第2号です。消費税の引き上げに反対する意見書であります。

89年にこの税が創設されたとき、そして97年に5%への税率引き上げがされたときも、この税は公約違反、国民の審判を問わなかったことは御承知のとおりであります。自民、公明などの政権与党は、今回の総選挙においてもまた消費税の増税計画を隠し通してきました。しかし、政府税制調査会が消費税の税率引き上げを明記した答申を今月中にも提出予定でいることは、報じられているとおりであります。

既にこの10年間で法人税収は18兆4,000億円から9兆9,000億円と半減しました。逆に消費税収は5兆8,000億円から12兆3,000億円、倍以上になり、今や法人税収を大きく上回ってしまいました。低所得者ほど負担割合が大きく、逆進性の強い消費税が税制の中心になれば、所得格差はますます広がり、日本経済のゆがみがさらにひどくなることは明らかであります。自民党政治のツケを国民に回し、暮らしと経済をどん底に突き落とす消費税大幅引き上げの道を断じて認めるわけにはいきません。

我が党は、大型公共事業を、暮らし・福祉中心に切り替え、その総額を段階的に半減するとともに、大企業優遇の不公平税制の是正を提案しています。この道こそが政権与党のように庶民増税に頼ることなく財政の再建軌道に乗せること、消費税を3%に引き下げる、その道を開くことであると確信するものであります。

意見書案第3号は、日米「核密約」の公表を求める意見書であります。

極めてなじむ問題であります。

日本政府、外務省が1950年から60年代を中心とする非公開外交文書の一般公開を始めたのは、この5月29日からでありました。しかし、今回もまた日米安保条約の改定交渉など、日本外交の根幹にかかわる重要文書は公開

されませんでした。

作成後30年経過した文書は原則公開というのが外務省の方針であります。しかし、公開されない。その一方、米国政府によって安保改定交渉や、その後の安保をめぐる外交文書が相次いで公開されています。我が党はこの外交文書に基づき、米軍が日本に核兵器を自由に持ち込める秘密取り決めを結んでいたことを明らかにしてきました。

国会における追及に対しても、政府は「密約はない」と強弁。調査すらしようとしません。国家機密を盾にとれば、都合の悪い事実を永久に封印できる。このままでは日本外交史の真相はいつまでも封印が解けない、こう報じたのは朝日、読売の各紙であります。

重大な疑惑があり、しかも、その疑惑が小樽の港を舞台として展開されている。こうしたとき、何よりも市民の安全、平和を第一と考える議会在が隠ぺいしようとしている一方の側に、つまり政府に対してその事実の公表を迫ることは極めて当然、責務であります。

以上、意見書案第1号ないし第3号について述べました。本意見書案について、各位の賛同を重ねてお願いして討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、意見書案第1号、第2号について一括採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって本定例会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 佐々木勝利

議員 西脇清

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成12年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配付分）

(1)木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成12年1月～4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2)平成12年第1回定例会において採択と決定し、関係先に送付した請願、陳情の処理経過について次のとおり報告があった。

陳情第35号「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方については、新1年生を在籍させ、新2年生以下を新通学区の中学校へ編入させる方針を5月中旬から開催される、適正配置関連の小・中学校16校の保護者説明会で説明する予定であります。

請願第10号「於古登川店舗（妙見市場）の活性化と駐車場確保方について」は空き店舗スペースの活用については、商店街活性化支援事業により、イベントや休憩所としての活用が可能であること、市場棟の集約については、移転方法について課題を残すこと、駐車場の確保については、現行法上同市場敷地内の設置は困難であることを妙見市場商業協同組合理事長 石森 繁氏に報告の予定であり、今後更に協議を行っていく予定であります。

以 上

○今定例会に提出された意見書案

平成12年
小樽市議会 第2回定例会 意見書案第1号

介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子
同 新 谷 と し
同 古 沢 勝 則
同 北 野 義 紀
同 西 脇 清
同 高 階 孝 次

平成12年4月より介護保険制度がスタートしました。

現在、特別養護老人ホームに入所している人やホームヘルプサービスを受けている人に対して、5年間の負担の軽減措置が講じられましたが、介護保険制度への移行に伴って、1割負担で大幅に負担が増えたり、支給限度額によりサービスがカットされる人が生じています。また、利用料が払えず、サービスを削減したり辞退した人も出ています。

サービス基盤の遅れから、希望するサービスが受けられない事態も全国各地で発生しています。

また、認定申請は当初の予想を下回り、介護保険制度の国民への周知がはかられていない実態があり、国民の権利行使が保障されていない状況も存在しています。

第1号保険料は、半年間凍結、さらに1年間は半額徴収となり、導入時点で一定の緩和措置が図られましたが、その後は全国平均で1人3,000円弱、夫婦で6,000円弱の保険料負担が始まり、低所得者を中心に高齢者の生活を圧迫することになります。

このような事態が発生する根本は、政府が、消費税導入時点や5パーセントに引き上げるときに「高齢化社会のため」をうたいながら、高齢化社会にとって重要な課題である介護保険制度の導入にあたり、これまでの老人福祉法下の50パーセントの国庫負担から、介護保険制度においては25パーセントに削減する一方、国民には新たな2兆円に達する介護保険料負担と1割の利用料負担を導入したことにあります。

国民が高齢に至り体に障害が生じた時、安んじて介護保険を受けることのできる制度を確立することは、国民の政治に対する強い要望であるとともに、政治の責任でもあります。

よって、下記事項について要望します。

記

〔要望事項〕

- 1 低所得者をはじめ保険料・利用料の免除・軽減を図ること。
- 2 要介護認定において、身体機能偏重ではなく、本人の総合的な実態、住環境、家族の状況及び意思など介護の必要度の総合的な状況にもとづく認定方法に改めること。

- 3 介護保険料における国の負担割合を50パーセントに引き上げること。低所得者対策の充実やサービス水準の向上を図ること。
- 4 「介護予防、生活支援事業」の枠の拡大を図るとともに、高齢者施策に係る地方交付税の拡充など市町村に対する財政措置を強めること。
- 5 特別養護老人ホームの建設やホームヘルパーの増員など、不足する介護サービス基盤の緊急整備をすすめること。

〔緊急の要望事項〕

- 1 低所得者の在宅介護利用料を3パーセントに引き下げること。
- 2 10月からの保険料徴収を延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小樽市議会

(議決結果 平成12年7月4日 否決)

平成12年

第2回定例会 意見書案第2号

小樽市議会

消費税率の引き上げに反対する意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 中島 麗子

同 新谷 とし

同 古沢 勝則

同 北野 義紀

同 西脇 清

同 高階 孝次

政府税制調査会は、この7月にも答申をだし、消費税率引き上げのレールを敷こうとしています。加藤寛税調会長は「景気回復後消費税率を10%にする」とか「将来的には、15%以上への引き上げは避けられない」と発言しています。

これを裏付けるかのように森首相は、「今後の検討課題」と税率引き上げを否定しておりません。

かりに10%への引き上げならば4人家族で年間40万円、15%なら80万円の負担で、国民生活の堪えがたい負担をかぶせるとともに、景気をさらに冷え込ませることになります。

税率引き上げを止め、食料品非課税をただちに実施し、国民生活を守り、景気回復をはかることは緊急の課題です。

よって本市議会は、政府ならびに関係省庁が、消費税率の引き上げを行わないよう、つよく要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小樽市議会

(議決結果 平成12年7月4日 否決)

平成12年

第2回定例会 意見書案第3号

小樽市議会

日本への核兵器持ち込みを認める「核密約」の全容公表を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子

同 新 谷 と し

同 古 沢 勝 則

同 北 野 義 紀

同 西 脇 清

同 高 階 孝 次

最近、アメリカ政府の解禁文書によって、日本への核持ち込みの事実や日米間の「核密約」の存在を示す文書が相次いで発見され、とりわけ1960年の日米安保条約の改定時に結ばれたとされる「討論記録」と題する秘密協定には、事前協議の対象となるのは、核兵器の陸上基地への貯蔵や設置だけで、核兵器を積んだ艦船の領海・港湾への立ち入り（エントリー）や航空機の飛来（エントリー）はその対象とならない、つまり事前協議の対象とならないと明記されていることも明らかにされました。

これまで日本政府は、「事前協議の申し出がないから核兵器の持ち込みはありえない」と言い続けてきましたが、この秘密協定によって40年間もの間、国民に隠れてアメリカの核兵器持ち込みに合意してきたことになり、国是である非核三原則（核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず）を根本からくつがえすものです。

本市議会は非核平和都市宣言自治体として、政府に対して、日米「核密約」の全容を国民の前に公表するとともに、直ちにいかなる形で我々が国への核兵器の持ち込みを認めないことを宣言するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年7月4日 否決）

林政の基本問題に関する要望意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 成田 晃 司

同 齊藤 裕 敬

同 渡部 智

同 西脇 清

同 秋山 京子

森林は「みどりと水」の源泉であり、木材の供給のほか国土の保全・水資源の涵養等の公益機能の発揮を通じて、豊かで安全な国民生活の実現に貢献しています。

特に北海道は、森林面積が71%を占め、これを背景にして成立した林業・林産業は、これまで農山村地域住民の生活安定・地域経済の振興・発展に寄与してきました。しかし過疎化・高齢化、景気の低迷によって森林の育成・整備の立ち遅れが目立ち、林業生産活動だけでなく森林の公益的機能の発揮にも支障を来すおそれがあるなど、森林・林業・林産業の将来に展望を持ってないでいます。

このような状況を打破するため、従来の施策の延長ではなく、循環型社会の構築など新たな発想に基づく森林・林業・林産業の抜本的改革の必要があり、そのためには、林業基本法の見直しをはじめとする関連法の整備を行い、多様な機能を十分に発揮するための森林・林業・木材産業を活性化させることが重要であります。

よって、国においては、このような事情を認識し、次の林政の基本問題に関する事項について、措置されますよう強く要望します。

記

- 1 林業基本法をはじめとする、日本林政の法体系を抜本的に見直し、整備・確立すること。
- 2 地方財政措置の充実など公有林経営の安定化と市町村による森林整備を強化するため支援制度の確立と住民参加による森林計画制度の策定、流域管理システムを確立すること。
- 3 山村の活性化及び担い手育成のために、次の事項を行うこと。
 - ① 森林の認証制度と結びつけた森林所有者への直接支払制度を確立すること。
 - ② 森林に関する税制度(相続税・固定資産税など)の見直しを進め、新たな社会資本として森林の整備が図られる税制度を確立すること。
 - ③ 森林整備に必要な担い手の育成と確保、また雇用条件等の改善が図られるよう条件整備を行うこと。
- 4 木材需要の拡大及び森林機能の発揮のために、次の事項を行うこと。
 - ① 木材の自給体制を確立し、自給率の向上を図るとともに、そのために必要な生産・流通及び消費に対する諸政策を強化すること。
 - ② 間伐など森林の整備を促進し、そのために公的資金の導入等必要な財政措置を講じること。
 - ③ 林業と木材産業を「森林の整備・管理を行う林業」と「木材加工・流通を通じて資源の循環利用に寄与する木材産業」と位置付け、木材の需要拡大ととりわけ人工林材の利用促進及びチップ材の販路拡大に必要な措置を講ずること。

④ 森林が果たしている国土保全・環境保全機能の発揮に対する、新たな費用負担制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小樽市議会

(議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決)

義務教育費国庫負担制度の堅持及び私学助成の確保と教職員の定数改善等教育
予算の充実を求める要望意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 横田久俊
同 大島護
同 新谷とし
同 佐々木勝利
同 斉藤陽一良

政府は、1985年度国家予算において、教職員の旅費と教材費を義務教育国庫負担法から除外したのをはじめ、恩給費・共済費の追加費用の適用除外により、地方自治体への負担を転嫁してきました。

さらに、大蔵省は、85年以来、学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示しましたが、地方からの強い抵抗により断念してきました。

一方、我が国の財政は、危機的な状況にあることが示され、文教予算についても子どもの減少に応じた合理化、教育サービスの受益者負担のあり方、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方等の観点から、

- 1 義務教育費国庫負担金の見直し
- 2 高等教育における組織・定員の見直し、授業料のあり方
- 3 私学助成の総額抑制及び負担のあり方等の見直し

が進められようとしています。

しかし、「教育は未来への先行投資」と言われているように、21世紀を担う人材の育成は緊急かつ重要な課題となっています。義務教育費国庫負担法は、国民すべてに対し、義務教育無償の原則により教育機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、国が必要な経費を負担することを定めたものです。学校事務職員・栄養職員の適用除外、2分の1の負担割合を下げることは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすとともに、地方自治体の財政を一層圧迫することになります。

また、義務教育学校の教科書の有償化及び私学助成の削減は、保護者に対し負担の増加となります。

さらに、教職員の定数改善は、ゆとりある教育の実現をめざす教育関係者の願いであり、教育困難克服、教育水準維持と教育の機会均等を早期に策定することがもとめられています。

よって、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担法を堅持すると共に学校事務職員の身分保障をはかること。
- 2 教科書の無償制度を継続し、私学助成の確保と一層の充実をはかること。
- 3 ゆとりある教育の実現を基本とした定数改善計画の早期策定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日
小樽市議会

（議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決）

平成12年

第2回定例会 意見書案第6号

小樽市議会

医薬品類の販売規制緩和に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 前田 清 貴

同 松本 聖

同 中島 麗子

同 佐々木 勝利

同 佐藤 利幸

昨年の3月31日から、ビタミン含有保健剤など15の医薬品類が「人体に対する作用が比較的緩やかで販売業者による情報提供の努力義務を課すまでもない」として、「新医薬部外品」として一般小売店でも販売ができるようになり、その結果、青少年が清涼飲料水と同じ感覚でドリンク剤を飲用しているケースなど、その悪影響が懸念されており、「新医薬部外品」の承認基準に定めた用法や用量の適正な使用が求められております。

さらに、「新医薬部外品」の一般小売店での販売実施状況を見ながら医薬品類の一般小売店での販売拡大や、「管理薬剤師の兼務規制の見直し」などについても、今後、国では検討を進めることとしておりますが、「医薬品」は、他の医薬品との併用や使用する人の体調や体質によっては副作用の発生の恐れがあるなど国民の健康に重大な影響が及ぶこともあり、その使用にあたっては薬剤師など専門の知識を有する人の情報提供が必要であります。

このため、医薬品類の販売規制緩和に関し、下記事項を強く要望します。

記

- 1 解熱鎮痛薬や総合感冒薬などは、中枢神経に作用する部分が主体で副作用の発生の恐れなど国民の健康に重大な影響も予想されますので、今後、これ以上これらの一般大衆薬も含めた医薬品類の販売規制の緩和は行わないこと。
- 2 服薬指導など薬局・薬店に薬剤師は必要であり、薬剤師の配置義務を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成12年7月4日

小樽市議会

（議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決）

有珠山噴火災害に関する要望意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 松本 聖

同 古沢 勝則

同 見楚谷 登志

同 武井 義恵

同 高橋 克幸

有珠山噴火からすでに3ヵ月、避難が段階的解除になったとはいえ、なお多くの住民が避難所生活を余儀なくされています。災害の長期化、避難所生活の長期化にともない、住民の健康・雇用の確保、農漁業、地域経済などに深刻な影響が出ています。

とりわけ、被災地域は道内有数の温泉地帯であり、洞爺湖温泉街の旅館・ホテルや関連産業の事業休止と従業員の失業問題、また、ホタテ養殖漁業、メロン栽培などの農業に重大な障害が生じています。

こうした中で、有珠周辺の復興と被災住民の生活再建のため、迅速な公的支援、個人補償制度の確立が強く求められています。

よって、下記の諸対策を早急に講じられるよう要望します。

記

- 1 避難所の食事、医療、育児、住環境等生活支援を強めること。
- 2 仮設住宅に生活援助員や保健婦の派遣等のサポート事業、ケア付仮設住宅の建設促進、食事の提供等生活支援対策の強化をはかること。
- 3 事業所の休止等に対して、雇用調整助成金を支給して雇用の継続をはかること。助成金の事業主負担を現行からさらに軽減すること。
- 4 緊急地域雇用交付金を活用した事業を大規模に実施すること。被災者の要望にこたえることができるよう、基金を上乗せして有効活用すること。
- 5 雲仙普賢岳のように「基金」を創設して、特別な生活支援・助成等の基金事業を実施すること。
- 6 家屋損壊・農漁業被害・営業困難な業者等、被災者への個人補償、営業補償制度を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小樽市議会

(議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決)

NTT小樽支店の存続を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 大 竹 秀 文

同 大 畠 護

同 武 井 義 恵

同 北 野 義 紀

同 斉 藤 陽一良

NTT持株会社は、昨年社員を2万1千人削減する「中期経営改善施策」に続き、「NTTグループ3ヵ年計画」で北海道の25ヵ所の支店・営業所を9つに統廃合しようとしています。この廃止対象のひとつに小樽支店も含まれています。

電信電話事業は、今日の情報社会にとって、電気・ガス・水道などととも、日常生活に欠かせないライフラインを構成し、緊急時の通信手段としてその社会的・公共的役割は重大です。また、広大な北海道の地域にあつては、より重要な社会的使命をになっています。また、利用者のサービス面で請求書の再発行・加入者名義変更・臨時電話申込み・故障や修理の取次など、窓口あつてのサービスができなくなり、NTT窓口のある都市まで半日以上かけて出かせなければならないことが懸念されます。

日本の不況が長引く中で、大企業の社会的責任が問われていますが、NTTは日本でも最優良企業であり、昨年度は株主に2割配当を行なっています。

小樽支店の廃止は、利用者や市民に多大な不便を強いるだけでなく、本市の活性化に逆行するものです。

よつて、本市議会は、政府ならびに関係省庁が、NTTの支店・営業所の廃止を行なわないよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小 樽 市 議 会

(議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決)

農業者年金制度改正に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 齊藤 裕 敬

同 小林 栄 治

同 武井 義 恵

同 高階 孝 次

同 佐野 治 男

昭和45年に創設された農業者年金制度は、政策年金として農業者の老後生活の安定はもとより、経営移譲を通じて、農業経営者の若返り、担い手の規模拡大など農業構造の改善に大きな役割を果たしてきました。

本道における農業者年金受給者数はおよそ4万5千人、年金受給総額は年間110億円に上っており、農業者の老後生活の安定とともに、地域経済を支える大きな柱にもなっております。

しかしながら、昨年暮れに政府案として出された農業者年金制度改革大綱案では、「受給者の年金の3割カット、46歳以下の加入者には掛け損」という内容を含むものであり、国の制度として信頼してきた農業者や関係者に大きな衝撃と動揺を与えています。

今時制度改正に当たっては、まず、制度設計者としての国の責任を明確にして、加入者・受給者等の信頼回復に努めるとともに、食料・農業・農村基本法の下における政策年金として再構築して制度を継続することが重要であります。

よって、政府におかれましては、下記事項の実現に特段のご配慮を賜りますよう要請する次第であります。

記

1 新たな政策年金の確立と加入者・受給者等の信頼の回復について

若い世代にも安心できる仕組みとするため、新たな食料・農業・農村基本法の下で、積立方式による財政の仕組みを基本とした政策年金として再構築し、制度を継続すること。

また、「受給者の年金3割カット、46歳以下には掛け損」などを内容とする政府案を見直し、大幅な国庫助成によって加入者・受給者等の信頼回復に努めること。

2 加入者・待機者に対する措置について

国が主体となり管理しているという責任をふまえ、加入者・待機者が現行制度において納付した保険料分に相当する年金単価については、現行の基本額経営移譲年金の水準を保証すること。

特に、現行加入者のうち、平成7年改正による配偶者の加入者については、重厚な配慮をすること。

3 受給者の年金水準の確保について

年金の老後生活に与える影響の大きさと国が主体となって管理しているという責任をふまえ、受給者の年金の水準については、国が支えることを基本とし、受給者の負担は最小限に圧縮すること。

4 新たな食料・農業・農村基本法の下における政策年金の確立について

新たな食料・農業・農村基本法に基づく魅力ある政策年金として再構築するため、制度改革大綱案による政策支援対象者の範囲を拡大するほか、支援水準の引き上げ、支援対象期間の拡大をはかること。

5 補完事業について

離農給付金制度に代わる制度として、専門的後継者もしくは認定農業者等への経営継承など、政策効果の高い経営継承に対して、一時金を支給する措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成12年7月4日

小樽市議会

(議決結果 平成12年7月4日 全会一致可決)

平成12年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会 期 平成12年6月2日～平成12年7月4日(33日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
第1号	平成12年度小樽市一般会計補正予算	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
修正案 第1号	平成12年度小樽市一般会計補正予算 修正案	12. 7. 4	議員	——	(予算)	(12. 6. 29)	(否決)	12. 7. 4	否決
第2号	平成12年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
第3号	平成12年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
第4号	平成12年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
第5号	平成12年度小樽市産業廃棄物等処分 事業会計補正予算	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
第6号	小樽市職員恩給条例等の一部を改正す る条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第7号	小樽市雇員恩給条例の一部を改正する 条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第8号	小樽市資金基金条例の一部を改正する 条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	予算	12. 6. 29	可決	12. 7. 4	可決
第9号	小樽市税条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第10号	小樽市医療法施行条例の一部を改正す る条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	厚生	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第11号	小樽市あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律施行条例 の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	厚生	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第12号	小樽市病院事業条例の一部を改正する 条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	厚生	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第13号	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例 の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	経済	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第14号	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例 の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	経済	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
第15号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	建設	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第16号	小樽港の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	経済	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第17号	小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	建設	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第18号	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第19号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第20号	不動産の譲与について	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	総務	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第21号	小樽港港湾区域内公有水面埋立てについて	12. 5. 26	市長	12. 6. 8	経済	12. 6. 30	可決	12. 7. 4	可決
第22号	平成12年度小樽市一般会計補正予算	12. 6. 2	市長	—	—	—	—	12. 6. 6	撤回承認
第23号	不動産の処分について	12. 6. 2	市長	—	—	—	—	12. 6. 6	撤回承認
第24号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	否決
第25号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	12. 7. 4	市長	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
第26号	人権擁護委員候補者の推薦について	12. 7. 4	市長	—	—	—	—	12. 7. 4	同意
報告第1号	専決処分報告(小樽市税条例の一部を改正する条例)	12. 5. 26	市長	—	総務	12. 6. 30	承認	12. 7. 4	承認
報告第2号	専決処分報告(平成12年度小樽市病院事業会計補正予算)	12. 5. 26	市長	—	予算	12. 6. 29	承認	12. 7. 4	承認
報告第3号	専決処分報告(平成12年度老人保健事業特別会計補正予算)	12. 5. 26	市長	—	予算	12. 6. 29	承認	12. 7. 4	承認
報告第4号	専決処分報告(落雪事故に係る損害賠償額)	12. 5. 26	市長	—	—	—	—	—	—

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
報告第5号	専決処分報告（落雪事故に係る損害賠償額）	12. 5. 26	市長	—	—	—	—	—	—
報告第6号	平成11年度小樽市一般会計及び特別会計の繰越明許費の繰越報告	12. 5. 26	市長	—	—	—	—	—	—
報告第7号	平成11年度小樽市下水道事業会計予算の一部繰越しについて	12. 5. 26	市長	—	—	—	—	—	—
報告第8号	平成11年度小樽市一般会計の事故繰越しの繰越報告	12. 5. 26	市長	—	—	—	—	—	—
意見書案第1号	介護保険の改善と国の財政措置を求める意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	否決
意見書案第2号	消費税率の引き上げに反対する意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	否決
意見書案第3号	日本への核兵器持ち込みを認める「核密約」の全容公表を求める意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	否決
意見書案第4号	林政の基本問題に関する要望意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
意見書案第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持及び私学助成の確保と教職員の定数改善等教育予算の充実を求める要望意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
意見書案第6号	医薬品類の販売規制緩和に関する意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
意見書案第7号	有珠山噴火災害に関する要望意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
意見書案第8号	NTT小樽支店の存続を求める意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
意見書案第9号	農業者年金制度改正に関する意見書（案）	12. 7. 4	議員	—	—	—	—	12. 7. 4	可決
その他 会議に 付した 事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経済	12. 6. 30	継続 審査	12. 7. 4	継続 審査

※（ ）にある修正案第1号は、平成12年6月29日に予算特別委員会へ提出され否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
7	30人学級の早期実現を求める意見書提出方について	11. 9. 9	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1	星野町における公的避難所設置方について	11. 5. 19	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
2	銭函地区における教育環境の整備方について	11. 5. 19	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	12. 1. 13	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
39	議会中の居眠り及び欠席議員に対する報酬減額方等について	12. 5. 19	12. 6. 30	不採択	12. 7. 4	不採択

経済常任委員会

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	11. 9. 8	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	11. 6. 30	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	12. 2. 21	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	12. 3. 2	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
16	認可外保育所「こどもの森おひさま」への補助金支給方について	12. 6. 7	12. 6. 30	採 択	12. 7. 4	採 択

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	11. 12. 9	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
38	道立小児総合保健センター付近へのJR駅新設方について	12. 5. 19	12. 6. 30	不採択	12. 7. 4	不採択

建設常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	11. 12. 13	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	12. 2. 23	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
15	市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について	12. 3. 7	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	11. 5. 19	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	11. 5. 28	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 1	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	11. 6. 23	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	11. 6. 23	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 24	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	11. 6. 25	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	11. 6. 29	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	11. 6. 29	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
21	JR函館本線柁里沢踏切の拡幅改良要請方等について	11. 12. 7	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	11. 12. 10	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
25	オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について	11. 12. 10	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	12. 1. 11	12. 6. 30	継続審査	12. 7. 4	継続審査
40	広告アーチの移設又は撤去方について	12. 6. 8	12. 6. 30	採 択	12. 7. 4	採 択